

# 東根市地域防災計画

資料編

令和7年7月

東根市防災会議



# 東根地域防災計画・資料編(目次)

## 第1編 法令等

### 1 条例

- (1) 東根市防災会議条例…………… 1
- (2) 東根市災害対策本部条例…………… 5
- (3) 東根市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… 6

### 2 規則等

- (1) 東根市防災会議運営規則…………… 10
- (2) 東根市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則…………… 11
- (3) 東根市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付要綱…………… 14
- (4) 東根市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱…………… 16
- (5) 東根市防災行政無線施設運用管理規程…………… 19

### 3 協定及び覚書

- (1) 東根市の災害協定等一覧…………… 23
- (2) 山形県広域消防相互応援協定書…………… 25
- (3) 山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書…………… 27
- (4) 消防相互応援協定書(仙台市)…………… 29
- (5) 山形県東根市と東京都中央区との災害相互援助協定書…………… 31
- (6) 山形県消防広域応援隊に関する覚書…………… 32
- (7) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定…………… 35
- (8) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定…………… 39
- (9) 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」…………… 41
- (10) 東根市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書…………… 45
- (11) 水道施設の災害に伴う応援協定書(市管工事業協同組合)…………… 47
- (12) 緊急時における廃棄物処分相互協定書…………… 49
- (13) 東北中央自動車道における消防相互応援協定書…………… 51
- (14) 覚書(東北中央自動車道における救急業務に関する覚書)…………… 53
- (15) 北海道新得町との災害相互援助協定書…………… 55
- (16) 東根市と河北町との災害相互援助協定書…………… 56
- (17) 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定…………… 57
  - 〃 協定実施細目(県葬祭業協同協会)…………… 59
- (18) 災害時における災害応急対策の応援に関する協定書(市建設業協会)…………… 61
- (19) 消防活動の協力に関する協定書(市建設業協会)…………… 63
- (20) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書(イオン(株)北日本カンパニー)…………… 65
- (21) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書(株)ヨークベニマル…………… 67
- (22) 災害時における物資供給に関する協定書(コメリ)…………… 69
- (23) 災害時における生活支援に関する協定書(市商工会)…………… 71
- (24) 災害時における避難支援等に関する協定書(東根温泉(協))…………… 73
- (25) 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書(東根市農協)…………… 75
- (26) 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省 東北地方整備局長)…………… 77
- (27) 山形県東根市と宮城県東松島市との災害相互援助協定書…………… 79
- (28) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書(三共木工)…………… 80
- (29) 山形県東根市と埼玉県朝霞市との災害相互援助協定書…………… 82
- (30) 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定…………… 83

(31)	災害時における東根市と東根市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書	87
(32)	災害時における派遣隊員と留守家族支援に関する協定 (陸上自衛隊 神町駐屯地)	90
(33)	災害時における福祉避難所の指定に関する協定 (社会福祉法人 東根福祉会)	92
(34)	災害時における福祉避難所の指定に関する協定 (社会福祉法人 明東会)	94
(35)	災害時における福祉避難所の指定に関する協定 (社会福祉法人 たいよう福祉会)	96
(36)	災害時における福祉避難所の指定に関する協定 (特定医療法人 敬愛会)	98
(37)	災害時における液化石油ガス等の供給に関する協定書 (山形県LPガス協会・北村山支部)	100
(38)	消防活動の協力に関する協定 (北村山生コンクリート協同組合)	102
(39)	災害相互援助協定 (愛知県西春日井郡豊山町)	104
(40)	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	105
(41)	大規模災害時における被災者支援に関する協定 (山形県行政書士会)	107
(42)	災害時の協力に関する協定書 (東北電力ネットワーク(株)天童電力センター)	109
(43)	災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協定書 (山形三菱自動車販売(株))	111
(44)	災害時における物資輸送等に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社 山形主幹支店)	114
(45)	災害時における救援活動の協力に関する協定書 ((株)ヤマザワ)	116
(46)	災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定 (あおぞら観光バス(株))	118
(47)	災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (日立建機日本株式会社)	120
(48)	災害等における物資輸送及び運営等の協力に関する協定 (南東北福山通運(株))	122
(49)	災害時における応急対策業務に関する協定 (東根市測量設計連絡協議会)	124
(50)	災害等における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 (一般社団法人山形県建築士会村山支部)	126

#### 4 基準及び指針等

(1)	気象予警報等の種類及び発表基準	128
(2)	気象庁震度階級関連解説表	134
(3)	災害対策用臨時ヘリポート設定基準	137

## 第2編 災害関係

1	東根市内における主な災害記録	138
2	過去10年の気象概要、令和5年月別気温・湿度・雨量・降雪量	147
3	山形盆地断層帯位置図	148

## 第3編 防災関係機関

1	防災関係機関一覧	149
2	報道機関	151
3	東根市医療機関	152
4	東根市自主防災会組織	153

## 第4編 防災施設及び設備

- 1 防災施設
  - (1) 指定避難所等一覧・救護所一覧…………… 155
  - (2) 一時避難所一覧…………… 158
  - (3) 臨時ヘリポート…………… 160
- 2 防災設備等
  - (1) 水防倉庫及び備蓄資機材…………… 161
  - (2) 山形県防災情報システムネットワーク全体構成図…………… 162
  - (3) 市有車両等保有台数…………… 163

## 第5編 災害危険箇所等

- 1 重要水防箇所…………… 164
- 2 土砂災害危険区域
  - (1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜）調査表…………… 167
    - ・ 同一覧図…………… 169
  - (2) 土砂災害警戒区域等（土石流）調査表…………… 171
    - ・ 同一覧図…………… 173
  - (3) 東根市〇〇地区土砂災害警戒避難体制…………… 175
  - (4) 山地災害危険区域
    - ア 崩壊土砂流出危険地区…………… 182
    - イ 山腹崩壊危険地区…………… 183
    - ウ 地すべり危険地区…………… 183
  - (5) 市道土砂災害危険箇所…………… 184
    - ・ 同一覧図…………… 184
- 3 雪崩危険箇所
  - (1) 雪崩危険箇所一覧…………… 186
    - ・ 同一覧図…………… 187
  - (2) 市道雪崩危険箇所…………… 189
    - ・ 同一覧図…………… 189

## 第6編 その他の関係事項

- 1 東根市の要配慮者等の現状…………… 190
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間…………… 196
- 3 見舞金等の支給・資金の貸付
  - (1) 見舞金等の支給及び生活資金の貸付…………… 199
  - (2) 住宅対策…………… 203
  - (3) 天災融資制度による融資…………… 204
  - (4) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資…………… 206
  - (5) 既存融資制度による融資…………… 207
- 4 災害復旧事業一覧…………… 208
- 5 激甚災害指定基準…………… 210
- 6 局地激甚災害の指定基準…………… 212
- 7 火葬場等の能力…………… 213

## 第7編 防災関係図

- 1 緊急輸送道路ネットワーク計画図…………… 214
- 2 東根市指定避難所等マップ…………… 215
- 3 東根市災害危険箇所図…………… 221



# 第 1 編 法令等

1	条 例	1
2	規則等	10
3	協定及び覚書	23
4	基準及び指針等	128



# 1 条 例



# 東根市防災会議条例

昭和38年3月12日 条例第7号

改正 平成12年3月21日 条例第27号

改正 平成18年3月17日 条例第4号

改正 平成24年12月19日 条例第24号

## (目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東根市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東根市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
- (3) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 山形県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長が市の職員のうちから指名する者
- (6) 教育委員会の教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関及びその他関係機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を組織する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は再任されることができる。

## (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日条例第4号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第24号）

この条例は公布の日から施行する。

## 東根市防災会議委員名簿

	委員別	所属機関（役員名）	備考
1	会長	東根市長	
2	1号委員	農林水産省林野庁山形森林管理署長	
3	〃	国土交通省東京航空局山形空港出張所長	
4	〃	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長	
5	2号委員	陸上自衛隊神町駐屯地第20普通科連隊長	
6	3号委員	山形県村山総合支庁北村山地域振興局長	
7	〃	山形県村山総合支庁建設部長	
8	〃	山形県村山総合支庁保健福祉環境部長	
9	〃	山形県山形空港事務所長	
10	4号委員	山形県村山警察署長	
11	5号委員	東根市副市長	
12	〃	東根市総務部長	
13	〃	東根市市民生活部長	
14	〃	東根市健康福祉部長	
15	〃	東根市経済部長	
16	〃	東根市建設部長兼上下水道部長	
17	〃	東根市会計管理者	
18	〃	東根市議会事務局長	
19	〃	東根市教育委員会教育次長	
20	6号委員	東根市教育委員会教育長	
21	7号委員	東根市消防長	
22	〃	東根市消防団長	
23	8号委員	日本郵便株式会社東根郵便局長	
24	〃	東日本電信電話(株)山形支店災害対策室長	

25	〃	東北電力ネットワーク（株）天童電力センター所長	
26	〃	（株）ドコモCS東北 山形支店長	
7	〃	日本通運（株）山形支店 山形物流事務所長	
28	〃	山交バス（株）寒河江営業所長	
29	〃	東根市商工会長	
30	〃	社会福祉法人東根市社会福祉協議会事務局長	
31	〃	北村山公立病院事務長	
32	〃	東根市企業連絡協議会会長	
33	〃	大森工業団地連絡協議会会長	
34	9号委員	東根市区長協議会連合会会長（東根市自主防災会連絡協議会会長）	兼務
35	〃	東根市自主防災会連絡協議会副会長	
36	〃	東根市自主防災会連絡協議会副会長	
37	〃	東根市自主防災会連絡協議会理事	
38	〃	東根市自主防災会連絡協議会理事	
39	〃	東根市自主防災会連絡協議会理事	
40	〃	東根市自主防災会連絡協議会理事	
41	〃	東根市医師会会長	
42	〃	東根市アマチュア無線クラブ会長	
43	〃	東根市農業協同組合女性部部长	
44	〃	山形県隊友会東根支部長	

# 東根市災害対策本部条例

昭和38年3月12日条例第8号

改正 平成24年12月19日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東根市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第24号）

この条例は公布の日から施行する。

# 東根市災害弔慰金の支給等に関する条例

改正 昭和53年12月21日 条例第26号  
 昭和56年10月9日 条例第24号  
 昭和57年12月21日 条例第12号  
 平成3年12月20日 条例第28号  
 平成25年6月21日 条例第27号  
 令和元年6月21日 条例第15号  
 令和元年9月20日 条例第27号

〔注〕昭和57年から改正経過を注記した。

## (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔昭和57年条例12号・令和元年15号〕

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

一部改正〔令和元年条例第15号〕

## (災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者  
 イ 子  
 ウ 父母  
 エ 孫  
 オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

〔R2 改正〕

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対する支給は、全員に対しなされたものとみなす。

一部改正〔平成25年条例27号・令和元年15号〕

(災害弔慰金の額)

- 第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

一部改正〔昭和57年条例12号・平成3年28号〕

(死亡の推定)

- 第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

- 第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

一部改正〔昭和57年条例12号〕

(支給の手続)

- 第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

- 第9条 市長は、市民が災害により負傷し又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

追加〔昭和57年条例12号〕

(災害障害見舞金の額)

- 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

追加〔昭和57年条例12号〕、一部改正〔平成3年条例28号〕

(準用規定)

- 第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

追加〔昭和57年条例12号〕

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔昭和57年条例12号〕

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

[R2 改正]

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
- エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号ウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。
- 一部改正〔昭和57年条例12号・平成3年28号・令和元年15号〕
- （保証人及び利率）
- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。
- 一部改正〔昭和57年条例12号・令和元年15号〕
- （償還等）
- 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。
- 一部改正〔昭和57年条例12号・令和元年15号・令和元年27号〕
- （規則への委任）
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 一部改正〔昭和57年条例12号〕
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和56年10月9日条例第24号）
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 附 則（昭和57年12月21日条例第12号）
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
- 附 則（平成3年12月20日条例第28号）
- この条例は、平成4年1月1日から施行する。
- 附 則（平成25年6月21日条例第27号）
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適

用する。

附 則（令和元年6月21日条例第15号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第27号）  
この条例は、公布の日から施行する。



## 2 規則等



# 東根市防災会議運営規則

昭和41年5月14日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、東根市防災会議条例（昭和38年東根市条例第7号）第5条項の規定に基づき、東根市防災会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 東根市防災会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(専決処分)

第3条 会長は会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 東根市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整をはかること。
- (4) 非常災害に際し、とりあえず緊急措置の実施を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、あらかじめ会議において決定された設置規準に従って市長に意見を述べること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 東根市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和54年3月22日規則第4号

改正 昭和57年12月22日規則第20号

令和元年8月26日規則第15号

〔注〕昭和57年から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(災害弔慰金支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の住所・氏名・性別・生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

追加〔昭和57年規則20号〕

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

追加〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(災害援護資金借入の申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）に

〔R2 改正〕

において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行なうものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに災害援護資金借用書(以下「借用書」という。保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)

(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部、又は一部の償還の免除を受けようとする者

[R2 改正]

(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 仮受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号・令和元年15号〕

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人、又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに氏名等変更届(別記様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(実施細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月22日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (令和元年8月26日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 東根市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付要綱

令和3年3月24日告示第40号

(趣旨)

第1条 市長は、土砂災害危険区域内における住民の身体及び財産を土砂災害（地すべり、山崩れ及び土石流（以下「地すべり等」という。）による災害をいう。以下同じ。）から保護するため、当該区域内の居住者が住宅を撤去して当該区域外に住宅の移転をする場合に要する費用に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし本市区域外に移転した場合を除く。

(補助適用区域)

第2条 前条の規定による土砂災害危険区域とは、東根市地域防災計画において、山形県が関係法令に基づいて指定するものとしている以下の指定箇所をいう。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災規制区域

(補助適用住宅)

第3条 地すべり等により全壊し、埋没し、若しくは流失した等の住宅又は土砂災害の危険が切迫していると認められる住宅を当該危険区域外に移転する場合に適用する。

(住宅の移転)

第4条 第1条の規定による住宅の移転とは、次の場合をいう。

- (1) 新築移転 土砂災害危険区域内に居住する者が、地すべり等により住宅が全壊し、埋没し、又は流失した等のため、他の場所に新たに住宅を建築する場合
- (2) 解体移転 土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して他の場所に移転する場合
- (3) 引方移転 土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を解体しないで他の場所に移転する場合
- (4) 既存建物購入移転 地すべり等により住宅が全壊し、埋没し、若しくは流失した等のため又は土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して新たに既存建物を購入して移転する場合

2 市長は、前項に規定する住宅の移転において、東根市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和63年告示第1号）による補助金の交付を受け、又は受けようとする土砂災害危険区域内の居住者に対して補助金を交付しない。

(補助金算定基準)

第5条 補助金の額は、住宅1戸当たりの移転費に対し、次により計算した額とする。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

- (1) 新築移転の場合 建築費用の実支出額の3分の1に相当する額
- (2) 解体移転の場合 建築費用の実支出額の4分の1に相当する額
- (3) 引方移転の場合 引方移転費用の実支出額の4分の1に相当する額
- (4) 既存建物購入移転の場合 既存建物購入移転費用の実支出額の4分の1に相当する額

[R3 改正]

## 額

2 前項の実支出額は、3.3平方メートル当たりの費用の額が340,000円を超える場合は340,000円とし、建物延べ面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートルとして計算した額とする。

(補助金交付申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、土砂災害危険区域住宅移転補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 移転を必要とする住宅の状態を把握できる写真
- (2) 住宅被害等状況書(様式第2号)

(交付の決定等の通知)

第7条 市長は、前条により提出された補助金交付申請書等を審査し、交付決定する場合にあっては、交付すべき金額及び交付の条件を、交付しない場合にあっては、その旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(移転の着手及び竣工の報告)

第8条 補助金交付の通知を受けた者は、移転等の着手前7日まで工事着手届(様式第3号)を、竣工後は、直ちに住宅移転完了報告書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 住宅移転完了報告書には、住宅移転が完了した状況が把握できる写真を添付するものとする。

(関係書類の備付)

第9条 補助金交付の通知を受けた者は、事業費の収支、その他事業に関する内容を明らかにする書類及び帳簿を備えつけておかなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の書類及び帳簿を検査することができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、適正な住宅移転完了報告書を受領後、検査のうえ、補助額を査定した補助金を交付する。

(補助金の目的外使用禁止)

第11条 補助金の交付を受けた者は、これを他の用途に使用してはならない。

(補助金交付通知の取消し及び還付命令等)

第12条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者又は交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その補助金交付の通知を取り消し、若しくは補助額の変更又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 第6条又は第8条の規定による提出書類に虚偽若しくは不正の記載があったとき。
- (4) 支出金額が予算に比し著しく減少したとき。
- (5) 経費の算定及び支出金額に著しく適正を欠いたとき。

(提出書類の部数等)

第13条 この要綱により市長に提出する書類は、3部とする。

2 市長は、この規定に定める書類のほか、必要を認める書類の提出を命ずることができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 東根市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

昭和63年1月11日告示第1号  
改正 平成2年3月27日告示第16号  
平成3年3月30日告示第19号  
平成4年4月20日告示第22号  
平成6年7月18日告示第27号  
平成7年12月21日告示第41号  
令和2年1月29日告示第13号

## (主旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金の交付対象となる事業のうち、次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき山形県知事が山形県建築基準条例（昭和36年条例第15号。以下「県条例」という。）第1条の2の規定により指定した災害危険区域
  - イ 建築基準法第40条の規定に基づき山形県が県条例第4条の2の規定により建築を制限している区域
  - ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条に基づき山形県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (2) 移転事業 危険住宅を安全な場所に移転する工事（移転に代えて新たに住宅を購入する場合を含む。）をいう。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は別表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 危険住宅に代わる住宅の建設地（購入地を含む。）が法第7条に基づき山形県知事が指定した土砂災害警戒区域内である場合は、危険住宅の除却等に要する経費についてのみ補助の対象とする。

## (補助金交付申請)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長の指示する日までとし添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書（様式第1号）
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費等調書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

## (補助金の交付決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金交付決定通知書により通知する。

## (事業の中止及び取り止め)

第6条 補助事業を中止し、又は取り止めしたときは、がけ地近接等危険住宅

[R2 改正]

移転事業中止（取り止め）届（様式第3号）により市長に、届けでるものとする。

（補助金の請求及び実績報告）

第7条 移転事業を行った者は、その事業が完了したときに、補助金の請求書（様式第4号）及び実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定による書類の提出があった場合は、当該書類を審査し現地確認を行い、適当と認めるとき補助金を交付するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月27日告示第16号）

（施行期日）

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、住宅の建設等に要する経費の欄の改正については、平成元年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程施行日前のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日告示第19号）

（施行期日）

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行日前のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月20日告示第22号）

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程適用日前のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月18日告示第27号）

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程の適用日前のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月21日告示第41号）

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程の適用日前のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月29日告示第13号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

補助金の対象経費	補助金の額	補助金の限度額
危険住宅の除却等に要する経費	移転を行う者が負担する危険住宅の除却等に要する経費に相当する額	1戸当たり975千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において負担する当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。

一部改正〔平成2年告示16号・3年19号・4年22号・6年27号・7年41号・令和2年13号

## 東根市防災行政無線施設運用管理規程

平成 29 年 4 月 1 日訓令第 3 号  
改正 令和 2 年 4 月 1 日訓令第 9 号の 1

## (目的)

第 1 条 この規程は、東根市防災行政無線同報系施設（以下「無線局」という。）の管理運営について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、無線局の適正かつ円滑な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 市が設置する無線設備及び当該無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の情報を送信する無線局をいう。（以下、「親局」という。）
- (3) 同報子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備（アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。）をいう。（以下、「子局」という。）
- (4) 統括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (5) 管理責任者 統括責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運用にあたる責任者をいう。
- (6) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外の者をいう。
- (7) 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。
- (8) 通信統制 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

## (無線局の配置)

第 3 条 無線局の配置は、別表 1 のとおりとする。

## (放送の種別)

第 4 条 無線局の放送は、緊急放送、行政放送、時報放送とする。

## (放送内容等)

第 5 条 第 4 条に掲げる緊急放送の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する事項
- (2) 気象警報等に関する事項
- (3) 国民保護に関する事項
- (4) 人命救助に関する事項
- (5) 消防・救急に関する事項

2 第 4 条に掲げる行政放送の内容は、次のとおりとする。

- (1) 環境汚染・健康被害に関する事項
- (2) 動物被害に関する事項
- (3) 行方不明者の捜索に関する事項
- (4) ライフラインに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政事務に関する事項で緊急性、重要性の高い事項

3 第 4 条に掲げる時報放送の内容は、子局毎に定めた定時放送とする。

## (放送の優先順位)

第6条 無線局における放送の優先順位は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、親局が行政放送のときに遠隔制御器において緊急放送を要するときは、この限りでない。

- (1) 第1順位 親局
- (2) 第2順位 遠隔制御器

## (放送の手続)

第7条 行政放送を必要とするときは、放送内容を記載して管理責任者に申込むこととする。ただし、緊急放送等であらかじめ原稿を提出する暇がないときは、口頭又は電話等により申込むことができる。

## (管理運営)

第8条 無線局の管理運営は、総務部危機管理室において行うものとする。

- 2 東根市消防本部（以下「消防本部」という。）に設置する遠隔制御器については、消防本部に管理運営を委任する。

## (無線局の総括管理者)

第9条 無線局に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

## (管理責任者)

第10条 無線局に管理責任者を置き、危機管理室長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに無線従事者を指揮監督する。

## (無線従事者)

第11条 無線局に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を所掌する。

## (無線従事者の配置、養成等)

第12条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年12月末日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

## (無線従事者の任務)

第13条 無線従事者は、無線設備の操作を行う。

## (通信取扱者)

第14条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに関係法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

## (通信統制)

第15条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、統括責任者とする。
- (2) 総括責任者が職務を行うことができないときは、管理責任者がこれを代行する。
- (3) 総括責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

## (非常災害時における通信体制)

第16条 総括責任者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 総括責任者が特に必要と認めるとき。
- 2 管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

[R2 改正]

## (通信訓練)

第17条 総括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次により定期的に訓練を行うものとする。

- (1) 総合通信訓練（防災訓練等に合わせて） 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

## (職員の研修)

第18条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

## (備え付け書類等の管理)

第19条 管理責任者は、法第60条に定める業務書類及び法第80条、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条並びに第40条の提出書類について整備保管するものとする。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 管理責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理保管しておくものとする。

## (提出書類)

第20条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは遅滞なく東北総合通信局長に届出をするものとする。

- 2 無線業務日誌抄録は、毎年1月から12月までの期間における必要事項を記載して、翌年速やかに東北総合通信局長に提出するものとする。

## (無線従事者選任及び解任届の提出)

第21条 総括責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により、速やかに無線従事者選任又は解任届を東北総合通信監理局長に提出するための手続をとらなければならない。

## (無線設備の点検及び整備)

第22条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、総括責任者は定期点検（精密点検）を年1回以上行わなければならない。

- 2 前項の点検の結果は、点検記録簿に記録しておくものとする。
- 3 総括責任者は、点検の結果、異常を発見したときは、直ちに措置するとともに保守契約を締結している業者等に連絡し障害の除去に努めるものとする。

## (その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、管理運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第9号の1）

この規程は、令達の日から施行する。

別表 1

## 東根市防災行政無線 無線局配置表

No	同報親局	所 在			
1	東根市役所	東根市中央一丁目1-1			
No	同報子局	所 在	No	同報子局	所 在
1	市営住宅並松団地	大字蟹沢 1703	31	泉郷入 1	大字泉郷甲 864-1
2	北村山公立病院	温泉町二丁目 14	32	泉郷入 2	大字泉郷元沢渡字笹原 2067-1
3	神町保育所	若木通り一丁目 50	33	向原旧集会所	大字沼沢字向原 2734-98
4	第二中学校	蟹沢 950-15	34	沼沢コミュニティセンター	大字沼沢 1513-1
5	大富中学校	柏原三丁目 1-1	35	土木原ポンプ庫	大字沼沢字土木原 384-1
6	第三中学校	大字泉郷乙 1922	36	太田新田公民館	大字野川 418
7	東根公民館	本町 6-1	37	東若木公民館	大字野川 2282-6
8	東郷公民館	大字野川 1184-1	38	八幡町公民館	大字野川 2370-2
9	高崎公民館	大字観音寺 2167-2	39	行沢公民館	大字猪野沢 1856-1
10	神町防災センター	神町東四丁目 4-8	40	猪野沢コミュニティセンター	大字猪野沢 324-10
11	大富公民館	大字羽入 723	41	木戸口公民館	大字猪野沢 700
12	小田島公民館	大字郡山 672	42	岩崎沢川	大字猪野沢 (岩崎沢川)
13	長瀬公民館	大字長瀬 1259	43	大堀集落センター	大字島大堀 301
14	市民体育館	大字東根乙 1119-1	44	東公民館	大字蟹沢 1438
15	中川原公園	本丸南二丁目 9	45	田中公民館	大字観音寺 735-3
16	蟹沢公園	大字蟹沢 1341	46	間木野公民館	大字観音寺 1155-2
17	わかば公園	神町北三丁目 12	47	原宿公民館	大字関山 224
18	神町西 3 公園	神町西三丁目 89	47	西原公民館南側	大字関山字南原 1310-1
19	若木東公園	若木通り四丁目 37	49	休石公民館	大字関山 1663-2
20	大平公園	大字若木 23	50	下悪戸公民館	大字関山字中河原 910-33
21	一本木第 4 公園	一本木二丁目 2-23	51	上悪戸ポンプ庫	大字関山字上悪戸 2340-2
22	神町西 6 公園	神町西四丁目 2	52	神町上区公民館	神町南一丁目 9-13
23	鷺の森公園	鷺の森一丁目 11	53	営団公民館	大字神町営団大通り 47
24	北の宿公民館	本丸西二丁目 4-15	54	三ツ屋公民館	大字羽入 2500
25	中ノ目コミュニティセンター	本丸南二丁目 5-22	55	藤助新田公民館	大字藤助新田 1366-1
26	三日町公民館	三日町二丁目 5-7	56	荷口公民館	大字荷口 297-3
27	六田公民館	六田二丁目 6-23	57	新町公民館	大字野田 1996
28	西戸公民館	大字泉郷 468	57	西公民館	大字蟹沢字西 153-2
29	川原公民館	大字泉郷甲 2750-1	59	松沢公民館	大字松沢 38-7
30	上野台公民館	大字泉郷元沢渡字上野台 679-5	60	城北公民館	大字長瀬 1560-4

[R2 改正]



### 3 協定及び覚書



## 東根市の災害協定等一覧

令和5年3月1日現在

No.	災害協定先	締結、更新日	協定等内容
1	県内協定市町村	S53. 3. 10	山形県広域消防相互応援協定
2	山形県知事	S55. 4. 1	山形空港、周辺消火救難活動協定
3	仙台市長	S63. 9. 19	消防相互応援協定
4	東京都中央区長	H 7. 7. 5	災害相互援助協定
5	県生活福祉部長	H 7. 11. 14	消防広域応援隊に関する覚書
6	県内 44 市町村長	H 7. 11. 20	大規模災害時の市町村広域相互応援協定
7	山形県知事	H10. 4. 1	県消防防災ヘリコプター応援協定
8	日本水道協会山形県支部	H27. 4. 24	災害時相互応援協定
9	日本郵便株式会社	R 2. 1. 30	包括的連携に関する協定書
10	市管工事業協同組合	H11. 3. 19	水道施設の災害応援協定
11	県内 5 市 3 町 4 組合	H11. 12. 1	緊急時の廃棄物処分相互協定
12	県内 4 市 2 事務組合	H31. 5. 30	東北中央自動車道における消防相互応援協定
13	東日本高速道路株式会社	H31. 4. 12	救急覚書
14	北海道新得町長	H16. 8. 11	災害相互援助協定
15	河北町長	H17. 9. 1	災害相互援助協定
16	県葬祭業協同組合	29. 6. 9	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定
17	市建設業協会	H18. 7. 10	災害時の災害応急対策の応援協定
18		H30. 3. 14	消防活動の協力に関する協定
19	イオン(株)秋田山形事業部	H18. 7. 28	災害時の災害応急生活物資供給協定
20	(株)ヨークベニマル	H18. 7. 28	災害時の災害応急生活物資供給協定
21	NPO コリ災害対策センター	H19. 7. 9	災害時における物資供給協定
22	東根市商工会	H20. 2. 26	災害時における生活支援協定
23	東根温泉協同組合	H20. 2. 26	災害時における避難支援協定
24	東根市農業協同組合(合併)	H20. 2. 26	災害時における応急生活物資の供給協定
	山形東郷農業協同組合(合併)	H20. 2. 26	災害時における応急生活物資の供給協定
	神町農業協同組合(合併)	H20. 2. 26	災害時における応急生活物資の供給協定
25	国土交通省 東北地方整備局長	H21. 12. 25	災害時の情報交換に関する協定
26	宮城県東松島市	H23. 12. 11	災害相互援助協定
27	三共木工(株)山形事業所	H24. 11. 21	災害時における応急生活物資の供給協定
28	埼玉県朝霞市	H24. 11. 22	災害相互援助協定
29	東北管内工業用水道 17 事業所	H30. 2. 19	工業用水道災害時応援協定
30	東根市社会福祉協議会	H25. 4. 25	災害時における相互支援に関する協定
31	陸上自衛隊 神町駐屯地	H27. 2. 2	災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定
32	社会福祉法人 東根福祉会	H27. 3. 30	災害時における福祉避難所の指定に関する協定
33	社会福祉法人 明東会	H27. 3. 30	災害時における福祉避難所の指定に関する協定
34	社会福祉法人 たいよう福祉会	H27. 3. 30	災害時における福祉避難所の指定に関する協定
35	特定医療法人 敬愛会	H27. 3. 30	災害時における福祉避難所の指定に関する協定

36	山形県L Pガス協会・北村山支部	H29. 2. 20	災害時における液化精油ガス等の供給に関する協定
37	北村山生コンクリート協同組合	H30. 3. 14	消防活動の協力に関する協定
38	愛知県西春日井郡豊山町	H31. 2. 7	災害相互援助協定
39	ヤフー株式会社	R 1. 9. 10	災害に係る情報発信等に関する協定
40	山形県行政書士会	R 1. 9. 18	大規模災害時における被災者支援に関する協定
41	東北電力ネットワーク(株)天童電力センター	R 2. 6. 19	災害時の協力に関する協定書
42	山形三菱自動車販売(株)	R 2. 7. 9	災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協定書
43	ヤマト運輸株式会社 山形主幹支店	R 3. 3. 24	災害時における物資輸送等に関する協定書
44	(株)ヤマザワ	R 3. 7. 15	災害時における救援活動の協力に関する協定書
45	あおぞら観光バス(株)	R 3. 9. 22	災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定
46	日立建機日本株式会社	R 4. 3. 29	災害時におけるレンタル危機の提供に関する協定書
47	南東北福山通運(株)	R 5. 12. 25	災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定
48	東根市測量設計連絡協議会	R 6. 3. 15	災害時における応急対策業務に関する協定書
49	一般社団法人山形県建築士会村山支部	R 6. 3. 15	災害時における被災建築物応急危険度判定業務等に関する協定
49 協定先 (51 協定書)			

## 1. 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

- (1) 普及応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において直ちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
  - (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

## (経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出勤若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

## (協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

## (改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

## (効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者  
市町村長等 ( 氏 名  
連 署 )

## 2. 山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事板垣清一郎（以下「甲」という。）と東根市長留場俊光（以下「乙」という。）は、山形空港（以下「空港」という。）及びその周辺（山形空港用地に隣接する地域をいう。以下同じ。）における消火救難活動について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は空港及びその周辺における航空機もしくはその他の火災、又はそれ等の発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、災害の防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において緊急事態が発生したと認めたときは山形空港管理事務所長（以下「所長」という。）を通じて乙に対して、その消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）の出動を要請するものとする。

（出動）

第3条 乙は前条による出動要請がなされたとき、又は要請がなされなくとも出動する必要があると認めたときは、すみやかに消防隊等を緊急事態の発生場所に出動させるものとする。

（消火救難活動の指揮）

第4条 空港及びその周辺における緊急事態の消火救難活動の指揮は、乙の消防隊等の長がこれにあたる。ただし空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、空港所長がその指揮にあたるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議して、緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、空港及びその周辺における消火救難活動に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力発生及び旧協定の廃止）

第7条 この協定は昭和55年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している「山形空港における消火救難活動に関する協定書（昭和46年4月1日）」による協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

甲 山形県知事 板垣 清一郎

乙 東根市長 留場 俊光

（注1） 県は庄内空港に関する同様の協定を、酒田地区消防組合及び鶴岡地区消防事務組合との間で締結している。

酒田地区消防組合 平成3年6月24日 締結

鶴岡地区消防事務組合 平成3年6月27日 締結

(注2) 県は米沢ヘリポートに関する同様の協定を、米沢市との間で締結している。

平成4年4月1日 締結

### 3. 消防相互応援協定書

仙台市及び東根市（以下「協定市」という。）は、大規模災害、特殊災害、指定地域災害の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防の相互応援に関し、次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内や発生した大規模若しくは特殊な災害（以下「災害」という。）について、相互に消防の応援を実施し、災害の鎮圧及び人命の安全に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、第1条に規定する災害が発生し、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、災害が協定市の指定する地域で発生した場合は、即時に応援するものとする。

- (1) 災害が協定市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 被災市の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合。
- (3) 災害を防除するため協定市が保有する車両等及び資機材を必要と認める場合。

（応援要請の方法）

第3条 協定市は、応援の要請があったときは、消防隊を出動させるものとする。

第4条 応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援を必要とする消防隊、資機材等の種類及び数
- (4) その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第5条 第2条の規定により応援の要請を受けた市は、当該市の消防業務に支障のない範囲において行うものとする。

- 2 協定市は、応援隊を派遣するときは、出動人員、資機材等の種類及び数、出発時刻を通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側が負担するものとする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、応援を受けた側が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる以外の費用は、応援を受けた側が負担するものとする。

（損害等の負担）

第7条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法又は応援をした協定市の消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、応援を受けた側が負担するものとする。
- (2) 応援隊が第三者に与えた損害のうち交通事故の場合は、応援側が負担するものとし、その他の損害については、応援を受けた側が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議し、決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和63年9月20日から実施する。

昭和63年9月19日

仙台市  
市長

東根市  
市長

## 4. 山形県東根市と東京都中央区との災害相互援助協定書

(趣 旨)

第1条 山形県東根市（以下「甲」という。）と東京都中央区（以下「乙」という。）とは、友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に関し、この協定に定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するように努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

1. 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
2. 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
3. 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
4. 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員の派遣
5. 被災者の一時収容のための施設の提供
6. 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(輸 送)

第4条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。

ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

(経 費)

第5条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方協議して決定する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成7年7月5日

甲 山形県東根市長 伊 勢 辰 雄

乙 東京都中央区長 矢 田 美 英

## 5. 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)が当たる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

立会人  
山形県生活福祉部長 氏 名

市町村消防長等 氏 名  
(連 署)

## 第2条第3項関係

## 応援隊数

(令和3年2月1日現在)

消防本部名	応援隊の種別	応援隊数	広域応援	消火隊・化学	救急隊	救助隊	特殊隊	後方支援隊
山形市消防本部		13	1	3	3	1	3	2
上山市消防本部		3		1	1			1
天童市消防本部		4		1	(1)	1		1
西村山広域行政事務組合消防本部		6		2	2	1		1
村山市消防本部		4		1	(1)	(1)		1
東根市消防本部		4		1	(1)	1		1
尾花沢市消防本部		3		1	1			1
最上広域市町村圏事務組合消防本部		6	(1)	2	1	1		1
置賜広域行政事務組合消防本部		10	1	4	2	(1)		2
西置賜行政組合消防本部		7		2	2	(1)		2
鶴岡市消防本部		13	1	5	3	2	(1)	1
酒田地区広域行政組合消防本部		11		5	3	(1)	1	1
合 計		84	4	28	21	11	5	15

※ 令和2年4月1日以降、緊急消防援助隊へ登録した小隊は、上記小隊に加えて広域応援隊とする。なお、カッコ書きは、緊急消防援助隊へ登録していない隊。

※ 鶴岡市消防本部の救助隊については、水難救助隊を含む。

## 第3条関係

## 情報連絡窓口

消防本部名	連絡先	N T T		地域衛星通信ネットワーク (山形県防災行政無線)	
		電話	F A X	電話	F A X
山形市消防本部	警防課 通信指令課	023-634-1197 023-634-1198	023-624-6687 023-631-7320	7-006-744-901	7-006-744-950
上山市消防本部	消防署 通信指令室	023-672-1190	023-673-3250	7-006-745-401	7-006-745-450
天童市消防本部	消防課 通信指令室	023-654-1191	023-654-6269	7-006-746-101	7-006-746-150
西村山広域行政 事務組合消防本部	警防課 通信指令課	0237-86-2576 0237-86-2504	0237-86-3406	7-006-747-101	7-006-747-150
村山市消防本部	総務課 通信指令室	0237-55-2514	0237-53-3119	7-006-748-905	7-006-748-955
東根市消防本部	総務課 通信指令室	0237-42-0134	0237-43-7138	7-006-749-901	7-006-749-950
尾花沢市消防本部	通信指令室	0237-22-1131	0237-22-1156	7-006-750-101	7-006-750-150
最上広域市町村圏 事務組合消防本部	警防課 通信指令課	0233-22-7521	0233-22-7523	7-006-751-901	7-006-751-950
置賜広域行政 事務組合消防本部	警防課 通信指令課	0238-23-3107 0238-23-6650	0238-26-2036 0238-37-9123	7-006-752-401	7-006-752-450
西置賜行政組合 消防本部	通信指令室	0238-88-1211	0238-88-1861	7-006-756-501	7-006-756-550
鶴岡市消防本部	警防課 通信指令課	0235-22-8320 0235-22-8321	0235-23-0119	7-006-757-901	7-006-757-950
酒田地区広域 行政組合消防本部	警防課 通信指令課	0234-61-7115 0234-61-7116	0234-52-3491 0234-52-3492	7-006-758-101	7-006-758-150
山形県消防救急課	消防救急課 宿直室	023-630-2226 023-630-2754	023-633-4711	7-006-800- 1205	7-006-800- 1500
山形県 消防防災航空隊	消防防災航空隊 緊急連絡用携帯	0237-47-3275 090-1494-1816	0237-47-3277	7-006-800- 8011	7-006-800- 8013

## 6. 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者  
市町村長 氏名 ⑩  
(44市町村長連署)

## 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係  
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
  - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
  - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
    - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
    - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
  - (1) 応援に従事する者（以下、「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
  - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
  - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
  - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
  - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、《建築確認業務等》の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
  - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
  - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
  - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

## 別表2

## 応援調整担当市

## 1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
村	山	鶴岡市	酒田市	新庄市
最	上	上山市	米沢市	長井市
置	賜	村山市	新庄市	鶴岡市
庄内	平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

## 2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
東	南村山	寒河江市	南陽市	東根市
西	村山	山形市	長井市	東根市
北	村山	新庄市	天童市	寒河江市
最	上	村山市	酒田市	鶴岡市
東	南置賜	長井市	上山市	寒河江市
西	置賜	米沢市	寒河江市	上山市
鶴	岡	酒田市	寒河江市	新庄市
酒	田	鶴岡市	新庄市	尾花沢市

- ① 各市はそれぞれの属する地域ブロック（総合支庁及び酒田・鶴岡の各消防組合の管轄区域）の応援を調整する。そのブロックが順位に従って応援を実施し、更に応援が必要な場合は、次順位のブロックが応援に加わる。
- ② 第3位くらいまで順位付けをする。
- ③ 各地域ブロックの「中核的な」市にのみ負担をかけないよう配慮する。
- ④ 大規模災害時を、大規模地震とそれ以外の災害の場合に分け、それぞれについて応援体制を構築する。大規模地震の場合は、県が実施した地震対策基礎調査（被害想定調査）の結果を参考に、被災しない地域ブロックが応援を担当する。

## 7. 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

### (消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊

員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

### (消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

### (消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、

要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

（運航経費の負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

市町村長等 氏 名  
(連 署)

## 8. 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

### (趣旨)

第1条 本協定は、災害により日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）の正会員及び準正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会山形県支部規則」第8条に基づき、会員が相互に行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

### (組織)

第2条 県支部内の会員を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は、別図のとおりとする。

2 県支部長都市にこの協定の事務局を設置する。

### (責務)

第3条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、可能な限り応援活動に協力する。

2 代表都市は、本協定の実施に必要なブロック内の相互応援体制を確立する。

3 県支部長は、会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な総合調整を行い、県支部内の相互応援体制を確立する。

### (情報連絡)

第4条 県支部長及び会員は、予め本協定の実施に必要な情報連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生の恐れがあるときに、速やかに必要な情報連絡を行う。

### (情報連絡調整)

第5条 県支部長及び代表都市は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。

2 県支部長都市または代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

3 情報連絡担当事業体は、対象となる代表都市ごとに別に定める。

### (県支部現地救援本部の設置)

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認めた場合に、現地における応援体制の整備を目的とする県支部現地救援本部を設置することができる。

2 災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

### (応援要請)

第7条 代表都市は、ブロック内の被災した会員（以下「被災会員」という。）から応援要請があり、ブロック内での対応が困難であると認めた場合又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に応援要請を行う。

2 前項により応援要請を受けた県支部長は、効果的な応援活動が期待できる代表都市に対して応援要請を行うものとする。

3 前項により県支部長からの応援要請を受けた代表都市は、ブロック内の会員に対して応

援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告する。

- 4 前項により代表都市から報告を受けた県支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災会員に通知する。
- 5 第1項により応援要請を受けた県支部長は、県支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会東北地方支部に応援要請を行う。

#### （応援依頼）

第8条 地震等の災害発生や気象情報等により水道被害の発生が見込まれる場合、会員は可能な限り代表都市へ応援要請の前段階としての応援依頼を行う。

- 2 代表都市は、前項により応援依頼があり、ブロック内での対応が困難であると認めた場合又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に応援依頼を行う。
- 3 前項により応援依頼を受けた県支部長は、効果的な応援活動ができるよう情報連絡調整を行う。

#### （応援活動）

第9条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

#### （応援隊の派遣）

第10条 第7条により第9条に規定する応援活動の要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

#### （応援隊の受け入れ）

第11条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合同所等を指定する。

- 2 応援隊の受け入れに必要となる宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

#### （中継会員）

第12条 県支部長は、県支部内で水道の被害が発生し、被災ブロック以外のブロックからの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員

（「中継会員」という。）を、関係するブロック代表都市等と協議のうえ会員の中から定めることができる。

#### （支援拠点会員）

第13条 県支部長は、災害の規模が大きく、ブロック域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員（「支援拠点会員」という。）を、関係する代表都市等と協議のうえ会員の中から定めることができる。

#### （応援活動の終了）

第14条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、代表都市にその内容を報告する。

- 2 前項により報告を受けた代表都市は、その内容を県支部長に報告する。
- 3 前項により報告を受けた県支部長は、当該応援会員の所属する代表都市に応援活動の終了を通知する。
- 4 前項により通知を受けた代表都市は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(応援活動の費用負担)

第15条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(防災協議会)

- 第16条 県支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的に開催する。
- 2 防災協議会は、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を含む必要な者で構成するものとする。

(会員以外への協力)

- 第17条 県等の行政機関または日本水道協会東北地方支部から会員以外の水道事業者及び簡易水道事業者に対する応援要請があった場合、県支部長及び代表都市は本協定に準じた応援要請等に対応する。
- 2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(指針)

第18条 県支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

(協議)

第19条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

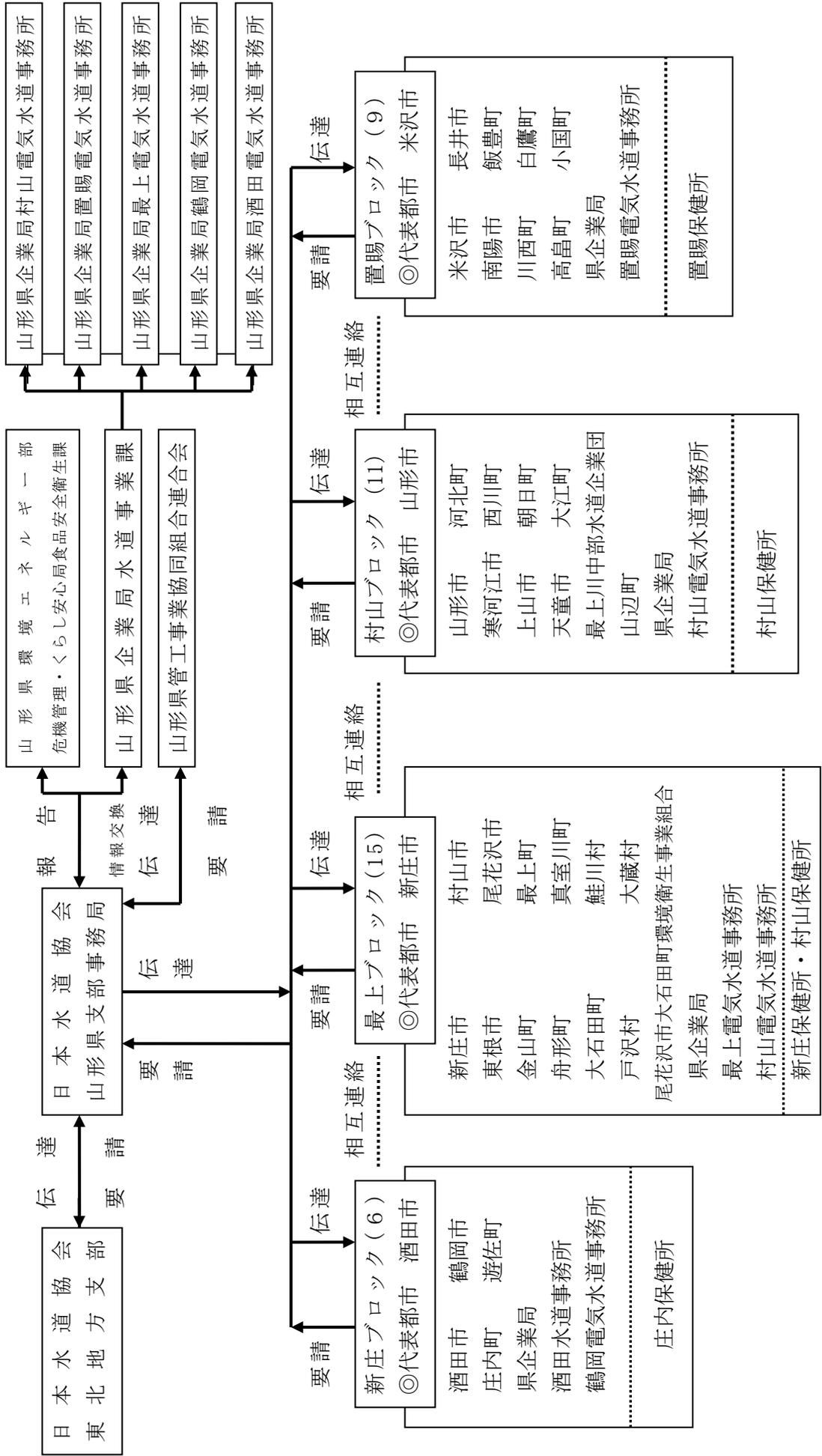
附則

- 1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。  
(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)
- 2 日本水道協会山形県支部「水道施設の震害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)」は、廃止する。

附則(平成27年4月24日改定)

- 1 この協定は、平成27年4月24日から適用する。

「災害時相互応援協定」ブロック組織図（日本水道協会山形県支部）



## 9. 東根市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。))は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（実施細目は「別紙2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度末3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

附則

1. 東根市内郵便局「災害時における東根市内郵便局、東根市間の協力に関する覚書」平成10年7月24日締結は廃止する。

令和2年1月30日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

乙 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1-34  
日本郵便株式会社  
東北支社長

## 10. 水道施設の災害に伴う応援協定書

東根市長 (以下「甲」という。) と東根市管工事業協同組合  
代表理事 (以下「乙」という。) は、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害 (以下「災害」という。) 発生時に給水機能を早期に復旧するため、乙の応援を得て、応急復旧工事等を実施することを目的とする。

2 日本水道協会東北支部及び日本水道協会山形県支部で災害時相互応援協定を締結している都市が災害を受け、甲に対し応急復旧工事等の応援の派遣要請があった場合、乙の応援を得て速やかに対処することを目的とする。

### (協力要請)

第2条 前条の目的を達成するため、必要に応じ、甲が主宰する東根市水道施設災害対策会議に、乙の参加を要請する。

2 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

3 甲は、災害時相互応援協定により、応援が必要であると認めたときは、乙に派遣を要請 (様式1) する。

### (要請手続)

第3条 甲は、第2条第1項、第2項の規定により、乙の会議の参加要請及び出動要請を行う場合は、電話により行うものとする。ただし、電話連結が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

### (復旧活動)

第4条 乙は、第2条の出動要請文は協力要請があったときは、乙の組合員の中から施工業者を選抜し、甲に報告するものとする。

2 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い応急復旧工事等を実施する。

3 前項の職員が派遣されない場合は、職員の了解を得て応急復旧工事等を実施する。

### (費用の負担)

第5条 応急復旧工事等に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

### (着工報告)

第6条 施工業者は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告する。

### (完了報告書)

第7条 施工業者は、応急復旧工事等を完了したときは、甲に完了報告書 (様式2・3・4・5) を提出する。

(費用の立替え)

第8条 応急復旧工事等に要した費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定により施工業者が一時立て替えた費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、施工業者と協議の上支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

(報告事項)

第11条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告(様式6)するものとする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月19日

甲 東 根 市 長

乙 東根市管工事業協同組合  
代表理事

## 11. 緊急時における廃棄物処分相互協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）が緊急時に実施する廃棄物処分の相互援助について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める所による。

- (1) 緊急時 災害又は廃棄物処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分できなくなったとき、又は、その恐れが生じたときをいう。
- (2) 廃棄物 援助を要請する地方公共団体（以下「要請団体」という。）自身で処分している一般廃棄物等をいう。

(要 請)

第3条 緊急時に援助の要請をすることが必要であると認める地方公共団体は文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 緊急の状況及び要請する理由
- (2) 援助要請期間
- (3) 廃棄物の種類及び量
- (4) その他必要な事項

(援助の実施)

第4条 援助の要請を受けた地方公共団体（以下「援助団体」という。）は、一般廃棄物の処理及び業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(廃棄物の搬入)

第5条 要請団体は、廃棄物を援助団体の指示する廃棄物処理施設に搬入するものとする。ただし、要請団体において搬入できないときは、双方協議のうえ搬入方法を決定するものとする。

(経 費)

第6条 第4条の援助の実施及び前条の廃棄物の搬入に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

2 前項の額については、援助団体と要請団体が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第4条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、別表第2のとおり連絡責任者を置く。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成11年12月1日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までにいずれかの関係団体からもこの協定を改

定する意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

- 3 関係団体は、この協定の有効期間中であっても、協議したこの協定を改定することができる。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、関係団体が協議して定めるものとする。

平成11年12月1日

協定者  
別表第1の長 氏 名  
(連 署)

別表第1  
関係団体

山形市	中山町
上山市	河北町
村山市	山形広域環境事務組合
天童市	東根市外二市一町共立衛生処理組合
東根市	西村山広域行政事務組合
山辺町	置賜広域行政事務組合

別紙第2  
連絡責任者

山形市環境部清掃管理課長
上山市市民生活課長
村山市保健課長
天童市市民部生活環境課長
東根市市民生活部生活環境課長
山辺町保健福祉課長
中山町住民課長
河北町環境防災課長
山形広域環境事務組合事務局次長
東根市外二市一町共立衛生処理組合事務局長
西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所長
置賜広域行政事務組合事務局長

## 12. 東北中央自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山形市、上山市、西村山広域行政事務組合、置賜広域行政事務組合、天童市及び東根市（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政区域のうち、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「東北中央自動車道」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東北中央自動車道において火災、救急又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の消防及び救急業務の相互応援に関し必要な事項を定めることにより、災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

### （応援）

第2条 応援は、別表に定める応援区域等の区分に基づき行うものとする。

2 協定市等は、前項に規定する応援区域等内において災害等の発生を覚知したときは、応援要請の有無にかかわらず、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

3 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があったときは、消防隊等を出動させるものとする。

### （応援の通報）

第3条 協定市等は、前条第2項の規定に基づき出動をしたときは、直ちに災害等の発生地及び内容を管轄する協定市等に出動した旨を通報するものとする。

### （指揮）

第4条 同一の災害等に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害等の発生地を管轄する協定市等が行うものとする。ただし、災害等の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等の最高指揮者が指揮するものとする。

### （災害等の事務処理）

第5条 火災の発生地を管轄する協定市等は、火災の事務処理を行うため、直ちに出動するものとする。

2 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が事務処理を行うものとする。

### （経費の負担）

第6条 出動に要する経費は、原則として出動した協定市等の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等重大な破損による補修費その他疑義が生じた経費の負担については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 協定市等は、前項に定めるもののほか、相互応援に関し通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、経費の負担について東日本高速道路株式会社と協議するものとする。

### （実施細目）

第7条 この協定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、協定市等が協議して定めるものとする。

(東北中央自動車道における消防相互応援協定書の廃止)

第9条 東北中央自動車道における消防相互応援協定書(平成14年9月9日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月30日

山形市長	佐藤 孝弘
上山市長	横戸 長兵衛
西村山広域行政事務組合理事長	佐藤 洋樹
置賜広域行政事務組合理事長米沢市長	中川 勝
天童市長	山本 信治
東根市長	土田 正剛

別表

協定市等	応援区域等
山形市	東北中央自動車道上り線のうち山形市と上山市の境界から山形上山ICまでの区間及び同道下り線のうち山形市と天童市の境界から天童ICまでの区間
上山市	東北中央自動車道下り線のうち上山市と山形市の境界から山形中央ICまでの区間及び同道上り線のうち上山市と南陽市の境界から南陽高畠ICまでの区間
西村山広域行政事務組合	東北中央自動車道山形JCTのうちFランプウェイ(別図参照)部分
置賜広域行政事務組合	東北中央自動車道下り線のうち南陽市と上山市の境界からかみのやま温泉ICまでの区間
天童市	東北中央自動車道上り線のうち天童市と山形市の境界から山形中央ICまでの区間及び同道下り線のうち天童市と東根市の境界から東根ICまでの区間並びに同道山形JCTのうちBランプウェイ(別図参照)部分
東根市	東北中央自動車道上り線のうち東根市と天童市の境界から天童ICまでの区間

## 13. 覚 書

置賜広域行政事務組合、上山市、山形市、天童市、東根市及び西村山広域行政事務組合（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社 東北支社（以下「乙」という。）とは、高速自動車国道東北中央自動車道（以下「東北中央自動車道」という。）における救急業務の実施について協議した結果、「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」（昭和55年12月1日付け建設省、消防庁及び日本道路公団覚書。以下「救急覚書」という。）に基づき、次のとおり合意に達したので、山形県防災くらし安心部長を立会人として、覚書を締結する。

なお、平成14年9月13日付けで上山市、山形市、天童市、東根市、西村山広域行政事務組合と日本道路公団東北支社とで山形県文化環境部長を立会人として締結した「覚書」については、この覚書をもって廃止する。

### 記

1. 甲は、東北中央自動車道南陽高畠インターチェンジ（以下「IC」という。）～東根IC間における救急業務を別表のとおり実施する。
2. 乙は、救急覚書の規定に基づき甲に財政措置等を講ずるものとする。
3. 救急業務の実施にあたり必要な細部事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
4. この覚書を変更する場合又は覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。
5. この覚書は、平成31年4月13日からその効力を発する。

### 附則

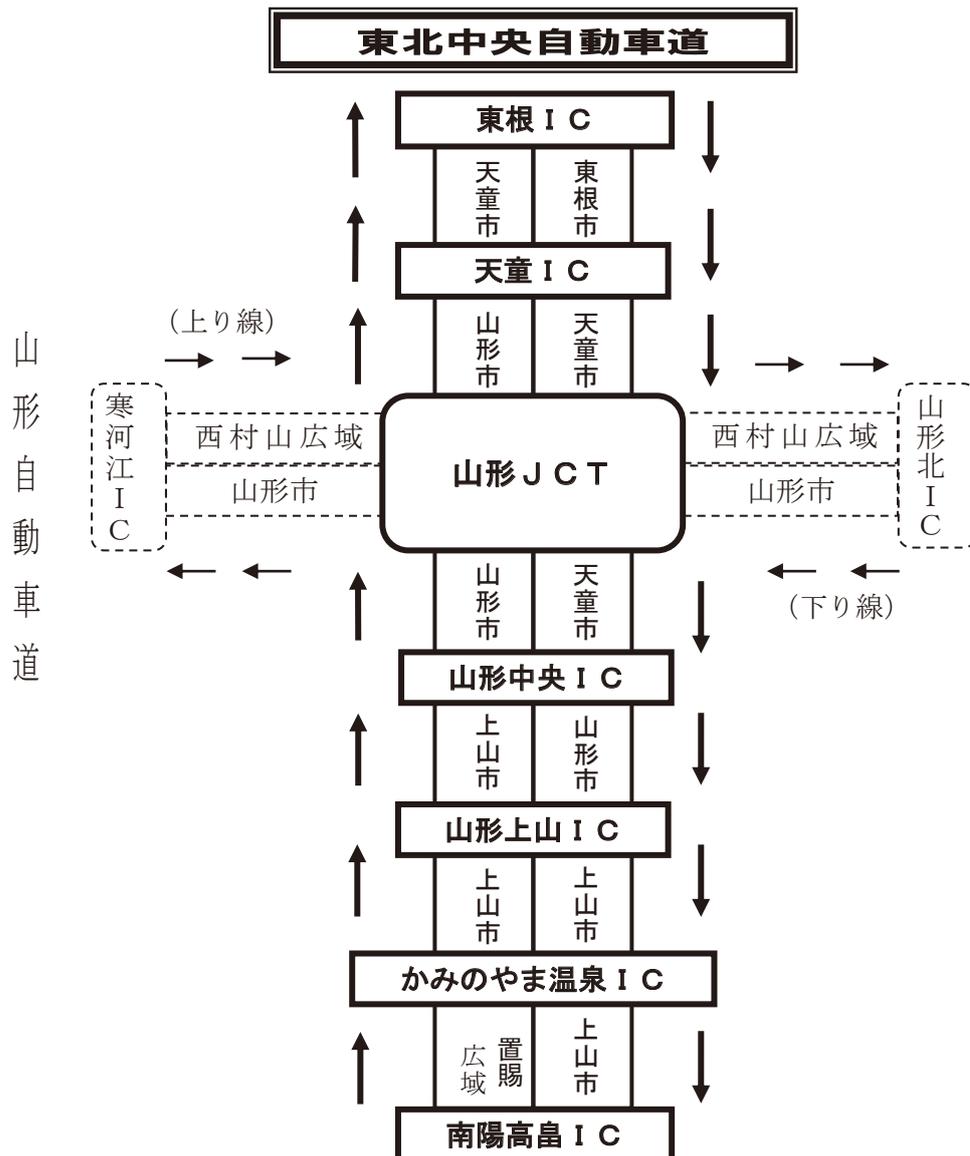
この覚書の証として、本書8通を作成し、甲、乙及び立会人の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月12日

甲	置賜広域行政事務組合理事長
	上山市長
	山形市長
	天童市長
	東根市長
	西村山広域行政事務組合理事長
乙	東日本高速道路株式会社東北支社長
立会人	山形県防災くらし安心部長

別 表

実施機関	担 当 区 間 等
上 山 市	東北中央自動車道上下線のうち、かみのやま温泉 I C から山形上山 I C までの区間、東北中央自動車道下り線のうち、山形上山 I C から山形中央 I C までの区間及び東北中央自動車道上り線のうち、かみのやま温泉 I C から南陽高島 I C の区間
山 形 市	東北中央自動車道上り線のうち、山形中央 I C から山形上山 I C までの区間及び同道下り線のうち、山形中央 I C から天童 I C までの区間並びに同道山形 J C T の A、C、D、E、G 及び H ランプウェイ部分
天 童 市	東北中央自動車道上り線のうち、天童 I C から山形中央 I C までの区間及び同道下り線のうち、天童 I C から東根 I C までの区間並びに同道山形 J C T の B ランプウェイ部分
東 根 市	東北中央自動車道上り線のうち、東根 I C から天童 I C までの区間
西村山広域行政事務組合	東北中央自動車道山形 J C T の F ランプウェイ部分
置賜広域行政事務組合	東北中央自動車道下り線のうち、南陽高島 I C からかみのやま温泉 I C までの区間



[R2 改正]

## 14. 北海道新得町との災害相互援助協定書

(趣旨)

第1条 山形県東根市（以下「甲」という。）と北海道新得町（以下「乙」という。）とは友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に関し、この協定に定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するよう努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- 2 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
- 3 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- 4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員の派遣
- 5 被災者の一時収容のための施設の提供
- 6 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(輸送)

第4条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができるものとする。

(経費)

第5条 応急物資等の供給に要する費用（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成16年8月11日

山形県東根市長

北海道新得町長

山形県東根市議会議長

北海道新得町議会議長

## 15. 東根市と河北町との災害相互援助協定書

(趣旨)

第1条 東根市（以下「甲」という。）と河北町（以下「乙」という。）とは、人命尊重の精神に基づき、災害時における避難、救援その他の必要な応急対策に関し、この協定に定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するように努めるものとする。

(応後の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって、必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(経費)

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送費を含む）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方協議して決定する。

(その他)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく応後が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 東根市長

乙 河北町長

## 16. 災害時における棺及び葬祭用品の供給 並びに遺体の搬送等に関する協定

東根市（以下「甲」という。）と山形県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、東根市域において地震、風水害、その他大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、「東根市地域防災計画」に基づき、乙の甲に対する災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があった場合等における調整の内容及び手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において次の業務において、必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びにそれに伴う作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、必要とする事項

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条に基づく協力の要請を受けたときは、連携のうえ、その他の業務に優先して業務を実施するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲から第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

### （経費の負担及び基準）

第5条 甲は、乙が実施した第2条各号に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

- 2 甲は前項の規定により負担する経費の価格は、通常の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

### （経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

### （経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第2条に掲げる業務を実施する場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期限は、締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 6 月 9 日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田正剛

乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3  
山形県葬祭業協同組合  
理事長 青柳春美

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給 並びに遺体の搬送等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(協力の要請先等)

第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次のとおりとし、甲は、同条第2号による遺体安置施設等の提供と併せ、乙に要請するものとする。

- (1) 内張棺（納棺セット等を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあつては東根市総務部庶務課長、乙にあつては山形県葬祭業共同組合理事長とする。

(要請手続き)

第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭または電話連絡により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
  - (2) 要請理由
  - (3) 要請内容
  - (4) 履行の場所
  - (5) 履行の期日又は期間
  - (6) その他必要な事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するため、乙の構成員名簿及び連絡担当者名簿を提出するものとする。なお、名簿に変更が生じた場合は、その都度、甲に連絡するものとする。

## (連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を別表のとおりとする。  
なお、窓口に変更があった場合は、その都度、相手側に文書で通知するものとする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

## (報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等により行うこととし、事後速やかに業務実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の数
- (2) 履行の場所及び従事者名簿
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実績報告書は、別記様式2のとおりとする。

## (経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、乙にあっては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

## (有効期間)

第10条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

この実施細目の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 6 月 9 日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正 剛

乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3  
山形県葬祭業協同組合  
理事長 青柳 春 美

## 17. 災害時における災害応急対策の応援に関する協定

東根市（以下「甲」という。）と東根市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行おうとする災害応急対策について、乙の会員の災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）について必要な事項を定め、円滑な災害応急対策が実施されることを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害により発生した障害物の除去
- (2) 災害により発生した被害箇所の応急措置
- (3) 災害に係る必要な人員・資機材（以下「資機材等」という。）の提供・運搬
- (4) その他、災害応急対策で必要な事項等

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時において、応援の必要があると認めたときは、次に掲げる事項を口頭及び電話等をもって乙に要請し、後日、書面を乙に送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援要請内容
- (2) 応援を必要とする場所
- (3) その他応援に必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙の会員を指示し、応援に従事させるものとする。また、応援実施の際は、甲の指示を受け、実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき、乙の会員が応援を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。

ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 応援を実施した会員名、応援場所、応援作業内容
- (2) 応援を実施した会員別の人数及び作業時間数
- (3) 応援に使用した会員別の機材類の種別及び台数並びに使用時間数
- (4) その他必要事項

（応援体制の整備）

第6条 乙は、甲の要請に対応できる応援体制を整備し、あらかじめその連絡体制を甲に提出するものとする。また、体制等に変更が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による応援のために要する経費は、甲が応援を実施した乙の会員に支払うものとする。

(改正又は廃止)

第8条 この協定の改正又は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月10日

東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

東根市中央二丁目15番14号  
東根市建設業協会  
会長

## 18. 消防活動の協力に関する協定書

「東根市」（以下「甲」という。）と「東根市建設業協会」（以下「乙」という。）との間に、東根市内で発生した災害において、甲が行う消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の消防本部管轄区域内において災害が発生し、人命救助並びに消防活動（被害低減）のために、乙に加入する会員が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の種類）

第2条 協力の種類は、次のとおりとする。

- （1）消火活動の支障となる焼き堆積物等の除去
- （2）救助活動の支障となる障害物等の除去
- （3）危険要因となる物質等の除去
- （4）消火活動を円滑にするための外壁開口部の設定
- （5）水害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合
- （6）大規模火災が発生し水利の確保が困難と判断される場合
- （7）その他、甲が必要と判断した事案

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要と認めるときは、乙に対して消防本部より協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときには、電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限りこれを受諾し、甲の現場指揮者の指示を受け、協力に従うものとする。

### （協力の報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力をしたときは、甲に対し、速やかに実施報告書（別

記様式第2号)により報告するものとする。

(協力体制の整備)

第6条 乙は、甲の要請に対応できる協力体制を整備し、あらかじめその連絡体制を甲に提出するものとする。また、体制等に変更が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(経費負担)

第7条 第3条の規定による協力のために要する経費は、甲が協力を実施した乙の会員に支払うものとする。

2 この協定に基づき、消防活動に協力した者が死傷又は車両、資機材等が破損した場合の補償については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するために、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月14日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

乙 東根市中央二丁目15番14号  
東根市建設業協会  
会 長

## 19. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定

山形県東根市（以下「甲」という。）とイオン株式会社北日本カンパニー秋田・山形事業部（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 医療品
- (4) 寝具類
- (5) 食器類
- (6) 炊事用具
- (7) 日用品雑貨
- (8) 冷暖房器具
- (9) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに応急生活物資供給確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

### （経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金については、甲が負担するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時において、乙が所有する駐車場を避難場所として提供するものとする。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月28日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

乙 山形市若宮三丁目7-8  
イオン株式会社北日本カンパニー  
秋田・山形事業部  
事業部長

## 20. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定

山形県東根市（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 医療品
- (4) 寝具類
- (5) 食器類
- (6) 炊事用具
- (7) 日用品雑貨
- (8) 冷暖房器具
- (9) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに応急生活物資供給確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

## (経費の負担)

第7条 乙が供給した商品の代金については、甲が負担するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は甲の負担とし、その額については、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

## (物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

## (報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

## (改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

## (協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月28日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
代表取締役社長

## 21. 災害時における物資供給に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年7月9日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

## 22. 災害時における生活支援に関する協定

東根市（以下「甲」という。）と東根市商工会（以下「乙」という。）は、災害時における生活支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されるように、甲から乙に対して行う支援協力の要請とその手続き・対応等について定めるものとする。

（支援の協力要請）

第2条 甲は、災害時において生活支援の必要があると認めるときは、乙に、支援可能な協力を要請できるものとする。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に支援を要請する範囲は、次に掲げるもののうち、乙が協力可能な事項とする。

- (1) 食糧品
- (2) 日用雑貨品
- (3) 生活衣料1品
- (4) 油脂類
- (5) 冷暖房器具類
- (6) 運輸業等に係るサービス
- (7) その他、乙の会員が提供できるサービス

（要請の方法）

第4条 甲が前条に掲げる生活支援を受けようとするときは、支援を受ける物資名、サービス種類、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書を以て行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の優先協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けたときは、優先供給に努めるものとする。

2 乙は、支援協力を実施したときは、その供給の終了後速やかに、実施状況報告書により、甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬も乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

## (費用の負担)

第7条 乙が供給した物資等の代金及び運搬の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 甲は、乙より前項に基づき請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

## (情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活支援の内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

## (有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を以って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月26日

甲 東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 東根市中央一丁目6番3号  
東根市商工会

会 長

## 23. 災害時における避難支援等に関する協定

東根市（以下「甲」という。）と東根温泉協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における避難支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害避難者の避難対策が円滑に実施されるように、甲から乙に対して行う支援協力の要請とその手続き・対応等について定めるものとする。

（支援の協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難支援の必要があると認めるときは、乙に、支援可能な協力を要請できるものとする。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に支援を要請する範囲は、次に掲げるもののうち、乙が協力可能な事項とする。

- (1) 要援護者の福祉避難所としての収容
- (2) 被災者の収容
- (3) 災害対応支援者の宿泊、滞在
- (4) 被災者の入浴
- (5) 飲食の提供
- (6) その他、乙の組合員が提供できるサービス

（要請の方法）

第4条 甲が前条に掲げる支援を受けようとするときは、支援を受ける種類、人数、期間等を記載した文書を以て行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の優先協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けたときは、優先提供に努めるものとする。

2 乙は、支援協力を実施したときは、その支援状況を集約し、定期的に実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（輸送等）

第6条 乙は、要援護者等の輸送について、甲より依頼があった場合は、道路状況及び法定の範囲内において協力するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により要援護者等を輸送する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第3条第1号に係るサービスを提供した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時におけるサービス内容に合わせた適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲は、乙より前項に基づき請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
- 4 第3条第1号以外の支援に係る費用については、利用者負担を原則とし、単価について、乙は事前に甲に通知するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び支援の内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を以って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月26日

甲 東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 東根市温泉町一丁目8番23号  
東根温泉協同組合

理事長

## 24. 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

東根市（以下「甲」という。）と 農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されるように、甲から乙に対して行う支援協力の要請とその手続き・対応等について定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に、調達可能な応急生活物資等の供給を要請できるものとする。

（調達物資等の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食糧品
- (2) 日用雑貨品
- (3) 生活衣料品
- (4) 油脂類
- (5) 冷暖房器具類
- (6) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書を以って行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに、実施状況報告書により、甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

## (費用の負担)

第7条 乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲は、乙より前項に基づき請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

## (その他の協力)

第8条 乙は甲の要請により、乙が所有する駐車場、倉庫等について、通常業務に支障が生じない範囲で貸与するものとする。

- 2 甲は、借受けた施設について、災害応援車両の駐車や支援物資等の保管施設などの災害用務として活用し、それ以外の目的には使用しないものとする。
- 3 前項に係る費用については、甲、乙協議の上決定するものとする。

## (情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

## (有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の目から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を以って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

- 2 甲及び乙の組織が合併等により消滅した場合はこの合併後の組織が本書の効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月26日

甲 東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 東根市  
農業協同組合

代表理事組合長

## 25. 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と東根市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 東根市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 東根市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

### （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月25日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊衛

乙 東根市中央一丁目1-1

東 根 市 長 土田 正剛

## 26. 山形県東根市と宮城県東松島市との災害相互援助協定書

(趣旨)

第1条 山形県東根市（以下「甲」という。）と宮城県東松島市（以下「乙」という。）とは友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に関し、この協定の定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するよう努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(輸送)

第4条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができるものとする。

(経費)

第5条 応急物資等の供給に要する費用（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議して決定する。

(住民等援助に対する支援)

第6条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成23年12月11日

甲 山形県東根市長 土 田 正 剛

乙 宮城県東松島市長 阿 部 秀 保

## 27. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定

山形県東根市（以下「甲」という。）と三共木工株式会社山形事業所（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）
- (2) その他乙の取扱商品
- (3) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに応急生活物資供給確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金については、甲が負担するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

## (物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

## (報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

## (避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時において、乙が所有する駐車場を避難場所として提供するものとする。

## (改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

## (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月21日

甲 東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 東根市若木字七窪555-4

三共木工株式会社山形事業所

取締役事業所長

## 28. 山形県東根市と埼玉県朝霞市との災害相互援助協定書

(趣旨)

第1条 山形県東根市と埼玉県朝霞市とは、災害時における応急対策及び復旧対策に関し、この協定に定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 東根市又は朝霞市は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するよう努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(輸送)

第4条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができるものとする。

(経費)

第5条 応急物資等の供給に要する費用(輸送費を含む。)は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については東根市及び朝霞市が協議して決定する。

(住民等援助に対する支援)

第6条 東根市又は朝霞市は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、東根市及び朝霞市が協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方が署名のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月22日

山形県東根市長

埼玉県朝霞市長

## 29. 東北地域における工業用水道災害時等の 相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東北地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独力では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 前条に規定する協定事業者は次のとおりとする。

圏域	協定事業者
青森県	青森県
	六ヶ所村
岩手県	岩手県
	一関市
宮城県	宮城県
	村田町
秋田県	秋田県
	大館市
山形県	山形県
	東根市
	小国町
福島県	福島県
	郡山市
	白河市
	南相馬市
	西郷村
	双葉地方水道企業団

(応援体制の整備)

第3条 東北地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合、被災しなかった協定事業者（以下、「応援事業者」という。）は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

(応援主管事業者及び応援副主管事業者)

第4条 応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、主たる応援事業者(以下、「応援主管事業者」という。)及び、応援主管事業者が被災した場合に代わってその業務を遂行する応援事業者(以下、「応援副主管事業者」という。)を実施細則により定める。

(応援の要請等)

第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、実施細則に定めるところにより、応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、現地に走は速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。

3 通信途絶等により被災事業者から第1項の規定に基づく要請がない場合には、応援主管事業者は応援事業者と連携し、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

4 前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ被災事業者との連絡ができない場合には、応援主管事業者及び応援事業者は、自主的に応援活動を実施するものとする。

5 前項の応援活動は、被災事業者から第1項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援活動の内容)

第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資材の提供
- (3) その他被災事業者からの要請のあった事項

(物資等の携行)

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の移動途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続き)

第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(連絡会議の開催等)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。  
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第16条 この協定は、平成30年3月1日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この本書17通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 2月19日

青森県知事 三村 申吾 印

六ヶ所村長 戸田 衛 印

岩手県企業局長 畠山 智禎 印

一関市長 勝部 修 印

宮城県公営企業管理者	遠藤 信哉	印
村田町長	佐藤 英雄	印
秋田県知事	佐竹 敬久	印
大館市長	福原 淳嗣	印
山形県企業管理者	高橋 広樹	印
東根市長	土田 正剛	印
小国町工業用水道事業者 小国町長	仁科 洋一	印
福島県知事	内堀 雅雄	印
郡山市水道事業管理者	小野 利信	印
白河市長	鈴木 和夫	印
南相馬市長	桜井 勝延	印
福島県西白川郡西郷村長	佐藤 正博	印
双葉地方水道企業団企業長	松本 幸英	印

## 30. 災害時における東根市と東根市社会福祉協議会の 相互支援に関する協定書

東根市（以下「甲」という）と社会福祉法人東根市社会福祉協議会（以下「乙」という）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により東根市内で大規模な災害が発生した場合において、東根市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力内容）

第3条 甲が、災害発生時に乙に協力依頼するボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救助活動の実施への協力に関する事項
- (2) 避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等に関する事項
- (4) その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

### （協力依頼）

第4条 甲及び乙は、東根市内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を依頼することができる。

- (1) 乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という）を設置する。
  - (2) 甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施する。
  - (3) 甲は、センターの設置・運営に必要な備品を貸与する。
  - (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。
  - (5) その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。
- 2 甲が乙にセンターの設置を依頼する場合は、災害ボランティアセンター設置協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力依頼書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（第2号様式）により甲に報告する。

## (協力の実施)

第5条 前条の規定による協力依頼を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

## (活動拠点)

第6条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等活動は乙の所在地を拠点とするものとする。

2 災害の規模により、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保するものとする。

## (ボランティアの養成・受入れ・派遣等)

第7条 乙は平常時よりボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備え態勢づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

## (関係機関との協力)

第8条 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

## (防災訓練等への協力)

第9条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

## (費用負担)

第10条 乙が甲の協力依頼により活動の実施にあたって支出した費用のうち、甲が認めたものは、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

## (請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

## (損害補償)

第12条 甲の協力依頼に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、別に加入するボランティア保険での対応とする。

2 前項に規定するボランティア保険の保険料は、甲が負担するものとする。

## (報告)

第13条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(第3号様式)により甲に報告するものとする。

## (協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月25日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田正剛

乙 東根市中央一丁目3番5号  
社会福祉法人東根市社会福祉協議会  
会長 土田正剛

## 31. 災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

東根市（以下、「甲」という。）と陸上自衛隊神町駐屯地（以下、「乙」という。）は、災害時における派遣隊員（以下、「派遣隊員」という。）の留守家族支援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害が発生し、乙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が派遣される際に、甲が乙に対して行う派遣隊員の留守家族支援について、必要な事項を定める。ただし、甲の区域内に居住し、乙以外の駐屯地等に勤務する隊員の留守家族についても可能な範囲内で支援の対象とする。

### （適用）

第2条 本協定は、甲が可能な範囲内で最大限に適用されるものとする。

### （支援の内容）

第3条 本協定により、甲が派遣隊員の留守家族に行う支援は次の事項とする。

- (1) 隊員家族連絡カード所持者に対する安否確認協力
- (2) 乙の部隊内「子供の面倒を見る施設」開設時における保育士等の助言及び指導
- (3) 留守家族への生活・健康・悩み事等の各種相談
- (4) その他状況に応じ支援が必要と思われる事項

### （支援要請方法）

第4条 前条に規定する支援の要請方法は、乙が甲に口頭とするものとする。

### （調整窓口）

第5条 派遣隊員及び留守家族から甲に対する支援の調整について、甲は総務部庶務課、乙は業務隊厚生科をそれぞれ窓口とする。

### （連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部庶務課長、乙においては業務隊厚生科長とする。

### （情報提供）

第7条 甲、乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平素から相互に情報交換を行うものとする。また、各支援活動中に覚知した支援に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

### （協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙いずれかから変更の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じた際は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月2日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形県東根市神町南三丁目1番1号

陸上自衛隊神町駐屯地司令

## 32. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 東根福社会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が東根市内で発生した場合、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が次条に掲げる乙の施設を災害時における福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名（所在地）特別養護老人ホーム 白水荘（東根市大字野川2074番地の99）施設名（所在地）特別養護老人ホーム 第二白水荘（東根市大字蟹沢897番地の1）

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所が開設された場合で、一般の避難所での生活等が困難な状況におかれる災害時要援護者（以下「要援護者」という。）のうち、高齢者、障がい者、傷病者等が避難を余儀なくされた場合に、乙に対して福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 要援護者の福祉避難所への移送については、原則として当該要援護者の家族等又は介助者（以下「家族等」という。）が行うものとする。

3 甲は、当該要援護者の家族等を当該要援護者ととともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定により甲が乙に対し受入の要請をし、乙が受入れたものとみなす。この場合において、家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間）

第5条 乙が要援護者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を延長することができるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者及び家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護

者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用の算定方法は、家族等は一般の避難所に避難したものとして算定するものとする。

- 3 要援護者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用については、関係法令等の定めるところにより、要援護者が負担するものとする。

- 4 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、すみやかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。

この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正剛

乙 東根市本丸南一丁目10番16号  
社会福祉法人 東根福社会  
理事長 天野 禎二

### 33. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 明東会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が東根市内で発生した場合、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が次条に掲げる乙の施設を災害時における福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名（所在地）特別養護老人ホーム おさなぎ  
（東根市中島通り一丁目25号）

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所が開設された場合で、一般の避難所での生活等が困難な状況におかれる災害時要援護者（以下「要援護者」という。）のうち、高齢者、障がい者、傷病者等が避難を余儀なくされた場合に、乙に対して福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 要援護者の福祉避難所への移送については、原則として当該要援護者の家族等又は介助者（以下「家族等」という。）が行うものとする。

3 甲は、当該要援護者の家族等を当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定により甲が乙に対し受入の要請をし、乙が受入れたものとみなす。この場合において、家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間）

第5条 乙が要援護者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を延長することができるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者及び家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び医療

サービスを受けるための支援に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用の算定方法は、家族等は一般の避難所に避難したものとして算定するものとする。

- 3 要援護者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用については、関係法令等の定めるところにより、要援護者が負担するものとする。

- 4 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、すみやかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。

この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正剛

乙 東根市中島通り一丁目25号  
社会福祉法人 明東会  
理事長 中村 哲也

## 34. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 たいよう福祉会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が東根市内で発生した場合、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が次条に掲げる乙の施設を災害時における福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名（所在地） 特別養護老人ホーム ソーレ東根  
（東根市温泉町二丁目3番-5号）

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所が開設された場合で、一般の避難所での生活等が困難な状況におかれる災害時要援護者（以下「要援護者」という。）のうち、高齢者、障がい者、傷病者等が避難を余儀なくされた場合に、乙に対して福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 要援護者の福祉避難所への移送については、原則として当該要援護者の家族等又は介助者（以下「家族等」という。）が行うものとする。

3 甲は、当該要援護者の家族等を当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定により甲が乙に対し受入の要請をし、乙が受入れたものとみなす。この場合において、家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間）

第5条 乙が要援護者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を延長することができるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者及び家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び医療

サービスを受けるための支援に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用の算定方法は、家族等は一般の避難所に避難したものとして算定するものとする。

- 3 要援護者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用については、関係法令等の定めるところにより、要援護者が負担するものとする。

- 4 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、すみやかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。

この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正剛

乙 東根市温泉町二丁目5番3-5号  
社会福祉法人 たいよう福祉会  
理事長 安藤 政弘

## 35. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と特定医療法人 敬愛会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が東根市内で発生した場合、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が次条に掲げる乙の施設を災害時における福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名（所在地） 介護老人保健施設 ナーシングホームさくらんぼ  
（東根市大字野田1921番地）

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所が開設された場合で、一般の避難所での生活等が困難な状況におかれる災害時要援護者（以下「要援護者」という。）のうち、高齢者、障がい者、傷病者等が避難を余儀なくされた場合に、乙に対して福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 要援護者の福祉避難所への移送については、原則として当該要援護者の家族等又は介助者（以下「家族等」という。）が行うものとする。

3 甲は、当該要援護者の家族等を当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定により甲が乙に対し受入の要請をし、乙が受入れたものとみなす。この場合において、家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間）

第5条 乙が要援護者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を延長することができるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者及び家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び医療

サービスを受けるための支援に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用の算定方法は、家族等は一般の避難所に避難したものとして算定するものとする。

- 3 要援護者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用については、関係法令等の定めるところにより、要援護者が負担するものとする。

- 4 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、すみやかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。

この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

- (2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

- (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正剛

乙 尾花沢市大字隴気695番地の3  
特定医療法人 敬愛会  
理事長 渋谷 磯夫

## 36. 災害時における液化石油ガス等の供給に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県エルピーガス協会北村山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が東根市内で発生した場合に、甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等、甲が指定していないものも含む。）及び被災者に対して支援を行うための液化石油ガスの供給（以下「供給」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガスの供給に関し必要な事項を定めるものとする。

### （供給の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給を要請することができる。

2 甲は前項の要請を乙に対し次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式1）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し事後に書面を提出するものとする。

（1）災害の状況及び供給を要請する理由

（2）供給を必要とする日時・場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等

（3）供給を必要とする品目名とその数量

（4）供給を必要とする期間及び活動内容

（5）供給を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名

（6）その他参考となる事項

### （実施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り供給を実施するものとする。

2 供給に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式2）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（1）供給を実施した品目名とその数量

（2）供給を実施した日時及び場所

（3）供給実施者名

（4）立会い確認者名

（5）その他必要事項

### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は第2条の規定による供給の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

## (経費の負担)

第6条 供給のために要する経費は甲が負担する。

- 2 前項の経費を算定する際の、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

## (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 2 月 20 日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正剛 ⑩

乙 山形市あこや町一丁目2番12号  
一般社団法人 山形県LPガス協会  
会 長 大場 正仁 ⑩

村山市楯岡俵町10番7号  
山形県エルピーガス協会北村山支部  
支 部 長 坂 井 雅 雄 ⑩

## 37. 消防活動の協力に関する協定書

「東根市」（以下「甲」という。）と「北村山生コンクリート協同組合」（以下「乙」という。）との間に、東根市内で発生した災害において、甲が行う消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の消防本部管轄区域内において災害が発生し、人命救助並びに消防活動（被害低減）のために、乙に加入する会員が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の種類）

第2条 協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乙の組合員が所有する特殊車両を活用した消防用水の供給活動
- (2) その他前1号の活動に伴い必要な業務

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要と認めるときは、乙に対して消防本部より協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するとき、電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限りこれを受諾し、甲の現場指揮者の指示を受け、協力に従うものとする。

### （協力の報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力をしたときは、甲に対し、速やかに実施報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

### （協力体制の整備）

第6条 乙は、甲の要請に対応できる協力体制を整備し、あらかじめその連絡体制を甲に提出するものとする。また、体制等に変更が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

## (経費負担)

第7条 第3条の規定による協力のために要する経費は、甲が協力を実施した乙の会員に支払うものとする。

2 この協定に基づき、消防活動に協力した者が死傷又は車両、資機材等が破損した場合の補償については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

## (秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## (有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

## (協議)

第10条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するために、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月14日

甲 東根市中央一丁目1番1号  
東根市長

乙 村山市楯岡中町2番35号  
北村山生コンクリート協同組合  
理事長

## 38. 山形県東根市と愛知県西春日井郡豊山町との災害相互援助協定書

(趣旨)

第1条 山形県東根市(以下「甲」という。)と愛知県西春日井郡豊山町(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策に関し、この協定に定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(援助要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、援助するよう努めるものとする。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(輸送)

第4条 援助物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができるものとする。

(経費)

第5条 援助物資等の供給に要する費用(輸送費を含む。)は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議して決定する。

(住民等援助に対する支援)

第6条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成31年 2月 7日

甲 東根市長

乙 豊山町長

## 39. 災害に係る情報発信等に関する協定

東根市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、東根市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、東根市が東根市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ東根市の行政機能の低下を軽減させるため、東根市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、東根市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、東根市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、東根市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 東根市が、東根市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 東根市が、東根市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 東根市が、災害発生時の東根市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 東根市が、東根市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 東根市が、東根市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 東根市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、東根市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく東根市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

## 第4条（情報の周知）

ヤフーは、東根市から提供を受ける情報について、東根市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、東根市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、東根市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、東根市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 9月10日

東根市：東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田正剛

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

## 40. 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と山形県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東根市内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害及び火災などの大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が被災者支援のための行政書士が関与できる業務を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談等）

第2条 この協定において「行政書士業務及び相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する業務
- (2) 廃車手続、名義変更などを含めた自動車登録申請書類に関する業務（原則として業務用自動車に係るものを除く。）
- (3) 相続及び遺言関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談全般

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務及び相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等により要請し、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務及び相談に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（業務相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務及び相談等を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、行政書士業務及び相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談等の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第7条 行政書士業務及び相談は無料とし、乙又は乙の会員は、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、県証紙代、諸証明交付手数料等の実費は、被災者（業務上の依頼者をいう。）の負担とする。

- 2 行政書士業務及び相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

[R2 改正]

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和元年9月18日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形県山形市荒楯町一丁目7番8号  
山形県行政書士会

会 長

## 41. 災害時の協力に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な関係を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第3条 乙は、災害により大規模な停電等が発生、あるいは発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等の窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、優先的に復旧が必要な重要施設の状況を甲、乙が共有したうえで、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力設備の復旧に支障をきたす場合は、甲は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、災害時において乙の電力設備の復旧に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定に関する甲、乙それぞれの連絡箇所、担当者名、電話番号等については、年1回以上双方で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙それぞれで保持する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がな

い場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月19日

甲 東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 天童市天童中一丁目4番1号  
東北電力ネットワーク株式会社  
天童電力センター  
所 長

## 42. 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県東根市（以下「甲」という。）、山形三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は東根市内で自然災害や大規模停電、その他市民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、甲が乙から受ける電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

（貸与の要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲が乙に協力要請するに当たっては、次に掲げる事項を記載した「協力要請書」により行うものとする、ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに、「協力要請書」を乙に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合には、速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については甲及び乙が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 東根市内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡をする。

（賠償及び保険）

第6条 車両及び給電装置の使用又は協力要請中に発生した損害の賠償については、以下のとおり扱うものとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的被害については、その責めに帰すべき事由が不明の場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

[R2 改正]

- (2) 前号の場合において、甲が賠償責任を負う場合の車両の保険の適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、甲が負担するものとする。
- (3) 車両及び給電装置の輸送路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、乙が賠償責任を負うものとする。
- (4) 車両及び給電装置の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定により及び給電装置を貸与したときは次に掲げる事項を記載した「実績報告書」を甲に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は第8条ただし書の費用について乙から請求があったときは、遅滞なくこれを乙に支払うものとする。

(通知)

第11条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するため必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、実施細目に定めるものの他、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月9日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形県山形市五十鈴三丁目1番6号  
山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

## 43. 災害時における物資輸送等に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

### （協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

### （事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月24日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形県山形市上柳48番1号

ヤマト運輸株式会社 山形主管支店

主管支店長

## 44. 災害時等における救援活動の協力に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風雪水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合の被災者等（帰宅困難者及び地域住民を含む。以下同じ。）の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1）乙は、乙の店舗及び関係機関（以下「店舗等」という。）において保有する飲料水、食糧及び生活物資等（以下「物資等」という。）を提供すること。

（2）乙は、店舗等において被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。

（3）乙は、避難場所として駐車場を一時的に提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の要請は、救援活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。

3 乙は、引渡し場所において、生活物資等受領確認書（様式第2号）を受け取るものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定により救助活動の協力を要した費用（以下「救助活動の費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 救助活動の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から救助活動の費用等に係る請求があったときは、災害発生による混乱が沈静化した後、すみやかに支払うものとする。

（通知）

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その

[R3 改正]

都度相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月15日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形市あこや町三丁目8番9号  
株式会社ヤマザワ

代表取締役社長

## 45. 災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と あおぞら観光バス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおりバス輸送に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、地震、風雪水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行うバス輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、緊急対策を実施する上で乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「協力要請書」（様式第1号）により、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （安全の確保及び実施）

第3条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に支障のない範囲において協力するよう努めるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条第2項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務完了報告書」（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条第2項の規定により、乙が協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、当該地域において災害発生直前における適正な価格により算定し、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、甲に対し協力に要した経費を請求するものとする。

4 甲は、前項の請求の内容を確認し、相当と認めるときは、乙に対し協力に要した経費を支払うものとする。

### （事故等）

第6条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

[R3 改正]

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの使用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条第2項の規定により協力に従事した者が、そのため死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、次に掲げる場合を除き、「災害救助法第12条」の規定によりその損害を補償するものとする。

(1) 協力に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 他の制度等により補償を受ける場合

(3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡先等確認)

第9条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は「災害等緊急時の連絡先届出書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月22日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形県東根市郡山348番地4

あおぞら観光バス株式会社

代表取締役社長

## 46. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風雪水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合の被災者の応急救助等に係るレンタル機材の提供について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、災害時等又は発生するおそれがある場合、乙に対し保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲及び乙は、相手方に前条の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（保有機材の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行なう。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。

なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡しの完了とする。

（経費の負担）

第6条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。

[R3 改正]

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月29日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長

乙 山形県東根市大字若木七窪5581-2

日立建機日本株式会社  
東北支社 南東北支店 山形営業所

所 長

## 47. 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

東根市（以下「甲」という。）と南東北福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の対応に資する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東根市内で災害が発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材、施設等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、災害とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、第1条の目標を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。

この場合において、乙は業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (5) 乙が管理する資機材の提供
- (6) 乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用
- (7) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (8) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (9) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

### （要請手続き）

第4条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、南東北福山通運株式会社山形支店総務部総務課を代表窓口として手続きを行うものとする。

### （事故等）

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

## (報告)

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 要請によって使用した車両、資機材等
- (4) 従事者数
- (5) その他必要となる事項

## (経費の負担)

第7条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

## (庶務窓口)

第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては東根市総務部危機管理室、乙にあつては、南東北福山通運株式会社山形支店総務部総務課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について、相互に確認するものとする。

## (協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月25日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長 土田正剛

乙 宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目4番6号

南東北福山通運株式会社

代表取締役社長 小林哲平

## 48. 災害時における応急対策業務に関する協定書

東根市（以下「甲」という。）と東根市測量設計連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時において甲の所管及び関連する施設の災害応急対策に関する調査・測量・設計業務等（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風雪水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生する恐れがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行う応急対策業務の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続き等についてさだめるものとする。

### （業務の実施場所）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管及び関連する施設において発生した災害箇所とする。

### （業務の内容）

第3条 甲は、その所管施設が被災し必要と認めるときは、被災状況に応じて乙の会員を選定し、別に定める「出動要請書」（様式第1号）により、要請を行うものとする。

2 乙の会員は、出動要請に対し承諾する場合には「出動要請承諾書」（様式第1号）により回答するものとし、対象施設の被災状況を把握したうえで甲の指示に基づき、当該施設に係る業務を早急に実施する。

### （業務の実施体制）

第4条 乙は、あらかじめ業務に必要な実施体制を甲に報告する。

2 乙は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

### （契約の締結）

第5条 甲は、乙の会員に出動を要請した時、出動した会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

### （損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙いずれかの責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲と協議して定めるものとする。

### （事務局）

第7条 この協定の施行に関し、甲及び乙にそれぞれ事務局を置く。

### （有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

### （協定の廃止）

第9条 この協定は、甲及び乙のいずれかの申し出により廃止することができる。その場合の申し出は、廃止する期日の1か月前までに行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月15日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東 根 市 長

乙 東根市測量設計連絡協議会

株式会社中央測量設計事務所

代表取締役

株式会社克技術設計

代表取締役

株式会社山形用地補償研究所

代表取締役

## 49. 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

東根市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会村山支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行うものをいう。

### （協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、市町村が行う応急危険度判定に関する取組みに協力するよう要請するものとする。

### （判定士の参集）

第4条 甲の区域に居住する会員判定士は、東根市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建築被害が確認され、甲が実施する応急危険判定に参加可能な場合は、東根市役所庁舎に集合するものとする。

### （判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した会員判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、管内に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定活動への参加を要請するものとする。

2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。

3 甲は、応急危険判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

### （応急危険度判定）

第6条 甲は、参集した判定士で実施可能な応急危険度判定を実施するものとする。

### （建物被害状況調査への協力）

第7条 乙は、甲の要請があった場合、被災建物の被害状況調査の技術的支援にできる限り協力するものとする。

### （相談窓口の設置）

第8条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士を相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

(名簿の作成)

第9条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先を把握し、応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙及び山形県県土整備部建築住宅課へ送付するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、判定士が応急危険度判定の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士の保証に要する費用を、山形県県土整備部建築住宅課と調整の上負担するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会村山支部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協定の廃止)

第14条 この協定は、甲及び乙のいずれかの申し出により廃止することができる。その場合の申し出は、廃止する期日の1か月前までに行うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月15日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市長 土田正剛

乙 村山市大字名取97-4

一般社団法人山形県建築士会村山支部

支部長 矢萩浩次

[R7 改正]



## 4 基準及び指針等



## 4 基準及び指針等

### (1) 気象予警報等の種類及び発表基準

#### ア 気象警報・注意報、情報の種類

##### (ア) 特別警報

- a 気象特別警報
  - 暴風特別警報
  - 暴風雪特別警報
  - 大雨特別警報
  - 大雪特別警報
- b 地面現象特別警報
  - 地面現象（土砂災害）特別警報  
（気象特別警報と含めて発表）
- c 浸水警報
  - （大雨特別警報に含めて発表）
- d 水防活動用気象警報
  - （大雨特別警報をもって代える）

##### (イ) 警報

- a 気象警報
  - 暴風警報
  - 暴風雪警報
  - 大雨警報
  - 大雪警報
- b 地面現象警報
  - （大雨警報に含めて発表）
- c 浸水警報
  - （大雨警報に含めて発表）
- d 洪水警報
- e 水防活動用気象情報
  - （大雨警報をもって代える）
- f 水防活動用洪水警報
  - （洪水警報をもって代える）
- g 国土交通省の機関と共同して行う水防活動用洪水警報  
最上川上流洪水警報（山形河川国道事務所、山形地方気象台）

##### (ウ) 注意報

- a 気象注意報
  - 風雪注意報
  - 強風注意報
  - 大雨注意報
  - 大雪注意報
  - 雷注意報
  - 乾燥注意報
  - 濃霧注意報
  - 霜注意報
  - なだれ注意報
  - 低温注意報
  - 着雪注意報
  - 着氷注意報
  - 融雪注意報
- b 地面現象注意報
  - （原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報、融雪注意報に含めて発表）
- c 浸水注意報
  - （原因となる現象によって、大雨注意報、融雪注意報に含めて発表）
- d 洪水注意報
- e 水防活動用気象注意報
  - （大雨注意報をもって代える）
- f 水防活動用洪水注意報
  - （洪水注意報をもって代える）
- g 国土交通省の機関と共同して行う水防活動用洪水警報  
最上川上流洪水警報（山形河川国道事務所、山形地方気象台）

(エ) 情報

a 気象情報 ————— 山形県気象情報

(a) 気象等の予報に関係ある台風その他の異常気象について、注意報・警報に先立って知らせたり、注意報・警報の内容を補完したりするなど、防災の効果を上げるために必要に応じ臨時発表するもの。

主な種類として、台風に関する情報、大雨や暴風に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報など。

(b) 天候情報

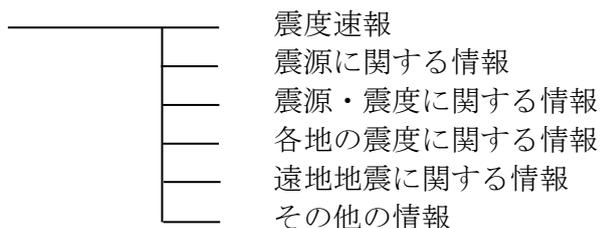
気象情報のうち、社会的影響の大きい天候に関する情報で少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意喚起する際に発表

(c) 記録的短時間大雨情報

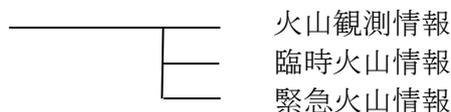
大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計と組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

b 地震情報



c 火山情報



イ 火災気象通報

山形地方气象台は、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たした場合、火災気象通報を行う。

発 表 条 件
① 実効湿度65%以下、最少湿度30%以下になると予想される場合
② 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均風速が10m/s以上になると予想される場合
③ 平均風速が12m/s以上になると予想される場合（雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。）

ウ 気象警報・注意報

(ア) 発表基準

a 特別警報

暴風特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
--------	--

暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけ
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想され、雨が止んでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

b 警報

暴風雪警報	風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 雪を伴い、平均風速が 18m/S 以上			
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が 18m/S 以上			
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の発表基準			
	市町村	表面雨量指数基準 (※1)	土壌雨量指数基準 (※2)	
	東 根	12	104	
	天 童	11	104	
	村 山	15	98	
河 北	13	114		
洪水警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の発表基準			
	市町村	流域雨量指数基準 (※3)	複合基準 (※4)	指定河川洪水予報による基準
	東 根	白水川流域=12 村山野川流域=10.8 乱川流域=14.6 日塔川流域=7.3	白水川流域=5, 10.8	最上川上流(下野)
	天 童	乱川流域=21.5 倉津川流域=10.5 押切川流域=11.5	倉津川流域=5, 9.5	最上川上流(下野) 須川下流(鮎洗)
	村 山	大旦川流域=10.5 小国沢川流域=3.9 樽石川流域=6.4 富並川流域=11.8 千座川流域=7.9 沢の目川流域=4.1	最上川流域=5, 73.9 小国沢川流域=5, 3.4 大旦川流域=5, 10	最上川上流(下野) ・中流(大石田)
河 北	寒河江川流域=41 法師川流域=8.7 古佐川流域=6.6 槇川流域=4.1	最上川流域=6, 78.5 古佐川流域=6, 5.9 槇川流域=6, 3.6	最上川上流(下野)	

[R7 改正]

大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12時間の降雪の深さ 村山の平地 35cm以上 } いずれか 村山の山沿い 45cm以上 } になると予想される場合
------	---

(※1)

表面雨量指数基準：表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配等の地理情報を考慮して、降った雨が地表面にたまっている量をタンクモデルにより数値化した指標

(※2)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

(※3)

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

(※4)

複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

c 注意報

風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合 雪を伴い、平均風速が13m/S以上			
強風注意報	強風によって被害が予想される場合 平均風速が13m/S以上			
大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合			
	市町村	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	
	東 根	82	6	
	天 童	82	7	
	村 山	77	5	
河 北	90	8		
洪水注意報	大雨によって被害が予想される場合 具体的には次の表の基準に到達することが予想される場合			
	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
	東 根	白水川流域=9.6 村山野川流域=8.6 乱川流域=10.8 日塔川流域=5.8	白水川流域=5, 7.7 村山野川流域=5, 8.1 乱川流域=5, 8.6 日塔川流域=5, 4.6	最上川上流（下野）
	天 童	乱川流域=17.2 倉津川流域=8.4 押切川流域=8.9	乱川流域=6, 13.8 倉津川流域=5, 8.4 押切川流域=5, 8.9	最上川上流（下野） 須川下流（鮭洗）
	村 山	小国沢川流域=3.1 大旦川流域=8.4 樽石川流域=5.1 富並川流域=9.4 千座川流域=6.3 沢の目川流域=3.3	最上川流域=5, 53.3 小国沢川流域=5, 2.4 大旦川流域=5, 6.7 樽石川流域=5, 4.1 富並川流域=5, 7.5 千座川流域=5, 5 沢の目川流域=5, 2.6	最上川上流（下野） ・中流（大石田）
	河 北	寒河江川流域=32.8	最上川流域=5, 61.8	最上川上流（下野）

[R7 改正]

		法師川流域=6.9 古佐川流域=5.2 槇川流域=3.3	寒河江川流域=7, 32.8 法師川流域=6, 5.5 古佐川流域=6, 4.2 槇川流域=6, 2.6	
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 12時間の降雪の深さ 村山の平地 20cm以上 } のいずれか 村山の山沿い 30cm以上 } になると予想される場合			
濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 濃霧によって、視程が陸上で100m以下になると予想される場合			
雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合			
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 1) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下 2) 実効湿度が70%以下で平均風速が10m/S以上 のいずれか、になると予想される場合(ただし、降雨雪時の場合を除く)			
なだれ注意報	なだれによって被害があると大きいと予想される場合 1) 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で肘折の積雪100cm以上 2) 山形地方气象台の日平均気温が5℃以上で肘折の積雪180cm以上 3) 山形地方气象台の日最高気温が5℃以上で肘折の積雪300cm以上 4) 12月は日降水量30mm以上で肘折の積雪100cm以上 のいずれかになると予想される場合			
着雪・着氷注意報	着雪・着氷が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
霜注意報	早霜+、晩霜期によって農作物に著しい被害が予想される場合 早霜+、晩霜期に最低気温がおおむね2℃以下 注：+印は、農作物の生育を考慮し実施する			
低温注意報	夏期： 低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期： 低温のため水道管凍結等大きな障害の起こるおそれがあると予想される場合 1) 最低気温が-7℃以下 2) 最低気温が-4℃以下で平均風速が5m/S以上 3) 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く のいずれかになると予想される場合			
融雪注意報	融雪によって浸水等の被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm			

エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等  
キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確認が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確認が必要とされる警戒レベル5に相当</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確認が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

## (2) 気象庁震度階級関連解説表

## ア 使用にあたっての留意事項

- (ア) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (イ) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (ウ) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (エ) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (オ) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

## イ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—

4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。	亀裂や液状化が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなと歩くとが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 また、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。	地割れが生じることがある。 がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものも多くなる。 耐震性の高い住宅でも壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 耐震性の高い住宅でも壁・梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを供給するための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 一部の地域で停電する。 広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じることがある。 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

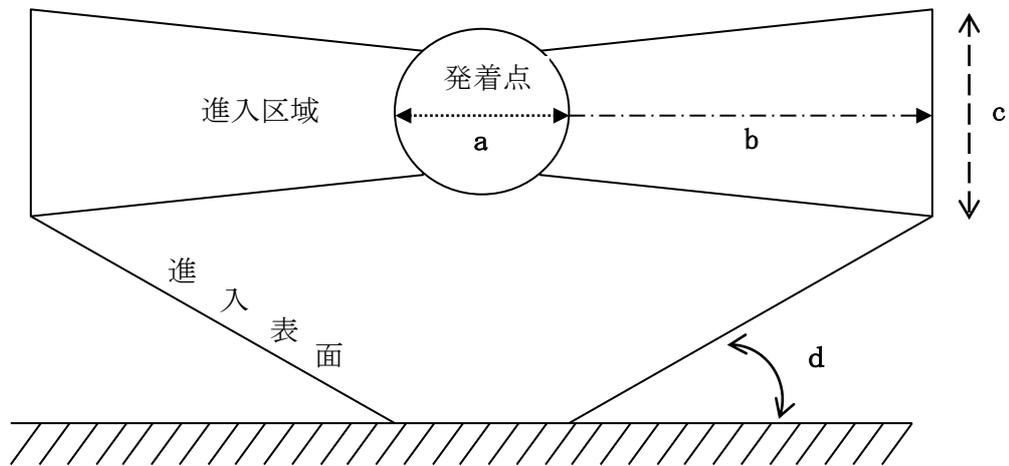
7		<p>固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。</p>	<p>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。</p>	<p>広い地域で、ガスの供給が停止することがある。</p>	
---	--	---	---	---	--	-------------------------------	--

(3) 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約12度の上昇角、降下角で離着陸するものであることなどから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

- ア 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- イ 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- ウ ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または旗をたてること。
- エ 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- オ 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。
- カ 物資を輸送する場合は、とう載量を超過しないため重量計を準備すること。

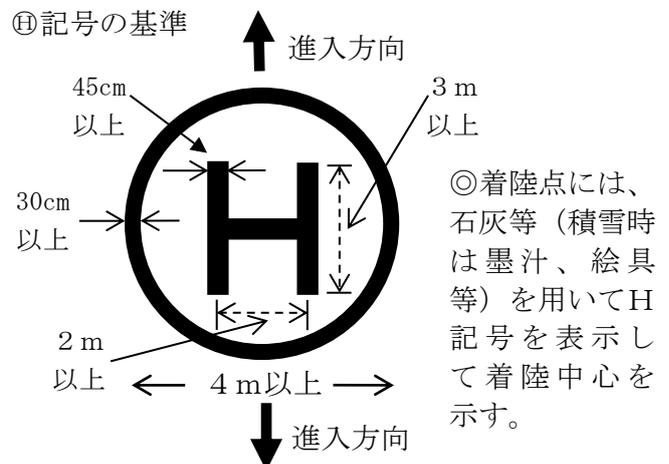
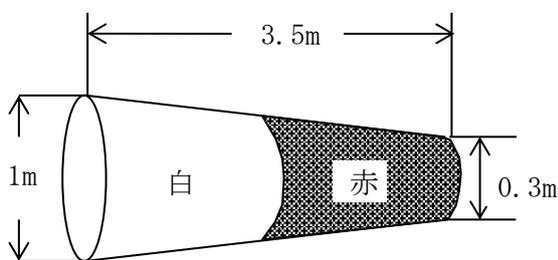
ヘリポートの設定基準



ヘリコプター発着点の所要地積

	a (m)	b (m)	c (m)	d (度)
中全 (中型全日)	75	400	75	9
中昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小全 (小型全日)	45	400	15	12
小昼 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方向が分かるようヘリポートの近くに吹流しを立てる。標準寸法は図のとおりである。



## 第 2 編 災害関係

1	東根市内における主な災害記録 -----	138
2	過去 10 年の気象概要、月別気温等 -----	147
3	山形盆地断層帯位置図 -----	148



## 東根市内における主な災害記録

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
1757	宝暦 7	大洪水	5月24日	最上川大洪水で、藤助新田・島・大堀は大損害。
1859	安政 6	暴風雨	7月25日 8月13日	暴風雨となり、神町他が大被害。 暴風雨となり、神町他が大被害。
1887	明治20	火 災	6月16日	荷口村から出火 340 戸及び学校 1 棟焼失。
1902	明治35	暴風雨	9月28日	全壊家屋東根 200 戸。
1904	明治37	霜 害	5月7日	晩霜被害。
		土砂くずれ	6月	大雨により東根山麓が崩壊、溺死者 3～4 名、町内家屋 4～5 戸流出、破壊家屋約 50 戸。
		大洪水	7月27日	7月26・27日、大雨洪水。 白水川、日塔川堤防決壊（東郷村・東根町） 東根町 死者 45 名、流出家屋 37 戸、倒壊家屋 178 戸、浸水家屋 317 戸。 東郷村 橋 6 個所流失、建物浸水 100 棟 長瀬村 床上家屋 6 戸、 松沢床上 25 戸、床下 37 戸
1918	大正 7	火 災	5月3日	藤助新田 35 戸焼失、軽便鉄道の飛び火。
1935	昭和10	火 災	6月6日	東郷村野川から出火、住宅 47 戸焼失。
1940	昭和15	豪 雨	7月9日	11日局部的豪雨。
			8月26日	豪雨村山地方に被害、8月冷涼。
1951	昭和26	大干ばつ		東根町・小田島村、水稻 40%以上の被害。
1953	昭和28	霜 害	4月25日	降霜で神町のさくらんぼ 6 割の被害。
1961	昭和36	台風 18 号	9月16日	（第二室戸台風）建物全壊 6 棟、リンゴ落果。 被害総額 約 1 億 7 0 0 0 万円
1965	昭和40	集中豪雨	7月1日	突如の暴風雨により、葉たばこ・ホップ等 農作物に多大の被害。
1967	昭和42	大 雪	1月6日	22年ぶりの大雪、市豪雪対策本部設置。 果樹等の損害 1 億円以上。

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
1967	昭和42	集中豪雨	8月29日 (羽越水害)	県南を襲った集中豪雨。最上川が増水、白水川・村山野川が逆水、白水川右岸68m堤防決壊(2か所)、冠水面積372ha。市災害対策本部・水防本部設置。被害総額 1億1,685万円
1969	昭和44	火 災	3月28日	間木野地区から出火、建物13棟焼失。 損害額 4,545千円
		火 災	5月28日	神町マーケット火災 4棟全半焼。10店舗 971.9㎡焼失 損害額 32,169千円
		集中豪雨	8月8日	全県を襲った集中豪雨により、最上川をはじめ市内の中小河川が増水、田畑の冠水56.7ha、林道被害11カ所、水路等の被害4カ所、河川被害18カ所、道路被害12カ所、橋梁被害5カ所、浸水家屋50戸。被害総額 50,166千円
1976	昭和51	集中豪雨	8月6日	県南を襲った集中豪雨で、最上川が増水、白水川・平内川が逆流し、市内の中小河川が増水、田畑の冠水15.6ha、浸水405ha、道路被害11カ所、市災害対策本部設置。 河川被害国・県・併せて12カ所。 被害総額 177,261千円
1977	昭和52	山腹崩壊	10月27日	泉郷万善寺(表山)地内斜面崩壊。
1979	昭和54	暴 風	3月31日	市内全域に渡り、建築物の倒壊及び破損。
1980	昭和55	豪 雪	1月18日	豪雪により、1名が雪下ろし作業中に転落死亡、その他果樹の枝折れ被害。
1981	昭和56	大雨被害	6月23日	県内全域への大雨により、白水川が増水、平内川が逆流し、堤防(9m)決壊、その他冠水田畑74.5ha。被害総額 20,238千円
		台風15号	8月23日	県内を襲った台風による河川が増水により、村山野川上流(間木野地区)堤防決壊50m、田畑の冠水14ha、道路被害15カ所、河川被害国・県・併せて12カ所、橋梁7カ所。その他農作物被害総額 245,088千円
1982	昭和57	台風10号	8月2日	県内全域に暴風雨洪水(総降雨量20mm、最大風速24m/秒)。 農林関係被害額 761,313千円

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
		台風 18 号	9 月 12 日	県内全域に暴風雨警報（総降水量 71mm、最大風速 7 m）。市内土木農作物被害額 165,790 千円
1 9 8 4	昭和 59	異常寒波及び融雪	4 月 19 日	異常寒波、農林関係被害額 342,354 千円融雪での公共土木関係被害額 228,769 千円
1 9 8 5	昭和 60	突風災害	9 月 6 日	突風による市内全域の農作物被害。 被害額 118,000 千円
1 9 8 9	平成 元	台風 13 号	8 月 9 日	台風（総降雨量 37.5mm、最大風速 17.7m） 土木・農作物関係被害額 26,281 千円
		台風 17 号	8 月 27 日	室戸市に上陸し、日本海を北上して東日本に大雨をもたらした台風（総降雨量 22mm、最大風速 16m） 土木・農作物関係被害額 32,496 千円
1 9 9 1	平成 3	台風 19 号	9 月 28 日	台風（最大風速 22.6m）、りんご、ラフランス等の果樹被害額 490,000 千円
		台風 21 号	10 月 13 日	関東・東北地方の太平洋沿岸を北上して東日本に大雨をもたらした台風（総降雨量 94mm、最大風速 14.9m）。公共土木関係被害額 7,630 千円
1 9 9 2	平成 4	融雪災	3 月 27 日～ 4 月 7 日	融雪による林道の路肩崩壊 11m、法面崩壊 17m 被害額 7,945 千円
		融雪災	4 月 30 日～ 5 月 1 日	季節はずれの降雪とみぞれによる、関山地区の啓翁桜 30a。被害額 1,800 千円
		融雪災	5 月 20 日	17 時ころ市内全域が雹（ひょう）に見まわれ、長瀬地区のさくらんぼ 1 割、特に八反地区のさくらんぼ 11.7ha に大きな被害。 さくらんぼ被害額 15,389 千円
1 9 9 3	平成 5	大雨被害	7 月 14 日	梅雨前線の活発化に伴い、13 日深夜からの大雨で県内に被害。（総降雨量 58.5mm） 農林水産関係被害額 3,000 千円 公共土木関係被害額 5,000 千円
		台風 11 号	8 月 27 日	台風は、関東・東北地方の太平洋沿岸を北上して、県内に被害。 （総降雨量 47.5mm、最大風速 12.9m） 農林水産関係被害額 1,900 千円 公共土木関係被害額 2,025 千円

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
1994	平成 6	降雪災	2月 3日	大雪により、園芸施設（パイプハウス）3棟が全壊。 農林関係被害額 17,500千円
		台風26号	9月 30日	台風は、北陸・東北地方の沿岸を北上し、強風で県内に被害。（総降雨量160mm、最大風速16.9m） 公立文教関係被害額 2,600千円 公共土木関係被害額 12,000千円 農林水産関係被害額 340,081千円
1995	平成 7	融雪災	4月 3日	融雪により国道48号（大字関山字入間向地内）路肩崩壊70m、法面ブロック積み裏落ち20m 公共土木施設被害額 70,000千円
1998	平成10	台風5号	9月16日	大雨をもたらした台風（総雨量154.0mm）による、高谷沼（ため池）決壊のおそれ。 下悪戸住民に避難勧告（43世帯、173人）
2000	平成12	山腹崩壊	4月23日	入高岩地内において、大規模山腹崩壊（幅200m、奥行500m）。 9世帯に異常通報用FAXを設置。 地すべり対策事業（県）2,648,000千円
2001	平成13	豪 雪	1月 8日	豪雪対策本部を設置（降雪量820mm、累計降雪量3,660mm） 農林水産関係被害額 2,422,001千円
2002	平成14	台風6号	7月10日	東北地方の太平洋側を北上して、県内に被害。（総降雨量169mm、最大風速13.5m） 公共土木関係被害額 51,200千円 農林水産関係被害額 30,109千円
		台風21号	10月 1日	強風による果樹の落下尊、農作物に被害をもたらした。（総降雨量51mm、最大風速28.6mm） 公共土木関係被害額 3,200千円 農林水産関係被害額 855,124千円
2003	平成15	山腹崩壊 （地滑り）	3月 3日 3月 5日	泉郷地区 大撫山で小規模な斜面崩壊。 同地域の崩壊拡大約4,000㎡が崩落、崩積土砂で市道白水川ダム線を全面通行止。 4月14日 大撫山地滑り対策本部を設置。 5月 2日 警戒区域を設定し、入山者規制 地滑り対策事業を継続中。
		宮城県沖 地 震	5月26日	18時24分 震源：宮城沖 マグニチュード7.1 東根市：震度4 災害警戒本部を設置。 市公共施設（小中学校2校、市民体育館、市

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
2004	平成16	航空機事故	6月2日	民プール)に天井板の落下、窓ガラスの破損等の被害。被害額 609千円 11時36分 山形空港内 民間撮影ヘリ墜落 死者 1名 重傷者 1名
		台風6号	6月21日	強風注意報下のさくらんぼ雨よけハウスの倒壊、雨よけハウスのフィルムはがれ、枝折れ被害。農林水産関係被害額 600千円
		大雨・雷	7月26日	大雨・雷警報下の14時30分ころ、市屋内ゲートボール近傍に落雷の影響により自動火災報知器損害。被害額 215千円。
		台風18号	9月7日	強風による西洋梨約3.6トン(1.8ト)の落果等、農作物に被害。被害総額 7,440千円
2005	平成17	大規模落石	11月25日	市道柳沢線黒滝付近で岩塊の大規模崩落により、市道通行止め。スノーパーク・ジャングル・ジャングル営業中止。
2006	平成18	大 雪		平成17年12月から平成18年1月にかけて大雪となり、交通障害、雪下ろし事故による死亡者が発生した。死者2名、重傷者10名、道路欠損4箇所。被害総額 485,604千円
		大 雨	10月7日	大雨警報下、大雨により河川の護岸欠損が相次いで発生。被害総額 10,000千円
2007	平成19	大 雨	12月27日	大雨により融雪と併せて洪水が発生し、土砂流出、河川の護岸欠損、橋梁損傷等が発生。被害総額 13,000千円
		台風9号	9月7日	未明より、暴風雨警報発令。台風が県内陸部を縦断し、河川氾濫、果実落下をはじめ、家屋等にも被害。 重傷者1名、建物被害7棟、果実落下、護岸流出、護岸欠損。災害警戒本部設置。 被害総額 1,218,265千円
2008	平成20	岩手・宮城内陸地震	6月14日	8時43分 震源：岩手県内陸部 マグニチュード7.2 東根市：震度3 公共施設の被害 神町中、若木農民研修センター 被害額 3,050千円

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
2011	平成23	東日本 大震災	3月11日	14時46分 東北地方太平洋沖地震 マグニチュード9.0 東根市：震度5弱 災害対策本部設置。 3月23日 災害支援対策本部設置 県外避難者受入れ 1. 東根市体育館避難所 3月16日ピーク時104名 2. 公的避難施設 32世帯113名 3. 民間施設等 20世帯69名 合 計 52世帯182名 被災地への人的支援。(宮城県、岩手県) 被災地への物資支援、義援金。(宮城県)
2014	平成26	雪 崩	2月15日	午前9時55分 国道48号線関山トンネルの 宮城県側数百メートル4箇所雪崩。 県内外避難者受入れ 15日15:05 避難所開設(高崎公民館) 避難者 33名 16日11:10 避難所閉鎖
2015	平成27	大 雨	9月10日	台風18号から変わった温帯低気圧が日本海中部を北東に進むとともに、台風17号が日本の東を北上し、11日にかけて大雨。 10日18:10 東根市に土砂災害警戒情報発表 10日22:45 東郷・高崎地区に避難準備情報発令 11日16:50 避難準備情報解除
2016	平成28	台 風	8月30日	太平洋側を北上した台風10号は、岩手県に上陸した後、強い勢力を保ったまま東北地方を横断した。台風の接近に伴い山形県内では局地的に非常に激しい雨が降った。 30日13:05 東根市に土砂災害警戒情報発表 30日13:30 東郷・高崎地区に避難準備情報発令 30日18:15 避難準備情報解除
		火 災	12月22日	4:00 神町東二丁目建物火災。 全焼4棟、部分焼5棟、ぼや2棟、負傷者2名(軽症)。 損害額 60,841,100円
2020	令和2	大 雨	7月28日	梅雨前線の停滞と低気圧の接近により大雨となった。この大雨により最上川(下野)の水位は、氾濫危険水位を大きく超える17.55mの観測史上1位を記録した。また、白水川ではバックウォーターが発生し、松沢橋東側右岸の堤防決壊及び左

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
				<p>岸での越流により浸水被害が発生した。            人的被害：なし            建物被害：住家 27 棟                              (床上浸水 4 棟、床下浸水 23 棟)                              非住家 52 棟                              (床上浸水 43 棟、床下浸水 9 棟)            農地等被害      20,800 千円            農作物等被害  269,610 千円            水産関係被害   4,200 千円            森林関係被害   19,946 千円            商工関係被害   45,200 千円</p> <p>28 日 11:45 東郷地区「警戒レベル 3」                              避難準備情報発令</p> <p>28 日 14:15 高崎地区「警戒レベル 3」                              避難準備情報発令</p> <p>28 日 18:50 大富・小田島・長瀬地区                              「警戒レベル 4」避難勧告発令</p> <p>対 象 者  33 地区 2,876 世帯 8,833 人            避難者数  992 人 (うち河北町民 8 人)</p> <p>29 日 9:30 避難勧告等を解除、避難所閉鎖</p>
2021	令和3	地 震	2 月 13 日	<p>23 時 08 分 福島県沖を震源とする地震            マグニチュード 7.3 東根市：震度 4            地震警戒本部設置            人的被害：なし            建物被害：非住家 (カーポート) 2 棟倒壊            ライフライン施設：被害なし</p>
2022	令和4	地 震	3 月 16 日	<p>23 時 36 分 福島県沖を震源とする地震            マグニチュード 7.4 東根市 震度 4            地震警戒本部設置            人的被害：なし            建物被害：教育施設 1 棟一部破損            その他：神社鳥居 1 棟倒壊            ライフライン施設：被害なし</p>
		大 雨	8 月 3 日	<p>8 月 3 日からの大雨</p> <p>4 日 2:20 大雨警報 14:05 注意報切換            4 日 5:28 洪水警報 14:05 注意報切換            4 日 6:00 避難所開設                              長瀬公民館、西部防災センター、                              中央運動公園体育館、大富中学校、                              東根中部小学校、市民体育館</p> <p>4 日 11:30 避難所閉鎖            避難者：延べ 9 名</p>

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
2023	令和5	豪 雨	6月28日	<p>梅雨前線大雨の影響による9路線での路面洗堀・法面崩落被害</p> <p>28日 18:16 大雨警報（土砂災害）</p> <p>28日 18:41 記録的短時間大雨情報（110mm/h）本市初</p> <p>28日 18:45 洪水警報</p> <p>29日 8:00 河川観測地点関山で150mmの雨量を観測</p> <p>人的被害：なし</p> <p>建物被害：なし</p> <p>森林関係被害 9,500千円</p> <p>土砂流出 東郷I線、横沢線</p> <p>土砂崩落 沼沢I線</p> <p>洗 堀 丑澤牛居線、長坂向線、沼沢I線、岩ヶ入線、猪野沢線、中平線</p>
		大 雨	8月18日	<p>気圧の谷や暖かく湿った空気の影響による大雨被害</p> <p>18日 17:16 大雨（浸水害）警報</p> <p>18日 17:34 洪水警報</p> <p>18日 21:22 大雨、洪水警報解除</p> <p>人的被害：なし</p> <p>建物被害：住 家1棟（床下浸水） 非住家3棟（床下浸水）</p> <p>道路被害：地下道冠水 5箇所 温泉地下道、温泉北地下道、長瀬1地下道、長谷地下道、宮崎地下道</p> <p>停 電：市内1200世帯</p> <p>その他：中学校体育館1件雨漏り 中学校渡廊下1件雨漏り</p>
2024	令和6	大 雨	9月21日	<p>台風14号から変化した温帯低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気の影響による大雨</p> <p>21日 5:46 大雨（土砂災害）警報</p> <p>21日 6:26 土砂災害警戒情報</p> <p>21日 6:30 避難指示発令 入第1・入第2・沼沢・西原・上悪戸・下悪戸</p> <p>21日 6:30 避難所開設 東郷公民館、高崎公民館、西原公民館</p> <p>21日 16:30 自主避難所開設 第一中学校、東根中部小学校</p> <p>22日 16:00 自主避難所閉鎖</p> <p>22日 20:20 土砂災害警戒情報解除</p> <p>22日 20:20 指定避難所閉鎖</p>

西 暦	年 号	種 別	月 日	記 録
				23日 9:53 大雨（土砂災害）警報解除 避難者：20名 人的被害：なし 建物被害：なし 道路被害 地下道冠水 2箇所 長瀬地下道、宮崎地下道 その他 中学校体育館1件雨漏り

## 過去10年の気象概況

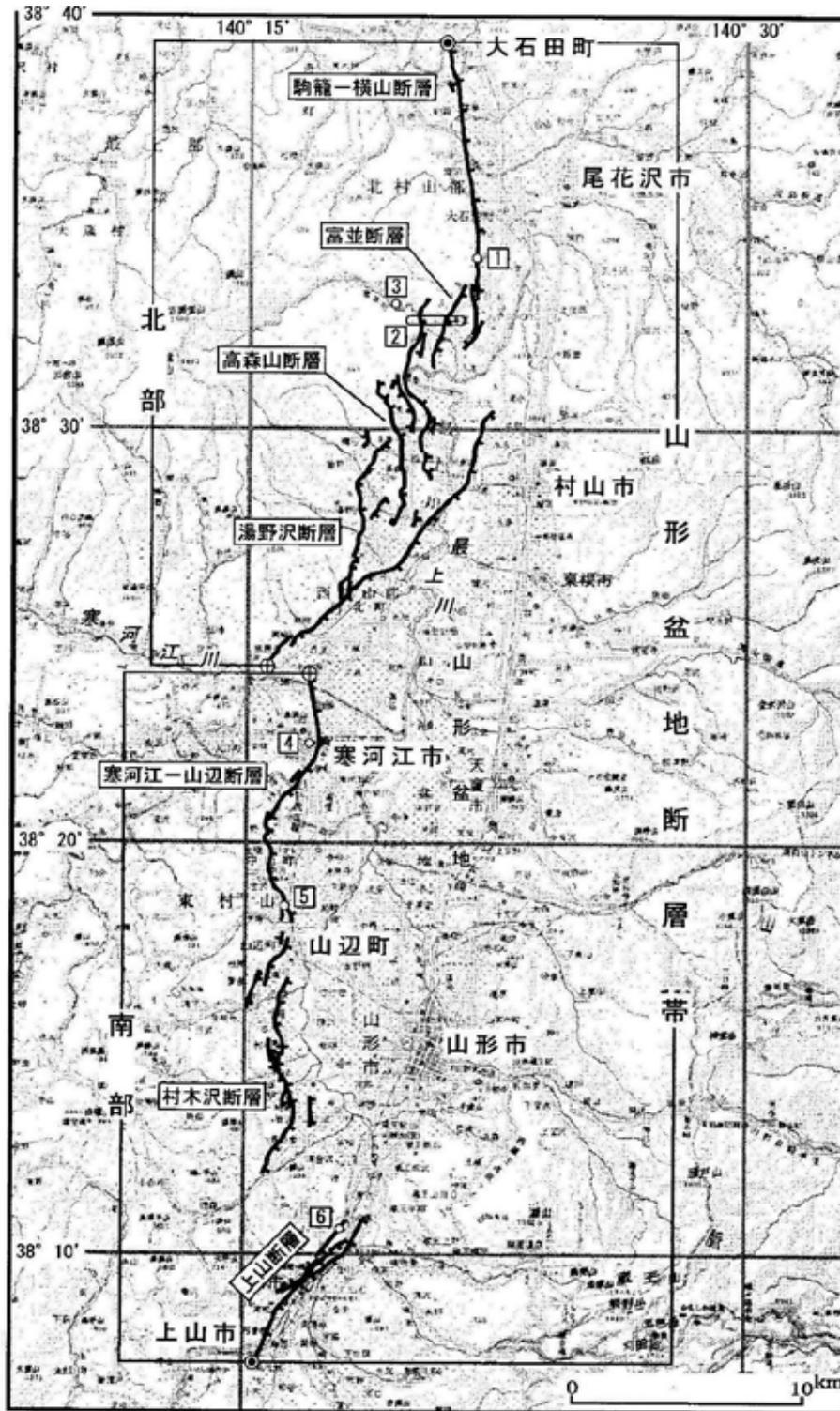
区分 年	気温 (°C)			降水量 (mm)			風速 (m/s)			積雪量 (cm)	
	最高	最低	平均	合計	最大	1時間	最大	平均	最大	平均	最大
平成26年	36.7	-12.9	10.9	1,026.0	60.0	24.0	14.0	2.3	14.0	2.3	55.0
平成27年	37.0	-13.2	11.9	898.5	44.0	28.5	11.9	2.3	11.9	2.3	66.0
平成28年	34.4	-9.7	11.8	905.0	80.5	25.0	14.6	2.4	14.6	2.4	45.0
平成29年	35.7	-14.1	11.1	1,116.0	51.5	22.0	12.6	2.2	12.6	2.2	75.0
平成30年	37.0	-15.0	11.6	1,218.5	75.0	37.5	15.3	2.6	15.3	2.6	38.0
令和元年	36.1	-9.2	11.8	1,051.0	63.0	31.5	13.3	2.5	13.3	2.5	17.0
令和2年	36.7	-11.3	12.1	1,340.1	148.0	30.0	13.1	2.4	13.1	2.4	78.0
令和3年	36.3	-12.9	11.7	1,121.5	46.0	18.0	13.3	2.5	13.3	2.5	70.0
令和4年	35.2	-11.6	11.7	1,104.0	45.0	14.0	13.4	2.4	13.4	2.4	45.0
令和5年	36.6	-11.6	12.7	1,080.0	54.0	17.0	14.2	2.3	14.2	2.3	30.0

## 令和6年 月別気温・湿度・降雪量

区分	月別												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気温	最高 (°C)	8.1	13.4	22.3	26.3	32.7	30.9	34.8	36.6	35.3	26.2	22.6	15.9
	最低 (°C)	-11.6	-10.4	-5.5	-3.0	0.9	5.5	15.4	21.1	9.9	2.3	-1.9	-5.7
	平均 (°C)	-1.2	-0.5	5.7	10.9	15.3	20.7	25.1	28.1	23.7	13.8	8.2	2.7
降水量	日最大	10.0	18.0	20.0	21.5	54.0	48.5	46.0	19.0	24.5	11.0	20.0	26.0
	1時間	3.5	4.5	3.0	3.5	6.0	14.5	15.5	17.0	17.0	4.0	7.0	5.5
	合計	70.0	85.5	44.5	46.5	125.0	142.0	132.0	70.0	100.0	56.5	108.0	100.0
風速	最大(m/s)	14.2	10.6	11.3	11.8	10.7	12.4	9.1	12.7	12.1	9.1	10.2	9.0
	平均(m/s)	2.1	2.2	2.4	3.0	2.6	2.5	2.4	2.4	2.2	1.9	2.1	2.0
	最深積雪(cm)	30.0	24.0	10.0								0.0	25.0

山形盆地断層帯位置図

地震調査研究推進本部  
地震調査委員会公表



山形盆地断層帯の位置と主な調査地点

1：横山地点 2：富並地点 3：山の内地点 5：大寺地点 6：上山地点

●：断層帯の北端と南端 ⊕：北部の南端・南部の北端

断層の位置は、文献3（今泉ほか）、6（中田・今泉編）、7（澤ほか）及び15（八木ほか）に基づく

基図は国土地理院発行数値地 200000「仙台」を使用



## 第3編 防災関係機関

1	防災関係機関一覧	149
2	報道機関	151
3	東根市医療機関	152
4	東根市自主防災組織	153



## 防災関係機関一覧

No.	機 関 名	住 所	一般回線		県防災行政無線	
			電話	F A X	電話	F A X
1	国土交通省東北地方整局 山形河川国道事務所	山形市成沢西 4-3-55	023-688 -8421	023-688 -8391		
2	〃 東京航空局 山形空港出張所	東根市大字羽入字柏原 新林 3008	48-1118	48-1632		
3	〃 東北運輸局 山形運輸支局	山形市大字漆山 1422 の 1	023-686 -4711	023-686 -5021		
4	山形地方气象台	山形市緑町 1-5-77	023-622 -0632		6-800 -8220	6-800 -8221
5	〃 山形空港出張所	東根市大字羽入字柏原 新林 3008	48-1115	48-1116		
6	農林水産省東北農政局 山形地域センター	山形市松波 1-3-7	023-622 -7231	023-622 -7256		
7	〃 山形森林管理署	寒河江市元町 1-17-2	0237-86 -3161	0237-86 -3163		
8	厚生労働省 村山労働基準監督署	村山市楯岡笛田 4-1-58	55-2815	55-2827		
9	財務省東北財務局 山形財務事務所	山形市緑町 2-15-3	023-641 -5177	023-632 -5763		
10	日本銀行山形事務所	山形市七日町 3-1-2	023-622 -4004	023-627 -1171		
11	陸上自衛隊第6師団 司令部（第3部防衛班）	東根市神町南 3-1-1	48-1151 (内) 5075	48-1151 (内) 5754	6-800 -8211	6-800 -8211
12	山形県防災くらし安心部 防災危機管理課	山形市松波 2-8-1	023-630 -2231	023-633 -4711	7-800 1202・03	7-800- 1500
13	県庁 災害対策室	※災害発生時のみ			7-800 1600-10	7-800 -1510
14	〃 災害対策本部	※本部設置時のみ	023-630 -3142~44	023-630- 3140~41	7-800- 1270~73	7-800- 1520・ 1521
15	山形県村山総合支庁 総務企画部総務課	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621 -8234	023-624 -3056	6-810 120-121	6-810 -150
16	〃 建設部河川砂防課	〃	023-621 -8226	023-623 -5532	6-810 133	6-810 -150
17	〃 災害対策室	※本部設置時のみ	023-621 8371-73		7-810 110-111	7-810 152・153
18	〃 北村山総務課	村山市楯岡笛田 4-5-1	47-8612	55-5236	6-830 -121	6-830 -150
19	〃 北村山河川砂防課	〃	47-8678	55-4011	6-830 -133	6-830 -150
20	〃 村山北庁舎災害対策室	〃 ※本部設置時のみ			7-830 110-112	7-830 152

21	〃 山形統合ダム管理課	山形市小白川町 4-10-7	023-631 -3526	023-625 -3240		
22	村山保健所	山形市十日町 1-6-6	023-622 -2543	023-622 -0191	6-800 -8000	6-800 -8001
23	山形空港事務所	東根市大字羽入字柏原 新林 3008	48-1313	48-1659	6-800 8070・71	6-800 -8073
24	村山警察署	村山市中央一丁目 2-5	52-0110	52-6448		
25	〃 東根交番	東根市さくらんぼ駅前 1-9-10	42-0009	42-0009		
26	北村山公立病院	東根市温泉町二丁目 15-1	42-2111	43-6169		
27	東根市外二市一町 共立衛生処理組合	東根市大字野田字シタ 2038	47-1321	48-1841		
28	東日本旅客鉄道(株) さくらんぼ東根駅	東根市さくらんぼ駅前 1-1-1	43-4001	43-4092		
29	日本通運(株) 山形支店山形物流事業所	山形市大字十文字字天 神東 777	023-686 -4385			
30	山交バス(株) 寒河江営業所	寒河江市新山 2-1	86-2181	86-2182		
31	東日本電信電話(株) 山形支店災害対策室	山形市薬師町 2-18-1	023-621 -9181	023-635 -9159	6-800 -8270	6-800 -8271
32	東北電力ネットワーク(株) 天童電力センター	天童市天童中 1-4-1	023-651 -3929	023-654 -6261		
33	日本赤十字社山形県支部	山形市松波 1-18-10	023-641 -1353	023-641 -8861	6-800 -8260	6-800 -8265
34	東根市商工会	東根市中央一丁目 6-3	43-1212	43-1213		
35	日本郵便(株) 東根郵便局	東根市三日町三丁目 3- 18	43-5365	43-4549		
36	東根市医師会(会長 宮崎 外科胃腸科クリニック)	東根市宮崎一丁目 3-30	41-2357			
37	東根市アマチュア無線クラ ブ(会長 片桐 弘雅)	東根市鷲ノ森一丁目 1-21	090-8424 -0940			
<p>注1 県防災行政無線電話は、地上回線番号 6、衛星回線番号 7</p> <p>注2 県防災行政無線電話は、専用電話(庶務課・消防・総合政策、建設、農林、課長席・守衛室)からは上記の番号</p> <p>注3 県防災行政無線電話は、庁内電話からは、頭に発信番号87をつける</p> <p>注4 県防災行政無線FAXは、庶務課・消防本部の専用FAXからのみ送信可能</p>						

## 報道機関

No.	機関名	住所	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
1	NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625 -9515	023-633 -2842	6-800 -8300	6-800 -8301
2	山形放送(YBC)	〃 旅籠町2-5-12	023-622 -6161	022-632 -5942	6-800 -8310	6-800 -8311
3	山形テレビ(YTS)	〃 城西町5-4-1	023-647 -1315	023-644 -2496	6-800 -8320	6-800 -8323
4	テレビユー山形 (TUY)	〃 白山1-11-33	023-624 -8114	023-624 -8372	6-800 -8330	6-800 -8331
5	さくらんぼテレビジョン (SAY)	〃 落合町85	023-628 -3900	023-628 -3910	6-800 -8340	6-800 -8342
6	エフエム山形	〃 松山3-14-69	023-625 -0804	023-625 -1805	6-800 -8350	6-800 -8351
7	山形新聞社	〃 旅籠町2-5-12	023-622 -5271	023-628 -2340		
8	朝日新聞社 山形総局	〃 六日町7-10	023-622 -4868			
9	読売新聞 東京本社 山形支局	〃 松山3-14-69	023-624 -2121	023-624 -0730		
10	毎日新聞社 山形支局	〃 七日町5-9-17	023-622 -4201			
11	産経新聞社 山形支局	〃 東原3-12-8	023-623 -0241			
12	河北新報社 山形総局	〃 あこや町3-12-11	023-622 -2411	023-642 -5059		
13	日本経済新聞社 山形支局	〃 十日町2-14-19	023-622 -2072			
14	共同通信社 山形支局	〃 旅籠町2-5-12	023-622 -5344	023-631 -3592		
15	時事通信社 山形支局	〃 十日町1-3-29	023-631 -2157	023-641 -4958		
16	山形新聞社 東根支社	東根市中央4-1-25	43-7333			

## 東根市医療機関

(令和7年4月1日現在)

## ア 病院

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科	病床数
1	北村山公立病院	温泉町二丁目 15-1	42-2111	内・小・外・整形・形成・ 乳腺・脳外・眼・耳・皮・ 泌尿・婦・神内・リハビリ・ 放射・麻酔	300
2	山形ロイヤル病院	大森二丁目 3-6	43-8080	内・リハビリ	322

## イ 診療所

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科	病床数
1	安達クリニック	大字泉郷 625-1	44-3777	内・胃腸・外・リハビリ・皮	
2	井川整形外科クリニック	さくらんぼ駅前二丁目 17-23	42-4777	整形・リハビリ	
3	いとう内科クリニック	神町北一丁目 3-41	47-3660	内・胃・消化器・アレルギー	
4	宇賀神内科クリニック	中央南一丁目 6-28	53-6961	内・消化器	
5	大沼医院	神町中央一丁目 11-18	48-2830	内・小・呼吸・循・アレルギー	
6	金村医院	本丸西四丁目 1-24	48-6110	内・アレルギー・呼・循	
7	菅クリニック	三日町四丁目 1-30	42-0055	産・婦	14
8	けんじ脳神経クリニック	神町中央一丁目 8-11	53-6718	内・脳神経外・リハビリ	
9	後藤眼科医院	大森二丁目 1-4	43-7766	眼	
10	さくらんぼクリニック	羽入東 1-37	48-6638	内・整形	
11	柴田内科循環器科クリニック	一本木二丁目 4-25	42-3917	内・循・呼	
12	神町整形リウマチクリニック	神町北二丁目 5-6	53-1113	整形・リウマチ	
13	すずきこどもクリニック	神町北三丁目 2-18	53-6107	小・アレルギー	
14	つばさ皮膚科	中央三丁目 2-21	43-1241	皮	
15	ひがしね耳鼻咽喉科	さくらんぼ駅前二丁目 10-27	43-6633	耳・気管食道・アレルギー	
16	東根市休日診療所	中央一丁目 5-1	43-2120	タクトセンター内	
17	ひかり皮膚科	さくらんぼ駅前二丁目 13-1	43-1002	皮	
18	ひろせこころのクリニック	中央東二丁目 6-71	22-9477	精神	
19	藤田医院	六田一丁目 1-35	42-0256	内・循・外	
20	保坂クリニック	さくらんぼ駅前二丁目 7-22	41-1188	内・循・呼・外・胃・血管・小	
21	三浦医院	本丸南一丁目 8-2	43-2311	内・循	
22	宮崎外科胃腸科クリニック	宮崎一丁目 3-30	41-2357	外・胃・内・肛門	
23	PFC JAPAN CLINIC 東根	中央四丁目 1-29	43-7655	内・皮・泌尿	
24	山本内科医院	中央四丁目 5-24	43-0180	内・循・神経内・胃	
25	渡辺医院	大字羽入 2821	47-0406	皮	
26	北村山在宅診療所	温泉町二丁目 5-3	41-0583	内・整形・皮・泌尿・精神・心療	

[R7 改正]

## 東根市自主防災会組織

令和6年4月1日現在

番号	団体名	会員数	発足月日	番号	団体名	会員数	発足月日
1	大堀防災会	39	S56.1.25	51	神町中三区防災会	249	H5.3.14
2	温泉町防災会	694	S56.12.1	52	神町中四・五区防災会	201	H5.3.14
3	南町防災会	24	S58.3.27	53	宮崎防災会	700	H5.5.17
4	藤助新田防災会	170	S58.4.1	54	神町下三区防災会	656	H5.11.27
5	長瀬第一防災会	128	S58.4.1	55	神町下一区防災会	154	H5.12.21
6	長瀬南防災会	144	S58.4.1	56	若葉町防災会	118	H6.1.22
7	長瀬第三防災会	139	S58.4.1	57	神町下第二東区防災会	191	H6.2.11
8	長瀬第四防災会	149	S58.4.1	58	北方防災会	155	H6.4.20
9	長瀬松沢防災会	81	S58.4.1	59	柏原防災会	341	H6.5.1
10	若木防災会	354	S58.9.10	60	宮団防災会	107	H6.6.7
11	新田上区防災会	195	H22.3.22	61	東方防災会	97	H6.9.1
12	下悪戸防災会	31	S59.4.1	62	三日町上区防災会	88	H6.11.28
13	西原防災会	47	S59.4.1	63	三日町下区防災会	185	H7.4.16
14	上悪戸防災会	16	S59.4.1	64	下川原区防災会	56	H7.4.29
15	六日町防災会	114	S60.2.1	65	神町上四区防災会	125	H7.10.12
16	間木野防災会	30	S60.4.1	66	神町上一区防災会	328	H8.1.28
17	白山防災会	78	S61.4.1	67	神町上二区防災会	230	H8.1.28
18	原宿防災会	63	S61.7.1	68	神町上三区防災会	85	H8.1.28
19	泉郷入防災会	36	S62.2.1	69	東区防災会	212	H8.4.1
20	中央・北斗防災会	66	S62.4.1	70	柳町第一区防災会	92	H8.4.13
21	田中防災会	32	S62.4.23	71	出張区防災会	55	H9.2.1
22	中ノ目防災会	64	S62.5.1	72	本町防災会	53	H9.2.1
23	休石防災会	31	S62.5.18	73	幕壇区防災会	80	H9.7.1
24	八幡町防災会	47	S63.1.15	74	小田島北区防災会	42	H9.8.1
25	川向防災会	63	S63.3.20	75	柳町第二区防災会	44	H9.8.31
26	猪野沢防災会	70	S63.4.1	76	小田島内町防災会	52	H9.9.30
27	向原防災会	75	S63.4.2	77	大森南区防災会	104	H10.1.25
28	郡山防災会	129	S63.4.15	78	一本木南区防災会	175	H10.4.1
29	泉郷川原防災会	68	S63.7.15	79	横町防災会	79	H10.4.1
30	上野台防災会	37	S63.9.1	80	小林防災会	291	H10.8.1
31	野川地区防災会	149	S63.9.1	81	一日町区防災会	43	H10.8.5
32	沼沢防災会	47	S63.12.20	82	中宿区防災会	79	H10.9.1
33	西戸地区防災会	134	H1.7.30	83	野田新町防災会	155	H11.11.14
34	大林防災会	333	H2.1.25	84	小田島西区防災会	29	H11.11.11
35	羽入第二区防災会	194	H2.1.28	85	新町区自主防災会	50	H12.11.2
36	三ツ屋防災会	154	H2.3.4	86	太田新田防災会	23	H13.4.1
37	並松団地防災会	150	H2.3.18	87	島防災会	41	H13.5.1
38	荒宿防災会	159	H2.3.20	88	東若木防災会	35	H13.6.1
39	西楯防災会	54	H2.3.25	89	羽入第一区防災会	487	H14.4.1
40	原方防災会	281	H2.5.28	90	一本木中央防災会	160	H17.4.1
41	四ツ家中区防災会	199	H2.6.9	91	中央一区防災会	291	H18.4.1
42	四ツ家上区防災会	510	H2.6.23	92	緑区防災会	105	H20.3.23

[R7 改正]

43	高崎新田防災会	105	H2.10.21	93	神町下第二中央区防災会	277	H20.9.1
44	荷口防災会	132	H3.1.26	94	新田下第一区防災会	152	H22.3.23
45	平林防災会	224	H4.1.11	95	神町下第三南区防災会	206	H22.4.4
46	新田町第二区防災会	413	H4.2.10	96	官舎区防災会	240	H24.4.7
47	六田連合自主防災会	283	H4.2.20	97	神町下第二北区防災会	340	H26.4.1
48	新田町第一区防災会	155	H4.2.26	98	神町下一西区防災会	240	H29.4.1
49	四ツ家下区防災会	510	H4.3.29	99	新田下第二区防災会	181	H29.4.1
50	神町中一・二区防災会	253	H5.3.14		合計	16,132	

## 第4編 防災施設及び設備

1	防災施設	155
2	防災設備等	161



## 1 防災施設

## (1) 指定避難所等一覧・救護所一覧

## 指定避難所

※1人/2㎡で算出

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人数	避難対象区
1	東根小学校	本丸南一丁目1-1	42-1200	445	東根地区
2	東根中部小学校	中央二丁目5-1	43-8000	460	東根地区
3	第一中学校	鷺の宿1-1	42-0114	669	東根地区
4	東根市中央運動公園体育館	中央西1-1	53-1910	713	東根地区
5	さくらんぼ タントク中心ター	中央一丁目5番1号	43-1155	414	東根地区
6	東根市民体育館	東根乙1119-1	42-2311	989	全地区
7	東根公民館	本町6-1	42-0107	144	東根地区
8	東郷小学校	泉郷乙1922	44-2224	330	東郷、高崎地区
9	第三中学校	泉郷乙1922	44-2120	517	東郷、高崎地区
10	東郷公民館	野川1184-1	44-2223	198	東郷、高崎地区
11	高崎小学校	観音寺2162	44-2320	324	高崎地区
12	高崎公民館	観音寺2167-2	44-2530	95	高崎地区
13	神町小学校	神町南三丁目2-3	47-0035	463	神町地区
14	神町中学校	神町北五丁目11-1	48-3375	522	神町地区
15	東根市神町 防災センター	神町東四丁目4番8号	47-0149	224	神町地区
16	大富小学校	羽入841	47-0404	266	大富地区
17	大富中学校	柏原三丁目1-1	47-0409	450	大富地区
18	大富公民館	羽入723	47-0401	168	大富地区
19	小田島小学校	郡山411-1	43-4449	364	小田島地区
20	第二中学校	蟹沢950-15	42-0343	555	小田島、長瀬地区
21	小田島公民館	郡山672	43-4450	218	小田島地区
22	長瀬小学校	長瀬188-1	42-0321	330	長瀬地区
23	長瀬公民館	長瀬1259	42-0301	165	長瀬地区
24	大森小学校	神町北二丁目1-1	48-3500	445	東根・神町地区
25	東根市西部 防災センター	蟹沢1156-4	48-8217	250	小田島・長瀬地区
収容人員合計				9,718	

## 指定緊急避難場所

○：適合 ×：不適合 △：状況に応じて判断 -：雨水出水浸水想定区域外

No.	施設名	所在地	電話番号	災害の種類による 使用の可否				収容 人数	避難 対象区
				地震	洪水	内水 氾濫	土砂 災害		
1	東根小学校	本丸南一丁目1-1	42-1200	○	○	-	○	5,149	東根地区
2	東根中部小学校	中央二丁目5-1	43-8000	○	○	○	○	12,098	東根地区
3	第一中学校	鷺の宿1-1	42-0114	○	○	-	○	19,465	東根地区
4	東根市中央運動 公園体育館	中央西1-1	53-1910	○	○	×	○	1,765	東根地区
5	さくらんぼ タントクルセンター	中央一丁目5番1号	43-1155	○	○	○	○	2,170	東根地区
6	東根市民体育館	東根乙1119-1	42-2311	○	○	-	○	1,960	全地区
7	東根公民館	本町6-1	42-0107	○	×	×	○	144	東根地区
8	東郷小学校	泉郷乙1922	44-2224	○	○	-	○	4,074	東郷、 高崎地区
9	第三中学校	泉郷乙1922	44-2120	○	○	-	○	7,550	東郷、 高崎地区
10	東郷公民館	野川1184-1	44-2223	○	○	-	○	198	東郷、 高崎地区
11	高崎小学校	観音寺2162	44-2320	○	○	-	○	4,228	高崎地区
12	高崎公民館	観音寺2167-2	44-2530	○	○	-	○	95	高崎地区
13	神町小学校	神町南三丁目2-3	47-0035	○	○	-	○	4,938	神町地区
14	神町中学校	神町北五丁目11-1	48-3375	○	×	○	○	12,212	神町地区
15	東根市神町 防災センター	神町東四丁目4-8	47-0149	○	○	○	○	224	神町地区
16	大富小学校	羽入841	47-0404	○	×	-	○	5,796	大富地区
17	大富中学校	柏原三丁目1-1	47-0409	○	○	-	○	16,183	大富地区
18	大富公民館	羽入723	47-0401	○	×	-	○	168	大富地区
19	小田島小学校	郡山411-1	43-4449	○	×	-	○	5,133	小田島地区
20	第二中学校	蟹沢950-15	42-0343	○	×	-	○	10,966	小田島、 長瀬地区
21	小田島公民館	郡山672	43-4450	○	×	-	○	218	小田島地区
22	長瀬小学校	長瀬188-1	42-0321	○	×	○	○	6,517	長瀬地区
23	長瀬公民館	長瀬1259	42-0301	○	○	○	○	165	長瀬地区
24	大森小学校	神町北二丁目1-1	48-3500	○	×	×	○	5,235	東根 神町地区
25	東根市西部 防災センター	蟹沢1156-4	48-8217	○	○	-	○	500	小田島、 長瀬地区

[R7 改正]

26	本郷第一公園	温泉町一丁目 9-21	-	○	○	○	○	1,550	東根地区
27	本郷第二公園	温泉町一丁目 3-4	-	○	○	×	○	1,050	東根地区
28	さくら公園	中央二丁目 4-1	-	○	○	○	○	800	東根地区
29	堂ノ前公園	大字東根元東根字堂ノ前	-	○	○	-	○	2,800	東根地区
30	鷺の森公園	鷺の森一丁目 11	-	○	○	-	○	900	東根地区
31	宮崎公園	宮崎一丁目 9-1	-	○	×	×	○	1,550	東根地区
32	下川原公園	三日町二丁目 4-1	-	○	×	○	○	1,750	東根地区
33	中央公園	本丸西一丁目 1	-	○	×	-	○	1,000	東根地区
34	けやき公園	中央三丁目 13-20	-	○	○	○	○	1,000	東根地区
35	かつら公園	中央三丁目 6-3	-	○	○	○	○	1,000	東根地区
36	もみじ公園	中央四丁目 4	-	○	○	○	○	1,300	東根地区
37	まつ公園	中央二丁目 17-11	-	○	○	○	○	1,400	東根地区
38	市民の広場	中央一丁目 1-1	-	○	○	○	○	2,750	全地区
39	野田公園	大字野田字藤タン	-	○	×	-	○	2,150	小田島地区
40	縄目公園	大字蟹沢字下縄目	-	○	×	-	○	1,300	小田島地区
41	一本木南公園	一本木三丁目 12	-	○	×	○	○	850	東根地区
42	わかば公園	神町北三丁目 12	-	○	×	○	○	700	神町地区
43	大平公園	大字若木 23-61	-	○	×	-	○	550	神町地区
44	若木山公園	神町東四丁目 4	-	○	○	○	×	2,500	神町地区
45	大森山公園	大字東根乙	-	○	○	-	○	21,000	全地区
46	大森緑地公園	大字東根甲	-	○	○	○	○	10,500	全地区
47	みずき公園	さくらんぼ駅前三丁目 5-1	-	○	○	○	○	1,150	東根地区
48	つばき公園	中央南二丁目 9-7	-	○	×	○	○	1,100	東根地区
49	かえで公園	さくらんぼ駅前二丁目 9-11	-	○	○	○	○	1,100	東根地区
50	みのりの樹公園	神町北四丁目 8	-	○	×	○	○	1,900	神町地区
51	やすらぎ公園	神町北五丁目 6	-	○	×	○	○	1,450	神町地区
52	ふれあい公園	神町北二丁目 9	-	○	×	×	○	1,400	神町地区
53	大堀避難階段 1	大字島大堀字大堀前地内	-	×	○	-	-	27	小田島地区
54	大堀避難階段 2	大字島大堀字大堀前地内	-	×	○	-	-	27	小田島地区
55	藤助新田避難階段	大字羽入字縄目地内	-	×	○	-	-	218	大富地区
収容人員合計								193,923	

※ 小・中学は体育館（アリーナ）及び屋外運動場を合わせた収容人数

[R7 改正]

## 救護所一覽

	施設名	所在地	電話番号	備考
1	第一中学校	鷺の宿1-1	42-0114	
2	第二中学校	大字蟹沢950-15	42-0343	
3	第三中学校	大字泉郷乙1922	44-2120	
4	神町中学校	神町北五丁目11-1	48-3375	
5	大富中学校	柏原一丁目1-1	47-0409	
6	さくらんぼタント クルセンター	中央一丁目5-1	43-2120	休日診療所

## (2) 一時避難所一覽

## 一時避難所一覽

○:適合 ×:不適合 △:状況に応じて判断 - :雨水出水浸水想定区域外

No.	施設名	所在地	電話番号	災害の種類による使用の可否				避難対象区
				地震	洪水	内水氾濫	土砂災害	
1	宮崎公民館	宮崎一丁目4-1		○	×	×	-	宮崎全区
2	六田公民館	六田二丁目6-23		○	○	-	-	六田全区
3	新田町公民館	白水一丁目10-17		○	×	○	-	新田町全区
4	原方公民館	中央東一丁目7-32	43-4971	○	○	-	○	原方上、下
5	並松団地集会所	蟹沢1703		○	×	-	-	並松団地
6	三日町公民館	三日町二丁目5-7		○	×	×	-	三日町全区
7	東根温泉公民館	温泉町一丁目18-19		○	○	○	-	温泉町全区
8	職業訓練センター	中央一丁目3-1	43-2345	○	○	×	○	一本木中央、中央、小林
9	与次郎会館	四ツ家一丁目2-11		○	○	×	-	四ツ家下全区
10	中ノ目ふれあい会館	本丸南二丁目5-22	43-2952	○	×	-	○	中ノ目、六日町
11	大林公民館	中央二丁目3-19		○	○	×	-	大林
12	四ツ家上区公民館	一本木一丁目1-23-4		○	×	-	-	四ツ家上全区
13	小林集会場	小林二丁目2-20		○	○	-	-	小林
14	北ノ宿公民館	本丸西一丁目4-15		○	○	-	○	北ノ宿
15	水上公民館	本丸北一丁目3-20		○	○	-	○	水上
16	西方公民館	本丸西二丁目2-29		○	○	-	○	荒宿、西楯
17	東方公民館	本丸東4-6		○	○	-	○	花岡、後澗
18	一日町公民館	本丸南一丁目11-31		○	×	-	○	一日町
19	本町公民館	本町5-11		○	×	×	○	本町
20	南町公民館	白水一丁目7-24		○	×	○	○	南町
21	柳町第一公民館	本丸南一丁目13-16		○	×	○	○	柳町第一
22	柳町第二公民館	本丸南一丁目14-31		○	×	○	○	柳町第二
23	新町公民館	本丸南一丁目5-24		○	×	-	○	新町
24	平林公民館	中央三丁目4-5		○	○	×	-	平林
25	入多目的集会施設	泉郷甲2200-2		○	×	-	○	入第一、入第二
26	川原多目的集会施設	泉郷甲2750-1		○	○	-	○	上川原、後沢、下川原、本郷
27	向原公民館	向原2185-32		○	○	-	○	向原

[R7 改正]

28	川向公民館	野川 2570 - 7		○	○	-	○	川向
29	西戸公民館	泉郷 468		○	○	-	○	本郷、和合向、西戸第一、二
30	東若木公民館	野川 2282 - 6		○	○	-	○	東若木
31	猪野沢コミュニティセンター	猪野沢字越倉裏 324-10		○	○	-	○	猪野沢全区
32	沼沢コミュニティセンター	沼沢 1513-1		○	○	-	○	沼沢全区
33	太田新田公民館	野川 418		○	○	-	○	太田新田
34	八幡町公民館	野川 2370 - 2		○	○	-	○	八幡町
35	上野台公民館	泉郷乙 691		○	○	-	○	上野台
36	岩崎公民館	猪野沢 888		○	○	-	×	岩崎
37	木戸口公民館	猪野沢 700		○	○	-	○	木戸口
38	行沢公民館	猪野沢 1856 - 1		○	○	-	○	行沢
39	楯畑公民館	猪野沢 1538		○	○	-	×	楯畑
40	水溜公民館	観音寺 150-4		○	○	-	○	水溜
41	田中公民館	観音寺 735 - 3		○	○	-	○	田中
42	原宿公民館	関山 224		○	○	-	○	原宿、上悪戸、下悪戸
43	西原公民館	関山 1308		○	○	-	○	西原、上悪戸、下悪戸
44	間木野林業センター	観音寺 1155 - 2		○	×	-	×	間木野
45	新田区多目的集会施設	観音寺 2196 - 2		○	○	-	○	新田
46	下悪戸公民館	関山字下悪戸 994		○	×	-	×	下悪戸
47	上悪戸公民館	関山字上悪戸 2337		○	×	-	×	上悪戸
48	休石公民館	関山 1663 - 2		○	○	-	×	休石
49	大門公民館	観音寺 368 - 1		○	○	-	○	大門
50	営団公民館	営団大通り 47		○	○	-	-	営団
51	新田公民館	板垣大通り 44		○	○	-	-	新田全区
52	神町下三区公民館	神町北二丁目 20-2		○	×	×	-	神町下第三全区
53	若葉町公民館	神町北三丁目 1-5		○	×	○	-	若葉町
54	神町南団地集会所	神町南二丁目 4-2		○	○	-	-	神町南団地
55	神町上区公民館	神町南一丁目 9-13		○	○	○	-	神町上全区
56	神町保育所	若木通り一丁目 50	47-0038	○	○	-	-	若木一区、二区
57	若木農民研修センター	若木通り一丁目 6 9	47-2899	○	○	-	-	若木一区、二区
58	大森山南公民館	若木 23-14		○	×	-	-	大森山南
59	荷口公民館	荷口 297 - 3		○	×	-	-	荷口全区
60	藤助新田公民館	藤助新田 1366-1		○	×	-	-	藤助新田全区
61	三ツ屋公民館	羽入 2500	48-1991	○	×	-	-	三ツ屋東、西
62	柏原公民館	柏原一丁目 5-19-5		○	○	-	-	柏原一、二、三
63	羽入第二区会館	羽入 751-3		○	×	-	-	岡、小見
64	中央・北斗公民館	蟹沢 491		○	○	-	-	中央、北斗
65	横町公民館	蟹沢 324 - 2 - 8		○	×	-	-	横町
66	新町公民館	野田 1996		○	×	-	-	新町
67	北公民館	野田 969 - 2		○	×	-	-	野田北
68	郡山公民館	郡山 338		○	×	-	-	郡山上、下
69	大堀集落センター	島大堀 301		○	×	-	-	大堀
70	幕壇公民館	蟹沢 739-1	43-6978	○	×	-	-	幕壇
71	西公民館	蟹沢 549		○	×	-	-	西
72	東公民館	蟹沢 1438		○	○	-	-	東
73	出張公民館	蟹沢 2309		○	○	-	-	出張

74	中宿公民館	野田 168-29		○	×	-	-	中宿
75	内町公民館	野田 927-2		○	×	-	-	内町
76	島公民館	島大堀 35-1		○	×	-	-	島
77	城北公民館	長瀬 1560-4		○	×	○	-	城北一、二、三
78	松沢構造改善センター	松沢 38-7		○	×	-	-	松沢
79	長瀬児童センター	長瀬 1322	43-3892	○	○	○	-	長瀬全区
80	小楯公民館	本丸南一丁目7-7		○	○	-	○	小楯
81	一本木南区公民館	一本木三丁目 4-12		○	×	×	-	一本木南
82	下川原公民館	白水二丁目 7-5		○	×	×	-	下川原
83	羽入第一公民館	羽入 610-3		○	×	-	-	大成、横町、宿
84	六日町公民館	本丸南三丁目 1-16		○	×	-	○	六日町
85	四ツ家中区公民館	さくらんぼ駅前一丁目 5-6		○	×	×	-	四ツ家中
86	上野川公民館	野川 1241-2		○	○	-	○	上野川
87	中野川公民館	野川 1370-2		○	○	-	○	中野川
88	下野川公民館	野川 1416		○	○	-	○	下野川
89	蛇木公民館	沼沢 65		○	○	-	○	蛇木
90	新道公民館	羽入 2005		○	×	-	-	新道
91	下一西区防災センター	神町西二丁目 2-15		○	○	×	-	神町地区

## (3) 臨時ヘリポート一覧

## 臨時ヘリポート一覧

No.	場 所	所在地	電話番号	面積 (㎡)
1	陸上自衛隊神町駐屯地	神町南三丁目 1 - 1	48-1151	10,500
2	山形県警察航空隊	大字若木字七窪	48-2615	7,000
3	第一中学校グラウンド	鷺の宿 1 - 1	42-0114	37,591
4	第二中学校グラウンド	大字蟹沢 950 - 15	42-0343	20,821
5	第三中学校グラウンド	大字泉郷乙 1922	44-2120	11,390
6	神町中学校グラウンド	神町北五丁目 11 - 1	48-3375	19,380
7	大富中学校グラウンド	柏原三丁目 1 - 1	47-0409	31,465
8	大富小学校グラウンド	大字羽入 841	47-0404	11,059
9	高崎小学校グラウンド	大字観音寺 2162	44-2320	7,808
10	長瀬小学校グラウンド	大字長瀬 188 - 1	42-0321	12,374
11	白水川ダム公園広場	大字泉郷元後沢		4,000
12	沼沢沼放牧場跡地	大字沼沢字八森地内		10,000
13	大森山公園芝広場	大字東根乙		10,000

## 2 防災設備等

## (1) 水防倉庫及び備蓄資機材

## 水防倉庫

指定	管理団体	所在地	面積 (㎡)	設備年度	摘要
非	東根市	東根市大字東根甲 7057 - 25	37.2	平成19年度	鉄骨造
非	東根市	東根市大字蟹沢 1156-4	51.0	令和4年度	鉄骨造

## 備蓄資器材

令和6年7月現在

消防本部			西部防災センター		
資材名	数量	備考	資材名	数量	備考
ペンチ等	6 丁	ペンチ×5、鉄線ハサミ×1	ペンチ等		
鎌	14 丁	砥石×6	鎌		
しの	5 丁		しの		
はさみ	5 丁		はさみ		
なた	11 丁		なた		
掛矢等	4 丁		掛矢等	8 丁	
スコップ	16 丁	剣×9、角×7	スコップ	35 丁	剣×20、角×15
ツルハシ	1 丁		ツルハシ	6 丁	
鋼板			鋼板	24 枚	
ノコギリ	7 丁		ノコギリ		
一輪車	4 台		一輪車	5 台	
フレコン等	3,800 枚	フレコン・麻袋	フレコン等		
ビニールシート	51 枚	大10、中33、小8	ビニールシート		
縄	7 kg	3.5 kg×2巻	縄	10.5 kg	3.5 kg×3巻
木杭			木杭	14 本	
鉄筋	35 本		鉄筋	40 本	
鉄杭	9 本		鉄杭	57 本	
鉄頭	1 ケ		鉄頭	1 ケ	
鉄線	20 kg	10 kg×2巻	鉄線	90 kg	10 kg×9巻
竹			竹	10 本	
塩ビ管			塩ビ管	3 本	

[R7 改正]



## 市有車両等保有台数

令和6年12月1日

車種	用途	総合政策	財政	税務	生活環境	子育て健康	福祉	農林	建設	管理	上下水道	議会	総計	備考
マイクロバス	普通乗合		1				1			3			5	ローザ・ハイエース・リエット
霊柩車	普通特殊				1								1	ハイエース
トラック	普通貨物		1										1	エルフ
	小型貨物		1		1								2	タワエース・テリカ
	普通特殊										2		2	給水車(2t・4t)
普通ワゴン	軽貨物		1										1	軽トラック
	普通乗用		4										4	ハイエース・エスアーマ
	特種車										1		1	NVバネット
普通乗用車	普通乗用		3					3		1	1	9	市長車・議長車等	
小型乗用車	小型乗用		7		2			1			3	13	フィールダー・スイト・ノート等	
小型貨物車	小型貨物		1								1	2	ADバン・タワエースバン	
軽乗用車	軽乗用		5	2		2	3	1		1	1	15	アルト・ワゴンR等	
軽貨物車	軽貨物		4			1		3	1		1	10	エグゼリイ・ミニキャブ等	
除雪車両	中型乗用								1			1	1	凍結防止散布車
除雪車両	小型特殊								11				11	小型ロータリー
原付バイク										5			5	
	総計	1	28	2	4	3	4	4	17	9	10	1	83	



1 重要水防箇所

重要水防箇所 令和6年度 (国管理河川)

山形県水防計画抜粋

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別	令和6年度評定				対策水防工法名	水防警報対象観測所	水防管理市町
				堤防(m)		工作物(箇所)				
				A	B	A	B			
最上川	106.7K 107.3K	長瀬 右岸	基礎地盤漏水	896 896				釜 段 【重要監視区間】	下野 14.00m	村山市 東根市
	108.1K 108.2K	長瀬 右岸	基礎地盤漏水		150 0			釜 段	下野 14.00m	東根市
	108.7K	長瀬 右岸	最上川流域 下水道排水樋管			1		警戒巡視	下野 14.00m	東根市
	108.7K	長瀬 右岸	北村堰 揚水樋管			1		警戒巡視	下野 14.00m	東根市
	109.0K 112.1K	荒小屋 右岸	越水(溢水) 流下能力不足		3,498 3,498			警戒巡視	下野 14.00m	東根市 河北町
	108.9k 109.7k	荒小屋 右岸	基礎地盤漏水		780 0			釜 段	下野 14.00m	河北町 東根市
	110.4K 112.1K	荒小屋 右岸	堤体漏水		1,700 0			杭打ち積土 のう	下野 14.00m	東根市 河北町
	110.4K 112.1K	荒小屋 右岸	基礎地盤漏水		1,700 0			釜 段	下野 14.00m	東根市 河北町
	111.6K	谷地・荒小屋 左右岸	河北橋自歩道橋 (桁下高不足)			1		警戒巡視	下野 14.00m	河北町 東根市
	111.6K	谷地・荒小屋 左右岸	河北橋 (桁下高不足)			1		警戒巡視	下野 14.00m	河北町 東根市
	112.1K 114.3K	大富 右岸	越水(溢水) 流下能力不足		2,440 0			積土のう	下野 14.00m	河北町 東根市
	112.1K 114.6K	大富 右岸	基礎地盤漏水		2,484 2,304			釜 段	下野 14.00m	河北町 東根市
	114.4K 115.3K	大富 右岸	越水(逸水) 流下能力不足		792 792			積土のう	下野 14.00m	河北町 東根市
	115.3K	谷地・大富 左右岸	谷地橋 (桁下高不足)			1		警戒巡視	下野 14.00m	河北町 東根市
	115.5K 115.7K	大富 右岸	越水(溢水) 流下能力不足		199 199			積土のう	下野 14.00m	河北町 東根市
116.4K 116.6K	大富 右岸	越水(溢水) 流下能力不足		226 226			積土のう	下野 14.00m	河北町 東根市	

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所 令和6年度 (国管理河川)

山形県水防計画抜粋

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評価種別	令和6年度評価				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	水防管理 市町
				堤防(m)		工作物(箇所)				
				A	B	A	B			
村山野川	0.0K	村山野川 右岸	越水(溢水)		1,720			警戒巡視	下野 14.00m	河北町 東根市
	2.0K		流下能力不足		1,720					
	0.0K	村山野川 右岸	基礎地盤漏水		1,720			月の輪	下野 14.00m	河北町 東根市
	2.0K				0					
村山野川	0.8K	村山野川 左岸	越水(溢水)		1,090			警戒巡視	下野 14.00m	河北町 東根市
	2.0K		流下能力不足		1,090					
村山野川	0.9K 2.0K	村山野川 左岸	基礎地盤漏水		1,090			月の輪	下野 14.00m	河北町 東根市

注) 上段は評価延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所 (要注意区間) 令和6年度 (国管理河川)

山形県水防計画抜粋

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評価種別	令和6年度評価			対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	水防管理 市町
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸閘 (箇所)			
最上川	106.6k	長瀬 右岸	旧川跡		82		釜段	下野 14.00m	東根市
	106.7k			0					
最上川	113.3k	大富 右岸	旧川跡		487		釜段	下野 14.00m	河北町 東根市
	113.7k			0					
村山野川	0.9K	村山野川 左岸	旧川跡		990		釜段	下野 14.00m	河北町 東根市
	2.0K			0					
村山野川	0.9K 2.0K	村山野川 右岸	旧川跡		980		釜段	下野 14.00m	河北町 東根市

注) 上段は評価延長、下段は重複を除いた延長

## 重要水防箇所 令和6年度（山形県管理河川）

## 最上川水系

河川名	地先名	合流点からの距離(Km)	種別	堤防(m)		想定水防 工法名	警報基準水位		備考
				A	B		量水標	警戒水位	
白水川 左岸	松沢	0.0	漏水		600	月の輪	下野	14.00	家屋 30 戸
白水川 左右岸	松沢 ～東根	1.0	堤防断面		3,600	積土のう	六田	2.20	家屋 161 戸
白水川 右岸	中川原	5.2	堤防断面		1,200	積土のう	源氏坂	1.40	家屋 10 戸
日塔川 左右岸	一日町	0.0	堤防断面		300	積土のう	日塔川	1.10	多数の家屋
荷口川 左右岸	藤助新田	0.0	堤防高		900	積土のう	若木	1.50	家屋 15 戸
小見川 左右岸	藤助新田	0.0	堤防高		1,100	積土のう	若木	1.50	家屋 15 戸
村山野川 右岸	大森南	7.2	堤防高		100	積土のう	若木	1.50	家屋 140 戸
村山野川 左右岸	若木	6.2	洗掘		900	シート張	若木	1.50	家屋 10 戸
乱川 左右岸	行沢	9.5	堤防高		1,900	積土のう	上悪戸	2.40	

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜）調査表

県土整備部砂防・災害対策課（令和4年8月現在）

連番	危険箇所番号	危険箇所名	所在地	対策施設	警戒区域指定	保全対象 人家個数		公共の施設 (数)
						特別警戒区域	警戒区域	
1	3201	本丸	本丸南一丁目	有	H22. 2. 26	0	0	
2	3202-1	中ノ目-1	本丸南二丁目	有	H22. 2. 26	0	0	
3	3202-2	中ノ目-2		有	H22. 2. 26	0	5	
4	3202-3	中ノ目-3		無	H22. 2. 26	0	0	
5	3203	和合向	泉郷和合	無	H22. 2. 26	0	4	
6	3204-1	本郷-1	泉郷本郷	有	H22. 2. 26	0	8	
7	3204-2	本郷-2		有	H28. 2. 16	0	12	
8	3204-3	本郷-3		有	H22. 2. 26	0	4	
9	3204-4	本郷-4		有	H22. 2. 26	0	1	
10	3205	大撫山 (入遅沢)	泉郷大撫山	未	H18. 3. 7	2	2	
11	3206	大日尊	神町東一丁目	有	H22. 2. 26	0	4	
12	3207	若木山東	神町東四丁目	有	H28. 2. 16	0	30	
13	3208	若木山西		無	H22. 2. 26	0	1	保育所 (1)
14	3209-1	原宿-1	関山原宿	無	H22. 2. 26	0	1	
15	3209-2	原宿-2		無	H21. 3. 24	0	2	
16	3210-1	休石-1	関山休石	有	H22. 2. 26	0	4	
17	3210-2	休石-2		無	H22. 2. 26	0	1	
18	3210-3	休石-3		無	H22. 2. 26	0	2	
19	3210-4	休石-4		無	H22. 2. 26	0	1	
20	3211	長坂	関山長坂	無	H21. 3. 24	2	3	

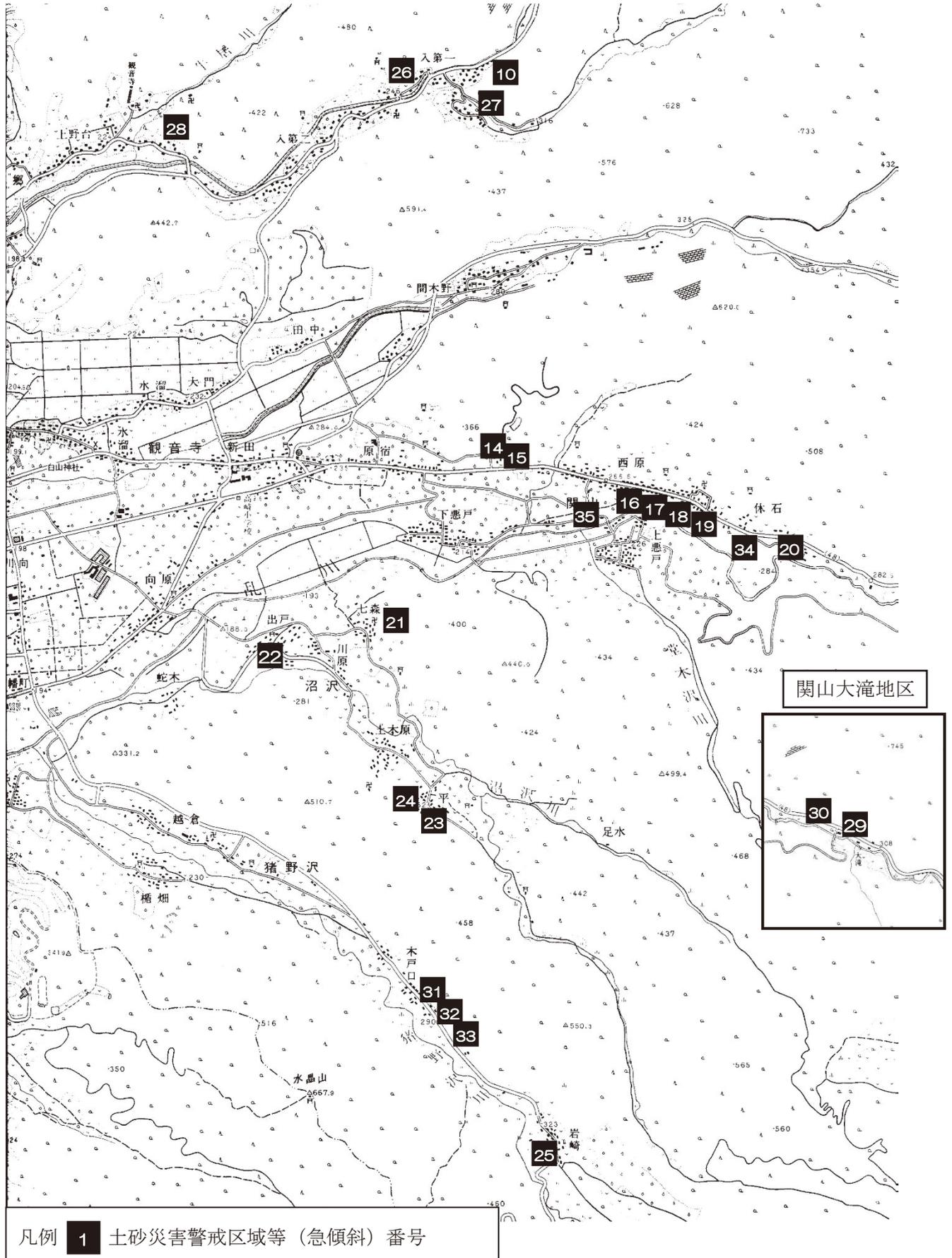
連番	危険箇所番号	危険箇所名	所在地	対策施設	警戒区域指定	保全対象 人家個数		公共の施設 (数)
						特別警戒区域	警戒区域	
21	3212	七 森	沼沢七森	無	H21.3.24	0	0	
22	3213	沼 沢	沼沢出土	無	H21.3.24	0	1	
23	3214-1	平 - 1	沼沢平	有	H21.3.24	0	4	
24	3214-2	平 - 2	沼沢平	有	H28.2.16	0	0	
25	3215	岩 崎	猪野沢岩崎	無	H19.4.3	0	1	
26	3201	入 第 一	泉郷入第一	無	H18.3.7	0	0	
27	3202	舟 木 山	泉郷舟木山	無	H18.3.7	0	0	
28	3203	上 野 台	泉郷上野台	有	R4.8.19	0	4	
29	3204	大滝(2)	関山大滝	無	H21.3.24	0	2	
30	3205	大滝(3)	関山大滝	無	H22.2.26	0	1	
31	3206-1	木戸口-1	猪野沢木戸口	無	H19.4.3	0	1	
32	3206-2	木戸口-2		無	H19.4.3	0	1	
33	3206-3	木戸口-3		無	H19.4.3	1	2	
34	3207	深 沢	関山深沢	無	H22.2.26	0	1	
35	3208	上 悪 戸	関山上悪戸	無	H21.3.24	1	1	
合計						6	104	

土砂災害警戒区域等（急傾斜）一覽図（その1）



[R7 改正]

土砂災害警戒区域等（急傾斜）一覽図（その2）



[R7 改正]

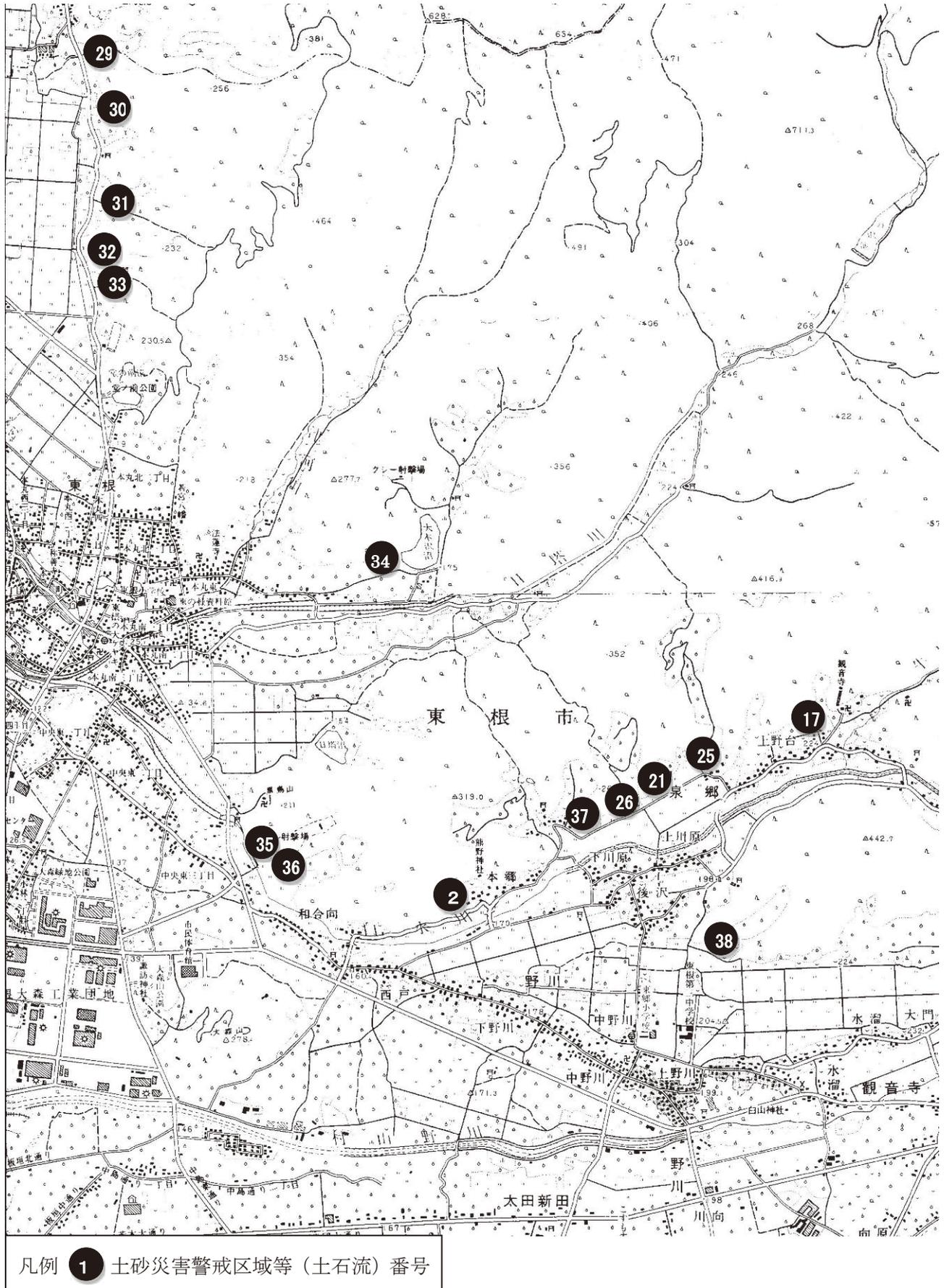
## (2) 土砂災害警戒区域等（土石流）調査表

県土整備部砂防・災害対策課  
令和4年8月現在

連番	箇所名	所在地	対策施設	警戒区域指定	保全対象 人家個数		公共的施設 (数)
					特別警戒区域	警戒区域	
1	ユゲノ沢	泉郷字石名坂	有	H18.3.7	0	5	
2	ニシノ沢	泉郷字本郷	無	H22.2.26	0	7	
3	うつき沢	観音寺字間木野	有	H21.3.24	0	14	公民館(1)
4	内川	関山字長坂	有	H21.3.24	0	2	
5	山の神沢	関山字長坂	有	H21.3.24	0	6	神社(1)
6	前ノ沢	猪野沢字楯畑道	無	H19.4.3	0	8	公民館(1)
7	萩ノ入沢	猪野沢字越倉道	有	H19.4.3	0	1	公民館(1)
8	明神沢	猪野沢字越倉道南	有	H19.4.3	0	1	
9	松倉沢	沼沢字土木原	無	H21.3.24	0	2	
10	沼沢-1	沼沢字七森	無	H21.3.24	0	3	
11	沼沢-2		無		0	3	
12	片平沢	関山字高谷	無	H21.3.24	0	0	
13	岩崎沢	猪野沢字岩崎道北	有	H19.4.3	0	4	公民館(1)
14	平	沼沢字平	無	H21.3.24	0	11	神社(1)
15	養泉寺沢	関山字片平	無	H21.3.24	0	17	公民館(1)
16	堂木沢	関山字上悪戸	無	H21.3.24	8	12	公民館(1)
17	牛居川沢(肥沢)	泉郷字肥沢	有	H19.2.23	0	2	
18	水上沢2	猪野沢字木戸口	無	H19.4.3	0	5	
19	入沢	泉郷字高岩	無	H18.3.7	0	1	
20	片倉沢	泉郷字水無	有	H18.3.7	0	2	
21	金黒沢1	泉郷字金黒沢	無	H19.2.23	0	4	
22	深沢(桜沢)	関山字休石	無	H21.3.24	0	1	
23	水上沢	猪野沢字木戸口	有	H19.4.3	0	6	
24	立石沢	沼沢字蛇木	有	H21.3.24	0	1	
25	金黒沢2	泉郷字田屋	無	H19.2.23	2	2	
26	金黒沢3	泉郷字金黒沢	無	H19.2.23	2	2	
27	猪野沢	猪野沢字木戸口	無	H19.4.3	0	1	
28	西原沢	関山字西原	有	H21.3.24	2	0	

連番	箇所名	所在地	対策施設	警戒区域指定	保全対象 人家個数		公共的施設 (数)
					特別警戒区域	警戒区域	
29	滝 沢	東根字甲	無	H28. 3. 18	0	0	
30	床 の 入		無	H22. 2. 26	0	0	
31	滝の沢山		無	H22. 2. 26	0	0	
32	和合山－1		無	H22. 2. 26	0	0	
33	和合山－2		無	H22. 2. 26	0	0	
34	大 沢 山	東根字大木沢	無	H22. 2. 26	0	0	
35	中川原沢1	東根字中川原	無	H22. 2. 26	0	0	
36	中川原沢2		無	H22. 2. 26	0	0	
37	金 黒 沢	泉郷字金黒沢	無	H19. 2. 23	0	0	
38	狐 石	泉郷字山崎	無	H22. 2. 26	0	0	
合 計					14	139	
備 考	※要件なし（人家なし。土地開発見込みなし）箇所については、危険箇所なし。						

### 土砂災害警戒区域等（土石流）一覽図（その1）



[R7 改正]



## (3) 東根市〇〇地区土砂災害警戒避難体制

※地区名は「東根市土砂災害警戒区域避難体制要約表」(以下「要約表」という。)の「対象地区 (A)」を充てる。

## 1. 警戒・避難行動の基準

## (1) 市

市災害対策(警戒)本部(以下「本部」という。)は、土砂災害警戒情報(山形県と山形地方气象台による共同発表)、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布及び山形県が提供する土砂災害警戒システムによる土砂災害危険度情報(以下、「土砂災害の危険度分布」という。)、河川・砂防情報システムによる雨量や土砂災害に関する情報、並びに関係機関や市民からの降雨状況・土砂災害の前兆等の情報、市・消防団等による巡視等の現地情報を含め総合的に判断し「自主避難の呼びかけ」、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。下記により避難に関する情報の伝達を行う。

## ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

(ア) 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合

(イ) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)

## イ 【警戒レベル4】避難指示

(ア) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合

(イ) 土砂災害の危険度情報で「危険(紫色)(警戒レベル4相当情報[土砂災害])」となった場合

(ウ) 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)

(エ) 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)

(オ) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合

## ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保(土砂災害)

(ア) 「大雨特別警報(土砂災害)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合

(イ) 土砂災害の発生が確認された場合

## (2) 自主防災会

自主防災会長は、市からの避難に関する情報の伝達を受けた場合は、速やかに連絡網により隣組長を通じて関係住民へ連絡するとともに、市の「自主避難の呼びかけ」、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル5】緊急安全確保に基づく避難行動(避難所・安全な避難経路等)について指示する。

## (3) 住民

隣組長等から避難に関する連絡を受けた場合は、速やかに定められた親戚・知人宅や指定緊急避難場所へ避難する。特に、高齢者・乳幼児等要配慮者世帯は早めの避難に心がけるとともに、自主的に避難をする場合は、隣近所へその旨を知らせるように努める。

[R3 改正]

## 2. 避難に関する情報の収集および住民への伝達の方法

## (1) 情報の収集手段・内容

住民は、市からの情報、テレビ・ラジオ、インターネット、エリアメール・登録制メール等により、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、天気予報・雨量等の情報を収集する。

## (2) 避難に関する住民への情報の伝達

市は、住民が避難行動を行うべきと判断したときは、市防災行政無線、自主防災会長（区長）等への電話・口頭による連絡、広報車による広報、インターネット、エリアメール・登録制メール、警察・消防団等からの直接伝達により避難を呼びかける。避難に関する情報の伝達の経路は、別紙1の「避難勧告等に関する情報の伝達経路」による。

## 3. 避難場所及び避難経路等

## (1) 避難場所

## ア 危険箇所毎の避難場所

〔要約表B項〕一時避難所、指定避難所

## イ 高齢者等要配慮者

〔要約表B項〕指定避難所

## (2) 避難経路

〔要約表C項〕主要避難経路

## (3) ヘリポート予定位置

〔要約表D項〕

## 4. 避難誘導體制

消防団長及び自主防災会長は、本部からの避難に関する情報等の伝達を受けた場合は、速やかに別紙2の「緊急時の避難支援」により行う。

## (1) 警察署との連携

市、消防団、自主防災会は、危険地区の住民避難に際し、警察署の協力を得るものとする。

## (2) 消防団

消防団長は、市防災行政無線、消防署からのサイレン吹鳴装置、電話、メール等による「避難に関する情報」を受けた場合は、警察署、自主防災会長等と連携し、避難・誘導を行う。

## (3) 自主防災会

自主防災会長等は、市からの電話による「避難に関する情報」の連絡を受けた場合は、警察署、消防団や隣組長と連携し、住民の避難支援及び安否確認等を実施し避難状況を把握する。

## (4) 避難行動要支援者に対する避難の支援

避難行動要支援者の避難において、警察署、消防団、自主防災会及び近隣住民が協力して避難の支援に努める。自主防災会長は、避難行動要支援者名簿に基づき具体的な避難方法・支援要領等について個別避難計画に定めておくものとする。

## 5. 避難所の開設

## (1) 避難所の開錠は、各施設管理者又は鍵の管理者が行うものとする。

## (2) 各施設管理者等は、派遣された市職員と連携し、別紙3の「避難所の開設・運営」に基づき避難所の開設・運営・管理を行う。

## 6. 防災意識の普及及び防災活動の実施

市は、自主防災会長と協力し、土砂災害警戒区域の関係住民に対し、出水期前、土砂災害防止月間、防災週間等を活用し、区民への防災知識の普及及び危機意識の啓発に努める。

- (1) 市の広報誌・印刷物（チラシ・パンフレット）等を活用した勉強会
- (2) 講演会、講習会、見学会等の開催
- (3) 市広報車、消防車両（消防署（団））による巡回広報

#### 7. 防災訓練

土砂災害警戒区域内の自主防災会は市と連携し、土砂災害を想定した防災訓練（避難訓練等）を定期的実施するとともに、各地区が行う防災訓練等への参加により、常日頃から災害に対する備えと災害発生時の迅速な対応について訓練する。

- (1) 情報伝達訓練及び避難誘導訓練
- (2) 救出・救護訓練
- (3) 避難行動要支援者に対する避難支援訓練
- (4) 地域リーダー等の個別訓練
- (5) 市等との連携訓練

#### 8. 救出・救助

##### (1) 救出の対象者

- ア 土砂崩れにより生埋めになった者、家屋倒壊により下敷きになった者
- イ 家屋流出等により取り残された者
- ウ その他災害のため生命、身体等が危険な状態にある者

##### (2) 救助体制

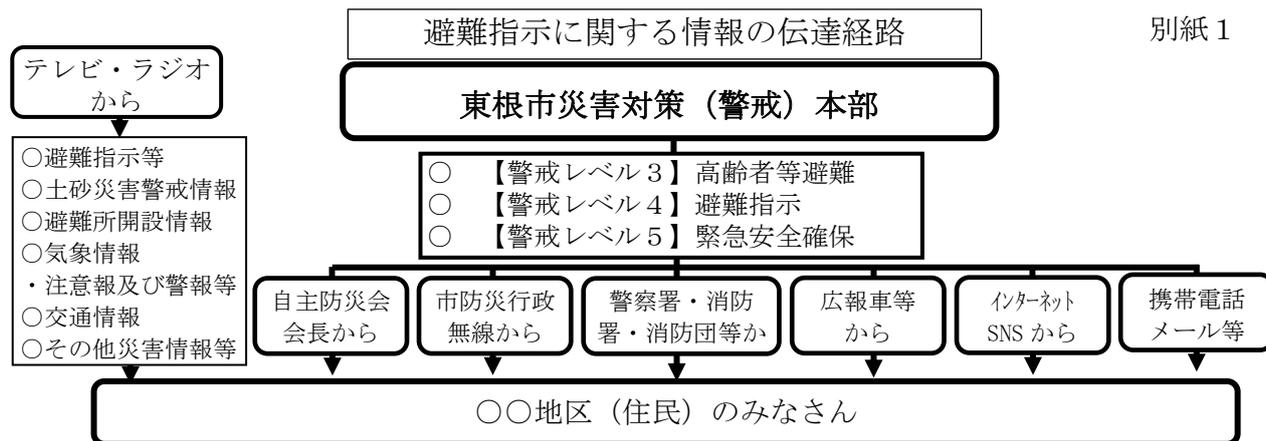
- ア 東根市消防計画等により直ちに救助隊を編成し救助活動を実施する。
- イ 自らの組織力のみで対処できない場合は、関係機関に応援を要請する。
- ウ 必要に応じ、市建設業協会等からの協力を得て、救助・救急活動に必要な資機材等を確保する。

#### 9. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害防止法第 8 条に基づく円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設。

##### (1) 保育所（園）、児童センター等

警戒区域名	施設名称	所在地	電 話
若木山(西)	さくらんぼ保育所	東根市神町東四丁目 3-22	4 7 - 1 0 9 5



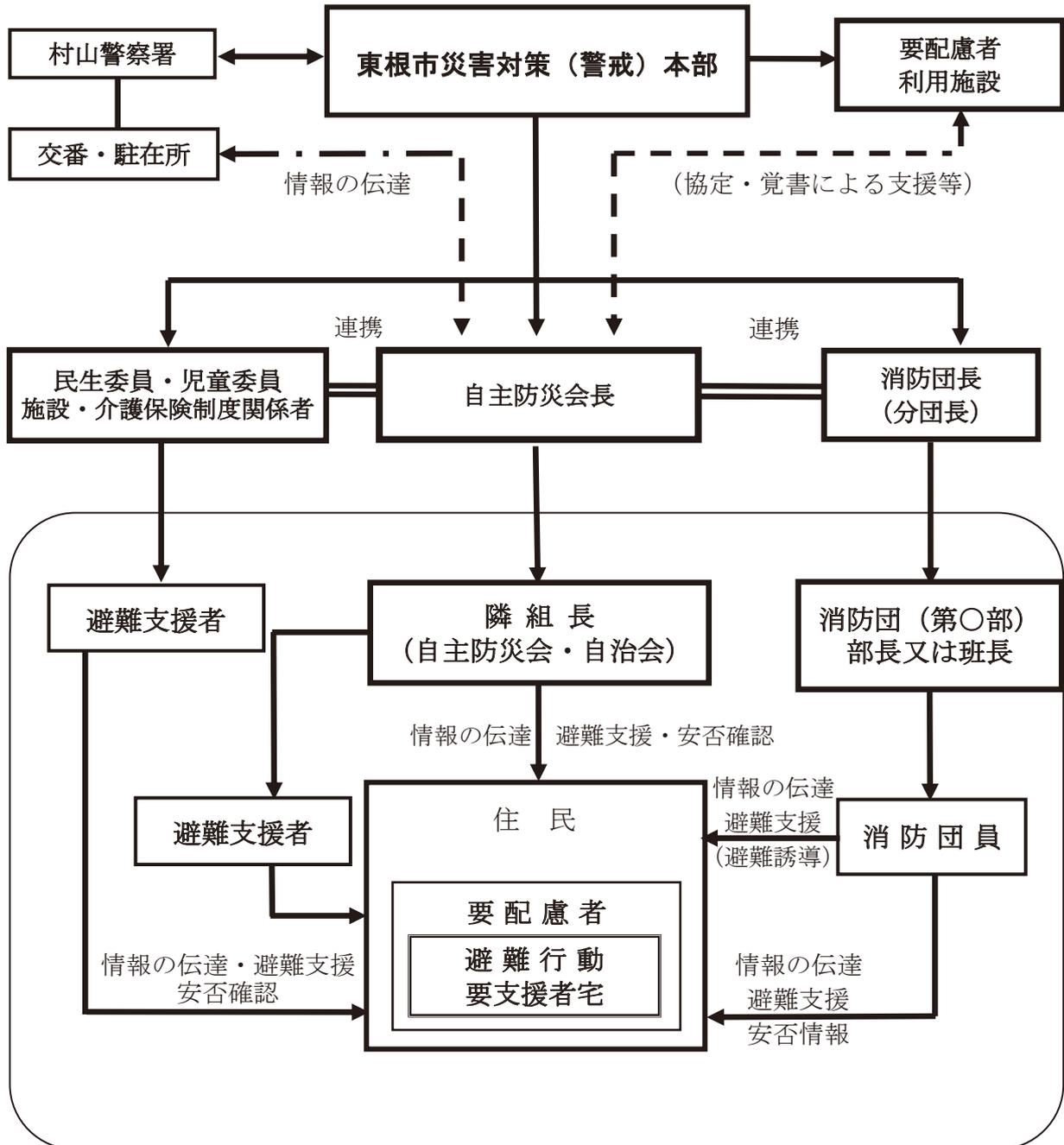
**避難に関する情報と内容**

種類	呼びかけの内容	とるべき行動
自主避難の呼掛け	<ul style="list-style-type: none"> <li>こちらは、東根市災害対策本部です。</li> <li>大雨により地盤が緩み、危険な状態です。</li> <li>早めの避難に心掛けてください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも避難できるように準備を整え、早めに自主避難する。</li> <li>テレビやラジオの放送、市からの広報に注意しましょう。</li> <li>非常持出品を確認しましょう。</li> </ul>
警戒レベル3 高齢者等避難	緊急放送、緊急放送 東根市から警戒レベル3：高齢者等避難 警戒レベル3 高齢者等避難 発令 ただいま大雨により〇〇地区で土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や体の不自由な方など避難に時間のかかる方とその支援者は、安全な親戚・知人宅や避難所に速やかに避難してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>お年寄りや子供は、早めに避難しましょう。</li> <li>テレビやラジオの放送、市からの広報に注意しましょう。</li> <li>インターネット、携帯電話等で情報を収集するのも手段の一つです。</li> <li>要配慮者等、避難行動に時間を要する人は避難を開始しましょう。</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	緊急放送、緊急放送 東根市から警戒レベル4：避難指示 警戒レベル4 避難指示 発令 ただいま大雨により〇〇地区で土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区に警戒レベル4 避難指示を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、安全な親戚・知人宅や避難所に今すぐ避難してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>お互いに助け合って、指定された避難場所に速やかに避難を始めましょう。</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	緊急放送、緊急放送 東根市から警戒レベル5：緊急安全確保 警戒レベル5 緊急安全確保 発令 ただいま大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された避難場所に直ちに避難しましょう。</li> </ul>

**サイレンによる呼びかけ**

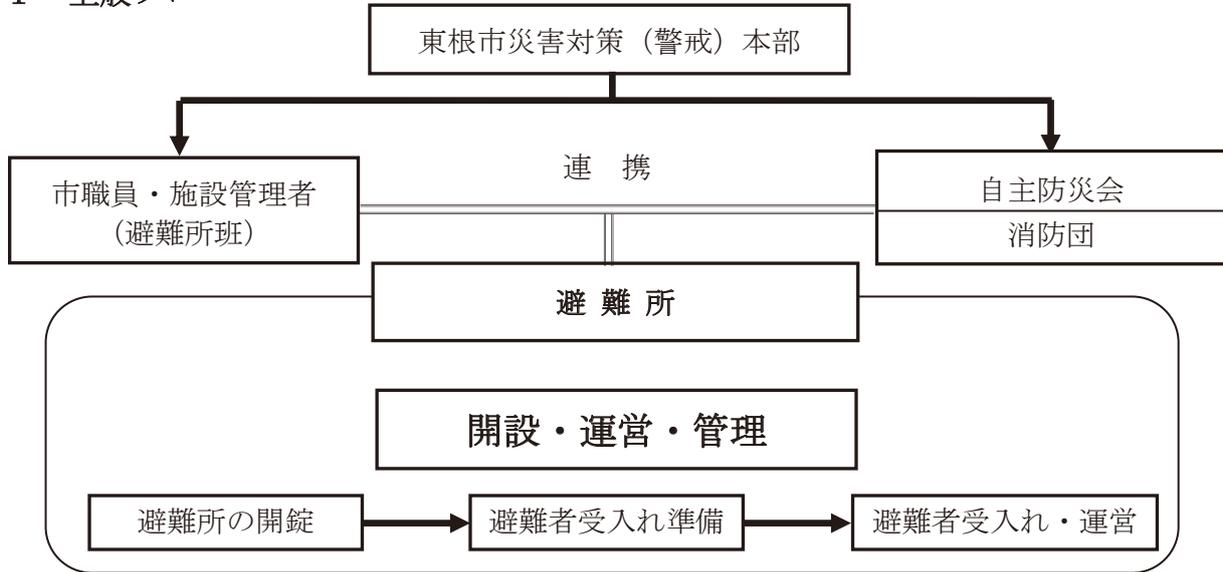
サイレン			その意味
●————→ 1分	休 止 約5秒	●————→ 1分	「避難してください」を知らせるもの。

### 緊急時の避難支援



## 避難所の開設・運営

### 1 全般フロー



### 2 業務の概要

	内容	担任等	備考
「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」	自主的避難所の開設 ・避難所の開錠、避難者の把握、避難情報の提供（市災害対策本部等へ）	・自主防災会長等	付紙 「避難者名簿」の作成
	市職員の派遣（本部避難所班職員等）	・市職員	
	施設管理職員の派遣	・施設管理者	
	避難所施設の開錠 避難所の準備・管理	・施設管理者 ・市職員 ・自主防災会長等	既に開設している場合は、不足事項等の準備
	避難者の受入れ・負傷者の医療救護・要配慮者の保護（避難者名簿の作成、負傷・健康状態の把握、災害時要配慮者等確認）	・市職員 ・自主防災会長等	避難者名簿の作成
	災害対策本部への避難情報の報告・支援要請（避難者の数、傷病者の有無、水・食料・物資等の要請）		
	※他の避難所への移動（一時避難所） 避難所生活の安定性、利便性等を考慮し、状況により、他の避難所への移動		
避難所の自主運営管理体制づくり 自主防災会長（区長）を中心とした自主運営管理・避難所生活の適正な維持体制の確立			
備考	2編2章4節「避難所運営計画」、2編2章16節「要配慮者の応急対策計画」参照		

別表

東根市土砂災害警戒区域避難体制要約表

対象地区 (A)		避難先 (B)		主要避難経路 (C)	ヘリポート予定箇所 (D)
		一時避難所	指定避難所		
東根	一日町 (本丸南一)	・東根小学校		・市道本丸2号線	
	中ノ目・六日町			・中ノ目ふれあい会館	
東郷	泉郷入 (第一、第二)	・入多目的集会施設	・東郷小学校 ・第三中学校 ・東郷公民館	・市道入1号線	ウルシ山 (展望広場)
	泉郷上野台	・上野台公民館		・市道泉郷北部線 ・市道泉郷中部線	
	泉郷下川原	・川原多目的集会施設		・市道泉郷北部線 ・市道金黒沢線	
	泉郷本郷	・川原多目的集会施設		・市道泉郷北部線 ・市道泉郷本郷線	
	泉郷和合同	・西戸公民館		・市道泉郷北部線 ・主要地方道尾花沢関山線	
	猪野沢 (越倉)	・猪野沢コミュニティーセンター		・県道田麦野行沢線	
	猪野沢 (木戸口)	・木戸口公民館		・県道田麦野行沢線 ・県道田麦野行沢線～市道野沢線	木戸口と岩崎の間 (県道上)
	猪野沢 (楯畑)	・行沢公民館 ・猪野沢コミュニティーセンター		・県道田麦野行沢線 ・市道楯畑1号線	
	猪野沢 (岩崎)	・猪野沢コミュニティーセンター		・県道田麦野行沢線	岩崎西側 (県道上)
	沼沢 (出戸)			・市道野川沼沢1号線 ～市道野川沼沢2号線	
	沼沢 (七森)	・沼沢コミュニティーセンター			
	沼沢 (川原)	・向原公民館			
	沼沢 (土木原)				土木原と平の間 (農地)
	沼沢 (蛇木)	・蛇木公民館		・県道田麦野行沢線 ～市道蛇木線	
	沼沢 (平)	・沼沢コミュニティーセンター ・向原公民館		・市道野川沼沢1号線 ～市道野川沼沢2号線	土木原と平の間 (農地)
高崎	間木野		・高崎小学校 ・第三中学校 ・高崎公民館	・市道柳沢線	間木野北側 (市道路側帯)
	原宿	・原宿公民館		・国道48号線	
	西原	・西原公民館			西原ゲートボール場
	休石				国道48号 (路側帯)
	上悪戸	・原宿公民館 ・西原公民館		・市道原宿上悪戸線～市道悪戸線 ・市道原宿上悪戸線～市道沼沢上悪戸線	集落内道路
	下悪戸			・市道原宿下悪戸線	
神町	大日尊		・神町中学校	・県道新田神町停車場線	
	若木山 (東)	・若木農民研修センター ・新田公民館	・神町小学校 ・神町中学校	・市道神町北10号線 ・県道新田神町停車場線	
	若木山 (西)		・神町防災センター	・市道神町東14	

※ ヘリポート予定位置図は、別途補完資料による。

[R3 改正]

(4) 山地災害危険区域  
ア 崩壊土砂流出危険地区

平成30年2月調整  
(山形県総合支庁森林整備課)

番号	保安林等の指定	危険地区の危険度	位置			公共施設等						備考
			市町村	大字	小字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	
1	土流	C	東根市	沼沢	大畑					0	市道	
2	水かん	C	東根市	関山	駒木根					0	農道	
3	土流	C	東根市	関山	横沢山					0	国道	
4	土流	B	東根市	関山	峠沢山					0	国道	
5	土流	C	東根市	関山	赤滝山					0	国道	
6	土流	C	東根市	関山	赤滝山					0	国道	
7	土流	B	東根市	関山	茸倉山					0	国道	
8	土流	B	東根市	関山	萱倉山					0	国道	
9	土流	B	東根市	関山	瀬無沢山					0	国道	
10	土流	B	東根市	関山	内川山				2	0	国道	
11		B	東根市	泉郷	肥沢山		18			1	市道	
12	土流	A	東根市	泉郷	牛居沢		15			1	市道	
13	土流	C	東根市	東根	一の沢					0	林道	
14	土流	C	東根市	泉郷	水無山					0	林道	
15	土流	B	東根市	観音寺	滝ノ沢					0	林道	
16	土流	B	東根市	観音寺	金山沢					0	林道	
17	土流	B	東根市	観音寺	大桧木沢					0	林道	
18	土流	C	東根市	沼沢	沼沢沼					0	林道	
19		C	東根市	東根	西沢					0	林道	
20	土流	B	東根市	関山	女滝					0	林道	
21	土流	B	東根市	沼沢	入釜沢					0	林道	
22	土流	B	東根市	関山	木葉沢					0	林道	
23	土流	C	東根市	関山	泥沢山					0	林道	
24	土流	B	東根市	観音寺	滝の沢山					0	林道	
25		C	東根市	東根	ハチカ沢					0	林道	
26	土流	A	東根市	沼沢	蛇木外			7		0	市道	
27	なだれ	C	東根市	観音寺	坂下山					0	林道	
28	土流	C	東根市	観音寺	虫沢					0	市道	
29		C	東根市	関山	崩沢山					0	国道	
30	土流	B	東根市	猪野沢	イモチ釜山					0	林道	

備考：危険箇所図については、別資料による。

イ 山腹崩壊危険地区

平成30年2月調整  
(山形県総合支庁森林整備課)

番号	保安林等の指定	危険地区の危険度	位置			公共施設等						備考
			市町村	大字	小字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	
1	土崩	B	東根市	東根	光明寺山		22			0	市道	
2		B	東根市	泉郷	肥 沢				2	0	農道	
3	土流	C	東根市	泉郷	蔵 田 山				2	0	市道	
4		B	東根市	泉郷	観 音 山			6		0	市道	
5	なだれ	B	東根市	泉郷	小橋木山				4	0	市道	
6		C	東根市	泉郷	片 倉 山				3	0	市道	
7		A	東根市	泉郷	石名坂山			5		0	市道	
8		A	東根市	大江新田	高 岡 山		13			0	市道	
9	土流	A	東根市	観音寺	立 石		14			0	市道	
10		B	東根市	観音寺	原 東		12			0	国道	
11		C	東根市	観音寺	内 川				4	0	市道	
12		B	東根市	関山	大 滝				3	0	国道	
13	保健	C	東根市	観音寺	坂 下 山					0	市道	
16	土流	B	東根市	沼沢	立 石			5		1	市道	
17	土流	C	東根市	沼沢	前川原					0	市道	
16		C	東根市	猪野沢	炭 の 平			7		0	林道	

備考：危険箇所図については、別資料による。

ウ 地すべり危険地区

平成30年2月調整  
(山形県総合支庁森林整備課)

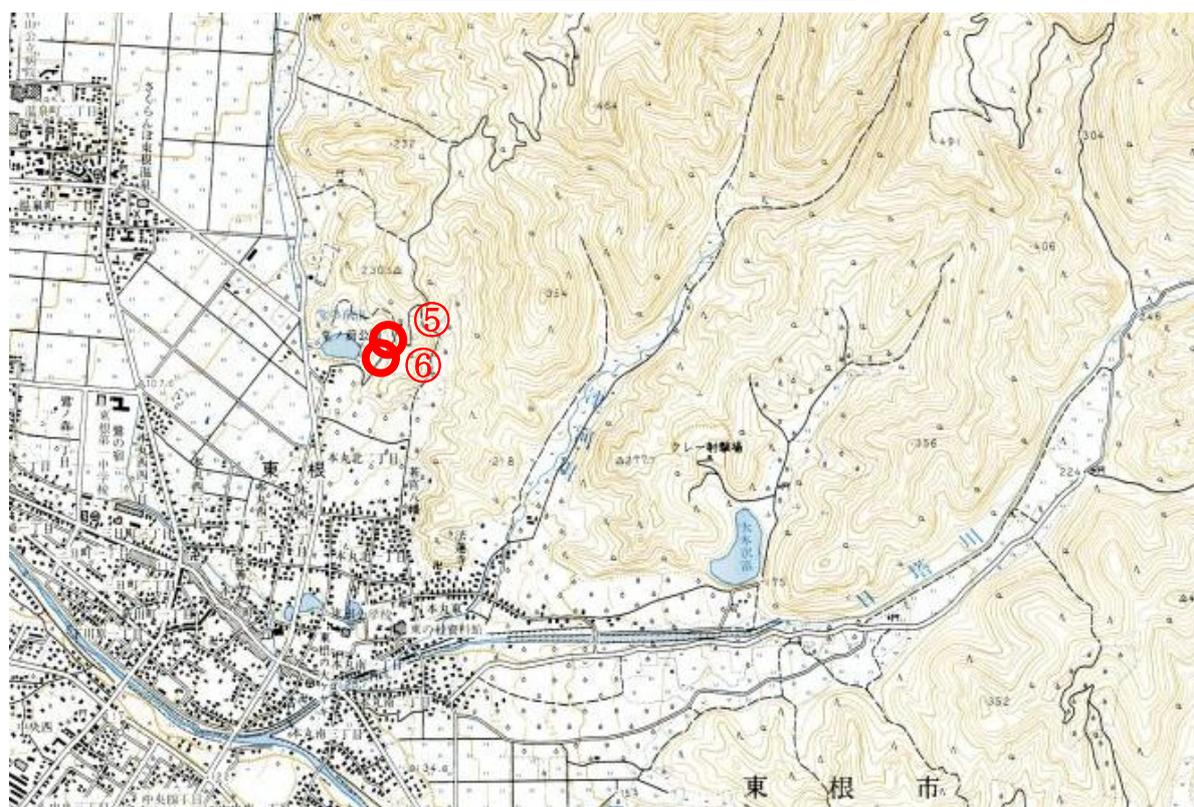
番号	保安林等の指定	危険地区の危険度	位置			公共施設等						備考
			市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	
1	土崩	C	東根市	猪野沢	大 畑 山					0	林道	
2	土流	C	東根市	黒伏山	大平牧場					0	市道	
3		C	東根市	黒伏山	大平牧場					0	市道	

備考：危険箇所図については、別資料による。

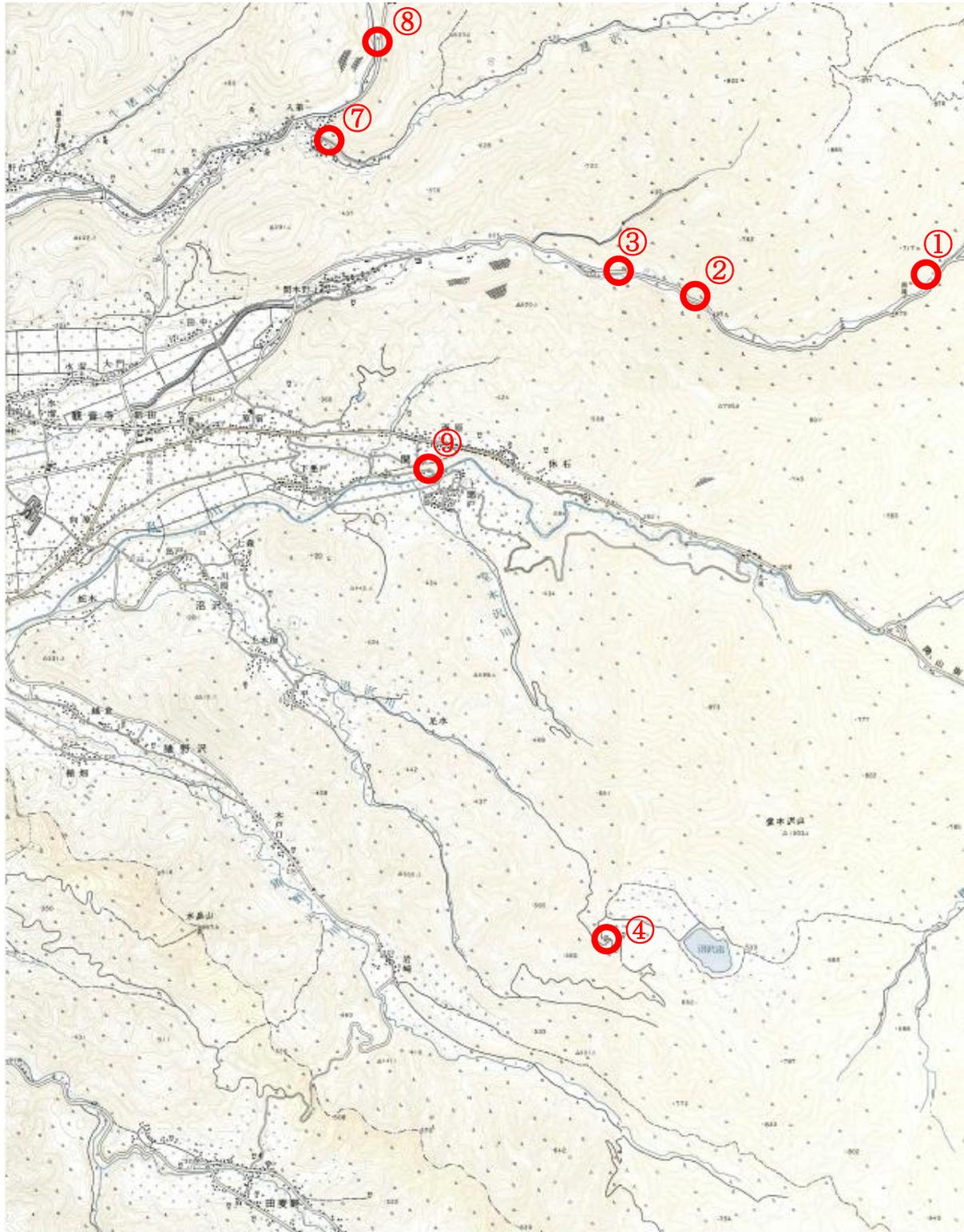
## (5) 市道土砂災害危険箇所

番号	路線名	箇所番号	所在地	区間長(m)	予測障害	備考
1	市道柳沢線	4098A030	東根市大字観音寺字小松木沢山	43	落石・崩壊	切土法面より10cm程度の落石
2	市道柳沢線	4098A050	東根市大字観音寺字金山沢山	75	落石・崩壊	ブロック積み上方自然法面より10cm程度の落石
3	市道柳沢線	4098A060	東根市大字観音寺字金山沢山	83	落石・崩壊	ブロック積み上方ロックネットの変状(はらみ出し、破損等)
4	市道野川沼沢2号線	6045A020	東根市大字沼沢字キッサワ	59	落石・崩壊	風化浸食に弱い岩盤がオーバーハングしている。
5	市道上山線	4066A010	東根市東根元東根字堂ノ前	64	落石・崩壊	自然法面上部にオーバーハングしている箇所がある。
6	市道上山線	4066A020	東根市東根元東根字堂ノ前	48	落石・崩壊	自然法面で表面の土砂化が進んでいる。
7	市道石名坂線	4080A010	東根市大字泉郷元後沢字舟木山	119	落石・崩壊	凝灰岩の分布する斜面で、浮石上の露岩が点在している。
8	市道白水川ダム線	4113A010	東根市大字泉郷元後沢字大撫山	197	落石・崩壊	対策工は行われているが、斜面上方に落石発生源の流紋岩が分布している。
9	市道西原下悪戸線	6058A010	東根市大字関山字片倉	17	落石・崩壊	路肩崩壊がみられる箇所がある。

市道土砂災害危険箇所図



市道土砂災害危険箇所図



## 3 雪崩危険箇所

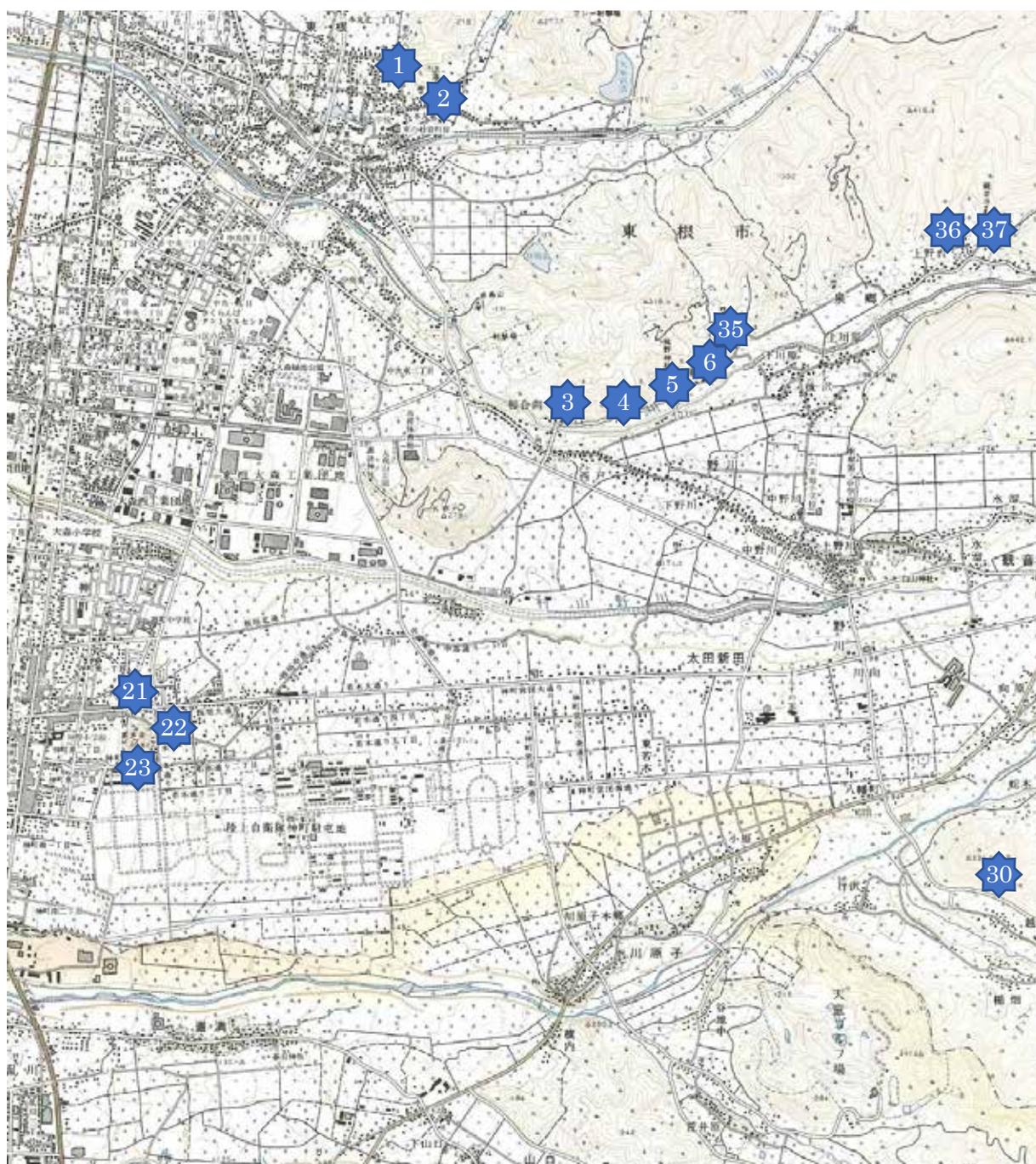
## (1) 雪崩危険箇所一覧

県土整備部河川砂防課  
(平成13年2月調査)

一連番号	危険箇所名	危険箇所番号	所在地	戸数	雪崩危険斜面延長(m)		雪崩危険斜面面積(m <sup>2</sup> )	急傾斜地危険箇所番号
					縦方向	横方向		
1	宮の前	I-3201	東根字宮の前	5	38	90	46,450	
2	花岡	I-3202	東根字花岡	5	55	180	12,730	
3	和合	I-3203	泉郷字和合	7	185	260	47,380	I-3203
4	本郷1 (熊野神社)	I-3204	泉郷字本郷	11	113	190	13,800	I-3204-1
5	本郷1 (熊野神社)	I-3205	〃	12	134	230	28,690	I-3204-2
6	本郷1 (熊野神社)	I-3206	〃	6	56	190	12,070	I-3204-3
7	小橋木山	I-3207	泉郷字水無	39	290	1,130	286,130	
8	義満下	I-3208	〃	36	348	1,150	213,490	II-3203
9	片倉山	I-3209	泉郷字高台	47	461	1,230	710,710	
10	岩崎(1)	I-3210	猪野沢字岩崎	8	216	200	43,520	
11	岩崎(2)	I-3211	〃	6	118	130	14,300	I-3215
12	萱倉山	I-3212	関山字萱倉山	0	290	150	25,510	
13	うるし山	I-3213	泉郷字入うるし山	20	342	580	189,000	II-3201
14	高岩	I-3214	泉郷字高岩	7	250	290	41,400	I-3205
15	石名坂	I-3215	泉郷字入石名坂	8	155	260	23,320	
16	堂木沢	I-3216	関山字堂木沢	0	900	85	241,920	
17	観音寺(1)	I-3217	観音寺字間木野	19	346	350	74,880	
18	観音寺(2)	I-3218	〃	19	221	400	60,900	
19	観音寺(3)	I-3217	観音寺字間木野	14	252	320	84,780	
20	観音寺(4)	I-3220	〃	14	394	270	77,440	
21	神町(1)	I-3221	神町東4丁目	12	49	140	9,840	I-3206
22	神町(2)	I-3222	〃	76	86	210	14,560	I-3207
23	神町(3)	I-3223	〃	99	92	200	11,000	I-3208
24	関山(1)原宿	I-3224	関山字西原	5	64	130	6,240	I-3209
25	関山(2)原宿	I-3225	〃	17	84	320	17,000	I-3210
26	関山(3)休石	I-3226	関山字深沢	8	148	110	10,380	II-3204
27	関山(4)長坂	I-3226	関山字長坂	6	27	140	4,620	I-3211
28	七森	I-3228	沼沢字七森	13	134	150	16,200	I-3212
29	平	I-3229	沼沢字平	10	100	250	22,320	I-3214
30	越倉裏	I-3230	猪野沢字越倉	10	108	140	14,050	
31	越倉南	I-3231	〃	8	196	360	48,000	
32	木戸口(1)	I-3232	猪野沢字木戸口	6	151	230	33,250	
33	木戸口(2)	I-3233	〃	8	240	170	25,500	II-3206
34	六日町	II-3201	東根六日町	1	95	90	9,210	
35	瀬戸山	II-3202	泉郷字瀬戸山	1	80	110	6,700	
36	肥沢	II-3203	字泉郷字肥沢	2	114	70	8,420	
37	野佐ノ木	II-3204	泉郷字野佐ノ木	3	140	125	12,130	
38	西原	II-3205	関山字西原	3	65	320	17,950	

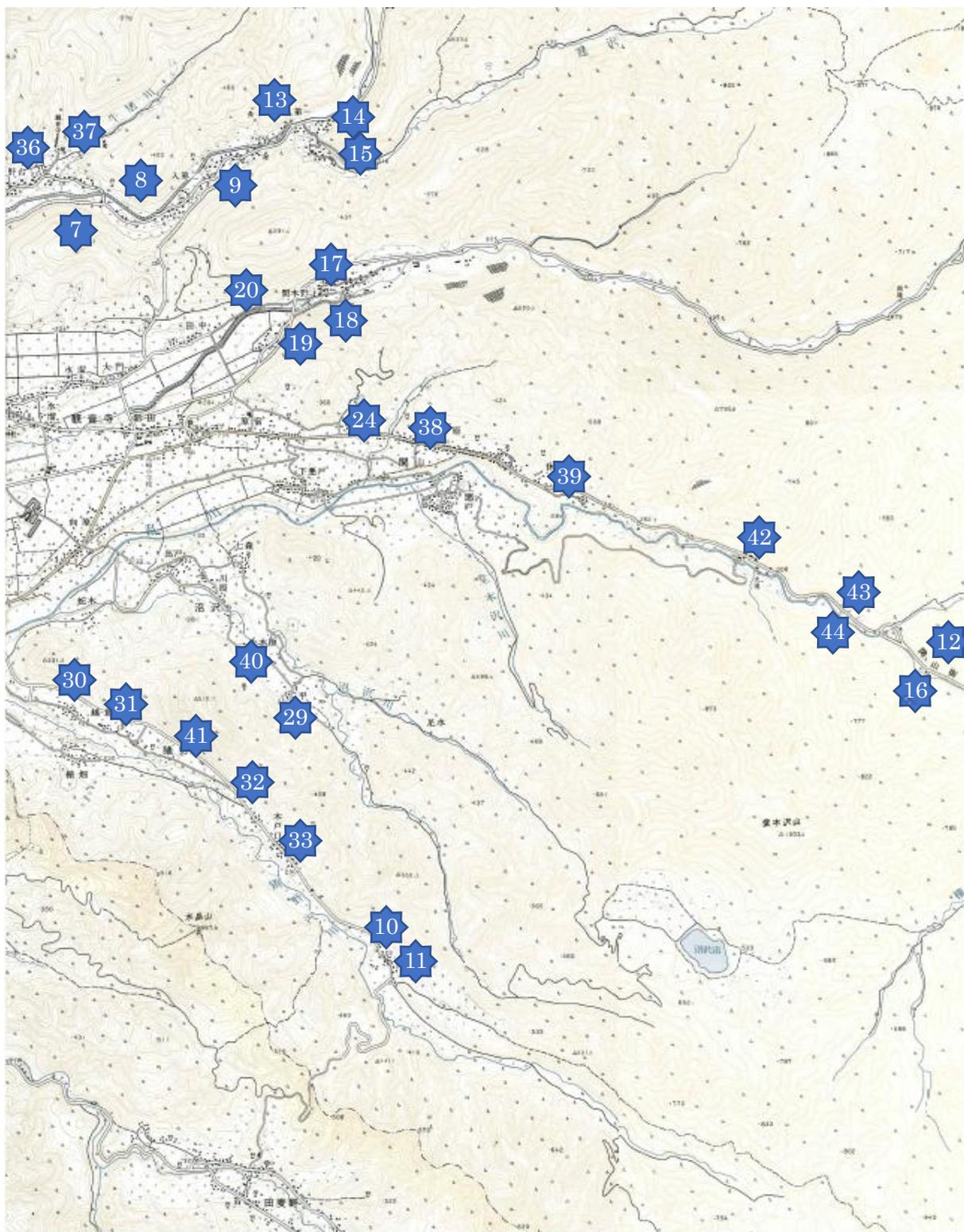
39	長坂	Ⅱ-3206	関山字長坂	1	215	85	14,400	
40	土木原	Ⅱ-3207	沼沢字土木原	4	145	130	10,560	
41	松倉山	Ⅱ-3208	猪野沢字松倉山	1	277	60	10,630	
42	大滝	Ⅱ-3209	関山字大滝	3	532	220	91,800	
43	崩沢山	Ⅱ-3210	関山字大滝字崩沢	1	449	80	24,210	
44	堂木沢山	Ⅱ-3211	関山字堂木沢	1	357	70	181,120	

雪崩危険箇所一覧図①



凡例  雪崩危険箇所番号

雪崩危険箇所一覽図②

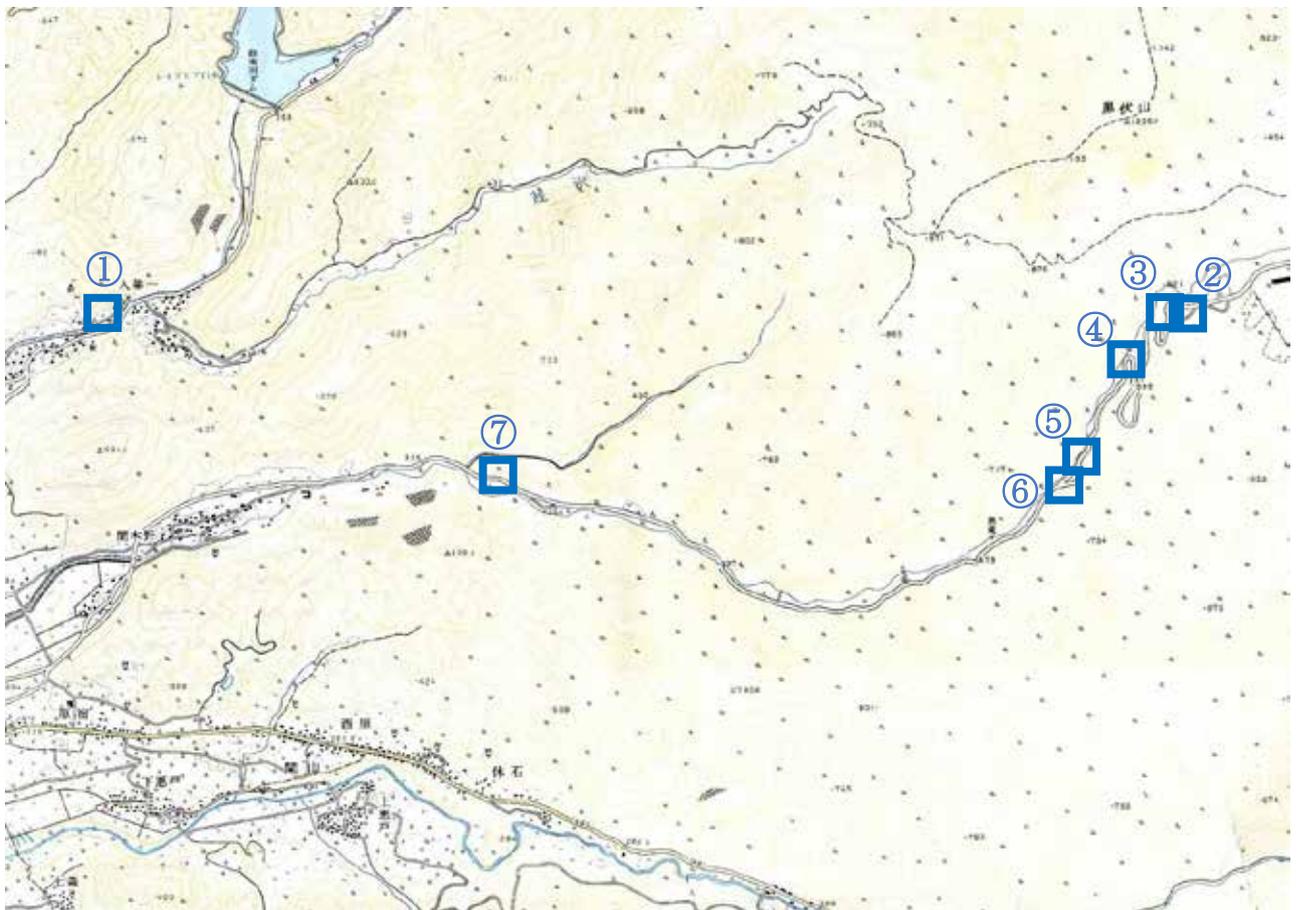


凡例  雪崩危険箇所番号

(2) 市道雪崩危険箇所

番号	路線名	箇所番号	位置	区間長 (m)	予測障害	備考
1	市道 田中入線	4079D010	泉郷元後沢字 片倉山	40	全層雪崩	モルタル吹付法面の雪面にしわ及び亀裂が発生した場合は要注意
2	市道 柳沢線	4098D010	音寺字坂下山	120	表層雪崩	落石防止柵と同等の高さまで堆雪した場合には、排雪する必要あり。併せて、柵の形状確認もする
3	市道 柳沢線	4098D020	観音寺字坂下 山	60	表層雪崩	落石防止柵と同等の高さまで堆雪した場合には、排雪する必要あり。併せて、柵の形状確認もする
4	市道 柳沢線	4098D080	観音寺字合足 山	300	表層・全層 雪崩	集水地形で雪崩が発生しやすいので、除雪時に堆雪区を広く取り谷側に車線を振る等の対策必要
5	市道 柳沢線	4098D100	観音寺字樋滝 山	90	表層雪崩	落石防止柵と同等の高さまで堆雪した場合には、排雪する必要あり。併せて、柵の形状確認もする
6	市道 柳沢線	4098D110	観音寺字樋滝 山	10	表層雪崩	落石防止柵と同等の高さまで堆雪した場合には、排雪する必要あり。併せて、柵の形状確認もする
7	市道 柳沢線	4098D150	観音寺字金山 沢山	70	表層・全層 雪崩	切土法面が長大であり、雪崩が発生すると大きな交通障害が起るため、頻繁な除雪が必要

市道雪崩危険箇所図



## 第6編 その他の関係事項

1	東根市の要配慮者等の現状-----	190
2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間-----	196
3	見舞金等の支給・資金の貸付-----	199
4	災害復旧事業一覧-----	208
5	激甚災害指定基準-----	210
6	局地激甚災害の指定基準-----	212
7	火葬場の能力-----	213



## 東根市の要配慮者等の現状

### 1 要配慮者の状況

要配慮者のうち、最も多くを占めるのが、高齢者である。

東根市における65歳以上の高齢者人口は、令和6年4月1日現在で、13,486人になっており、総人口に占める割合は、28.3%になっている。

75歳以上（後期高齢者）人口は、7,243人となっており、高齢者の（65歳以上）人口の53.7%を占めている。

（令和6年4月1日現在）

種 別	人数(人)	資 料 出 所
乳 幼 児	1,875	0～4歳児 住民基本台帳
高 齢 者	13,486	65歳以上 〃
(一人暮らし老人)	(1,836)	〃
身体障がい者	1,827	手帳交付者
療育障がい者A	110	〃
療育障がい者B	226	〃
精神障がい者	255	〃
介護保険認定者	37	第2号(65歳未満)
要 配 慮 者 数	17,816	一部重複
全 人 口	47,503	住民基本台帳
要配慮者人口比	37.5%	

### 2 要配慮者利用施設の状況

#### (1) 保育所（園）・児童センター等

（令和7年4月1日現在）

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	ひがしね保育所	中央一丁目5-1	43-5197	定員 150名
2	さくらんぼ保育所	神町東四丁目3-22	47-1095	定員 150名
3	神 町 保 育 所	若木通り一丁目50	47-0038	定員 90名
4	あゆみ保育園	温泉町三丁目13-13	43-5777	定員 30名
5	なかよし保育園	さくらんぼ駅前二丁目10-17	43-6417	定員 90名
6	ルンビニー保育園	神町南一丁目5-15	49-1515	定員 60名
7	あおぞら保育園	神町西五丁目1-4	47-3780	定員 30名
8	おおとみ保育園	大字羽入2072-1-1	53-6771	定員 100名
9	さくらんぼの森保育園	大字東根甲7057-174	41-2181	定員 18名
10	東 部 こ ど も 園	大字野川1305-3	44-3770	定員 70名
11	さくらこども園	神町北五丁目5-18	53-6555	定員 90名
12	認定こども園おだしま	大字蟹沢82-1	53-0511	定員 120名
13	あおぞらこども園	神町西四丁目6-16	48-6363	定員 120名
14	大森にじいろ保育園	神町北二丁目9-2	53-1318	定員 18名

[R7 改正]

15	大ケヤキ中央保育園	中央西5番21号	53-0157	定員 48名
16	ひがしねこども園	鷲ノ森二丁目1-65	48-7057	定員 130名
17	のびのび保育園	中央三丁目1-26	43-0508	定員 18名
18	星の子保育園	大字蟹沢2108-71	42-3098	定員 40名
19	ラルク Kids	中央三丁目5-23	42-5348	定員 15名
20	高崎児童センター	大字観音寺2162-2	44-1242	R4年度から休止中
21	長瀬児童センター	大字長瀬1322	43-3892	
22	神町幼稚園	神町南一丁目5-20	48-2311	定員 173名
23	ひがしね幼稚園	中央二丁目14-13	43-4548	定員 173名

## (2) 老人福祉施設

No.	名称	住所	電話番号	摘要
1	小規模特別養護老人ホーム（本丸ホーム）	本丸南一丁目10-16	Tel : 43-6980 Fax : 43-6981	定員：10床
2	特別養護老人ホーム（白水荘）	大字野川2074-99	Tel : 44-2366 Fax : 44-2376	定員：80床 デイサービス：1日40人
3	特別養護老人ホーム（第二白水荘）	大字蟹沢897-1	Tel : 41-1121 Fax : 42-6121	定員：50床 デイサービス：1日35人
4	特別養護老人ホーム（おさなぎ）	中島通り一丁目25号	Tel : 47-1234 Fax : 47-4888	定員：80床 デイサービス：1日30人
5	特別養護老人ホーム（ソーレ東根）	温泉町二丁目5番3-5	Tel : 53-8800 Fax : 53-8801	定員：80床 デイサービス：1日30人
6	介護老人保健施設（ナシクホームさくらんぼ）	大字野田1921	Tel : 36-0017 Fax : 36-0018	定員：100床 デイサービス：1日30人
7	特別養護老人ホーム（おおとみ）	大字羽入2072番地1	Tel : 53-1250 Fax : 53-1251	定員：60床

## (3) 障がい福祉サービス事業所

## ア 生活介護事業所

No.	名称	住所	電話番号	摘要
1	多機能型支援センター 大けやきの家	大林二丁目3-15-6	Tel : 53-9111 Fax : 53-9112	
2	生活介護事業所 ピースひがしね	中央西3-5 東根福祉プラザ	Tel : 53-0154 Fax : 53-0164	

## イ 自立訓練事業所

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
	マックスアカデミー東根	中央三丁目3-5	Tel : 48-7600 Fax: 48-7611	

## ウ 就労移行支援事業所

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ大林	大林二丁目4-40 大林福祉プラザ	Tel : 48-6202 Fax: 48-6212	
2	つながるアカデミー	中央三丁目3-5	Tel : 48-7600 Fax: 48-7611	

## エ 就労継続支援事業所

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	つながるアカデミー	大林二丁目4-40 大林福祉プラザ	Tel : 48-6202 Fax: 48-6212	
2	就労支援センター こすもすの家	大字野川2074-103	Tel : 44-1566 Fax: 44-1567	
3	多機能型支援センター 大げやきの家	大林二丁目3-15-6	Tel : 53-9111 Fax: 53-9112	

## オ 共同生活援助事業所（グループホーム）

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
	みやま荘共同生活事業所 みやま東根グループホーム	中央三丁目12-17	Tel : 72-7877 Fax: 73-3253	

## カ 児童発達支援センター

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
	児童発達支援センター つながる	中央三丁目3-5	Tel : 48-7600 Fax: 48-7611	

## キ 児童発達支援事業所

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
	ピースひがしね	中央西3-5 東根福祉プラザ	Tel : 53-0154 Fax: 53-0164	

## ク 放課後等デイサービス事業所

No.	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	つながるチャコ第1教室	中央三丁目15-1 パレスさくらんぼ	Tel : 53-6580 Fax: 53-6581	

2	つながるチャコ第2教室	中央三丁目1-27	Tel : 53-6580 Fax: 53-6581	
3	つながるチャコ第3教室	中央三丁目15-1 パレスさくらんぼ	Tel : 53-6580 Fax: 53-6581	
4	ピースひがしね	中央西3-5 東根福祉プラザ	Tel : 53-0154 Fax: 53-0164	
5	つながるゼミナール	中央三丁目3-5	Tel : 48-7600 Fax: 48-7611	
6	放課後等デイサービス 大げやき	神町中央一丁目3-48 プラザ神町111号室	Tel : 53-0298 Fax: 53-0297	

## (4) 医療を提供する施設

## ア 病院

(令和7年4月現在)

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科
1	北村山公立病院	温泉町二丁目15-1	42-2111	内・小・外・整形・形成・ 乳腺・脳外・眼・耳・皮・ 泌尿・婦・神内・リハビリ リ・放射・麻酔
2	山形ロイヤル病院	大森二丁目3-6	43-8080	内・リハビリ

## イ 診療所

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科
1	安達クリニック	大字泉郷625-1	44-3777	内・胃腸・外・リハビリ・皮
2	井川整形外科クリニック	さくらんぼ駅前二丁目17-23	42-4777	整形・リハビリ
3	いとう内科クリニック	神町北一丁目3-41	47-3660	内・胃・消化器・アレルギー
4	宇賀神内科クリニック	中央南一丁目6-28	53-6961	内・消化器
5	大沼医院	神町中央一丁目11-18	48-2830	内・小・呼吸・循・アレルギー
6	金村医院	本丸西四丁目1-24	48-6110	内・アレルギー・呼吸・循環
7	菅クリニック	三日町四丁目1-30	42-0055	産・婦
8	けんじ脳神経クリニック	神町中央一丁目8-11	53-6718	内・脳神経外・リハビリ
9	後藤眼科医院	大森二丁目1-4	43-7766	眼
10	さくらんぼクリニック	羽入東1-37	48-6638	内・整形
11	柴田内科循環器科クリニック	一本木二丁目4-25	42-3917	内・循環・呼吸
12	神町整形リウマチクリニック	神町北二丁目5-6	53-1113	整形・リウマチ
13	すずきこどもクリニック	神町北三丁目2-18	53-6107	小・アレルギー
14	つばさ皮膚科	中央三丁目2-21	43-1241	皮
15	ひがしね耳鼻咽喉科	さくらんぼ駅前二丁目10-27	43-6633	耳・気管食道・アレルギー
16	東根市休日診療所	中央一丁目5-1	43-2120	タントクルセンター内
17	ひかり皮膚科医院	さくらんぼ駅前二丁目13-1	43-1002	皮
18	ひろせこころのクリニック	中央東二丁目6-71	22-9477	精神
19	藤田医院	六田一丁目1-35	42-0256	内・循環器・外
20	保坂クリニック	さくらんぼ駅前二丁目7-22	41-1188	内・循・呼・外・胃・血管・小
21	三浦医院	本丸南一丁目8-2	43-2311	内・循環器
22	宮崎外科胃腸科クリニック	宮崎一丁目3-30	41-2357	外・胃・内・肛門

[R7 改正]

23	PFC JAPAN CLINIC 東根	中央四丁目 1-29	43-7655	内・皮・泌尿器
24	山本内科医院	中央四丁目 5-24	43-0180	内・循環器・神経内・胃
25	渡辺医院	大字羽入 2821	47-0406	皮
26	北村山在宅診療所	温泉町二丁目 5-3	41-0583	内・整形・皮・泌尿器・ 精神・心療

## ウ 歯科診療所

No.	医療機関名	所在地	電話番号	備考
1	あべ歯科医院	四ツ家一丁目 7-6	42-4343	
2	あんじょう歯科医院	中央二丁目 8-16	43-8144	
3	えだまつ歯科口腔外科クリニック	神町北五丁目 5-17	53-6480	
4	えちごやタウン歯科	神町西五丁目 2-10-A ヨークタウン神町内	48-6484	
5	江場歯科医院	本町 1 番 11 号	42-0105	
6	海老名歯科医院	さくらんぼ駅前三丁目 10-25	43-4121	
7	おおつか歯科	神町中央一丁目 9-6	47-0371	
8	奥山歯科医院	本丸西三丁目 2-30	43-5272	
9	加藤歯科医院	神町南二丁目 2-50	47-0648	
10	菅デンタルクリニック	温泉町一丁目 6-12	43-6480	
11	岸歯科医院	神町東一丁目 20-28	47-4618	
12	けやき歯科クリニック	神町北二丁目 4-15	53-6299	
13	佐藤歯科医院	板垣大通り 8 号	49-1155	
14	歯科田原医院	神町中央一丁目 11-36	48-3118	
15	須藤歯科医院	本町 3 番 12 号	42-0030	
16	とよたか歯科医院	大字蟹沢 2221-18	41-1313	
17	にとうべ歯科医院	中央二丁目 18-22	42-4560	
18	森 歯 科	中央南一丁目 5-16	41-1966	

## (5) その他

	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	山形県身体障がい者 保養所 東紅苑	温泉町二丁目16-1	43-2061	山形県身体障がい者 保養所

## 3 外国人人口

## (1) 国籍別外国人人口

(令和6年10月末日現在)

ベトナム	韓 国	中 国	フィリピン	そ の 他	計
169	76	57	26	92	420

[R7 改正]

## (2) 在留資格別外国人人口

永住者	技能実習生	特定活動	技術・人文 知識・国際 業務	日本人の配 偶者等	その他	計
129	104	3	27	16	141	420

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(山形県災害救助法施行細則令和5年7月25日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所設置費 1人1日当たり340円以内</li> <li>・高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</li> <li>・避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することができる。</li> </ul>	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条の2項に規定する避難所については、災害が発生するおそれがある場合においては必要となる建物の使用料及び光熱費)を含む。</li> <li>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</li> </ol>
応急仮設住宅、民間賃貸住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	≪建設型仮設住宅≫ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じ設定</li> <li>2 限度額1戸当たり 6,775,000円以内</li> <li>3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</li> <li>4 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。</li> <li>5 「福祉仮設住宅」(老人居宅介護等事業等利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別に配慮を要する複数の者に供与する施設)を建設型応急住宅として設置できる。</li> </ol>	災害発生の日から20日以内着工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 6,775,000円以内</li> <li>2 供与期間最高2年以内(建築基準法第85条第3項又は4項の規定)</li> </ol>
		≪借上型仮設住宅≫ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規模は、建設型仮設住宅に準ずる。</li> <li>2 借上げのための支出費用 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額</li> </ol>		災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ提供  供与期間は建設型応急住宅住宅に準ずる。
炊き出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所に避難している者</li> <li>2 被害を受け若しくは災害により現に炊事できない者</li> </ol>	主食、副食及び燃料等の経費として 1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷する等使用できず、	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。</li> <li>2 下記の金額以内</li> </ol>	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1)被服、寝具、及び身の回り品 (2)日用品</li> </ol>

	直ちに日常生活を営むことが困難な者					(3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算
		全 損 焼 出 流 出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 焼 半 壊 焼 床 上 浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内		1 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護 2 患者の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内		1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生資材の支給 2 患者の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う。 1 世帯当り 1 大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 70,600円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内			災害発生の日から 1ヵ月以内		住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了しなければならない。		
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷する等して使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、各種学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額 小学校児童 4,800円以内 中学校生徒 5,100円以内 高等学校等生徒 5,600円以内			災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		

埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもを対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大 人 (12歳以上) 219,100 円以内 小 人 (12歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	1 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲 (1) 棺 (付属品含む) (2) 埋葬又は火葬 (職員等雇上費含む) (3) 骨つぼ及び骨箱
死体の 捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当り 3,500 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当り 5,500 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当り 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費。
救助の ための 輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費 弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人1日当り ・医師、歯科医師 24,600 円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士 15,700 円以内 ・保健師、助産師、看護師、准看護師 16,700 円以内 ・土木技術、建築技術者 16,000 円以内 ・救命救急士 13,600 円以内 ・大工 25,400 円以内 ・左官 26,400 円以内 ・とび職 24,500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当、旅費及び宿泊料は別途に定める額 2 施行令第4条第5号から第10号までに規定する者(業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内)

## 見舞金等の支給・資金の貸付

## 1 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

## (1) 災害弔慰金

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市
2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体 市(条例)		支給の制限	
3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)				

## (2) 山形県災害見舞金

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	交付額	窓口
1 暴風、豪雨、豪雪、洪水高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象 2 災害救助法による救助の行われる程度の火事及び爆発	山形県災害見舞金交付要綱	1 災害により住家が全壊、全焼、全流出、半壊又は半焼した世帯の世帯主ただし、水害により住家に被害が生じた場合は、一部破損又は床上浸水した世帯の世帯主も対象とする。 2 前号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認めた者	1 住家の全壊、全焼又は全流出1世帯につき原則として30万円以内 2 住家の半壊又は半焼1世帯につき原則として20万円以内 3 水害による住家の一部損壊又は床上浸水1世帯につき原則として10万円以内	総合支庁

(3) 災害障害見舞金

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市
2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害			支給の制限	
3 山形県内において災害救助法上ある場合の自然災害			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
4 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害			2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合	
5 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)			3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口														
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村	根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県(被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)	支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。)	市														
2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村			1 基礎支援金															
3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県			① 全壊 100万円															
4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村			② 解体 100万円															
5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生			③ 長期避難 100万円															
6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生			④ 大規模半壊 50万円															
		⑤ 中規模半壊 なし	2 加算支援金															
			<table border="1"> <tr> <td>①全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>④大規模半壊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤中規模半壊</td> <td>上記項目</td> <td>上記の半額</td> </tr> </table>	①全壊	建設・購入	200万円	②解体	補修	100万円	③長期避難	賃借(公営住宅以外)	50万円	④大規模半壊			⑤中規模半壊	上記項目	上記の半額
①全壊	建設・購入	200万円																
②解体	補修	100万円																
③長期避難	賃借(公営住宅以外)	50万円																
④大規模半壊																		
⑤中規模半壊	上記項目	上記の半額																
			※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる。															

[R7 改正]

		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	
--	--	--	--

県及び市は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県市町村被災者生活再建支援金を給付する。市は山形県市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備を図る。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で政府の制度の支援を受けられない場合（ただし豪雪による被害を除く。）
支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県 1/2、市町村 1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付措置がある場合は県 2/3、市町村 1/3）
窓口	市町村

## (5) 災害援護資金の交付

貸付対象	根拠法令等	差し付け支給対象者	貸付条件	窓口
山形県内において災害救助法が適用された市が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体市（条例） 3 経費負担国 2/3 県 1/3	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ① 1と2の①の重複 250万円 ② 1と2の②の重複 270万円 ③ 1と2の③の重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ① 2の②の場合 250万円 ② 2の③の場合 350万円 ③ 3の②の場合 350万円	1 据置期間 3年 （特別の事情がある場合は5年） 2 償還期間 10年 （据置期間を含む） 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3% （据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年10.75%	市

## (6) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね市町村民 税非課税程度、 または生活保護 基準額の2倍以 下)	1 根拠法令 生活福祉資金貸 付制度要綱(平成21年7月 28日厚生労働省発社援0728 第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%(据置期間経 過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であ って、原則として同一都道府県に居 住し、その世帯の生活の安定に熱意 を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見 積書他

## (7) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置に内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福 祉法施行令第19条及び第38 条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内 (1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

## (8) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置に内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令 第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

## (9) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置に内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令 第8条第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月	災害救助法の適用は要しない。

[R4 改正]

	30,000 円以上	1 年	
(2) 事業継続資金・住宅資金	15,000 円以上 30,000 円未満	6 ヶ月	
	30,000 円以上 45,000 円未満	1 年	
	45,000 円以上	1 年 6 ヶ月	

## 2 住宅対策

### (1) 住宅資金の貸付

#### ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

融 資 対 象	融 資 限 度 額	貸 付 条 件
1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設、新築住宅購入、中古住宅購入住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者</li> <li>※ 被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要</li> <li>補修               <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者</li> </ul> </li> </ul>	1 設資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地を取得する場合 3,700 万円</li> <li>(2) 土地を取得しない場合 2,700 万円</li> </ul> 2 新築・中古住宅購入資金 3,700 万円           3 補修資金 1,200 万円	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 返済期間 「35 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</li> <li>(2) 据置期間 最長 3 年間（その分返済期間延長）</li> </ul> 2 補修 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 返済期間 「20 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</li> <li>(2) 据置期間 1 年間（その分返済期間延長）</li> </ul>
2 建設 床面積に関する制限なし		
3 新築住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から 2 年以内で人が住んだことがない住宅		
4 中古住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から 2 年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅		
5 補修 床面積・築年数に関する制限なし		

※ 金額は、令和 5 年 6 月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

#### イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

貸 付 対 象	根拠法令等	貸付金額	貸 付 条 件
1 対象世帯 (1) 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱(平成 21 年	貸付限度 250 万円	1 据置期間 貸付の日から 6 月以内 (災害の状況に応じ 2 年以内) 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

[R7 改正]

2倍以下) (2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する 65歳以上の高齢者がいる世 帯(所得制限あり)) (3) 障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手 帳、精神障害者保健福祉手 帳のいずれかの交付を受け ている者がいる世帯 (所得制限あり))	7月28日厚 生労働省発社 援0728第9 号) 2 実施主体 県社会福祉 協議会 3 窓口 市社会福祉 協議会(民生委 員・児童委員)	3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5% (据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であ って、原則として同一都道府県に居 住し、その世帯の生活の安定に熱意 を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見 積書他
---	--	--

## ウ 母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改 築、補修又は保全するた めに必要な資金	1 母子及び寡婦福 祉法施行令第7条 及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

## 3 天災融資制度による融資

## (1) 天災資金の貸付

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据え置き期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(政令で定めるもの)等の購入費等農林業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	—
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

(融資機関) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び銀行等を通じて融資する。

(激甚災害)

区分	貸付対象者		貸付限度額(単位:万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者	200(2,000)	250(2,000)	
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

[R4 改正]

2	特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
3	3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。
4	天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(2) 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち据え置き期間
種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(要綱で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内(天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)	—

(融資機関) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び銀行等を通じて融資する。

(貸付限度)

区分	貸付対象者		貸付限度額(単位:万円) 個人、( )内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
		林業者	200(2,000)

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

## 4 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 措置期間	
農業 関係 資金	農業基盤 整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興 法人、土地改良区、農協、農 協連等	0.16～ 0.30%	25年以 内	10年以 内	
	農林漁業 施設資金	[共同利用施設] 農産物の生産、流通、加工 又は販売に必要な共同利用 施設の復旧	土地改良区、土地連、農 協、農協連、農林漁業振興法 人等	0.16～ 0.30%	20年以 内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧 (2) 災害を受けた果樹の 改植又は補植	農業を営む者、農協、農協 連等	0.16～ 0.30%	15年以 内 25年以 内	3年以内 10年以 内	
林業 関係 資金	林業基盤 整備資 金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森 連、農協	0.30～ 0.45%	35年以 内	20年以 内
		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む 者、森組、森連、農協等	0.16～ 0.30%	15年以 内	5年以内	
	林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森 連、農協	0.30～ 0.45%	20年以 内	3年以内	
農林漁業 施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又 は販売に必要な共同利用施 設の復旧	農協、農協連、森組、森連 等	0.30%	20年以 内	3年以内		
	[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等 に必要な機械その他施設の 復旧	林業を営む者	0.30～ 0.45%	15年以 内	3年以内		
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度) 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額  農業セーフティネット資金：600万円  農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額  農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円  （特例600万円、漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額</p>							

※金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。

## 5 既存金融制度による融資

機関名	資金名	融 資 条 件 等		申込窓口
山形県 (商業振興・経営支援課)	山形県商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 取扱期間	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの  ※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。	取扱金融機関 ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
	山形県商工業振興資金第4号 (経営安定資金)	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 取扱期間	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び経営の安定に必要な運転資金 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの 8,000万円以内 年1.6% 10年以内(うち据置期間2年以内) 県がその都度指定	
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	災害貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人	災害復旧のための設備資金及び運転資金 別に指定される災害により被害を受けた方 それぞれの融資制度の融資限度額に、1災害につき3,000万円を加えた額 各融資制度に定められた利率 一般貸付： 設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 特別貸付：それぞれの融資制度の貸付期間 必要により徴する 必要により徴する	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 直接貸付：別枠1億5,000万円 代理貸付：上記限度の範囲内で別枠7,500万円 基準金利：但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。 設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 必要により徴する 必要により徴する	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店

商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫各支店及び代理店
		2 貸付対象	災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	所定の金額	
		4 貸付利率	所定の利率	
		5 貸付期間	設備資金 20 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 3 年以内）	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	

### 災害復旧事業一覧

災害復旧事業名 対象施設等	災害復旧事業名 対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 水道 下水道 公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法)  (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)  (循環型社会形成推進交付金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等  廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業） 医療施設等 水道施設  感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等
(5) 都市施設災害復旧事業	都市排水施設等

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路施設
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅
(7) その他災害復旧事業 ① 空港 (空港法) ② 工業用水道 (予算措置) ③ 中小企業 (激甚法)	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務	

## 激甚災害指定基準

(昭和37年12月7日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第2章 (3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収総額 × 5%
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。但し、当該災害における被害見込額5,000万円以下のものは除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される場合 但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で第8条が適用される場合
激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%

[R4 改正]

	<p>(樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>B 基準          林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額×1.5%          (樹木に係るもの) (木材生産部門)          かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額          &gt; 当該都道府県生産林業所得推定額×60%</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額          &gt; 全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>激甚法第12条          (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条          (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)</p> <p>激甚法第15条          (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準          中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 基準          中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額×0.06%          かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上          1つの都道府県の中小企業関係被害額          &gt; 当該都道府県の中小企業所得推定額×2%          又は、その中小企業関係被害額&gt;1,400億円</p>
<p>激甚法第16条          (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第17条          (私立学校施設災害復旧事業の補助)</p> <p>激甚法第19条          (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合          但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条          (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準          被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸</p> <p>B 基準          次の1又は2のいずれかに該当する災害</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸          かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸          (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸          かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸          (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%</p>
<p>激甚法第24条          (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合</p> <p>2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。</p>

### 局地激甚災害の指定基準

－市町村災害が対象－（昭和 43 年 11 月 22 日 中央防災会議決定）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 2 章（3 条～4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が 1,000 万円未満のものを除く） (ロ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が 2 億 5,000 万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入－50 億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）
激甚法第 5 条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） 激甚法第 6 条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （但し、災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満は除外） 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね 5,000 万円未満である場合を除く。
激甚法第 11 条の 2 （森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額×150% （但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね 0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、概ね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合
激甚法第 12 条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 激甚法第 13 条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例） 激甚法第 15 条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% （但し、被害額が 1,000 万円未満は除外） に該当する市町村が 1 つ以上 但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね 5,000 万円未満である場合を除く。
激甚法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合

[R 4 改正]

## 火葬場の能力

名 称	火葬能力	連絡先			備考
		住 所	管理者	電 話	
河北町外2市 広域斎場事務組合 (妙光苑)	4体×3回 ／1日	西村山郡河北町大字岩木字 原の内1381-4	河北町長	0237 - 73 - 4340	

## 第7編 防災関係図

1	緊急輸送道路ネットワーク計画図	214
2	東根市指定避難所等マップ	215
3	東根市災害危険箇所図	221



# 1 緊急輸送道路ネットワーク計画図







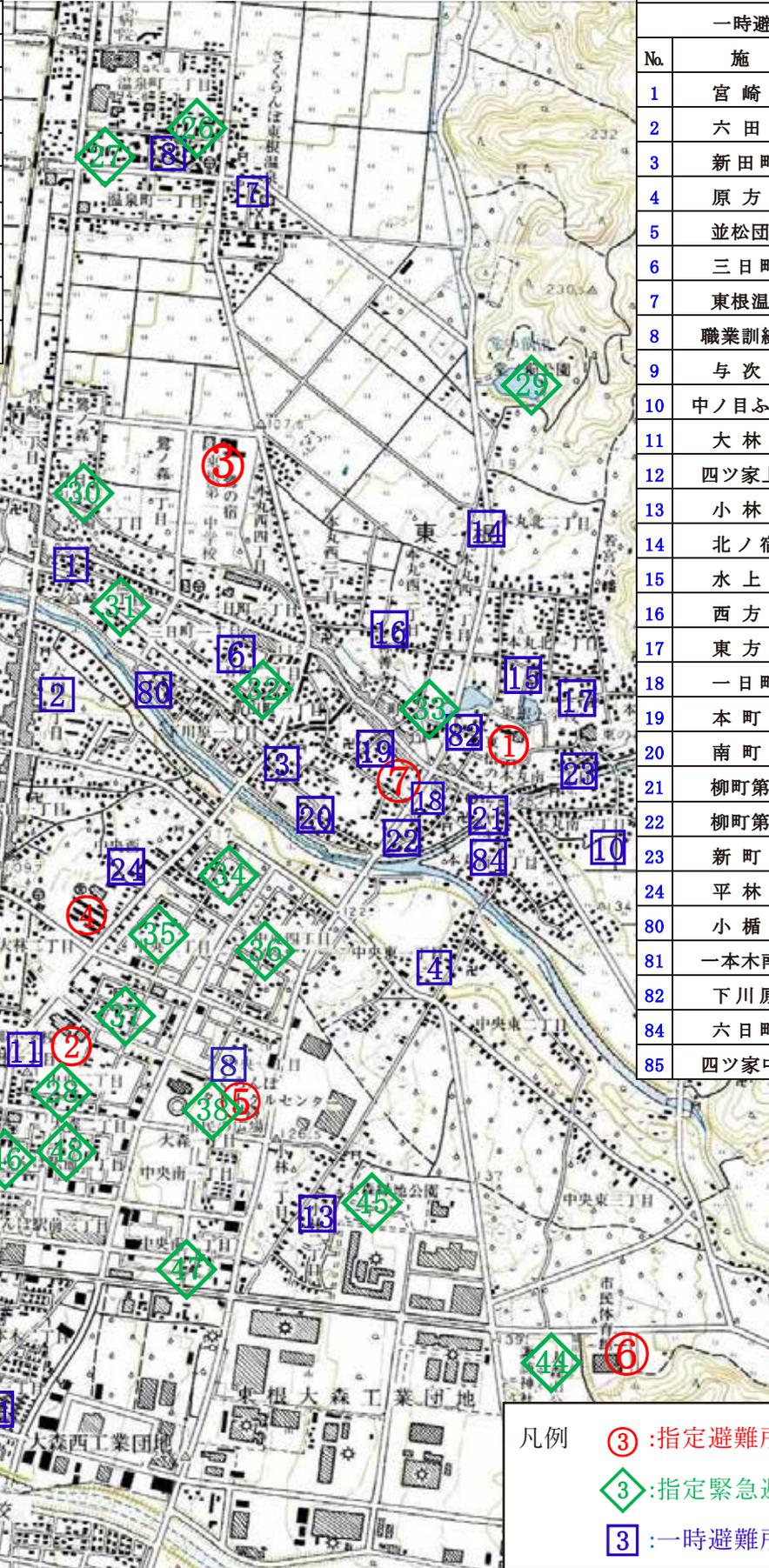
## 2 東根市指定避難所等マップ



東根地区	
指定避難所	
No.	施設名
1	東根小学校
2	東根中部小学校
3	第一中学校
4	東根市中央運動公園体育館
5	さくらんぼ タントクルセンター
6	東根市民体育館
7	東根公民館
指定緊急避難場所を兼ねる	

東根地区	
指定緊急避難場所	
指定避難所1～7	
No.	施設名
26	本郷第一公園
27	本郷第二公園
28	さくら公園
29	堂ノ前公園
30	鷺の森公園
31	官崎公園
32	下川原公園
33	中央公園
34	けやき公園
35	かつら公園
36	もみじ公園
37	まつ公園
38	市民の広場
41	一本木南公園
44	大森山公園
45	大森緑地公園
46	みずき公園
47	つばき公園
48	かえで公園

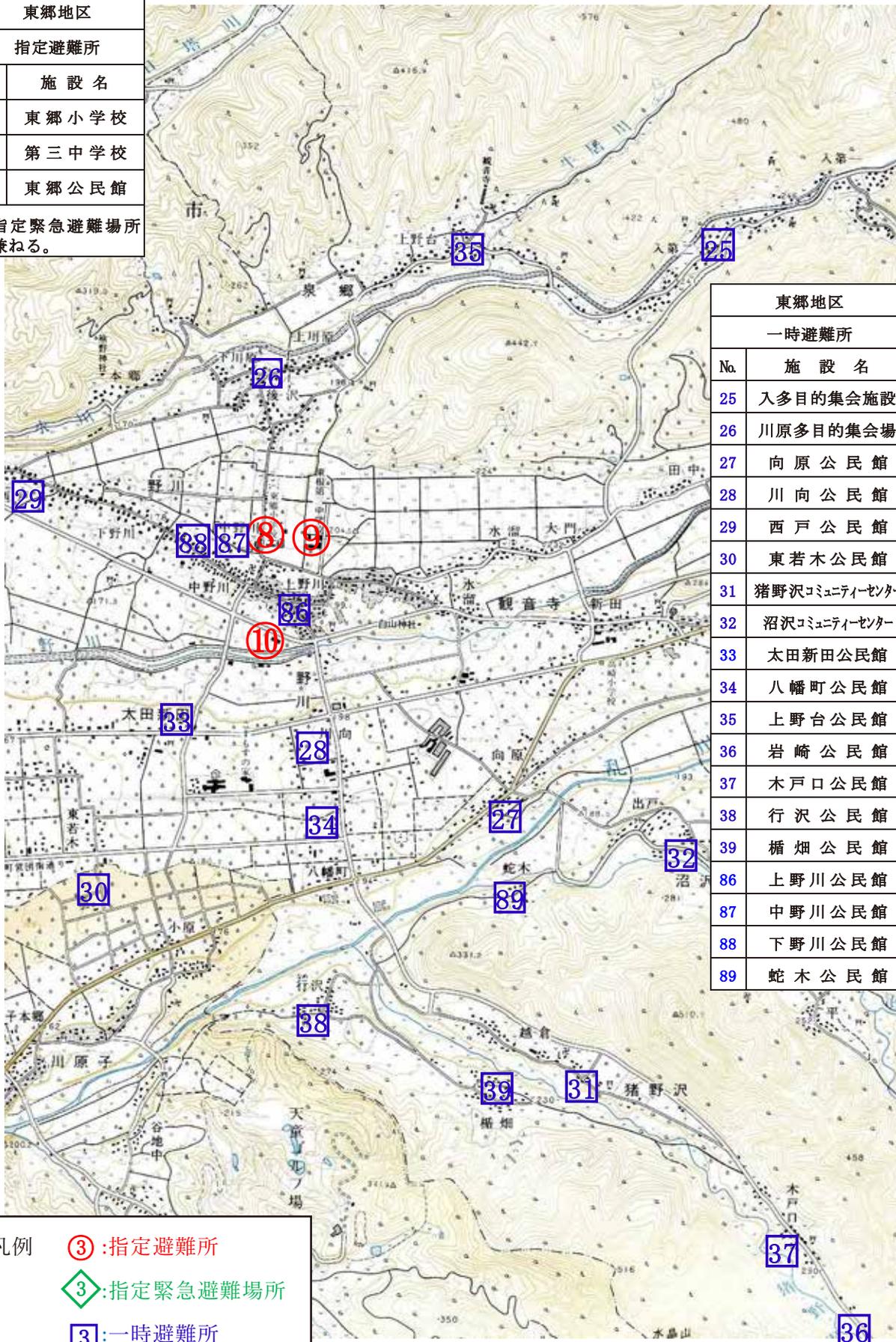
東根地区	
一時避難所	
No.	施設名
1	官崎公民館
2	六田公民館
3	新田町公民館
4	原方公民館
5	並松団地集会場
6	三日町公民館
7	東根温泉公民館
8	職業訓練センター
9	与次郎会館
10	中ノ目ふれあい会館
11	大林公民館
12	四ツ家上区公民館
13	小林集会場
14	北ノ宿公民館
15	水上公民館
16	西方公民館
17	東方公民館
18	一日町公民館
19	本町公民館
20	南町公民館
21	柳町第一公民館
22	柳町第二公民館
23	新町公民館
24	平林公民館
80	小桶公民館
81	一本木南区公民館
82	下川原公民館
84	六日町公民館
85	四ツ家中区公民館



凡例

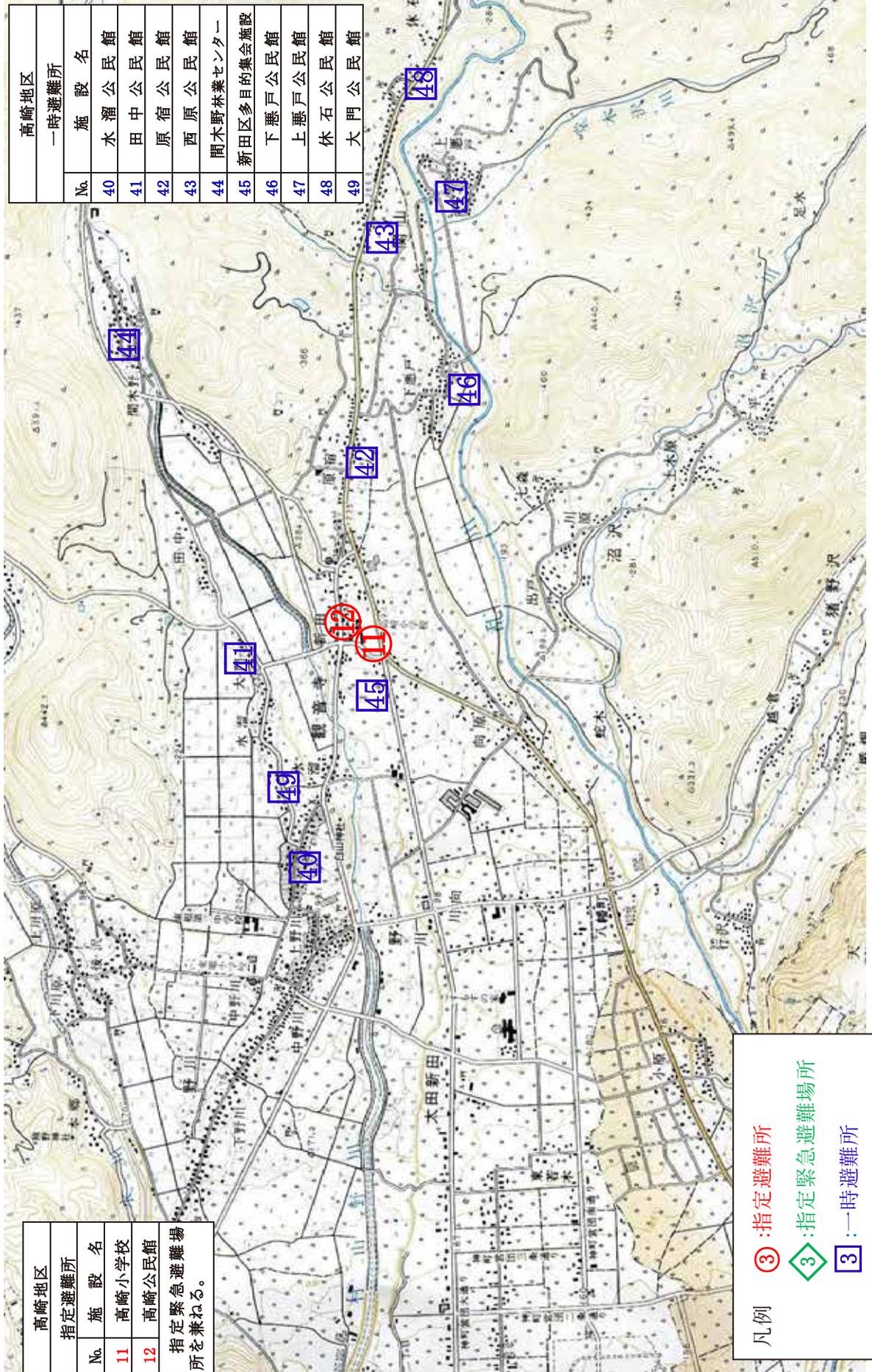
- ③ : 指定避難所
- ③ : 指定緊急避難場所
- ③ : 一時避難所

東郷地区	
指定避難所	
No.	施設名
8	東郷小学校
9	第三中学校
10	東郷公民館
指定緊急避難場所を兼ねる。	



東郷地区	
一時避難所	
No.	施設名
25	入多目的集会施設
26	川原多目的集会場
27	向原公民館
28	川向公民館
29	西戸公民館
30	東若木公民館
31	猪野沢コミュニティセンター
32	沼沢コミュニティセンター
33	太田新田公民館
34	八幡町公民館
35	上野台公民館
36	岩崎公民館
37	木戸口公民館
38	行沢公民館
39	楯畑公民館
86	上野川公民館
87	中野川公民館
88	下野川公民館
89	蛇木公民館

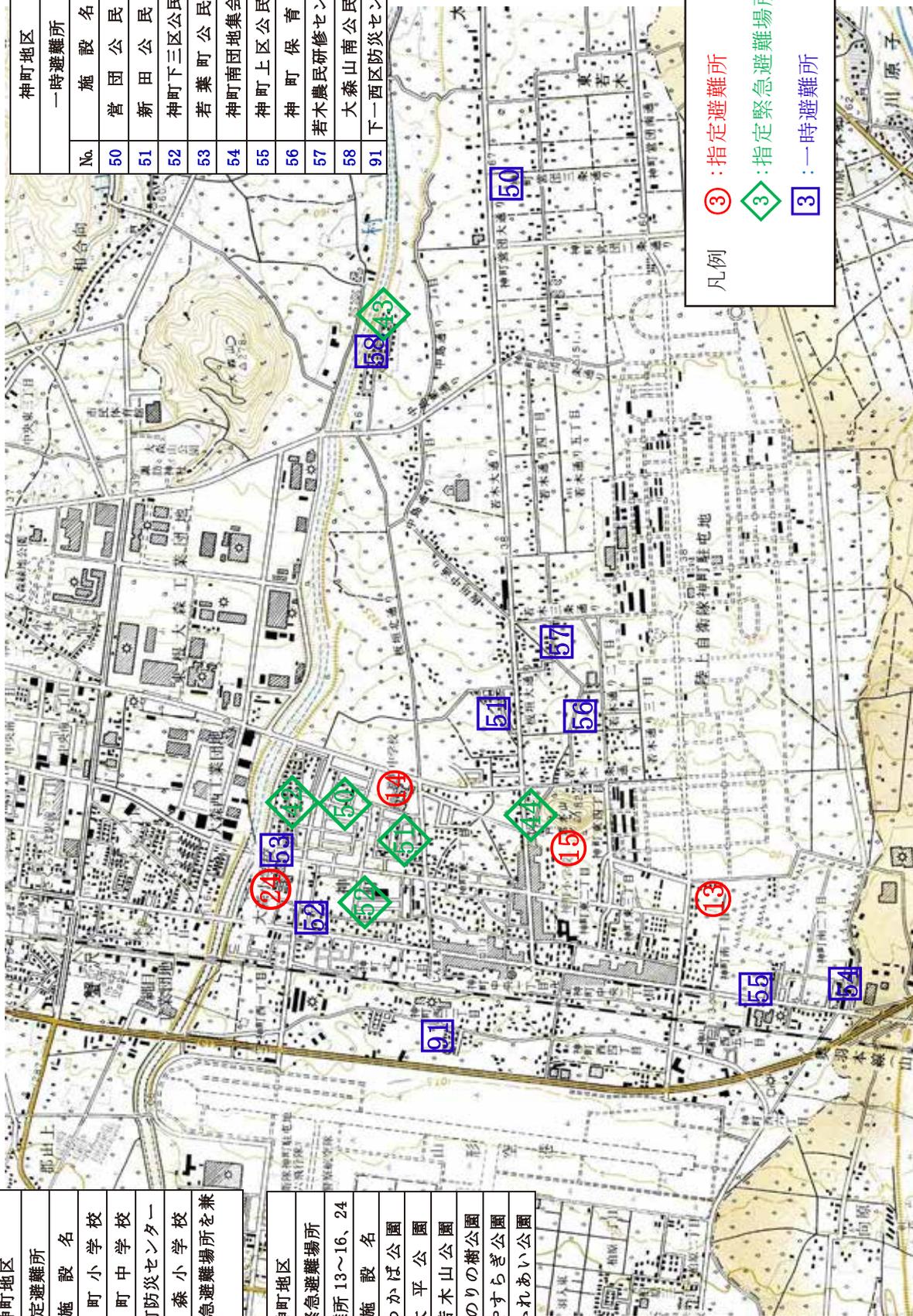
凡例	③:指定避難所
	③:指定緊急避難場所
	③:一時避難所



神町地区	
指定避難所	
No.	施設名
13	神町小学校
14	神町中学校
15	神町防災センター
24	大森小学校
指定緊急避難場所を兼ねる。	

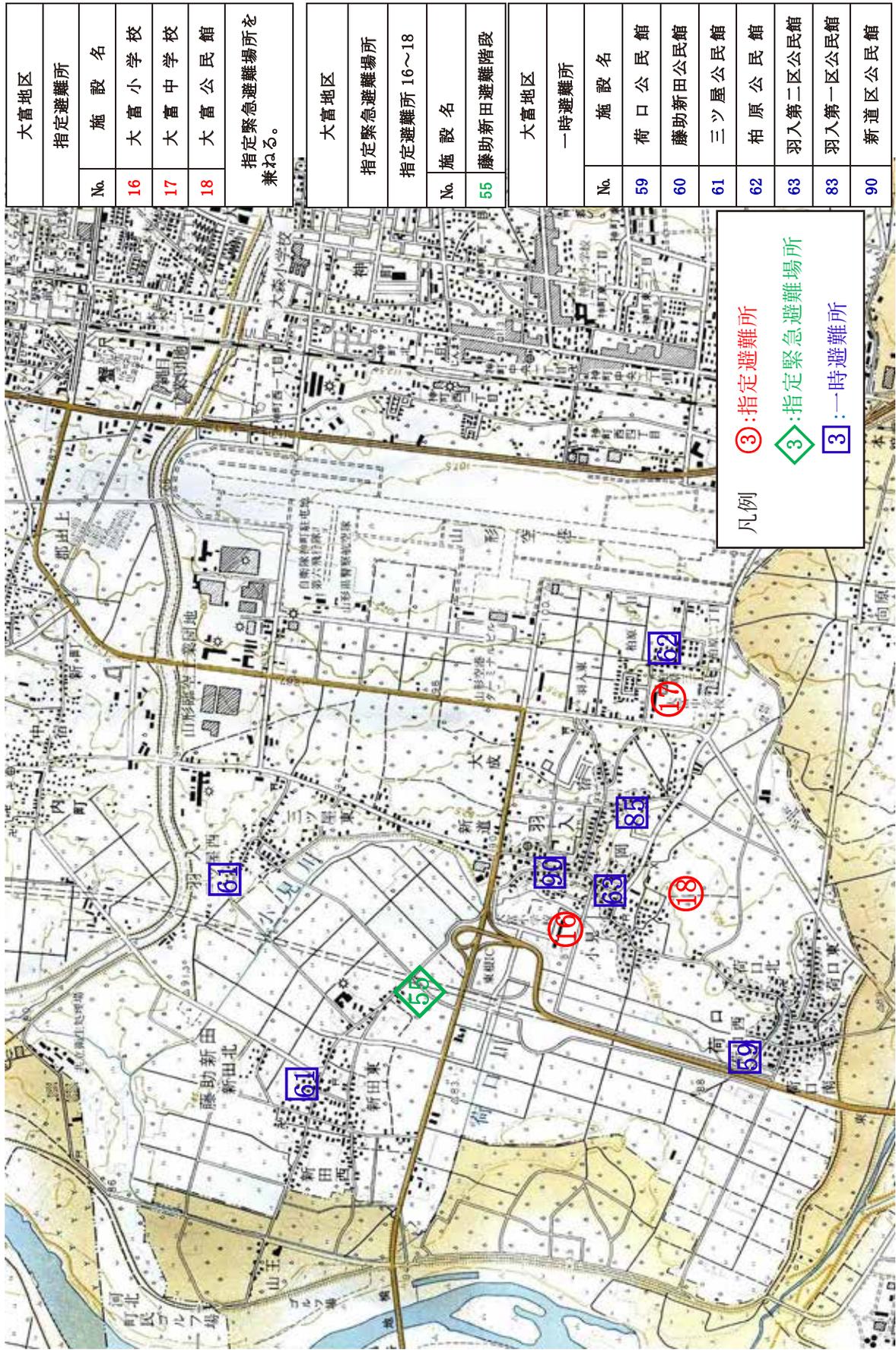
神町地区	
指定緊急避難場所	
指定避難所 13～16、24	
No.	施設名
42	わかば公園
43	大平公園
44	若木山公園
50	みりの樹公園
51	やすらぎ公園
52	ふれあい公園

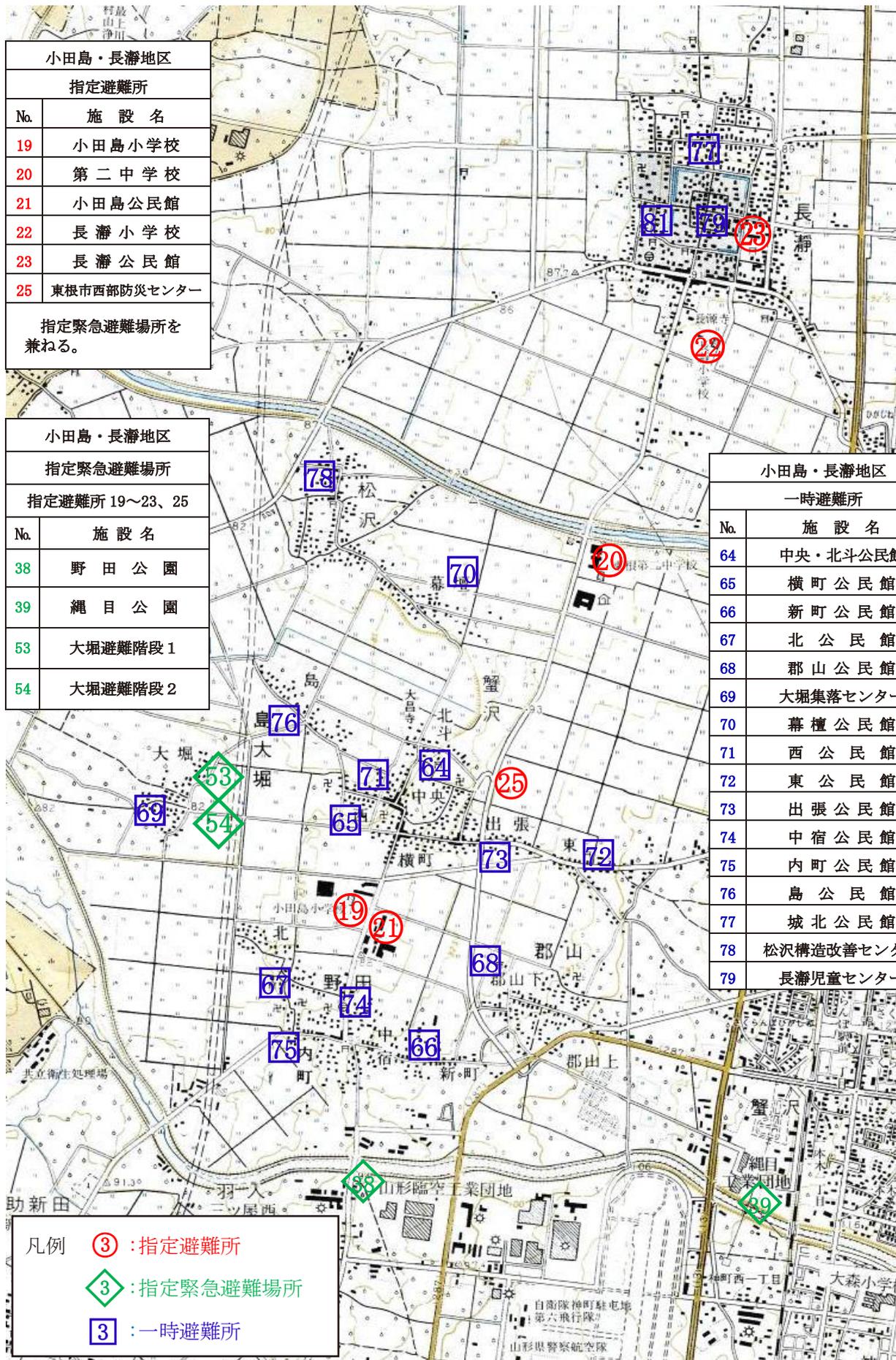
神町地区	
一時避難所	
No.	施設名
50	営団公民館
51	新田公民館
52	神町下三区公民館
53	若葉町公民館
54	神町南団地集会場
55	神町上区公民館
56	神町保育所
57	若木農民研修センター
58	大森山南公民館
91	下一西区防災センター



凡例

- ⑬ : 指定避難所
- ◇ : 指定緊急避難場所
- : 一時避難所



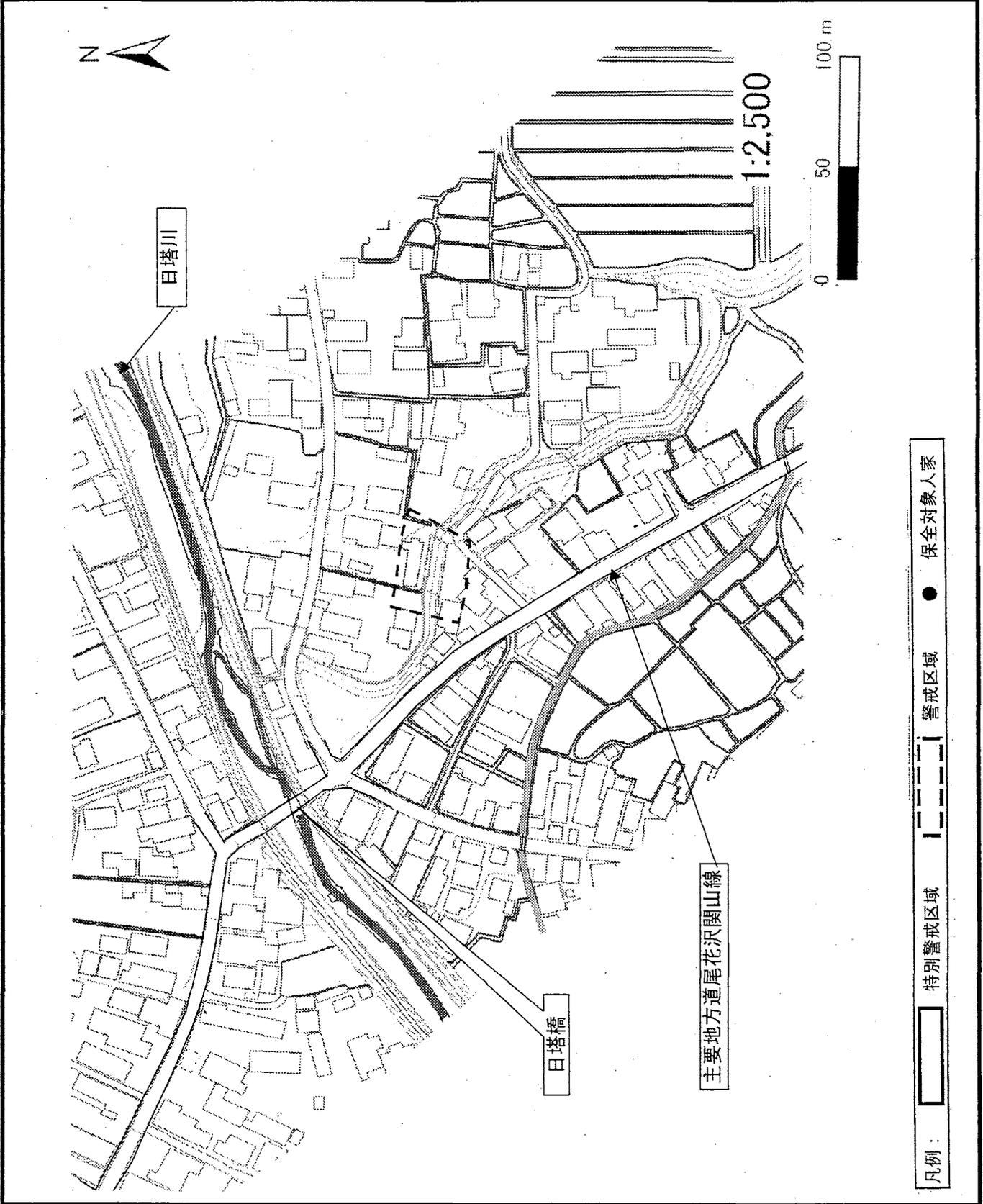


### 3 東根市災害危険箇所図



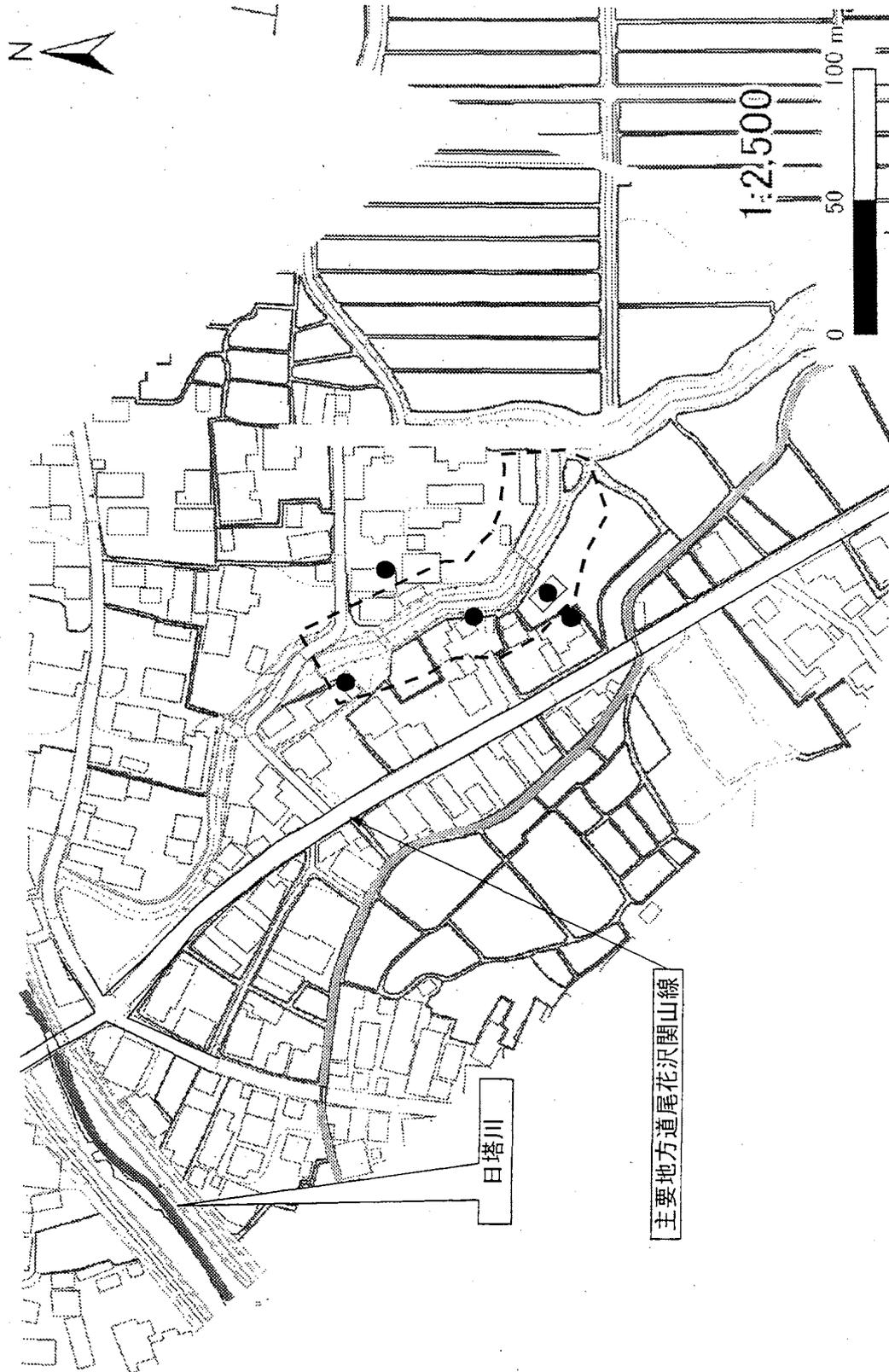
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	2	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3202 - 1	地区名	東根(中ノ目)
危険箇所名	中ノ目-1			所在地	東根市本丸南2丁目		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

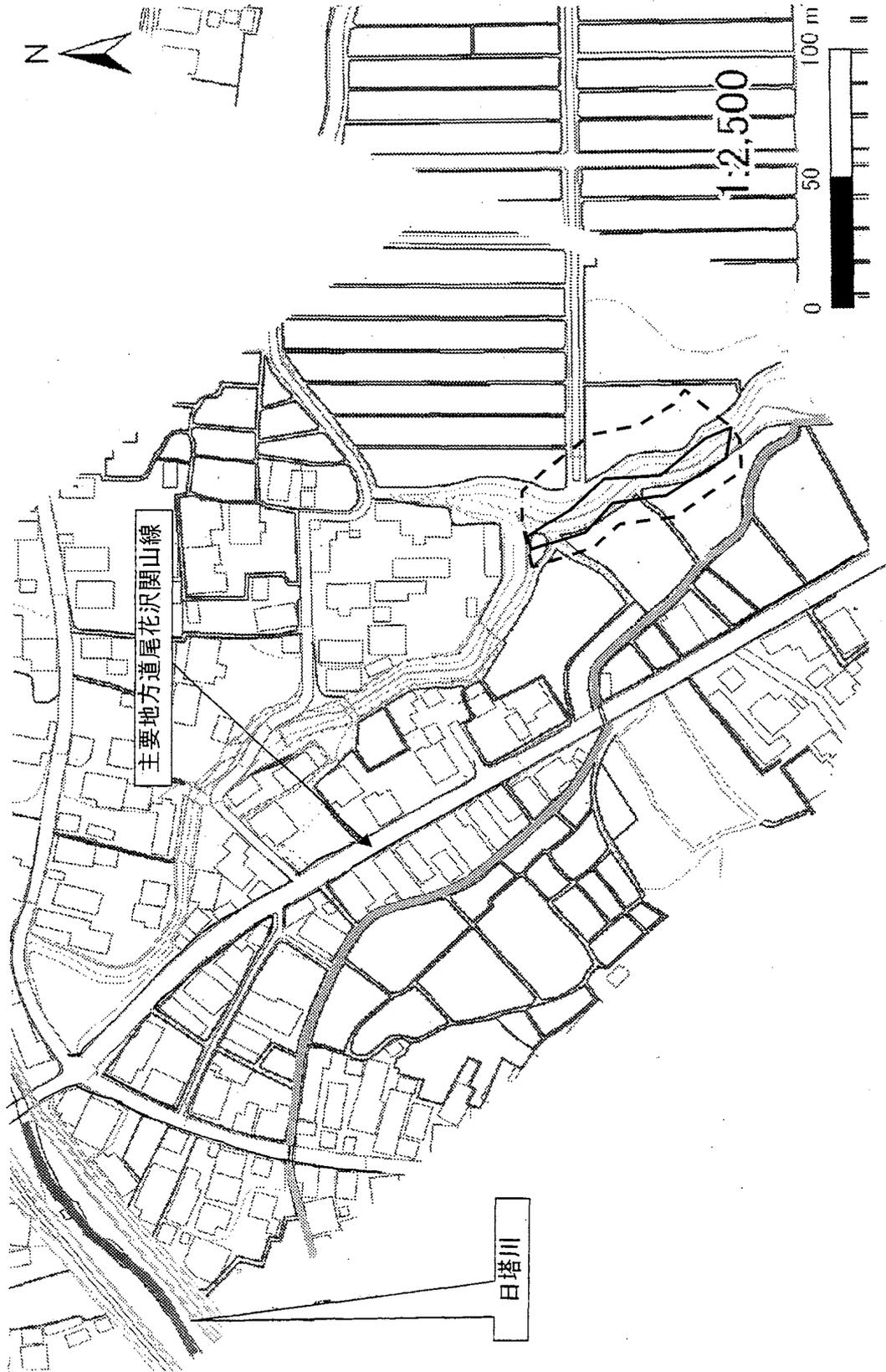
一連番号	3	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3202-2	地区名	東根(中ノ目)
危険箇所名	中ノ目-2			所在地	東根市本丸南2丁目		
保全対象人家戸数	5 (特別警戒×0 ・警戒×5 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



- 凡例：
- 保全対象人家
  - 警戒区域
  - 特別警戒区域

## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

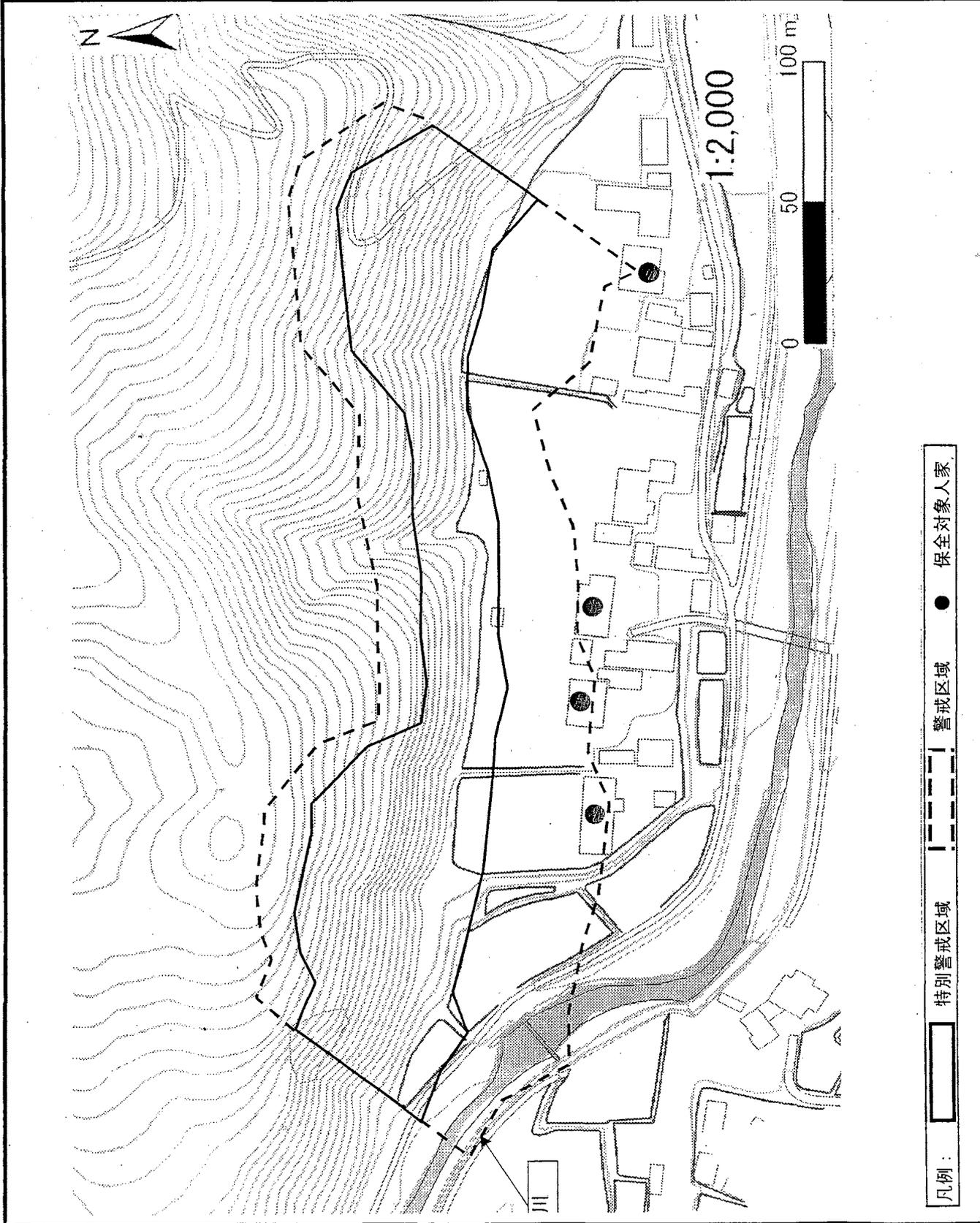
一連番号	4	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3202-3	地区名	東根(中ノ目)
危険箇所名	中ノ目-3			所在地	東根市本丸南2丁目		
保全対象人家戸数	0（特別警戒×0 ・警戒×0）				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

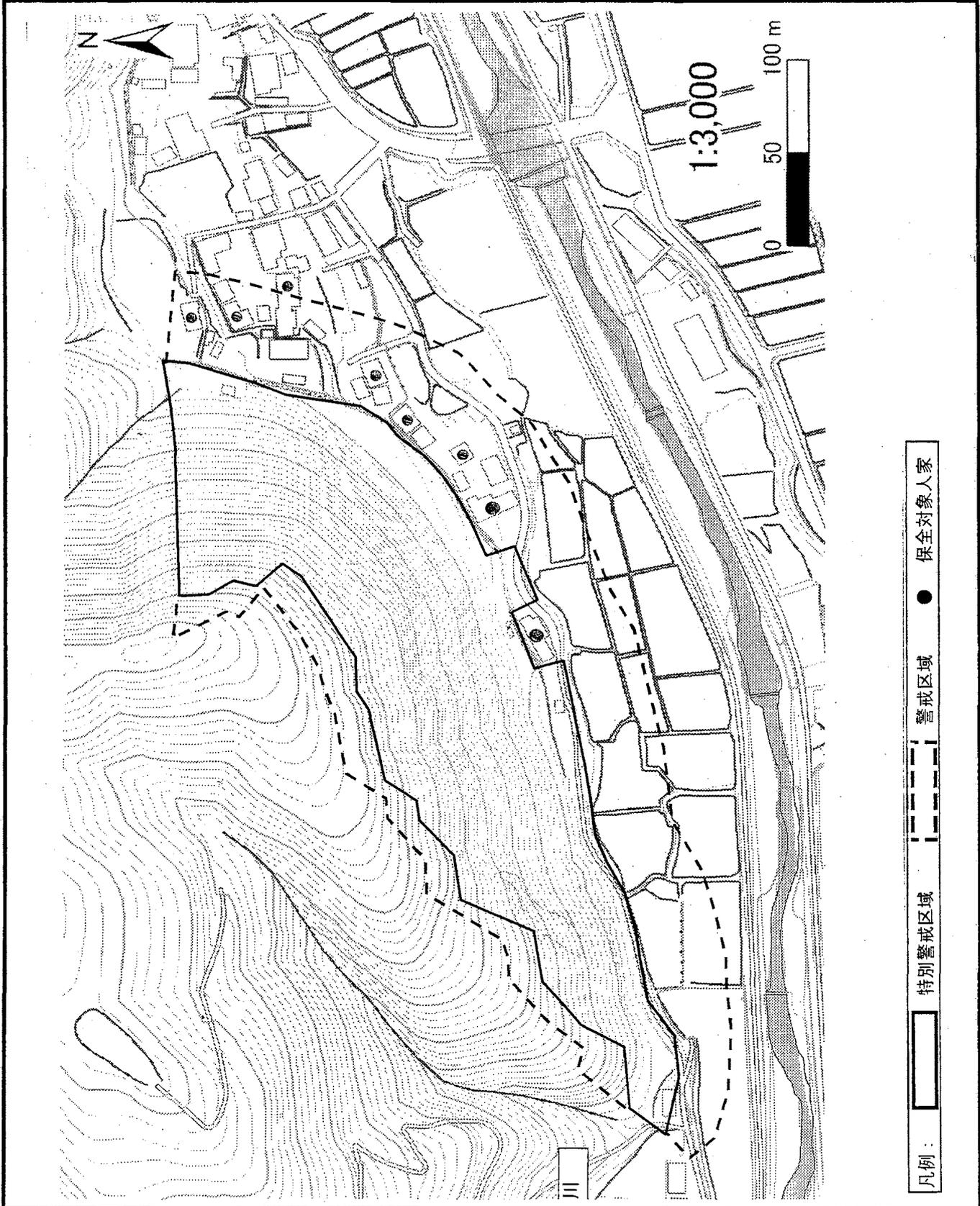
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	5	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3203	地区名	泉郷（和合）
危険箇所名	和合向			所在地	東根市泉郷和合向		
保全対象人家戸数	4（特別警戒×0 ・警戒×4）				危険区域 指定年月日	平成 年 月 日	



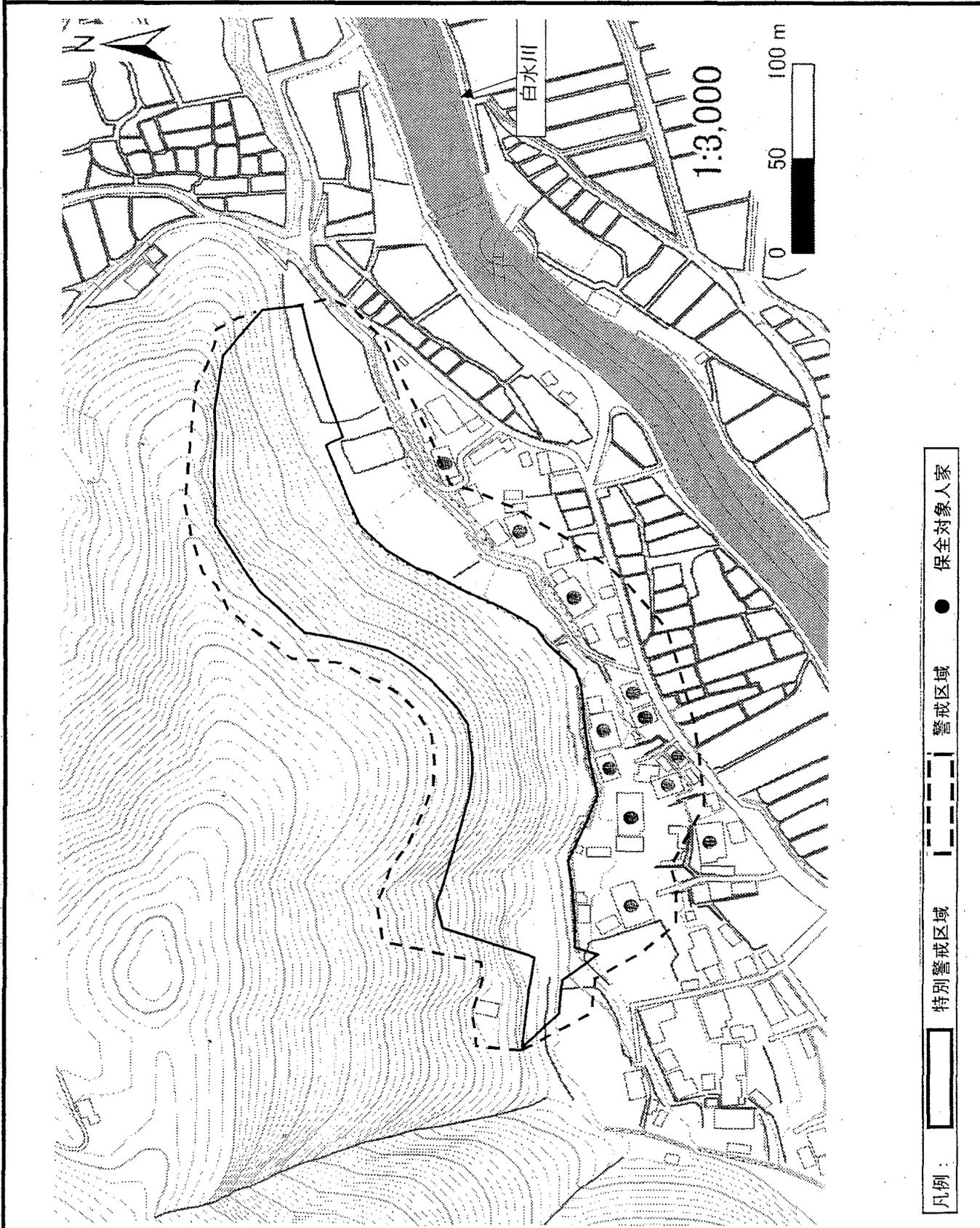
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	6	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3204-1	地区名	泉郷（本郷）
危険箇所名	本郷-1			所在地	東根市泉郷本郷		
保全対象人家戸数	8（特別警戒×0 ・警戒×8）				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



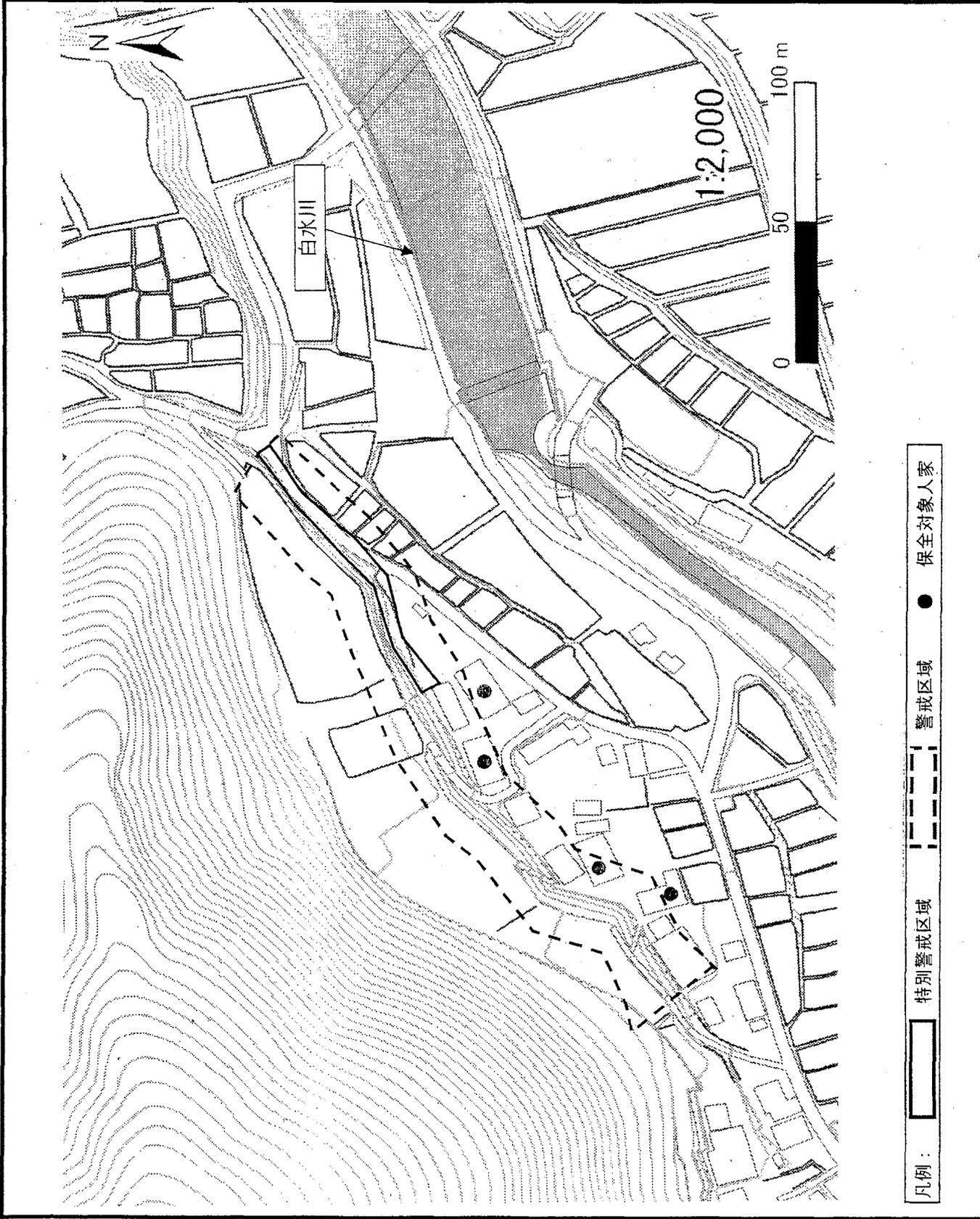
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	7	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3204-2	地区名	泉郷（本郷）
危険箇所名	本郷-2			所在地	東根市泉郷本郷		
保全対象人家戸数	12（特別警戒×0 ・警戒×12）				危険区域指定年月日	平成	年 月 日



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	8	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3204-3	地区名	泉郷（本郷）
危険箇所名	本郷-3			所在地	東根市泉郷本郷		
保全対象人家戸数	4（特別警戒×0 ・警戒×4）				危険区域指定年月日	平成	年
						月	日



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

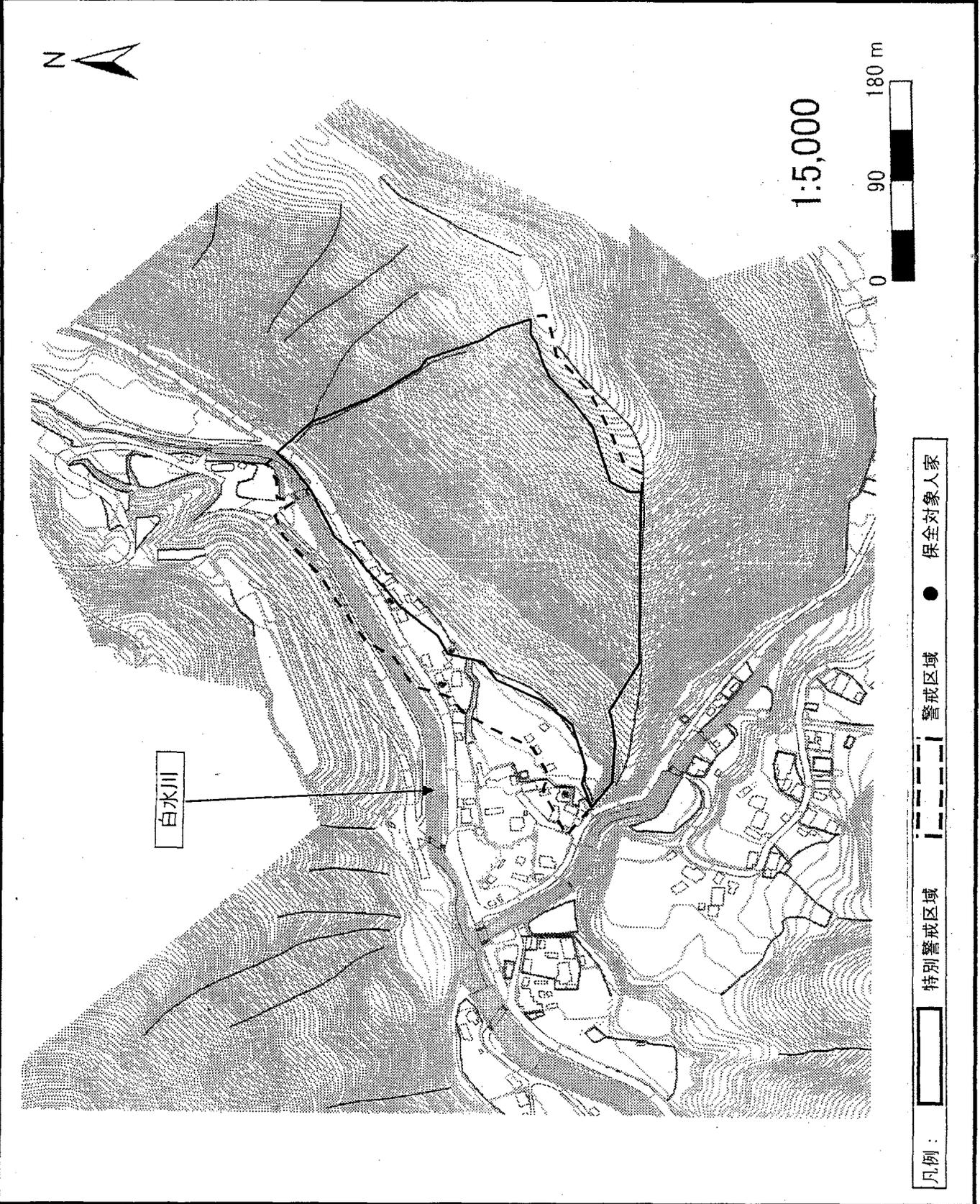
一連番号	9	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3204-4	地区名	泉郷（本郷）
危険箇所名	本郷-4			所在地	東根市泉郷本郷		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）			危険区域指定年月日	平成 年 月 日		



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

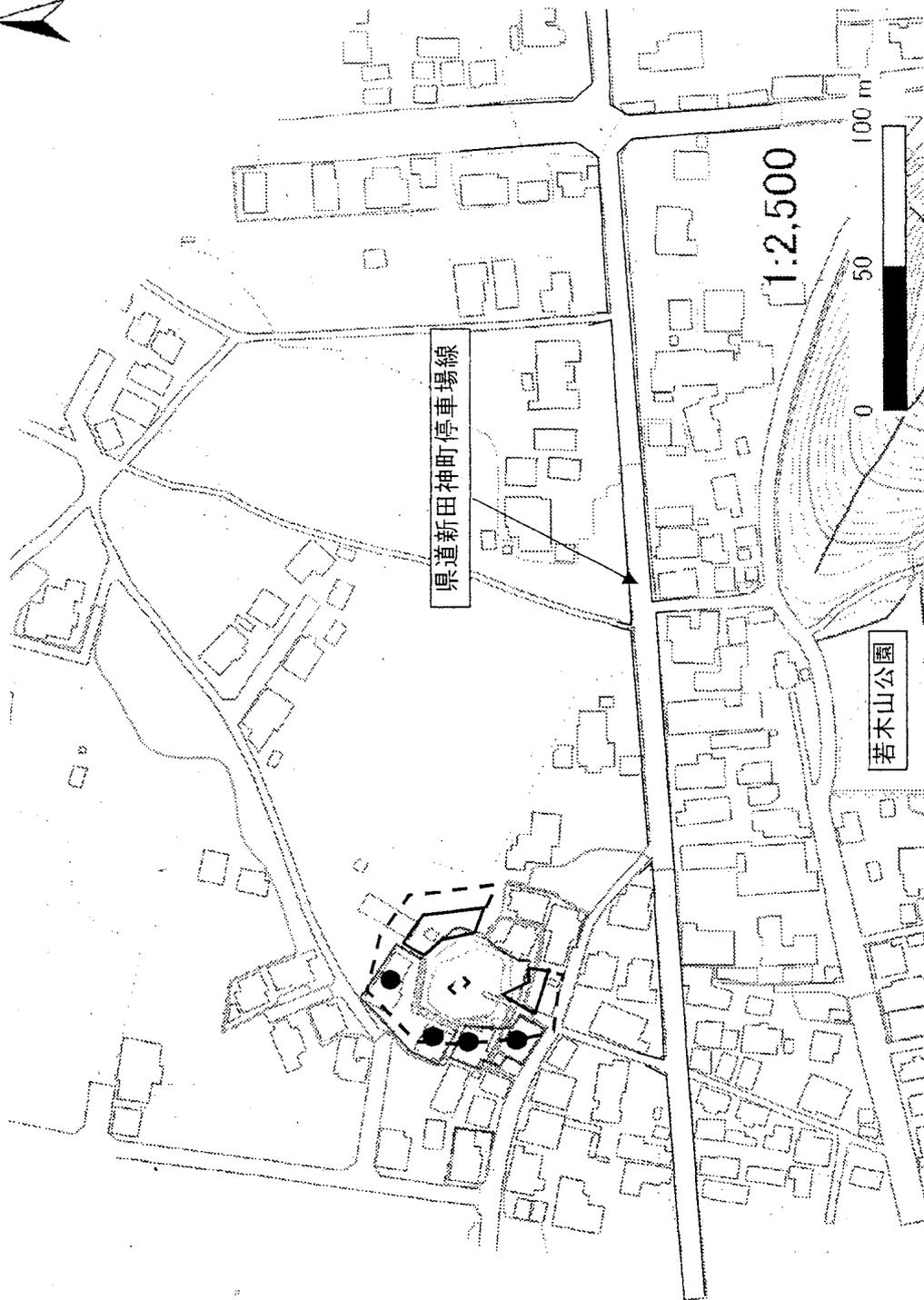
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	10	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3205	地区名	泉郷（入）
危険箇所名	大撫山（入遅沢）			所在地	東根市泉郷大撫山		
保全対象人家戸数	4（特別警戒×2 ・警戒×2）			危険区域 指定年月日	平成 18 年 3 月 7 日		



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

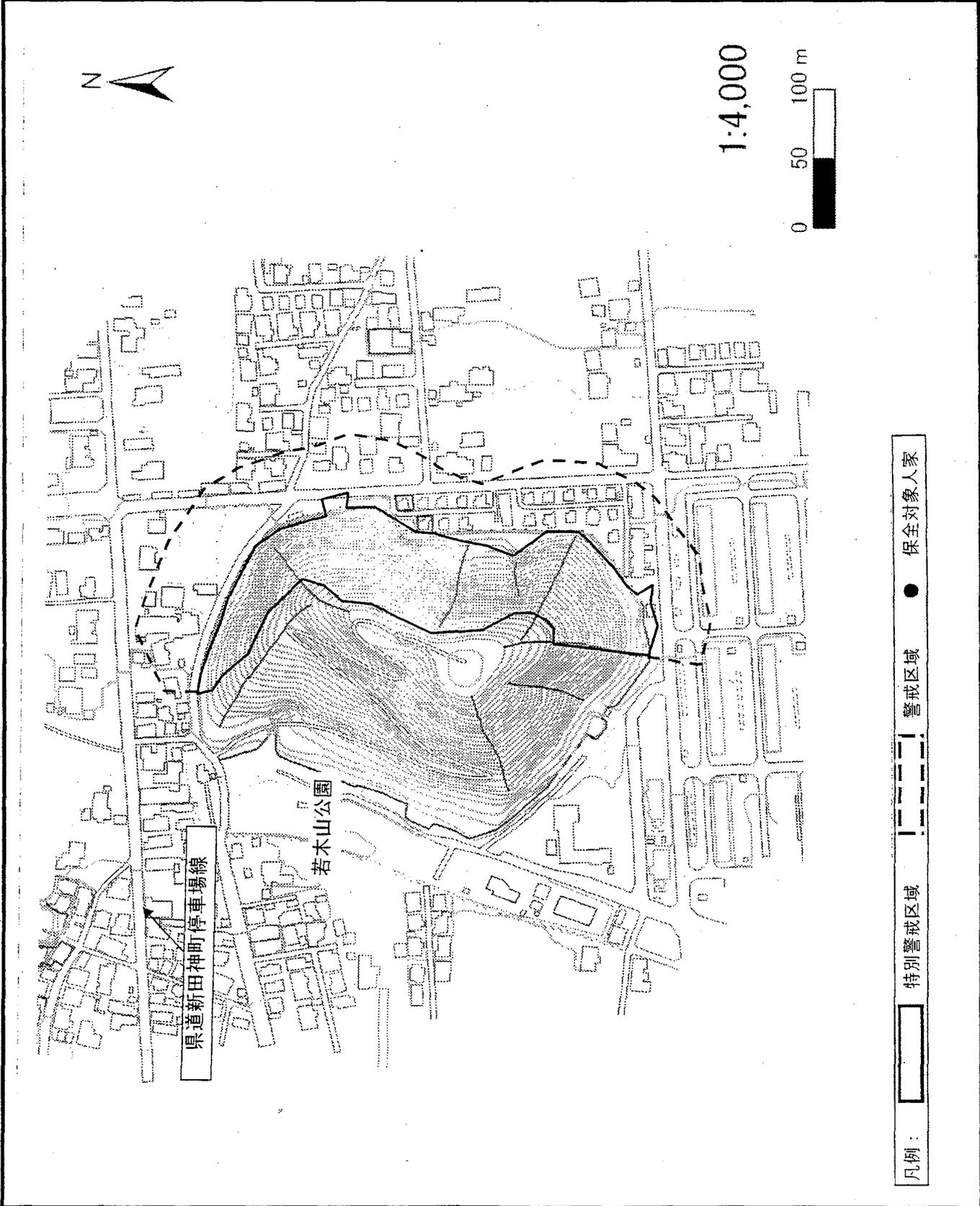
一連番号	11	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3206	地区名	神町
危険箇所名	大日尊			所在地	東根市神町東一丁目		
保全対象人家戸数	4（特別警戒×0 ・警戒×4）			危険区域指定年月日	平成 年 月 日		



- 凡例：
- 特別警戒区域
  - 警戒区域
  - 保全対象人家

# 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	12	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3207	地区名	神町
危険箇所名	若木山東			所在地	東根市神町東四丁目		
保全対象人家戸数	30（特別警戒×0 ・警戒×30）			危険区域指定年月日	平成	年	日

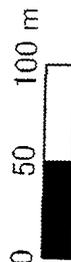


## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	13	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3208	地区名	神町
危険箇所名	若木山西			所在地	東根市神町東四丁目		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1） （保育所×1含む）			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



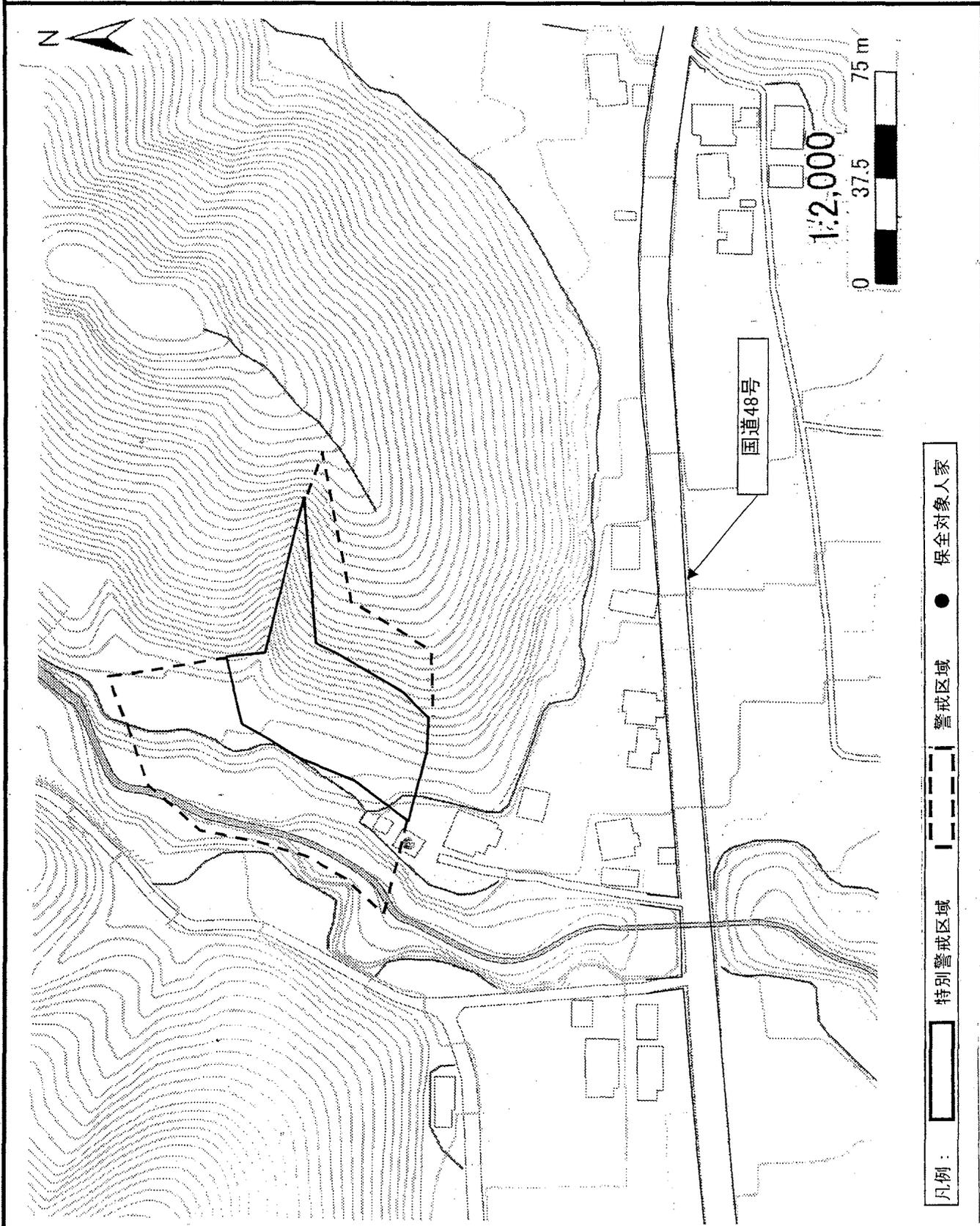
1:4,000



- 凡例：
- 公共施設
  - 保全対象人家
  - 警戒区域
  - ┌──┐ 特別警戒区域

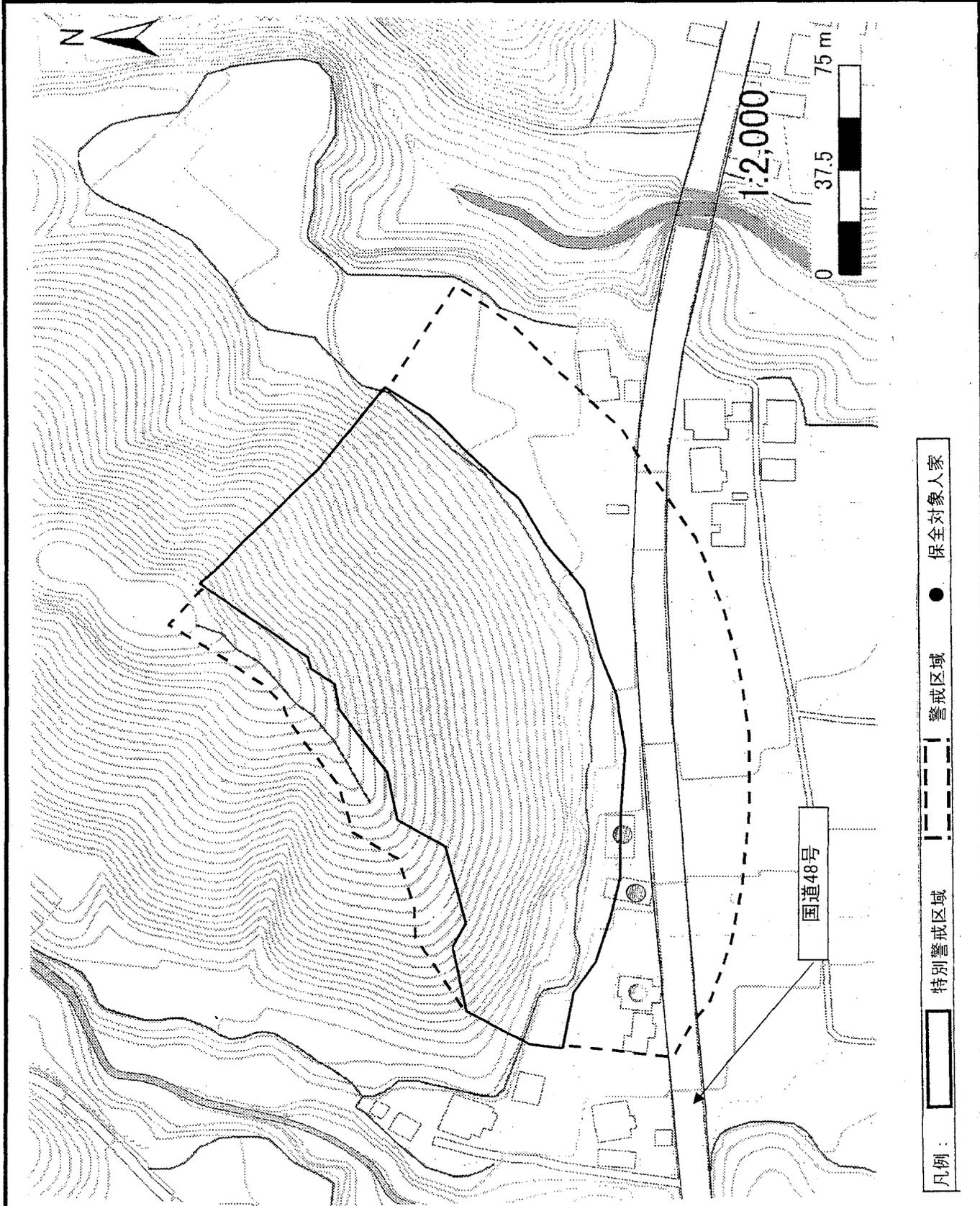
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	14	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3209-1	地区名	関山（原宿）
危険箇所名	原宿-1	所在地	東根市関山原宿				
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



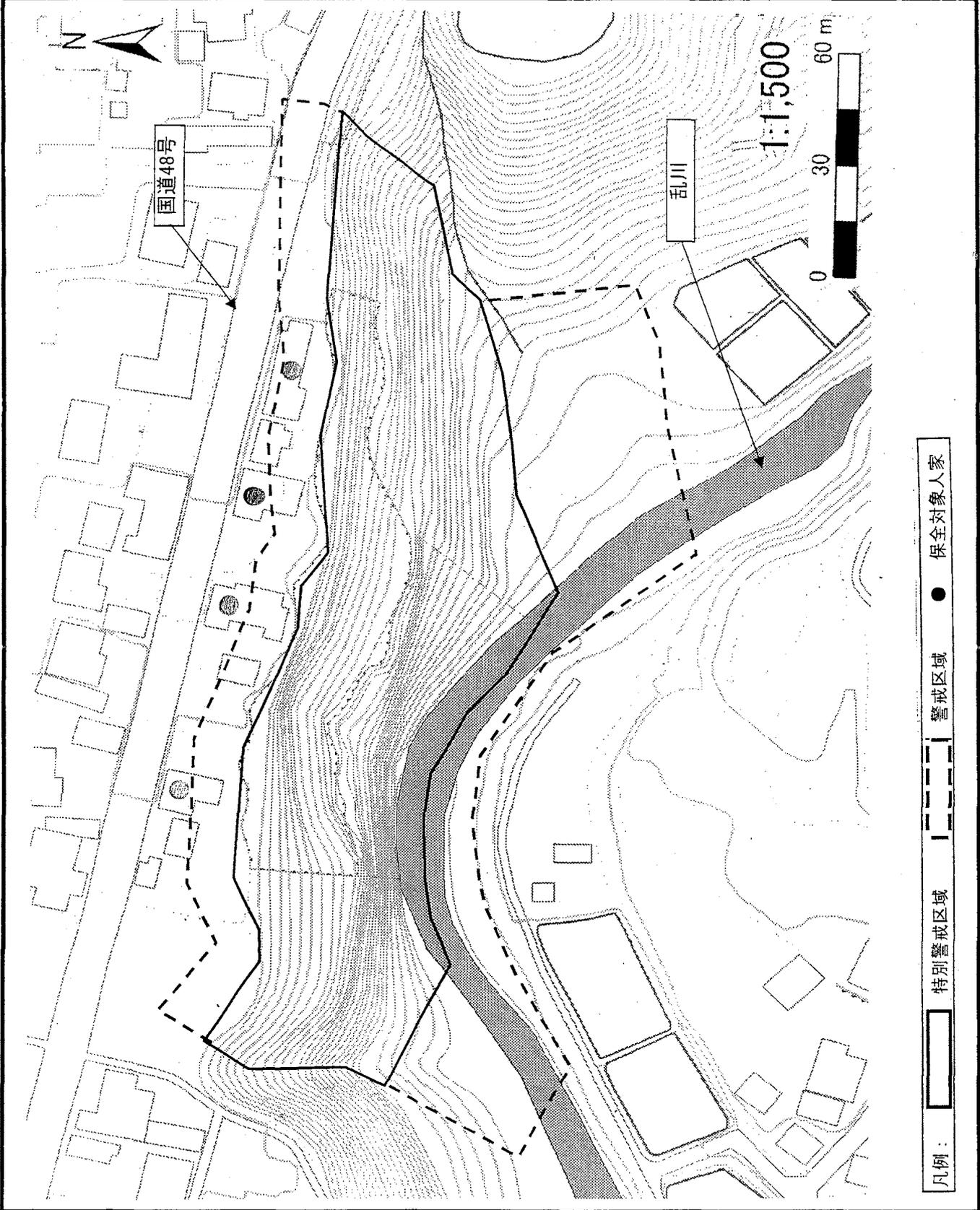
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	15	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3209-2	地区名	関山(原宿)
危険箇所名	原宿-2			所在地	東根市関山原宿		
保全対象人家戸数	2（特別警戒×1 ・警戒×1 ）			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



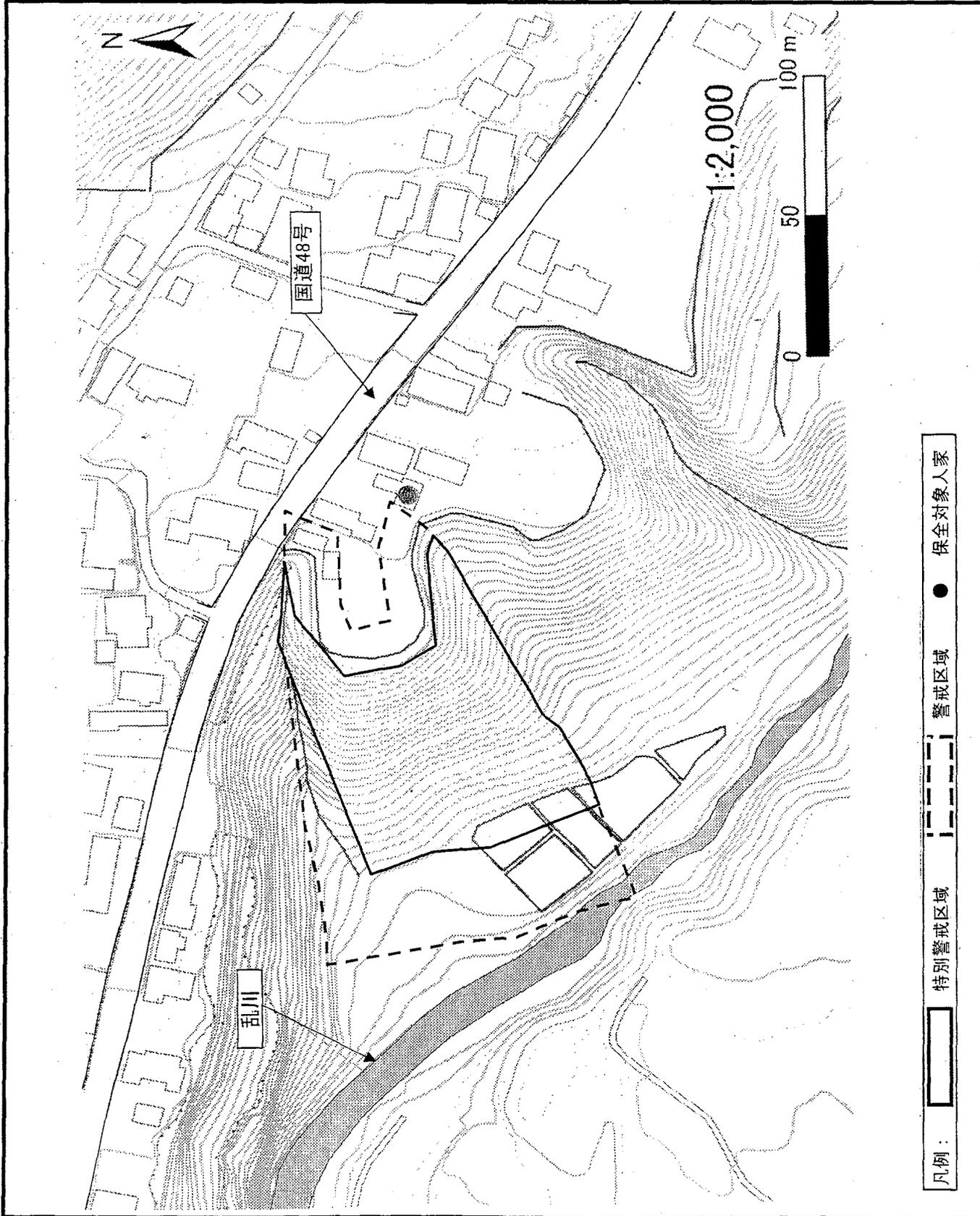
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	16	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3210-1	地区名	関山(休石)
危険箇所名	休石-1			所在地	東根市関山休石		
保全対象人家戸数	4（特別警戒×0 ・警戒×4）				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

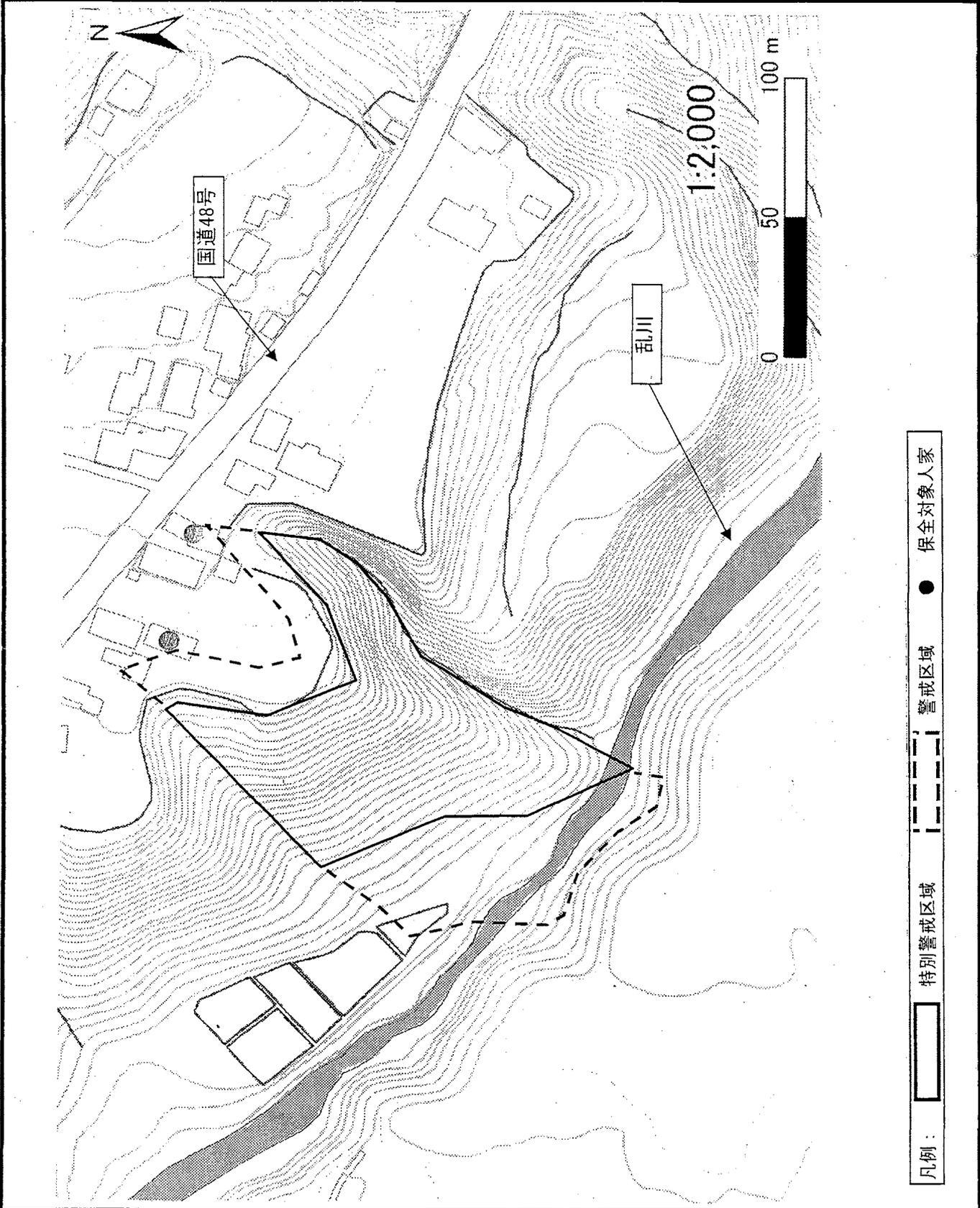
一連番号	17	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3210-2	地区名	関山(休石)
危険箇所名	休石-2			所在地	東根市関山休石		
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1 )			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

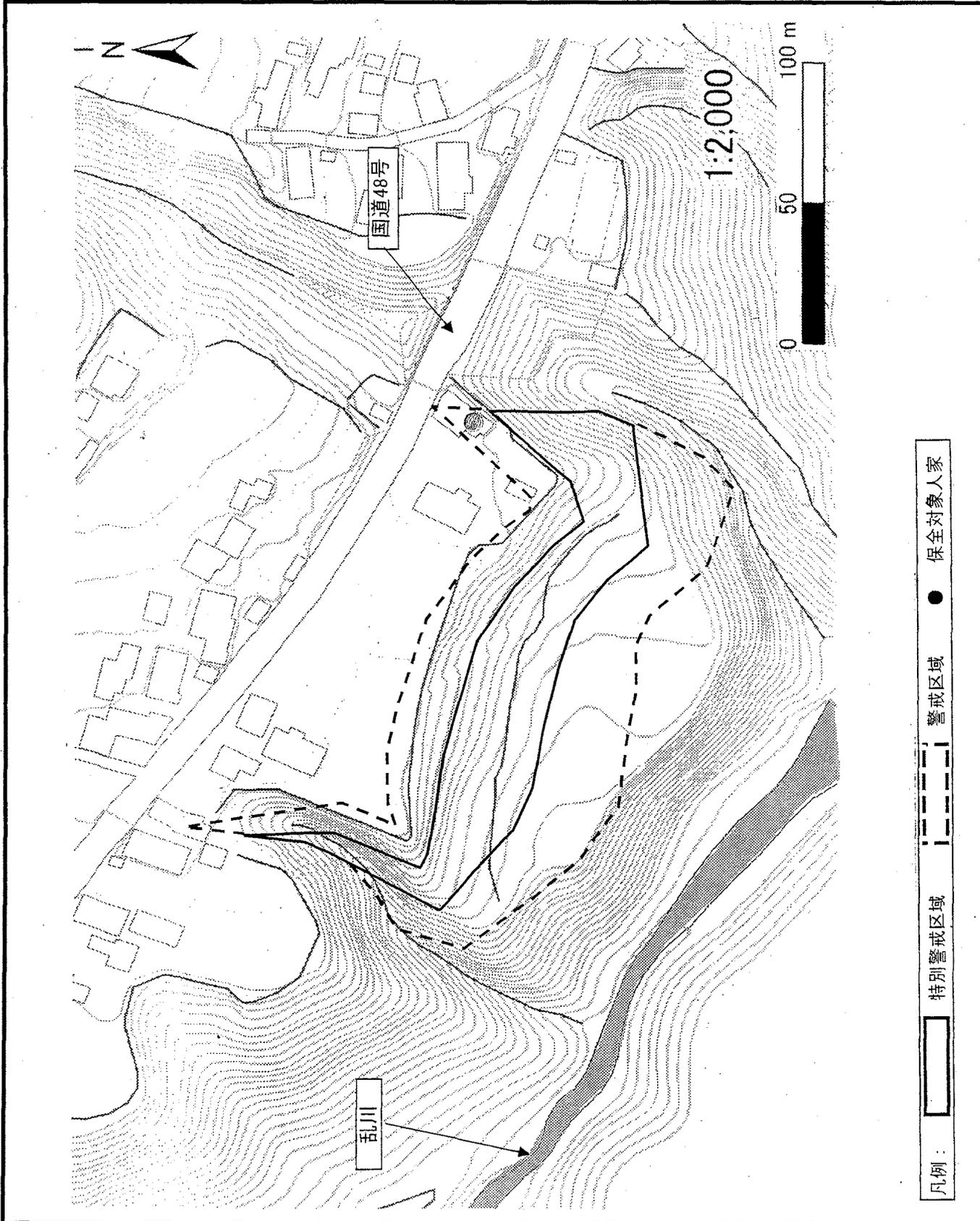
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	18	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3210-3	地区名	関山(休石)
危険箇所名	休石-3			所在地	東根市関山休石		
保全対象人家戸数	2 (特別警戒×0 ・警戒×2 )			危険区域指定年月日	平成	年	月 日



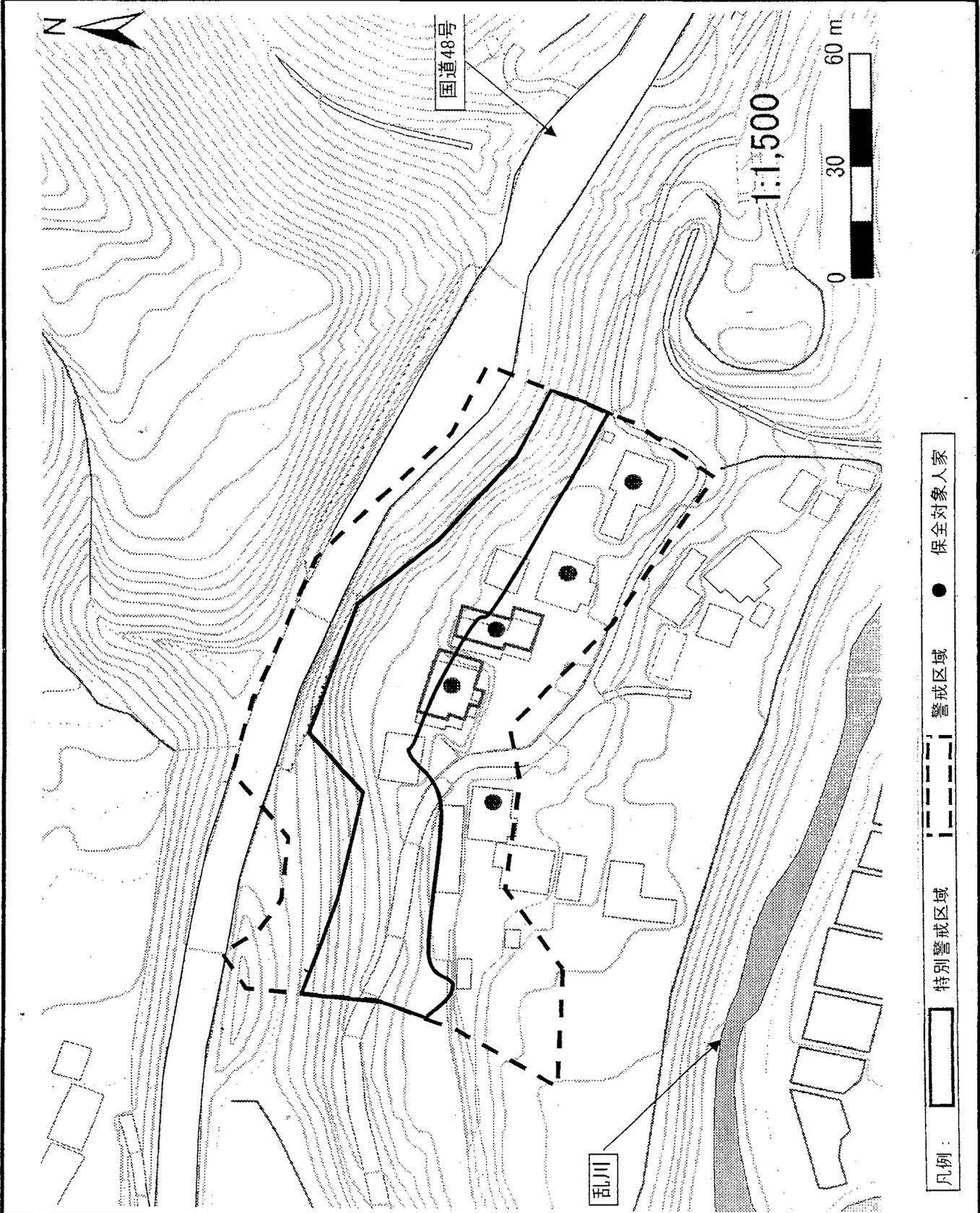
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	19	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3210-4	地区名	関山（休石）
危険箇所名	休石-4			所在地	東根市関山休石		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）			危険区域指定年月日	平成 年 月 日		



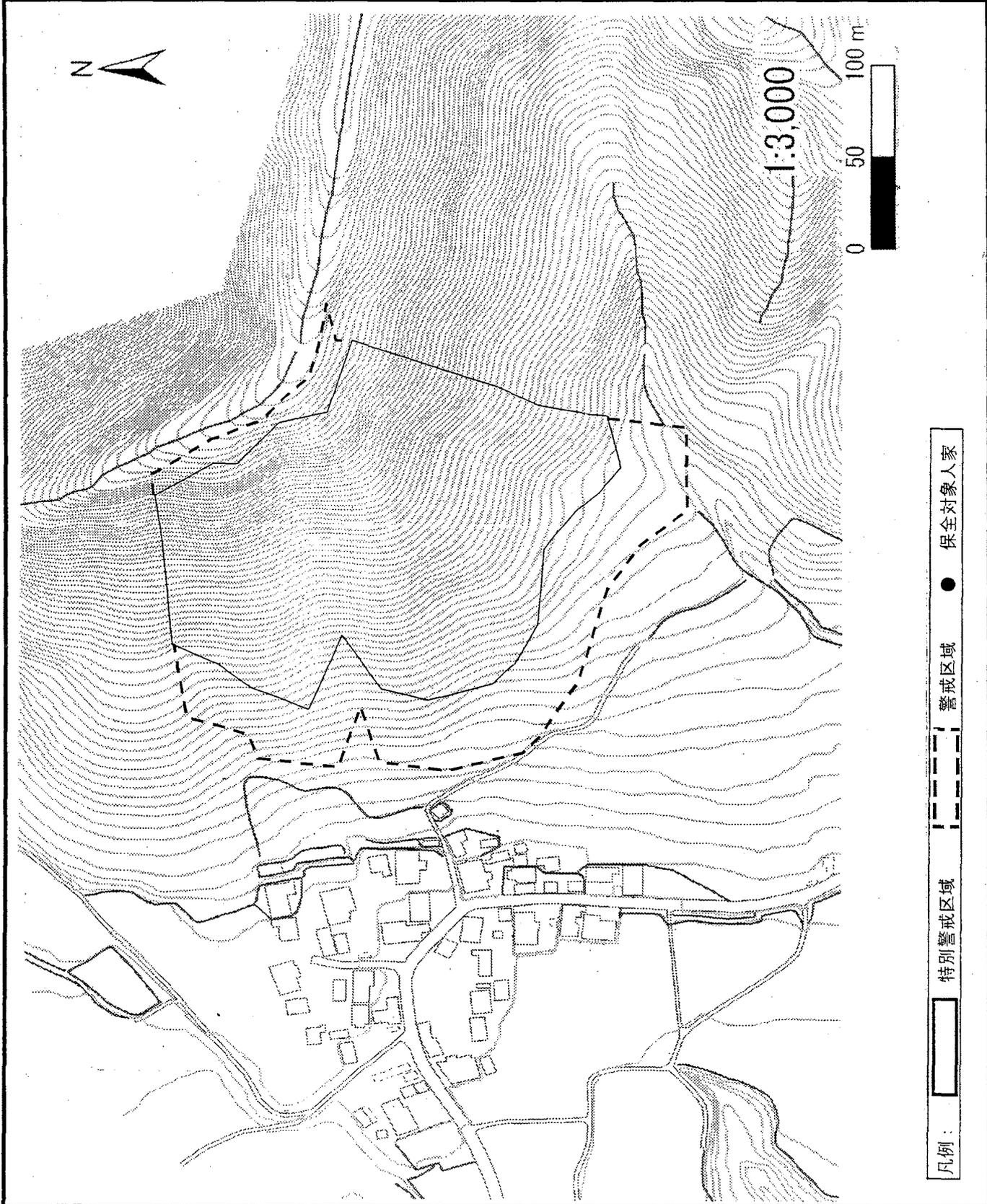
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	20	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3211	地区名	関山(長坂)
危険箇所名	長坂			所在地	東根市関山長坂		
保全対象人家戸数	5 (特別警戒×2 ・警戒×3)			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



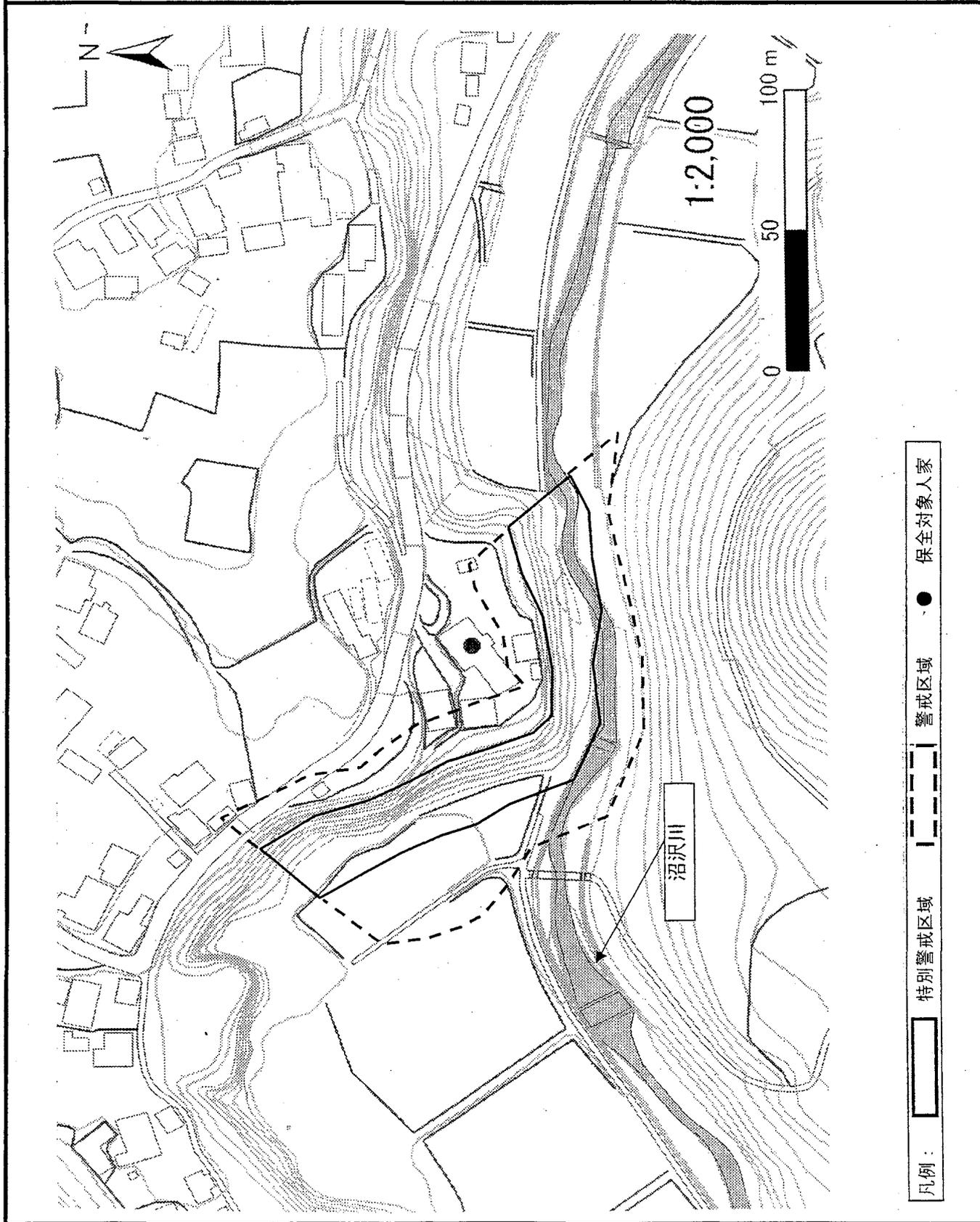
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	21	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3212	地区名	沼沢（七森）
危険箇所名	七森			所在地	東根市沼沢七森		
保全対象人家戸数	0（特別警戒×0 ・警戒×0）			危険区域指定年月日	平成 年 月 日		



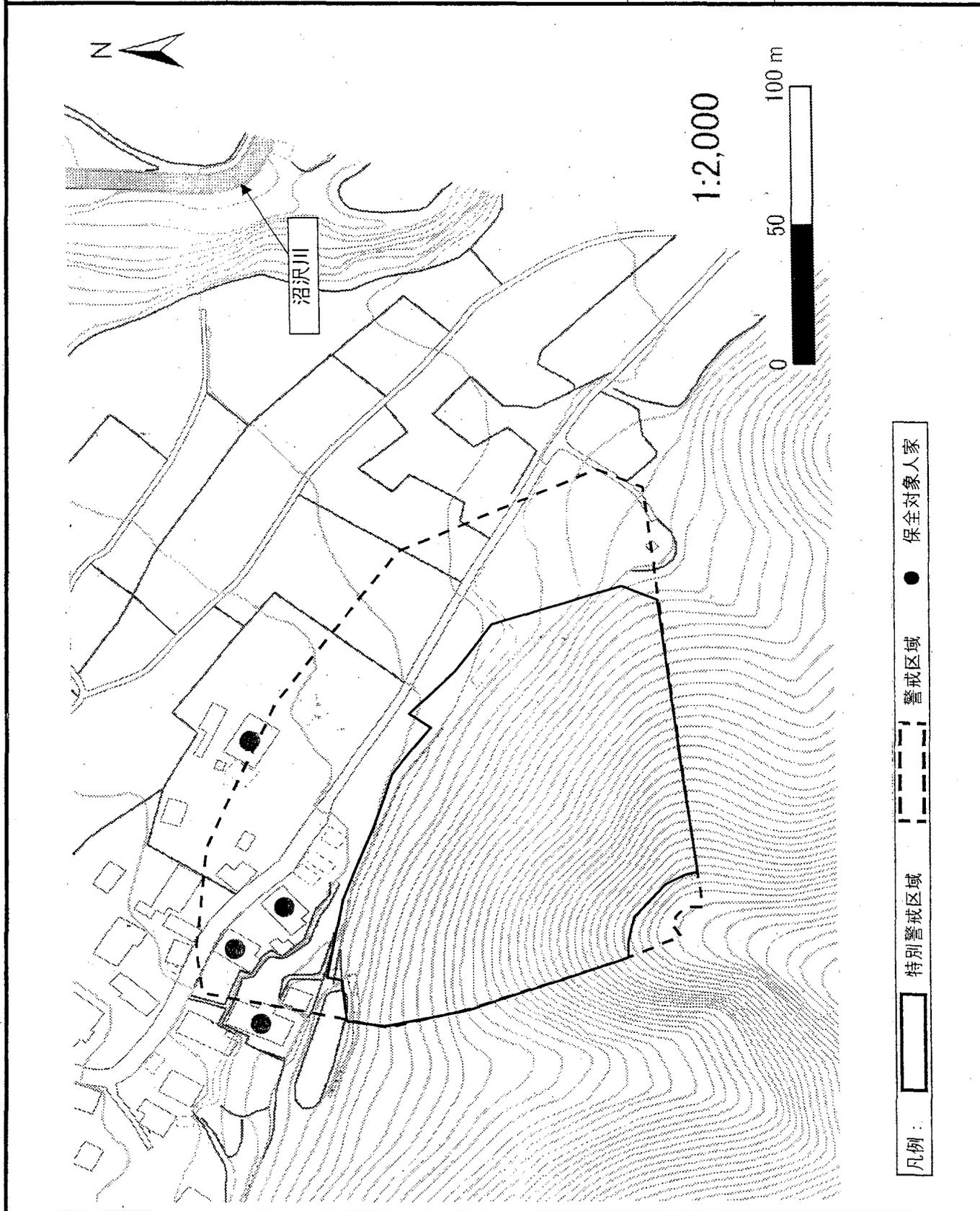
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	22	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3213	地区名	沼沢（出戸）
危険箇所名	沼沢			所在地	東根市沼沢出戸		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



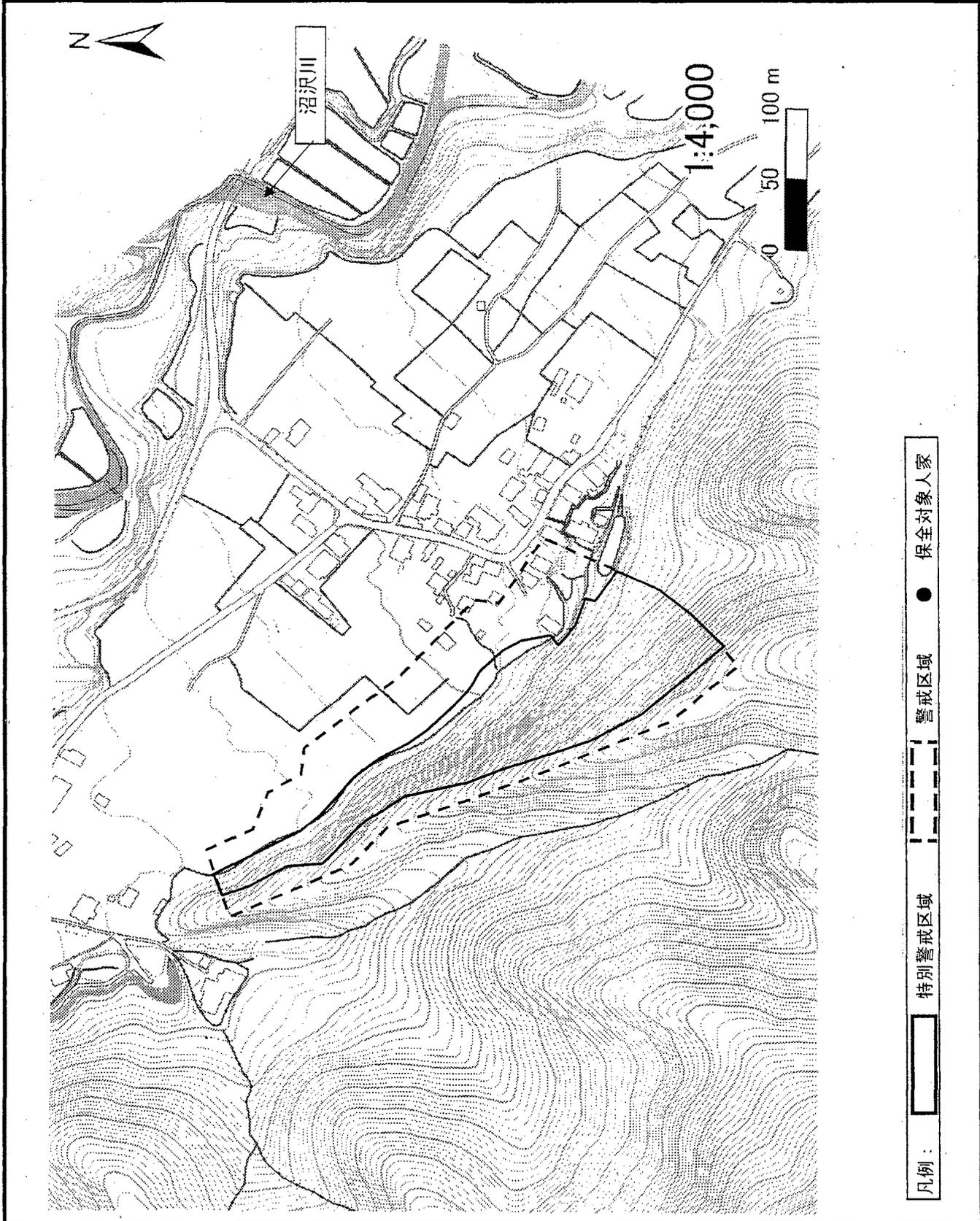
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	23	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3214-1	地区名	沼沢（平）
危険箇所名	平-1			所在地	東根市沼沢平		
保全対象人家戸数	4（特別警戒×0 ・警戒×4）				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



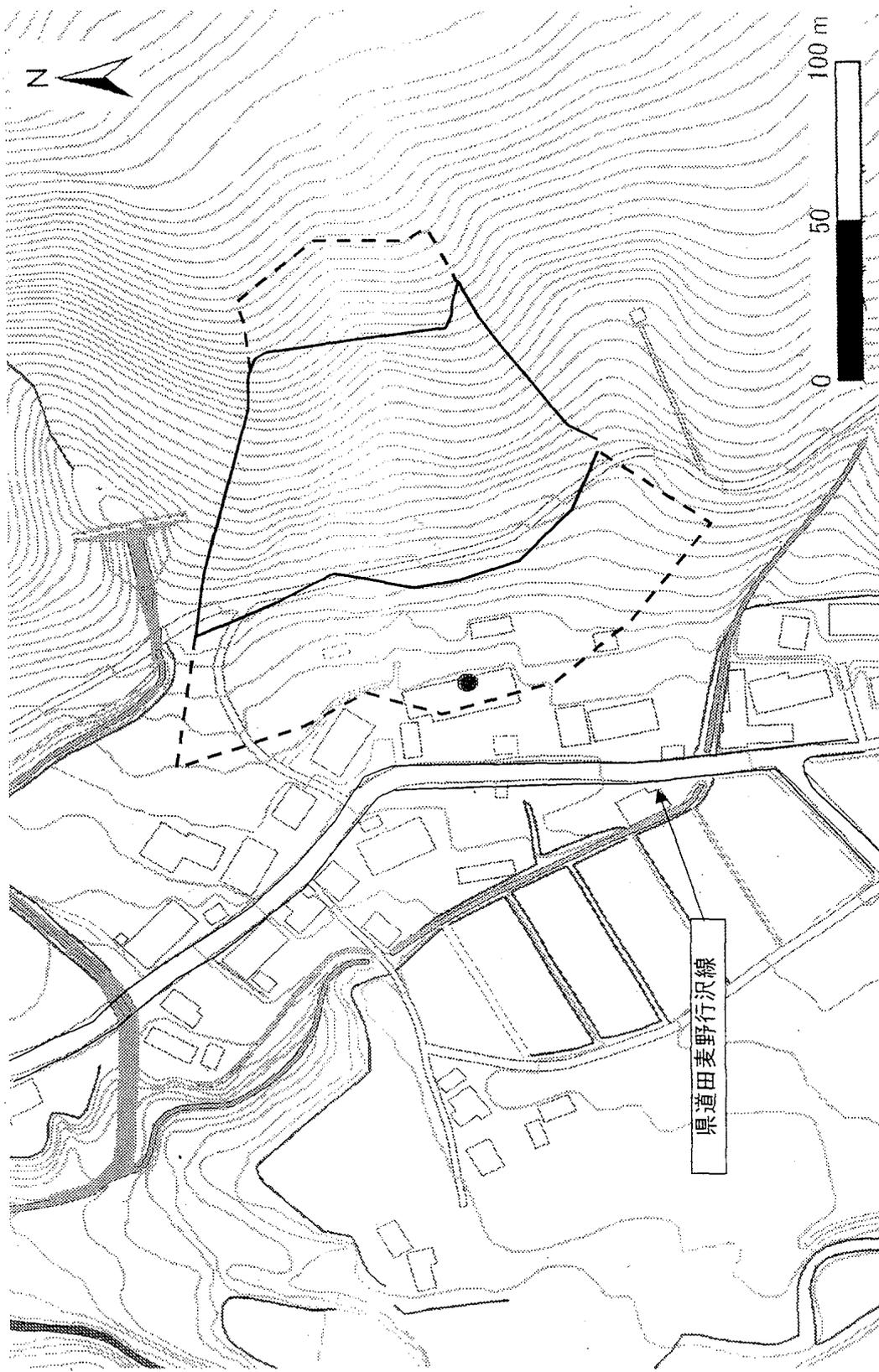
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	24	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3214-2	地区名	沼沢（平）
危険箇所名	平-2			所在地	東根市沼沢平		
保全対象人家戸数	0（特別警戒×0 ・警戒×0 ）				危険区域 指定年月日	平成 年 月 日	



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	25	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	3215	地区名	猪野沢(岩崎)
危険箇所名	岩崎	所在地	東根市猪野沢岩崎				
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1)			危険区域 指定年月日	平成19年 4月3日		



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

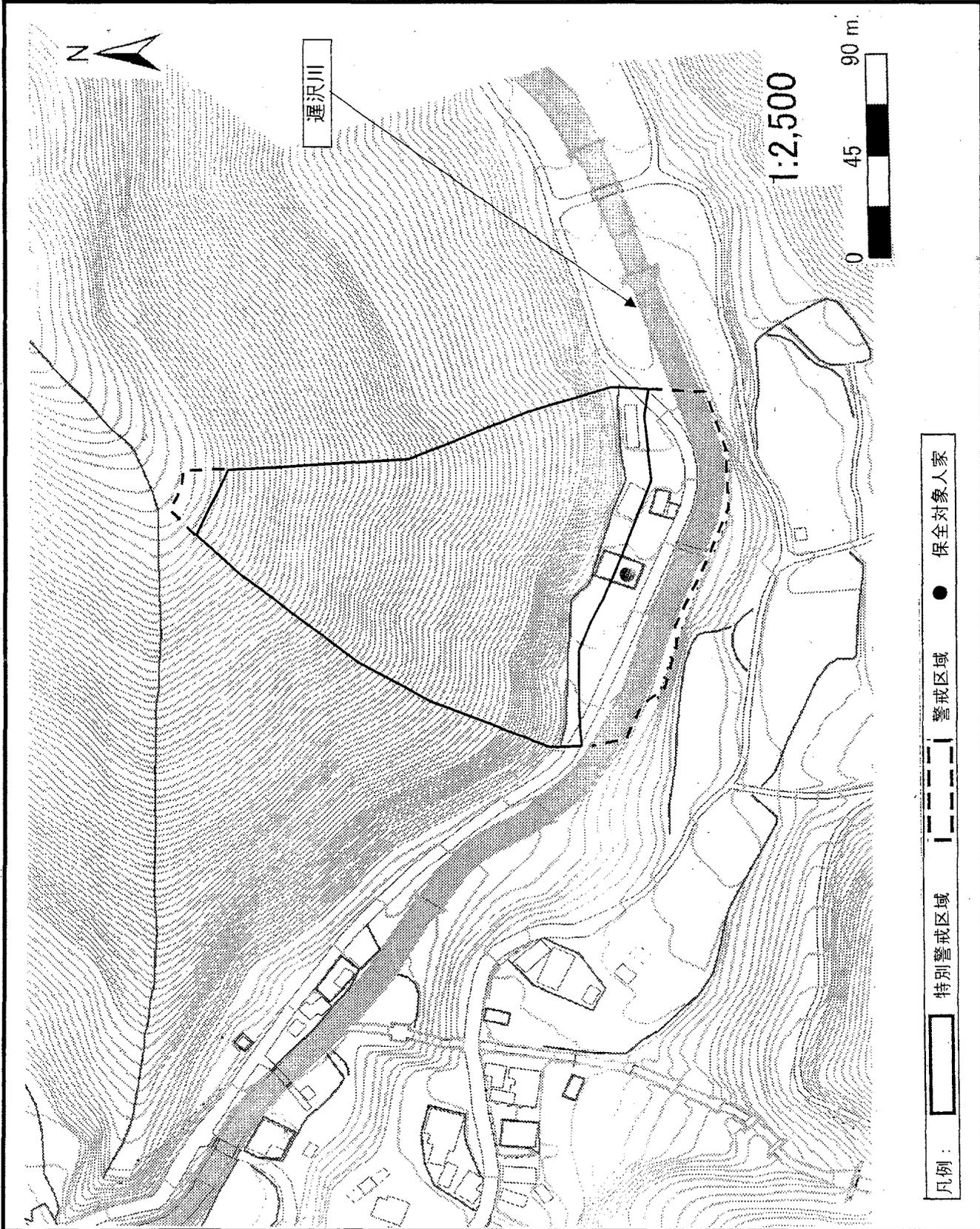
一連番号	26	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3201	地区名	泉郷（入）
危険箇所名	入第一			所在地	東根市泉郷入第一		
保全対象人家戸数	2（特別警戒×1 ・警戒×1 ）			危険区域指定年月日	平成 18 年 3 月 7 日		



- 凡例：
- 特別警戒区域
  - 警戒区域
  - 保全対象人家

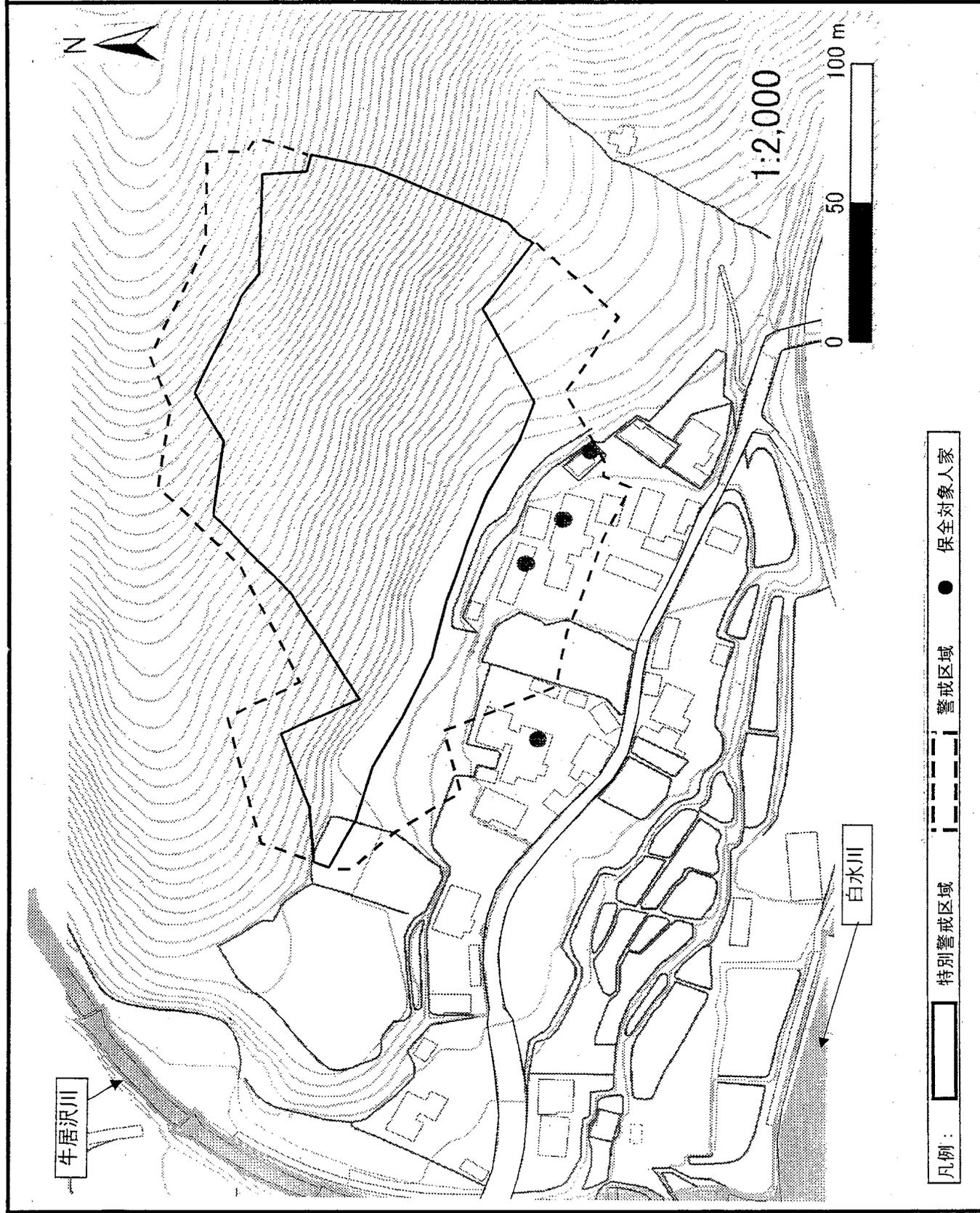
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	27	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3202	地区名	泉郷（入）
危険箇所名	舟木山			所在地	東根市泉郷舟木山		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×1 ・警戒×0 ）				危険区域 指定年月日	平成 18 年 3 月 7 日	



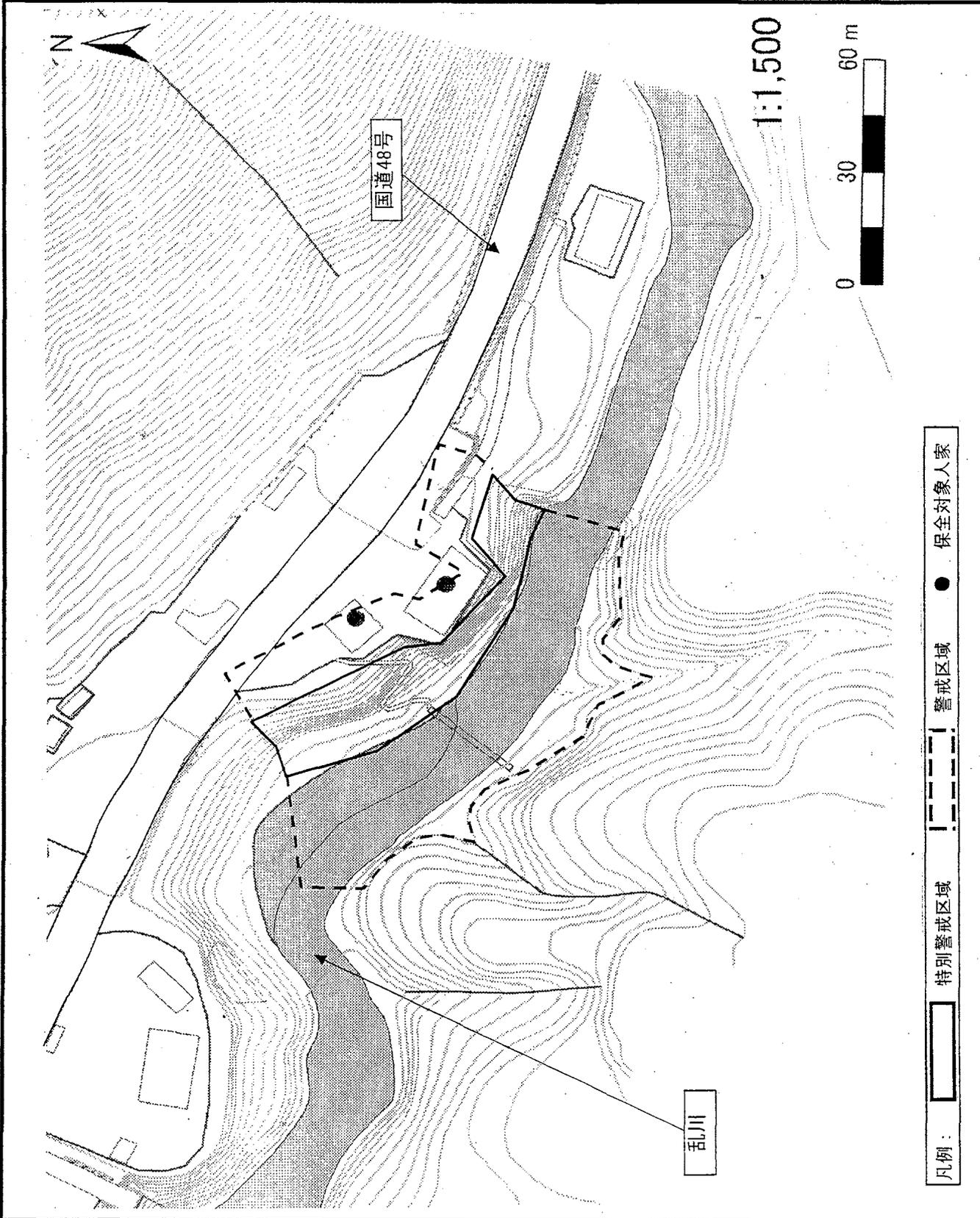
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	28	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3203	地区名	泉郷（上野台）
危険箇所名	上野台	所在地	東根市泉郷上野台				
保全対象人家戸数	4（特別警戒×0 ・警戒×4）				危険区域指定年月日	平成19年 2月23日	



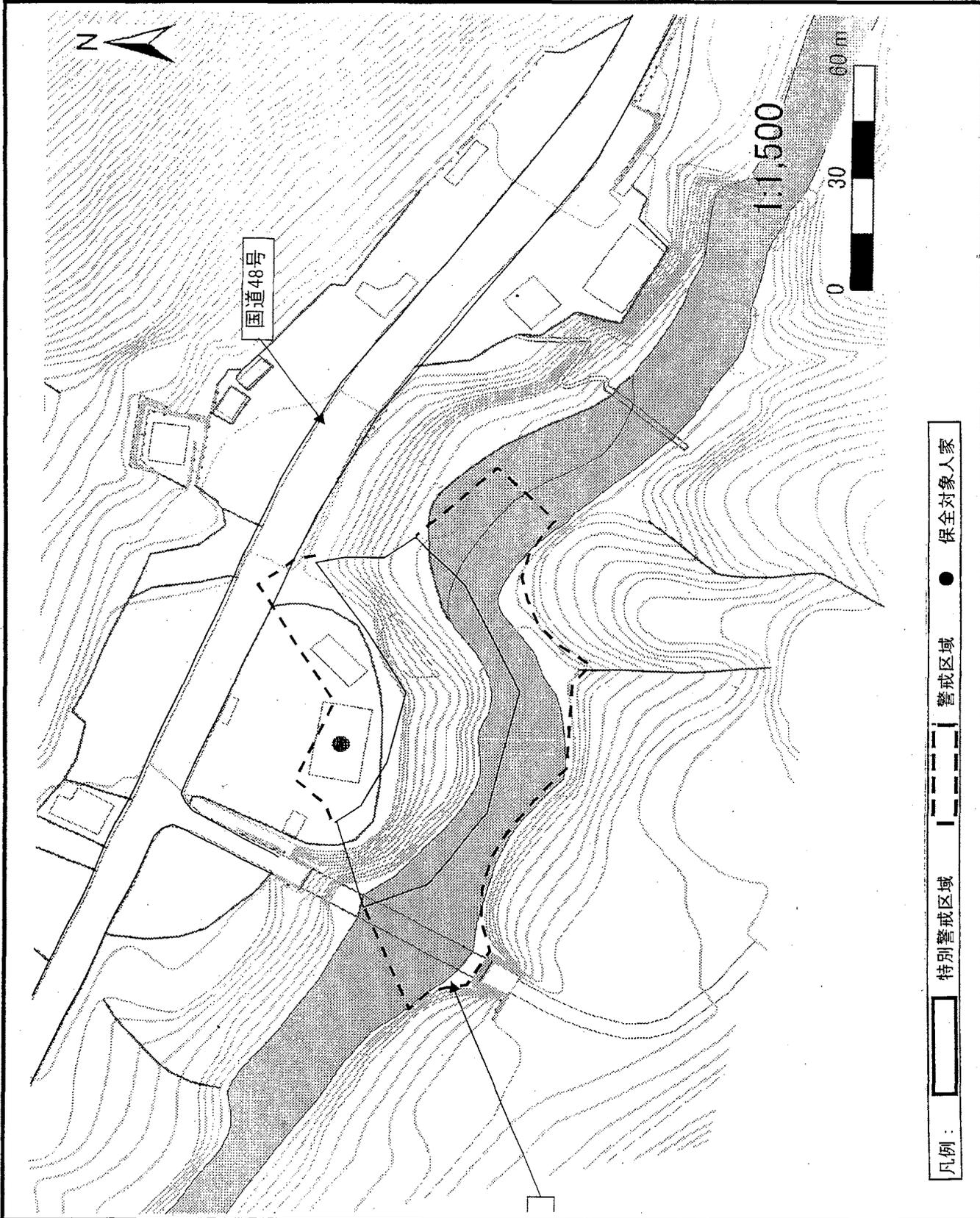
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	29	危険箇所の種類	II	危険箇所番号	3204	地区名	関山（大滝）
危険箇所名	大滝2			所在地	東根市関山大滝		
保全対象人家戸数	2（特別警戒×0 ・警戒×2）			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



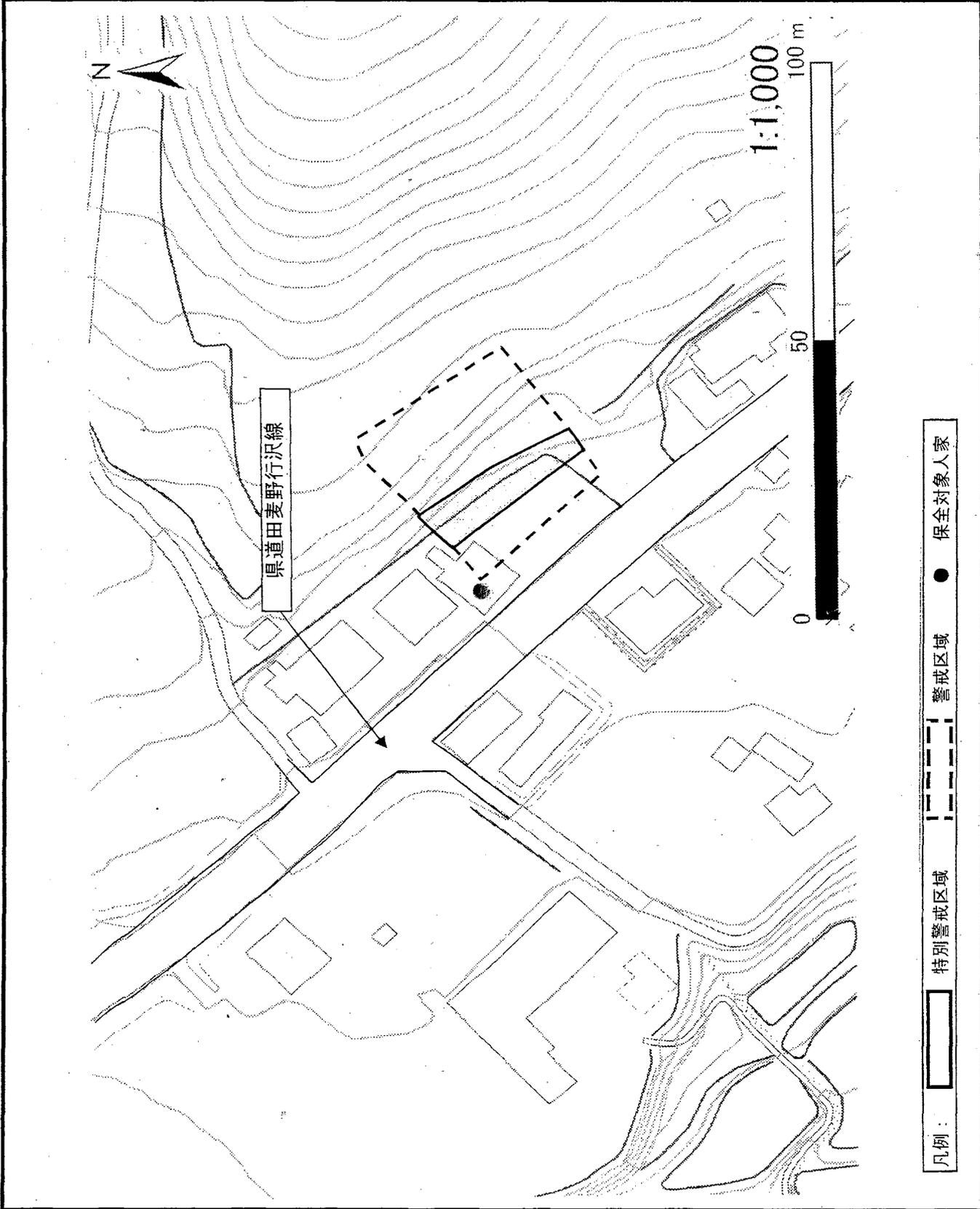
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	30	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3205	地区名	関山（大滝）
危険箇所名	大滝3			所在地	東根市関山大滝		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）				危険区域指定年月日	平成	年
						月	日



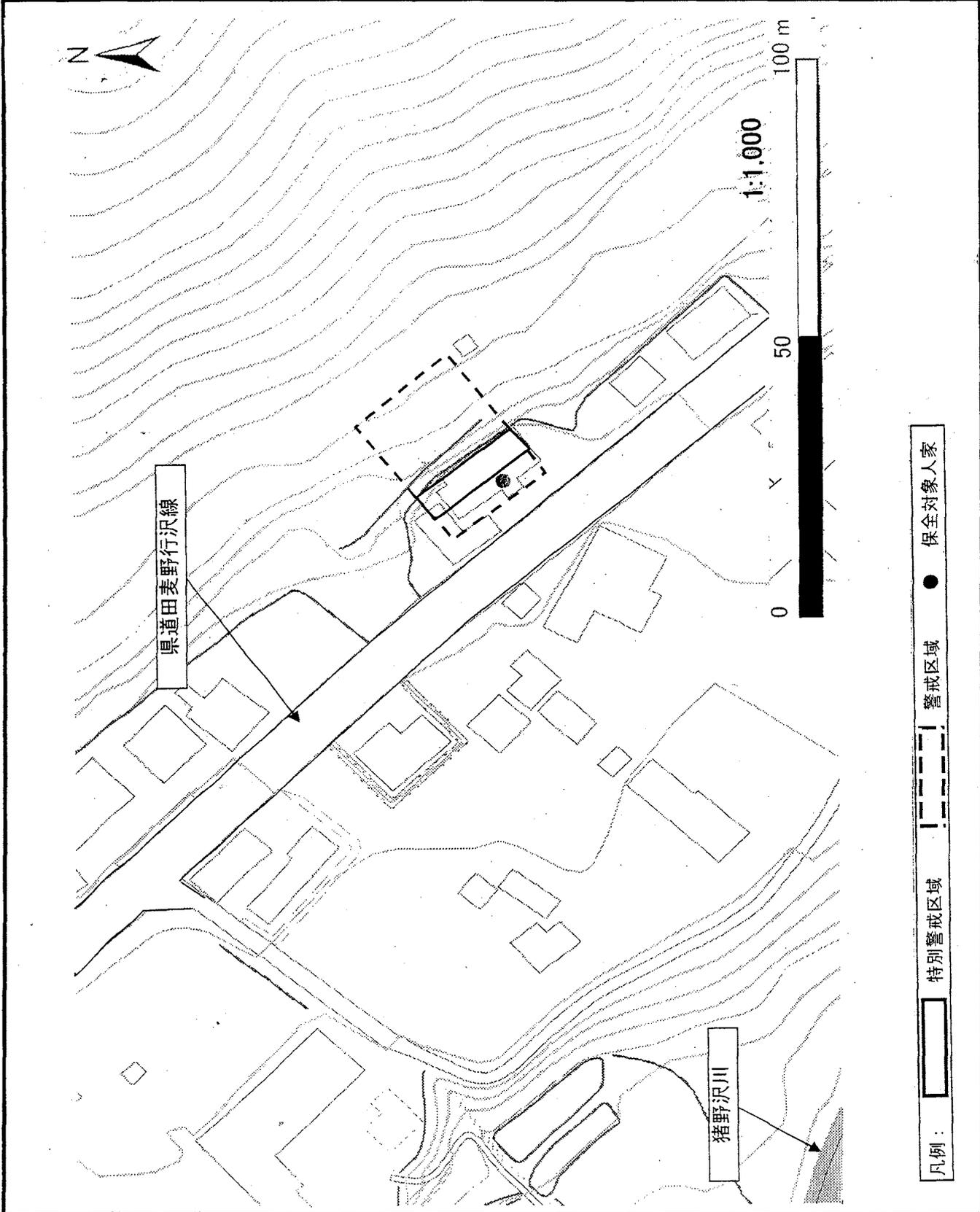
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	31	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3206-1	地区名	猪野沢（木土口）
危険箇所名	木土口-1			所在地	東根市猪野沢木土口		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）			危険区域指定年月日	平成 19 年 4 月 3 日		



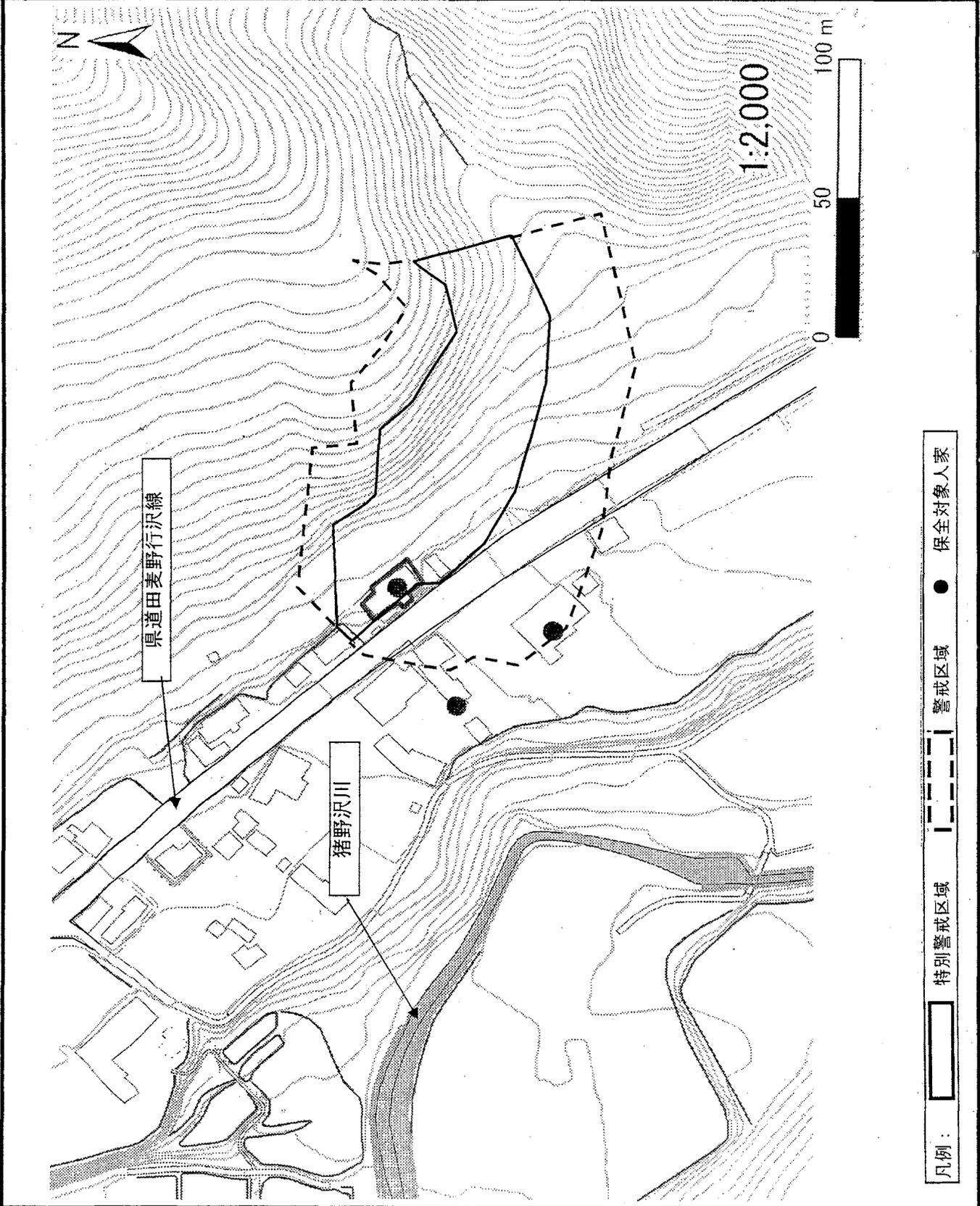
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	32	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3206-2	地区名	猪野沢（木土口）
危険箇所名	木土口-2			所在地	東根市猪野沢木土口		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）			危険区域指定年月日	平成19年 4月3日		



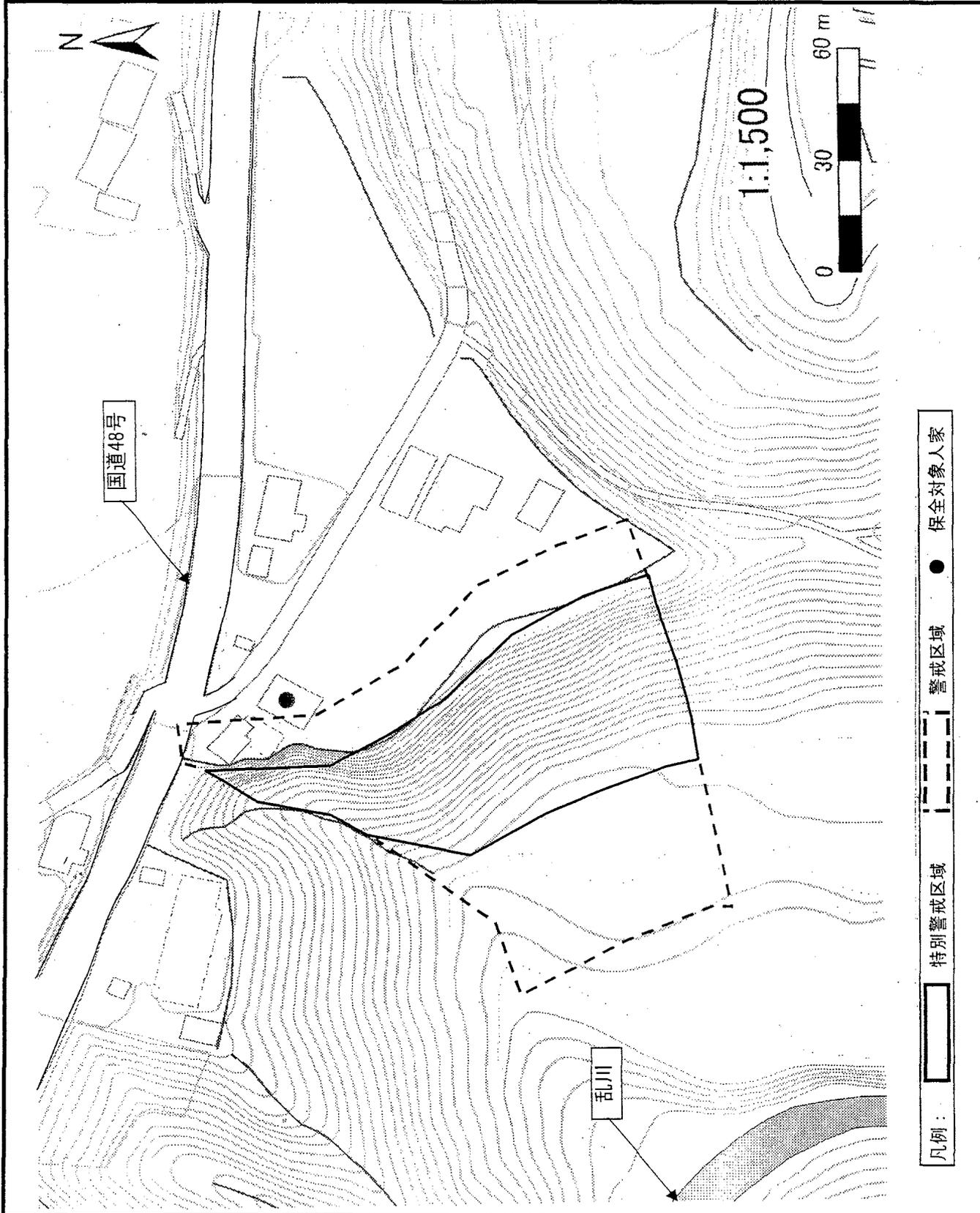
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	33	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3206-3	地区名	猪野沢（木土口）
危険箇所名	木土口-3			所在地	東根市猪野沢木土口		
保全対象人家戸数	3（特別警戒×1 ・警戒×2）			危険区域指定年月日	平成19年 4月3日		



## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

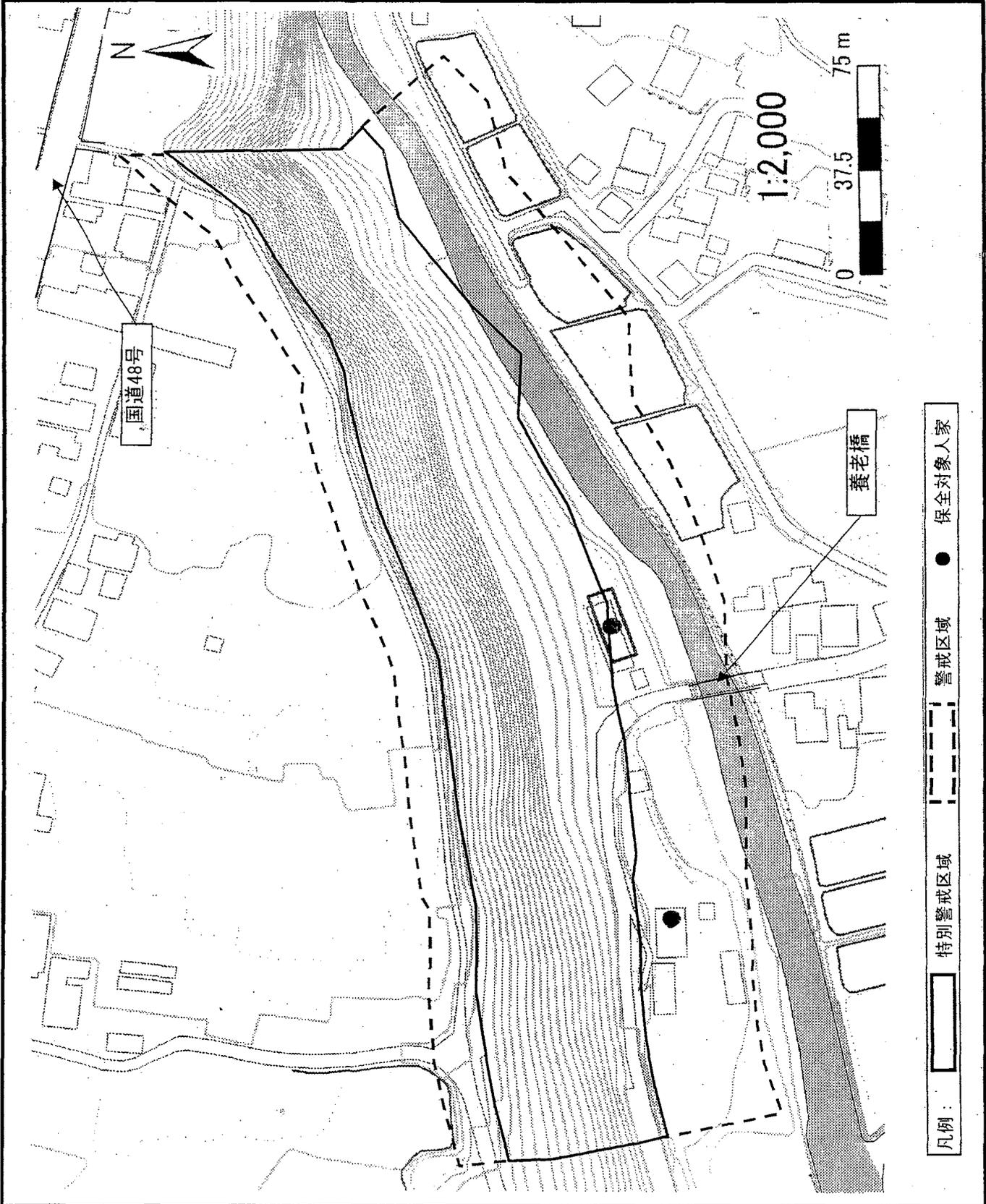
一連番号	34	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3207	地区名	関山（長坂）
危険箇所名	深 沢			所在地	東根市関山深沢		
保全対象人家戸数	1（特別警戒×0 ・警戒×1）			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

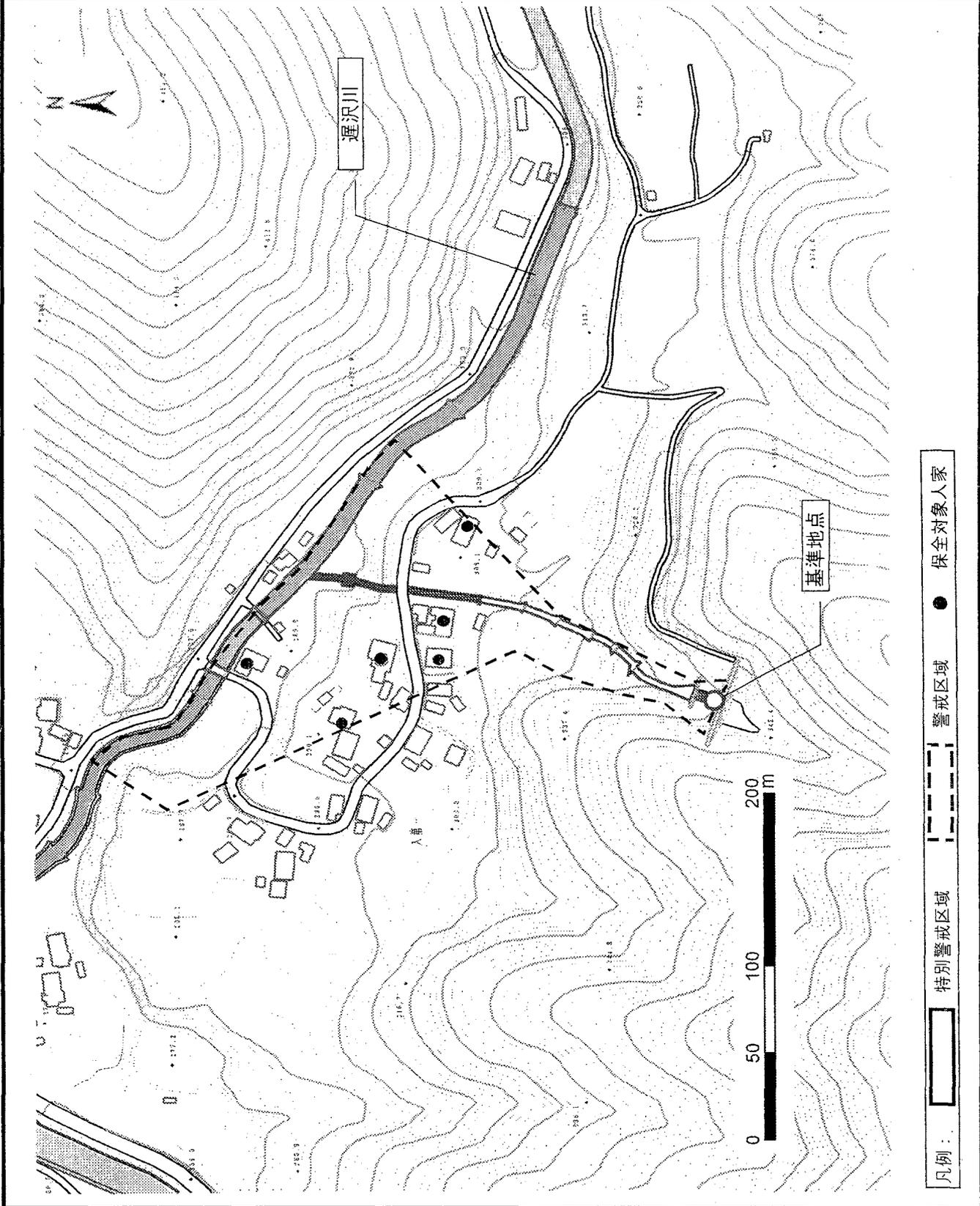
## 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地区

一連番号	35	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	3208	地区名	上悪戸
危険箇所名	上悪戸			所在地	東根市関山上悪戸		
保全対象人家戸数	2（特別警戒×1 ・警戒×1）			危険区域指定年月日	平成 年 月 日		



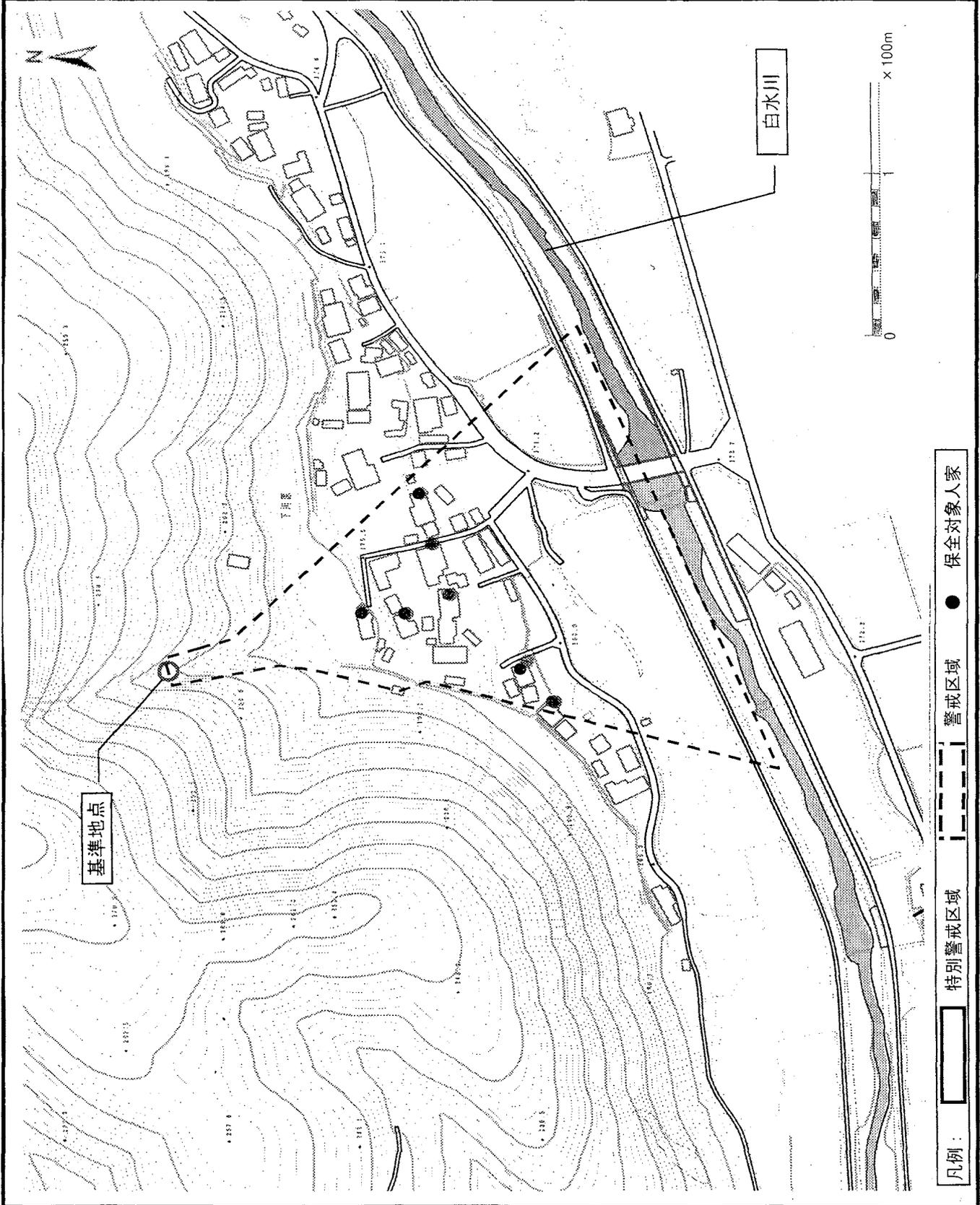
# 土石流危険地区

一連番号	1	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-02	地区名	泉郷(入)
危険箇所名	ユゲノ沢			所在地	東根市泉郷字石名坂		
保全対象人家戸数	5 (特別警戒×0 ・警戒×5 )				危険区域 指定年月日	平成 18 年 3 月 7 日	



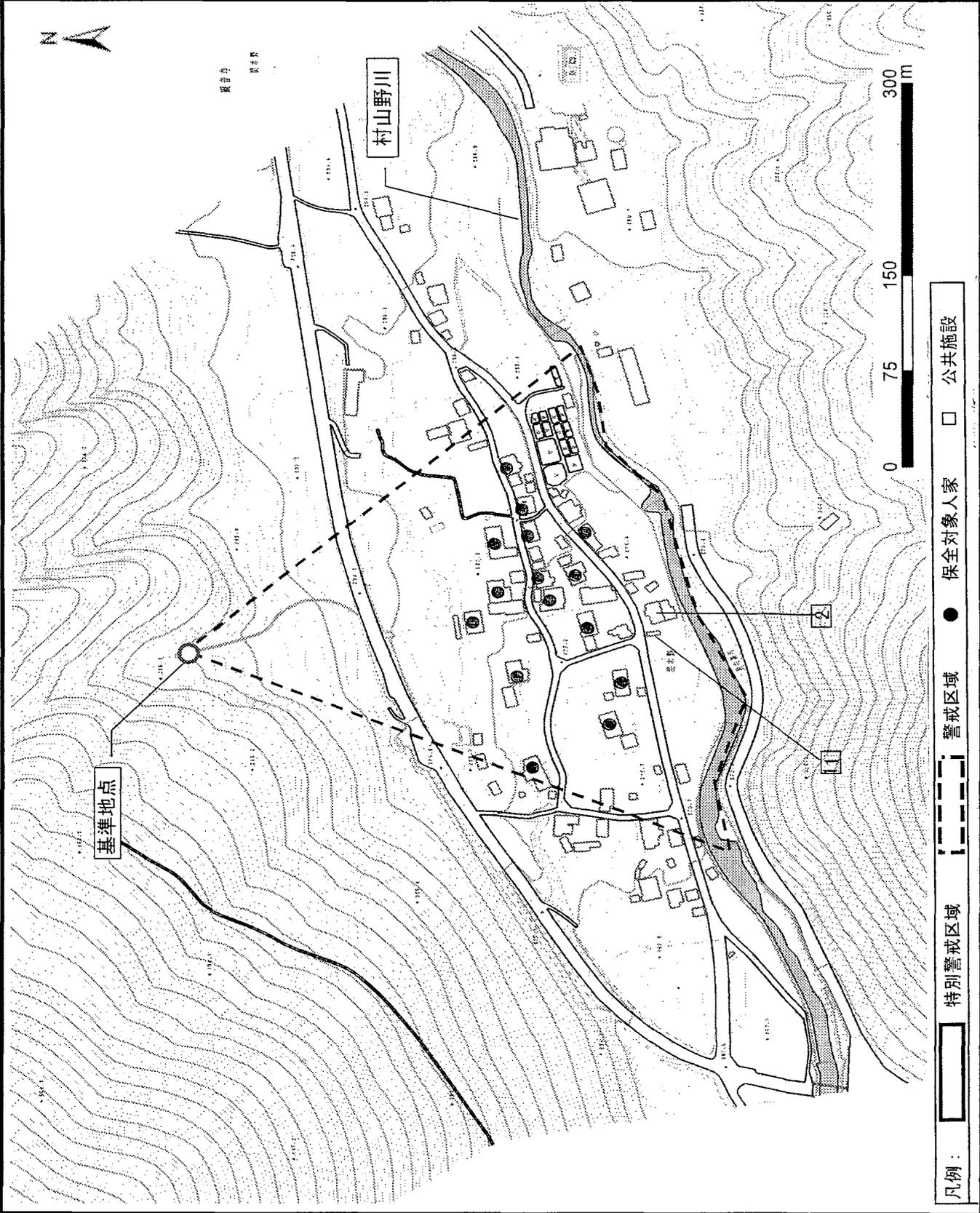
# 土石流危険地区

一連番号	2	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-05	地区名	泉郷(本郷)
危険箇所名	ニシノ沢			所在地	東根市泉郷字本郷		
保全対象人家戸数	7 (特別警戒×0 ・警戒×7 )				危険区域指定年月日	平成	年 月 日



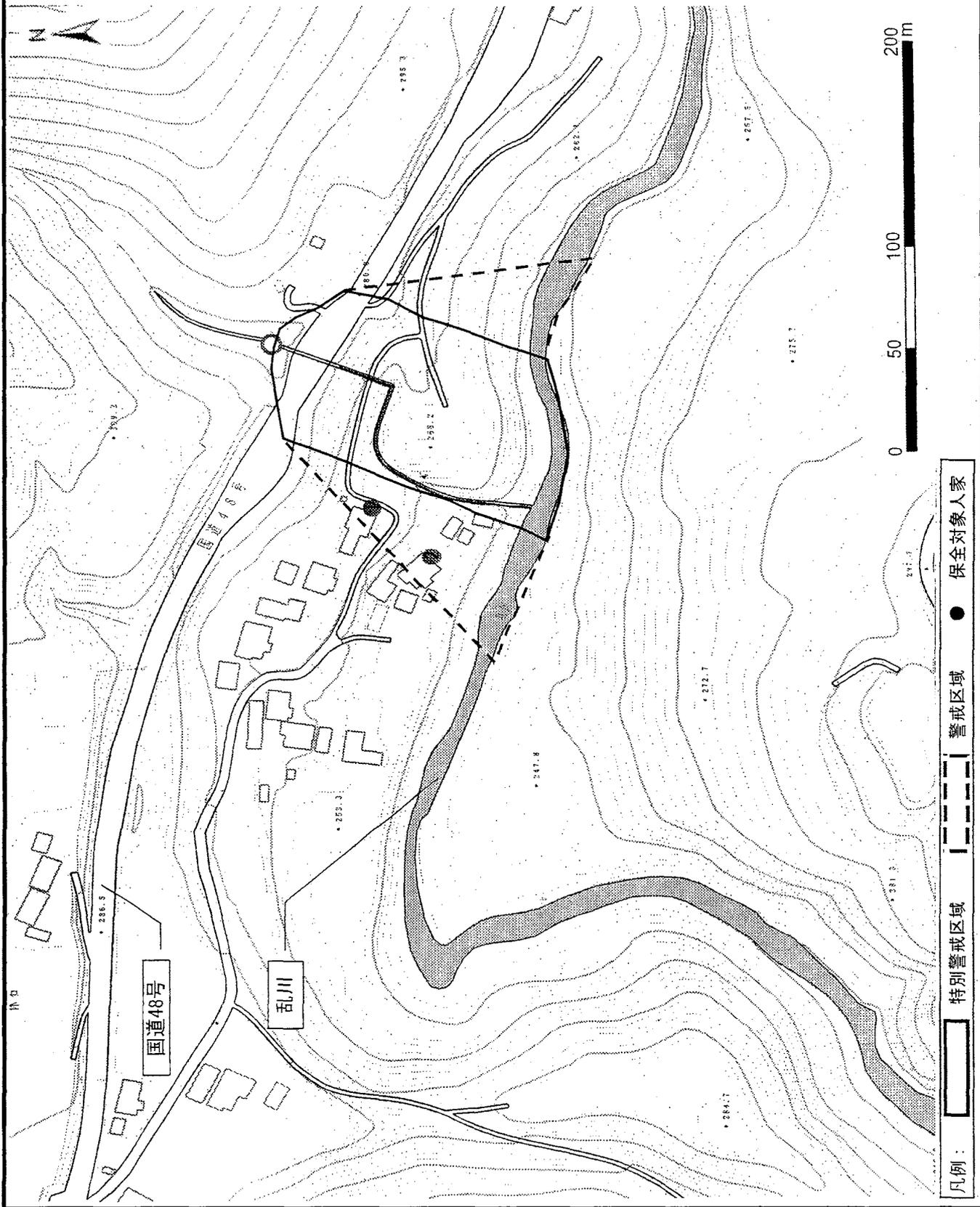
# 土石流危険地区

一連番号	3	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-06	地区名	観音寺
危険箇所名	うつき沢	所在地		東根市観音寺字間木野			
保全対象人家等戸数	14 (特別警戒×0 ・警戒×14 ) (公民館・消防ポンプ車庫含む)			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



# 土石流危険地区

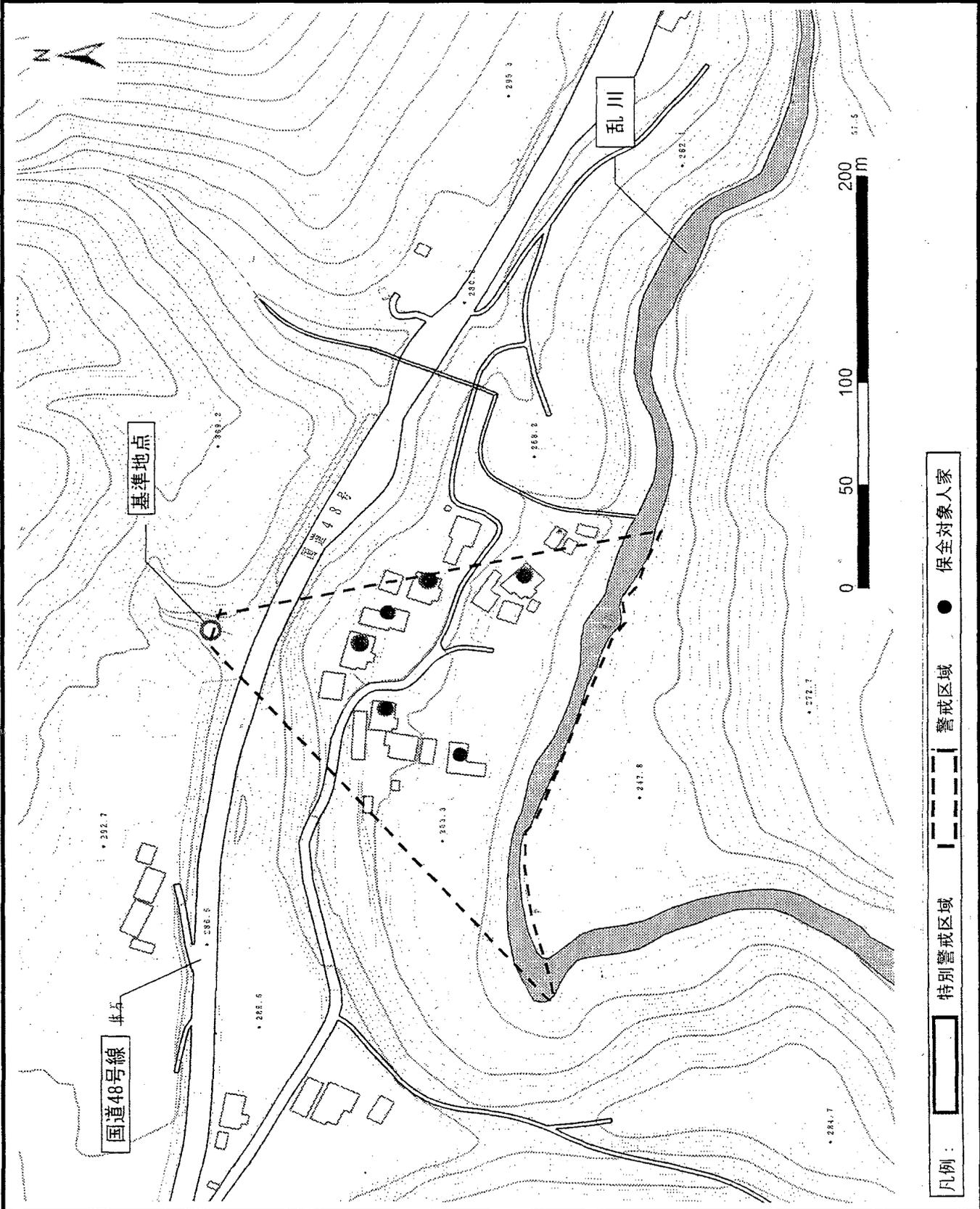
一連番号	4	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-07	地区名	関山(休石)
危険箇所名	内川	所在地		東根市関山字長坂			
保全対象人家戸数	2 (特別警戒×0 ・警戒×2)			危険区域 指定年月日	平成	年	日



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

# 土石流危険地区

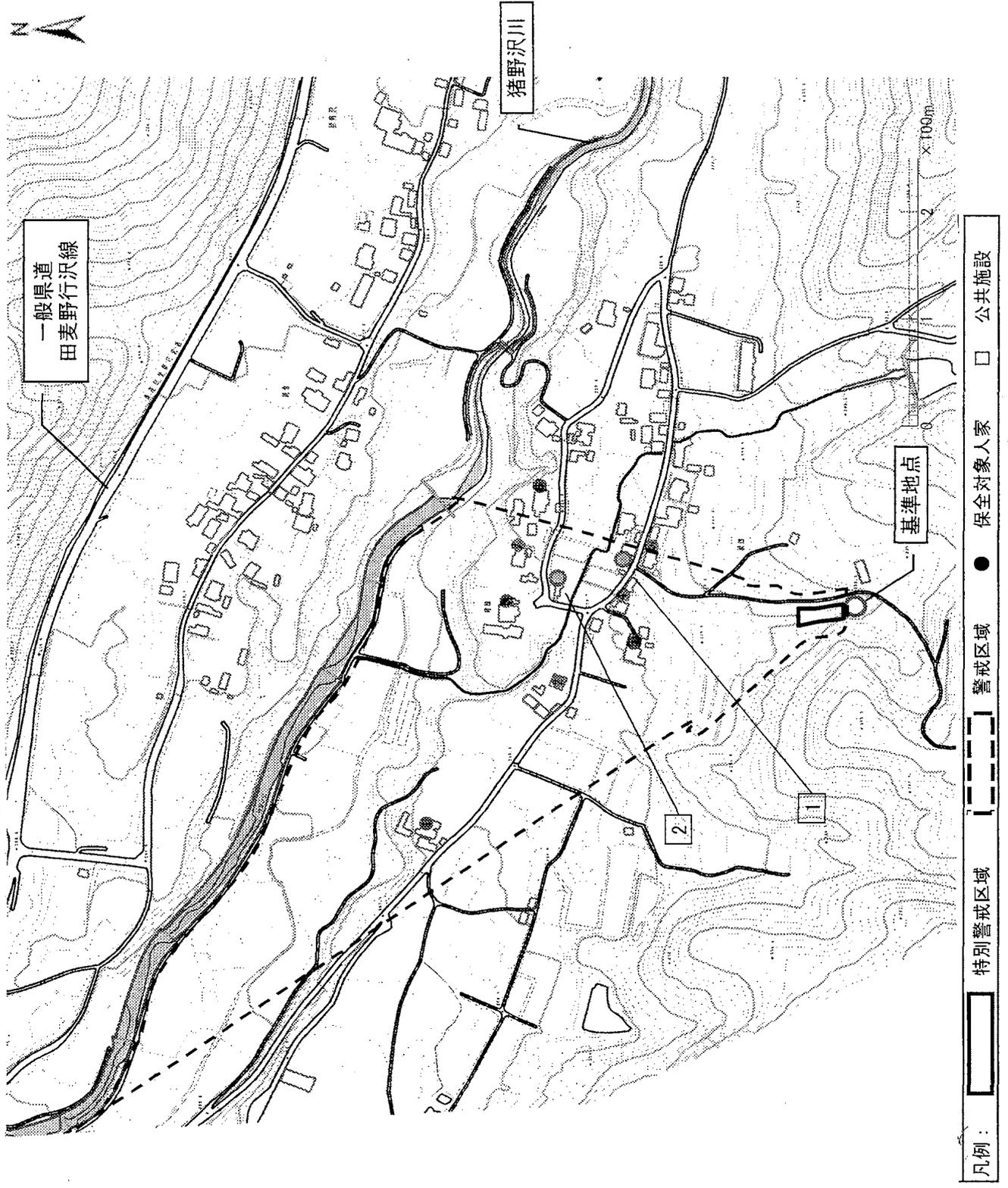
一連番号	5	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-08	地区名	関山(休石)
危険箇所名	山の神沢			所在地	東根市関山字長坂		
保全対象人家戸数	6 (特別警戒×0 ・警戒×6)			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

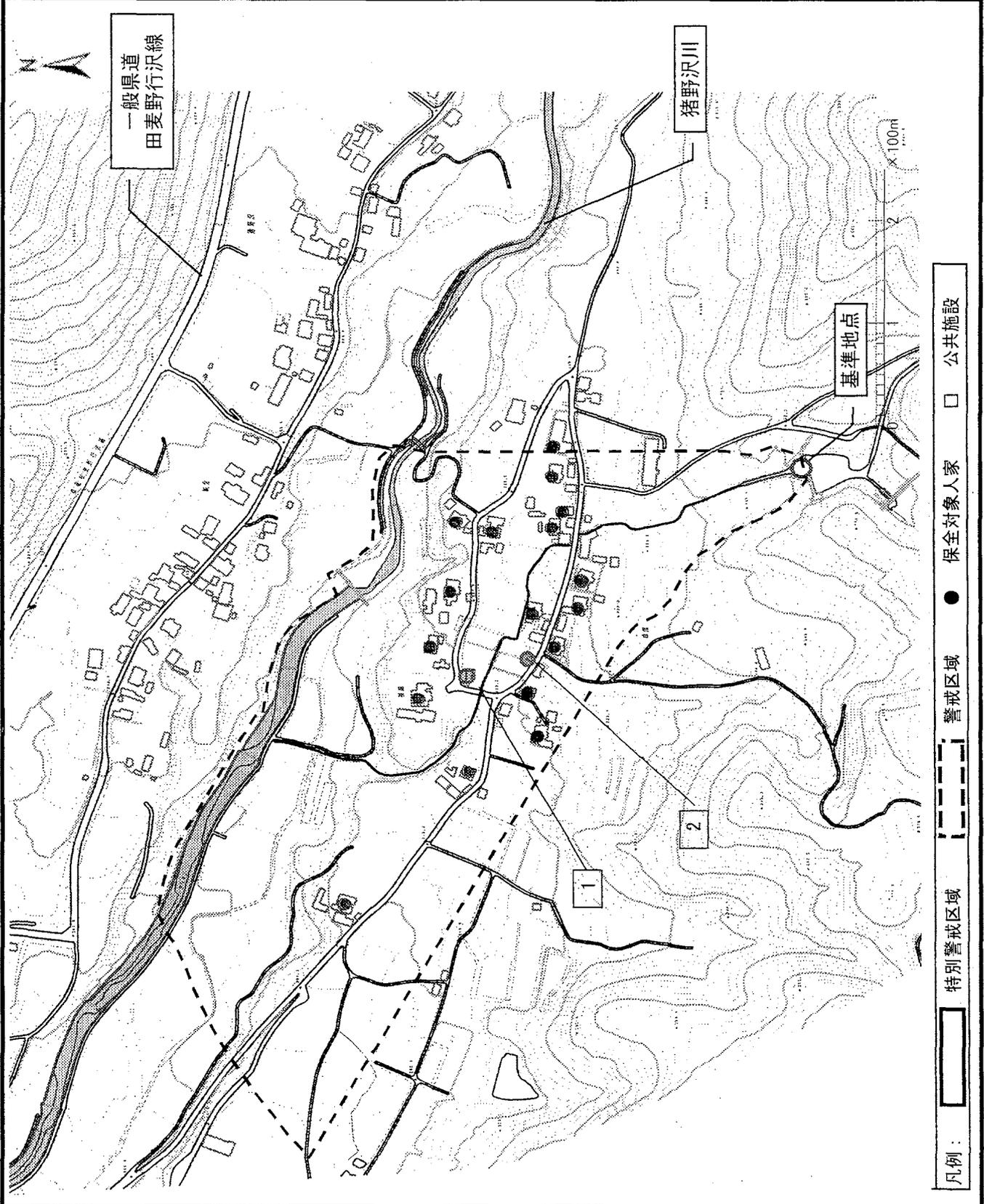
# 土石流危険地区

一連番号	6	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-10	地区名	猪野沢(楯畑)
危険箇所名	前ノ沢	所在地		東根市猪野沢字楯畑道			
保全対象人家等戸数	8 (特別警戒×0 ・警戒×8 ) (公民館・消防ポンプ車庫含む)			危険区域 指定年月日	平成 19 年 4 月 3 日		



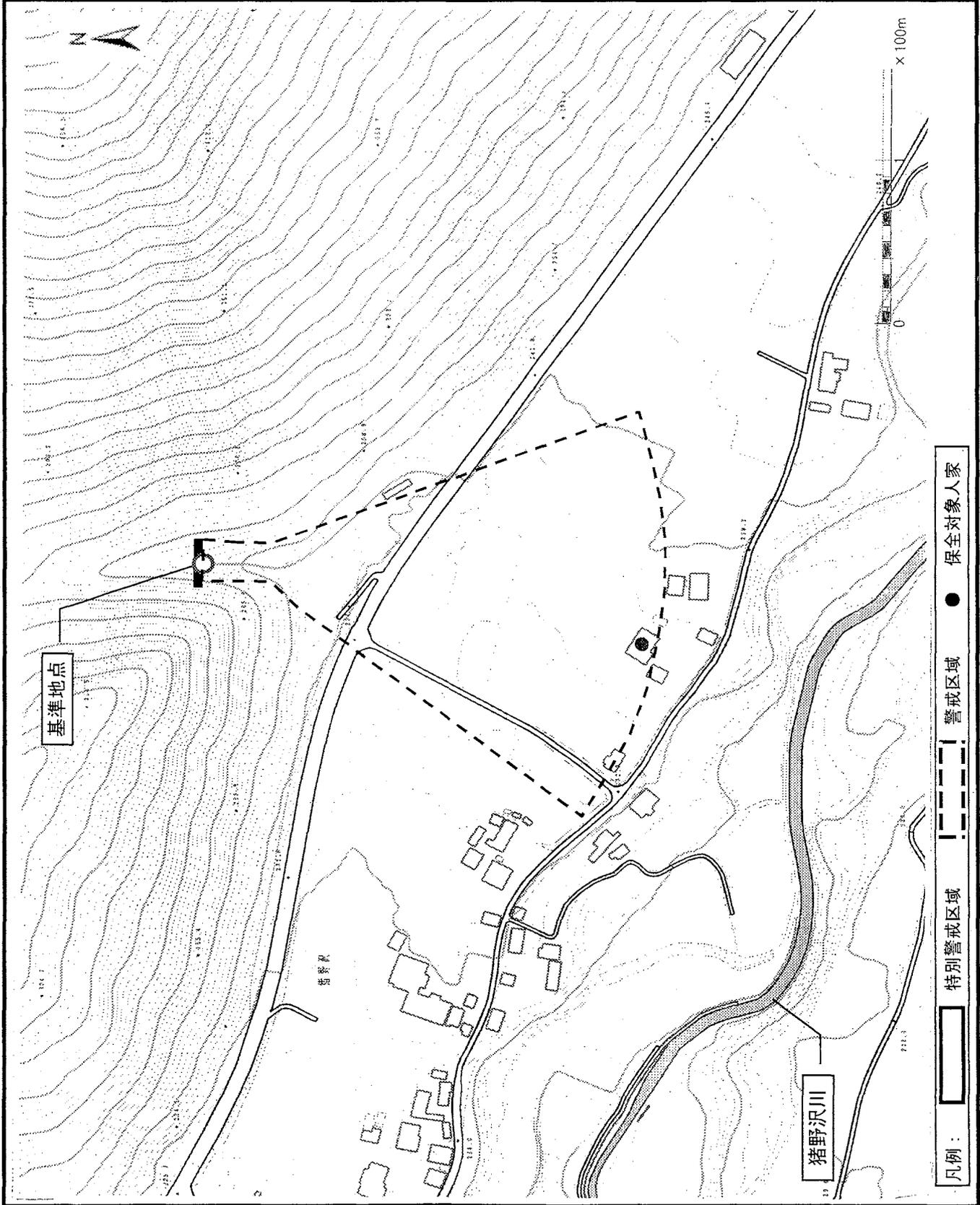
# 土石流危険地区

一連番号	7	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-11	地区名	猪野沢(楯畑)
危険箇所名	荻の入沢			所在地	東根市猪野沢字楯畑道		
保全対象人家等戸数	17 (特別警戒×0 ・警戒×17 ) (公民館・消防ポンプ車庫含む)			危険区域 指定年月日	平成 19 年 4 月 3 日		



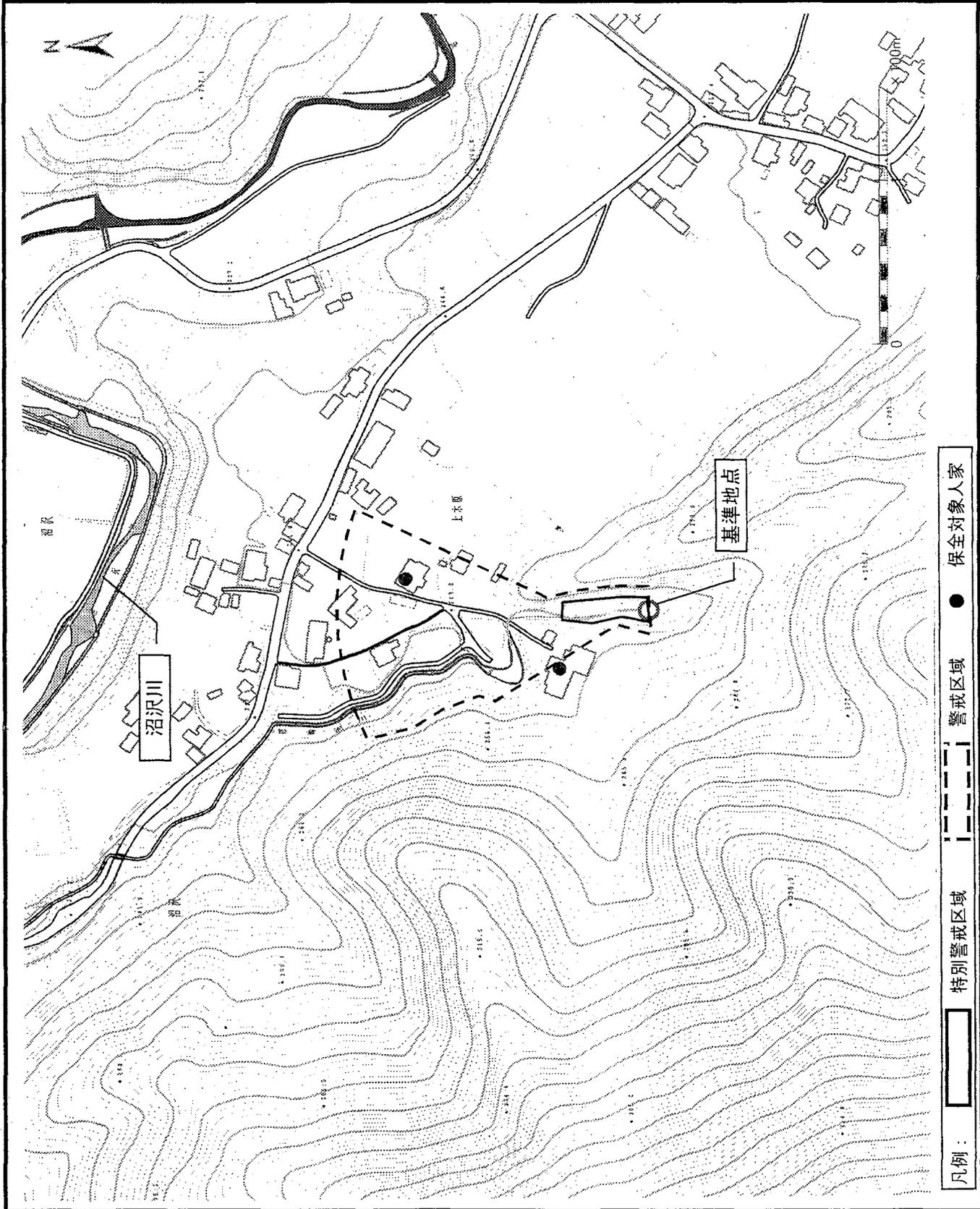
# 土石流危険地区

一連番号	8	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-13	地区名	猪野沢(越倉)
危険箇所名	明神沢			所在地	東根市猪野沢字越倉道南		
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1)			危険区域指定年月日	平成 19 年 4 月 3 日		



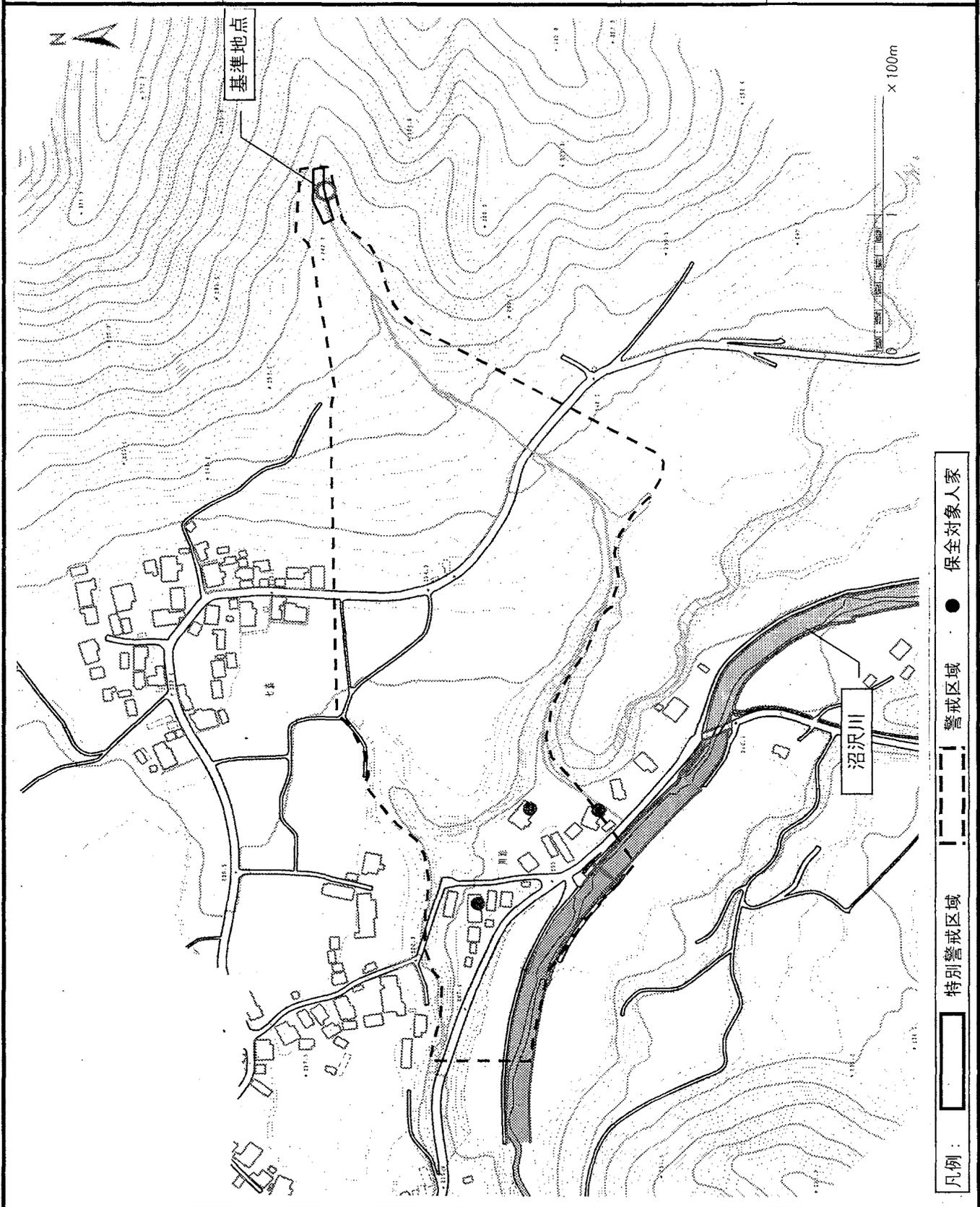
# 土石流危険地区

一連番号	9	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-15	地区名	沼沢(土木原)
危険箇所名	松倉沢			所在地	東根市沼沢字土木原		
保全対象人家戸数	2 (特別警戒×0 ・警戒×2 )			危険区域 指定年月日	平成	年	月 日



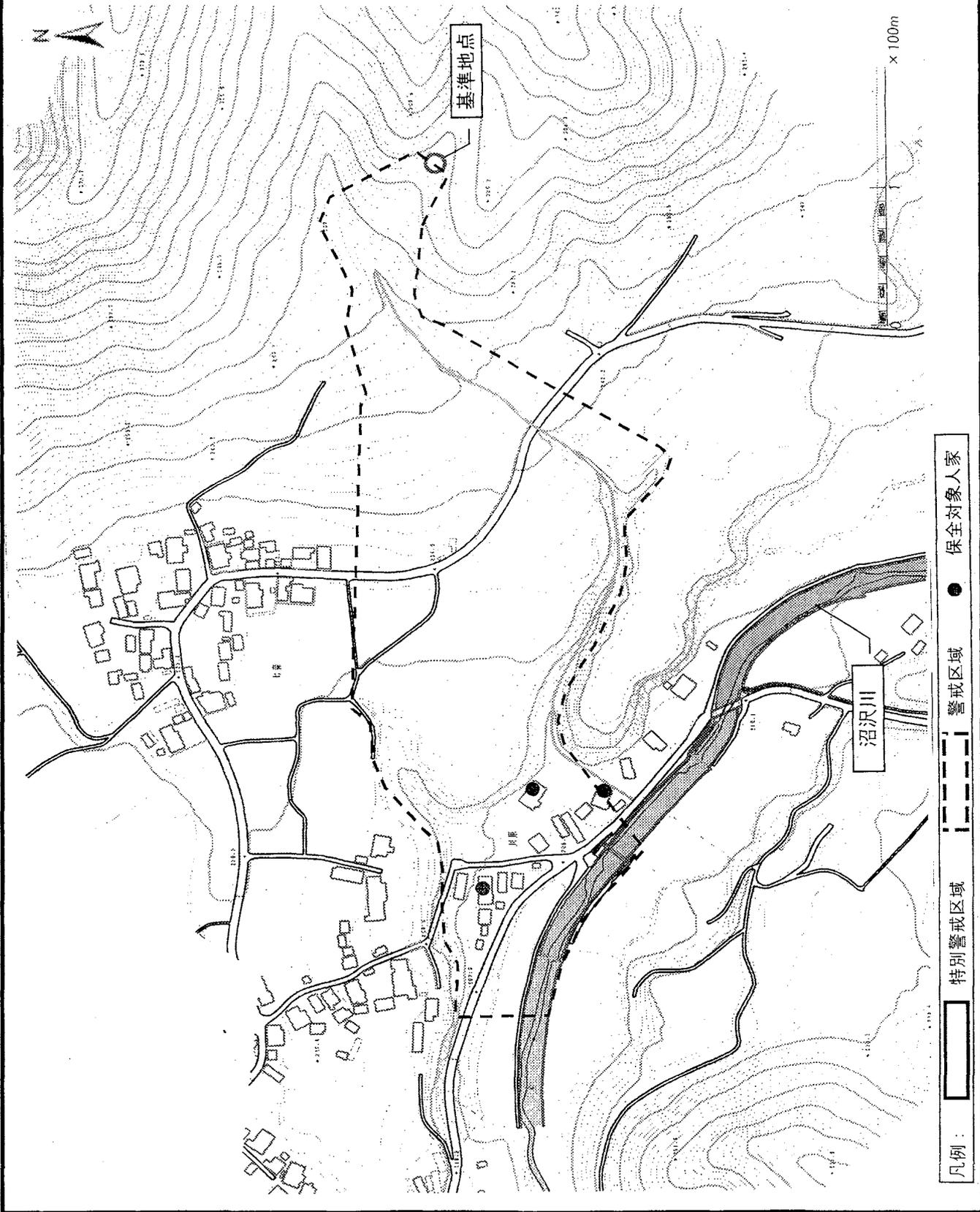
# 土石流危険地区

一連番号	10	危険箇所の種類	1	危険箇所番号	20-16-1	地区名	沼沢(七森)
危険箇所名	沼沢-1			所在地	東根市沼沢字七森		
保全対象人家戸数	3 (特別警戒×0 ・警戒×3 )			危険区域 指定年月日	平成	年	月 日



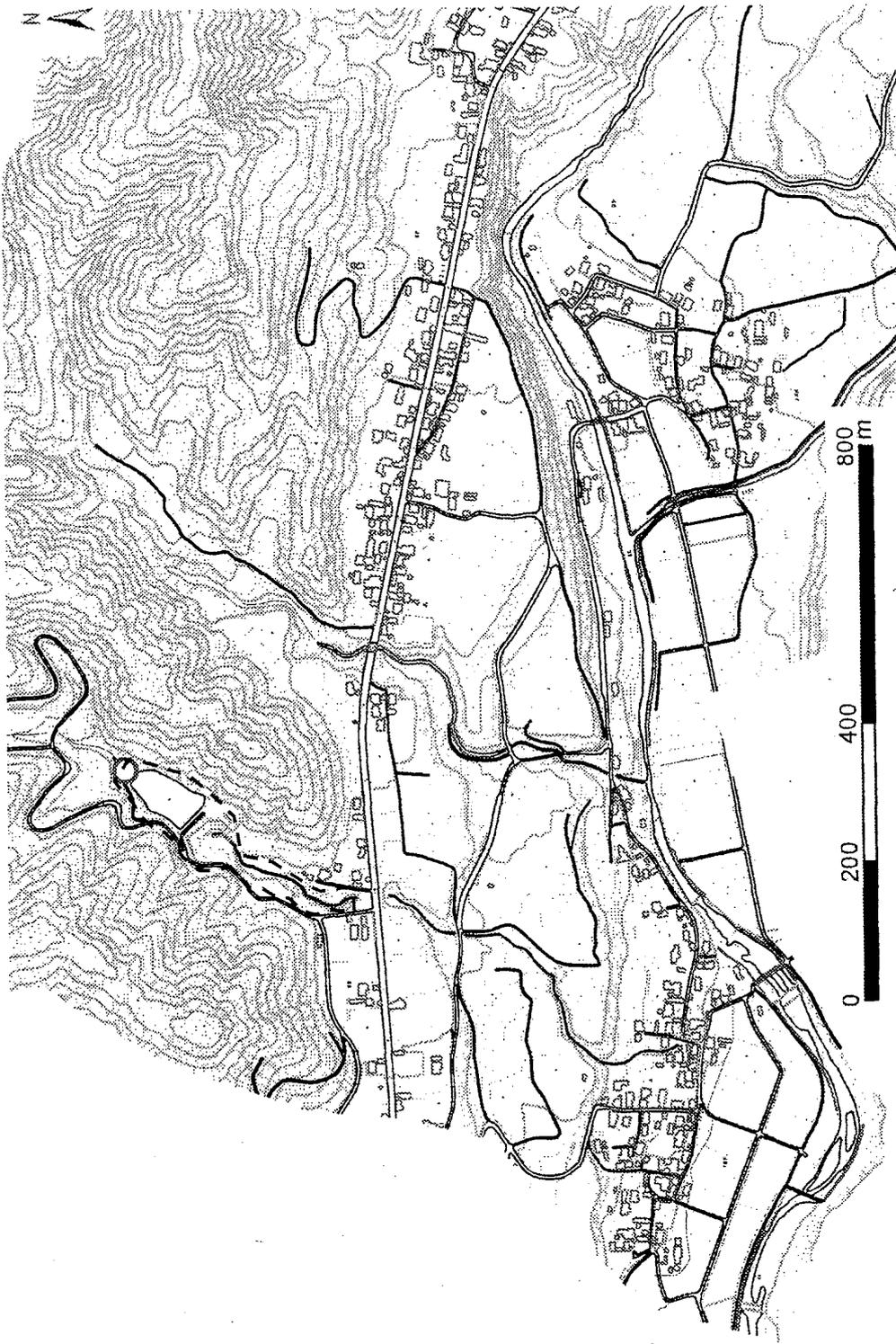
# 土石流危険地区

一連番号	11	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-16-2	地区名	沼沢(七森)
危険箇所名	沼沢-2			所在地	東根市沼沢字七森		
保全対象人家戸数	3 (特別警戒×0 ・警戒×3 )			危険区域 指定年月日	平成	年	月 日



# 土石流危険地区

一連番号	12	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-18	地区名	関山(原宿)
危険箇所名	片平沢			所在地	東根市関山字高谷		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日

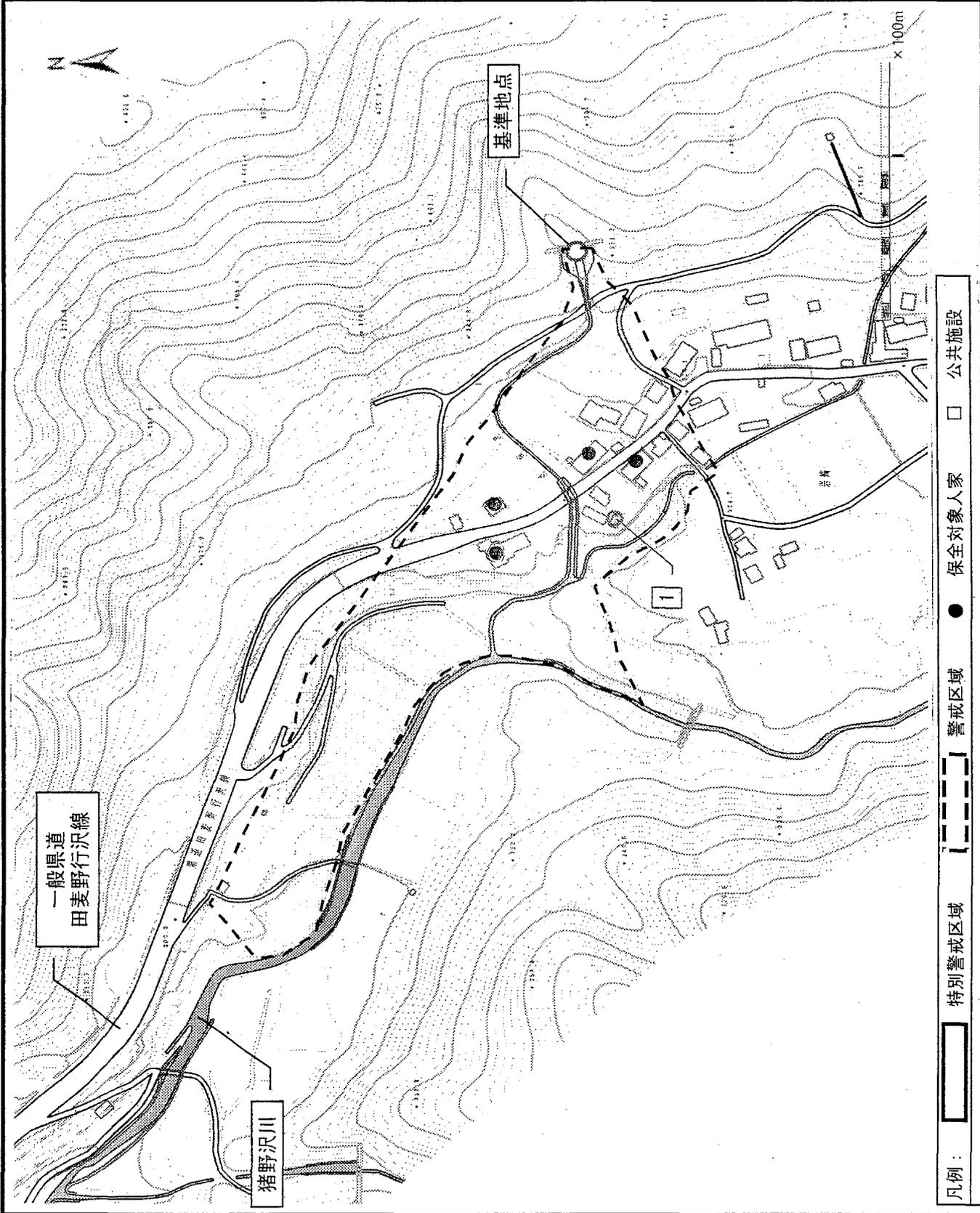


凡例：

		●
特別警戒区域	警戒区域	保全対象人家

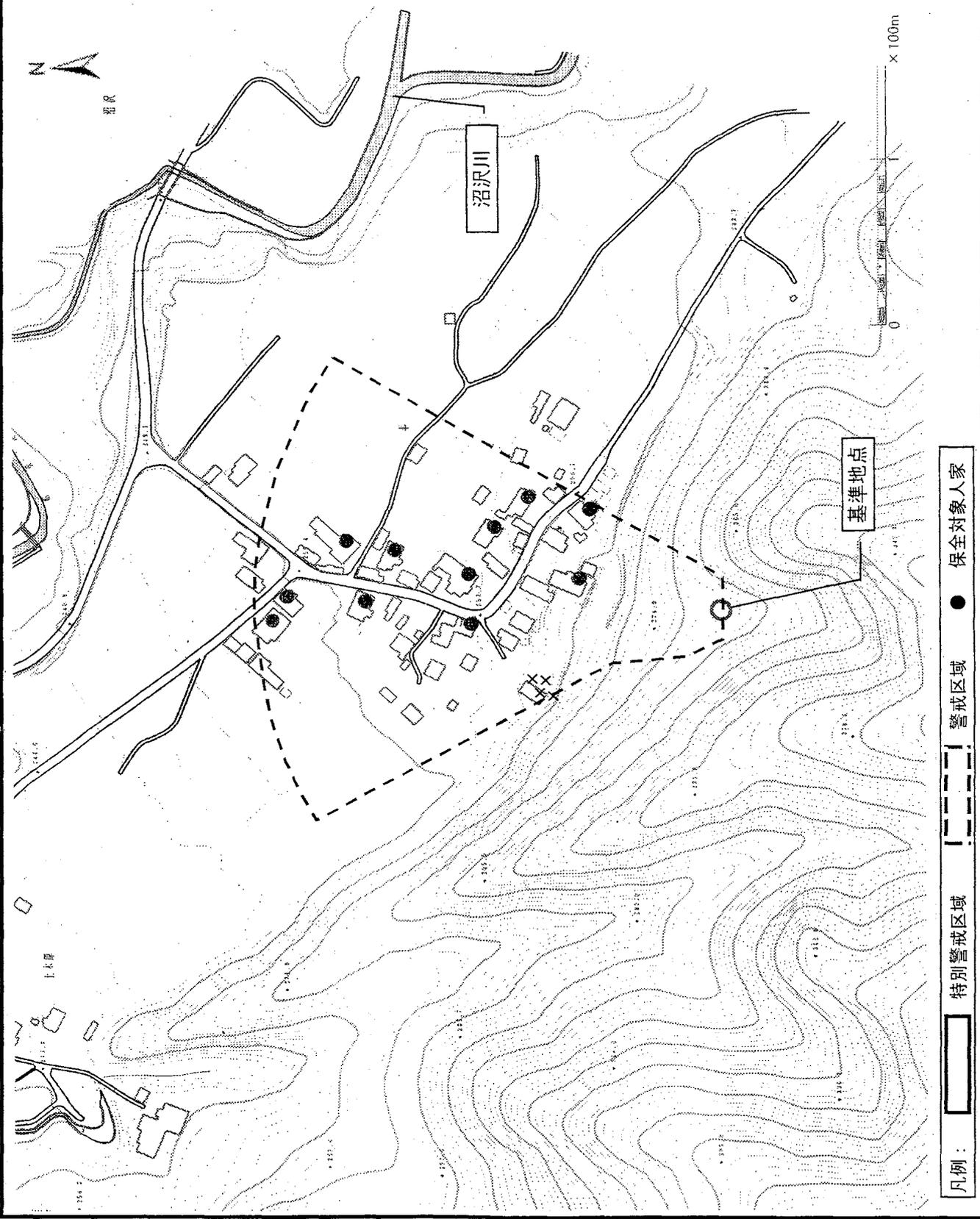
# 土石流危険地区

一連番号	13	危険箇所の種類	1	危険箇所番号	20-19	地区名	猪野沢(岩崎)
危険箇所名	岩崎沢			所在地	東根市猪野沢字岩崎道北		
保全対象人家等戸数	4 (特別警戒×0 ・警戒×4 ) (公民館含む)			危険区域 指定年月日	平成19年 4月3日		



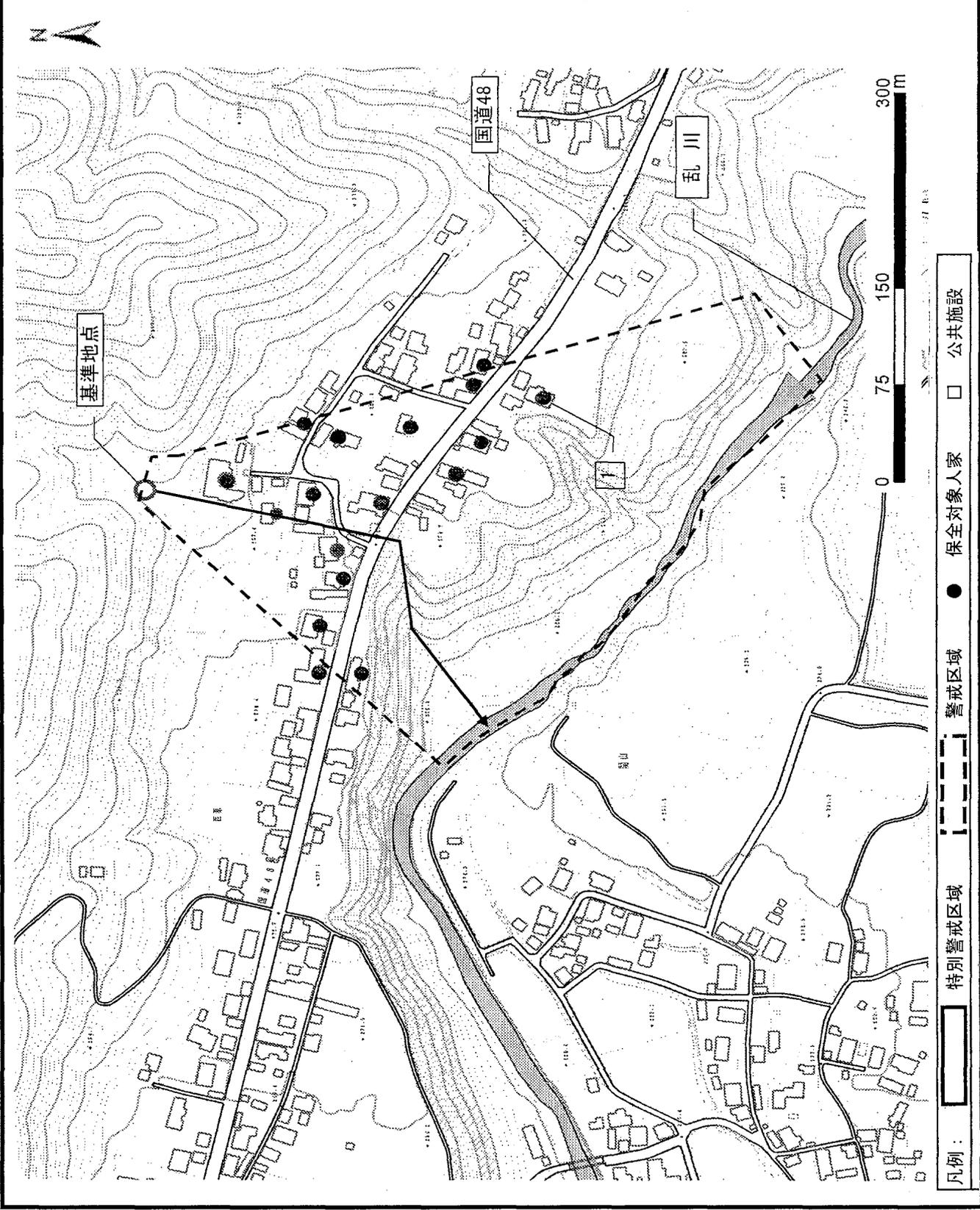
# 七石流危険地区

一連番号	14	危険箇所の種類	1	危険箇所番号	20-20	地区名	沼沢(平)
危険箇所名	平			所在地	東根市沼沢字平		
保全対象人家戸数	11 (特別警戒×0 ・警戒×11 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



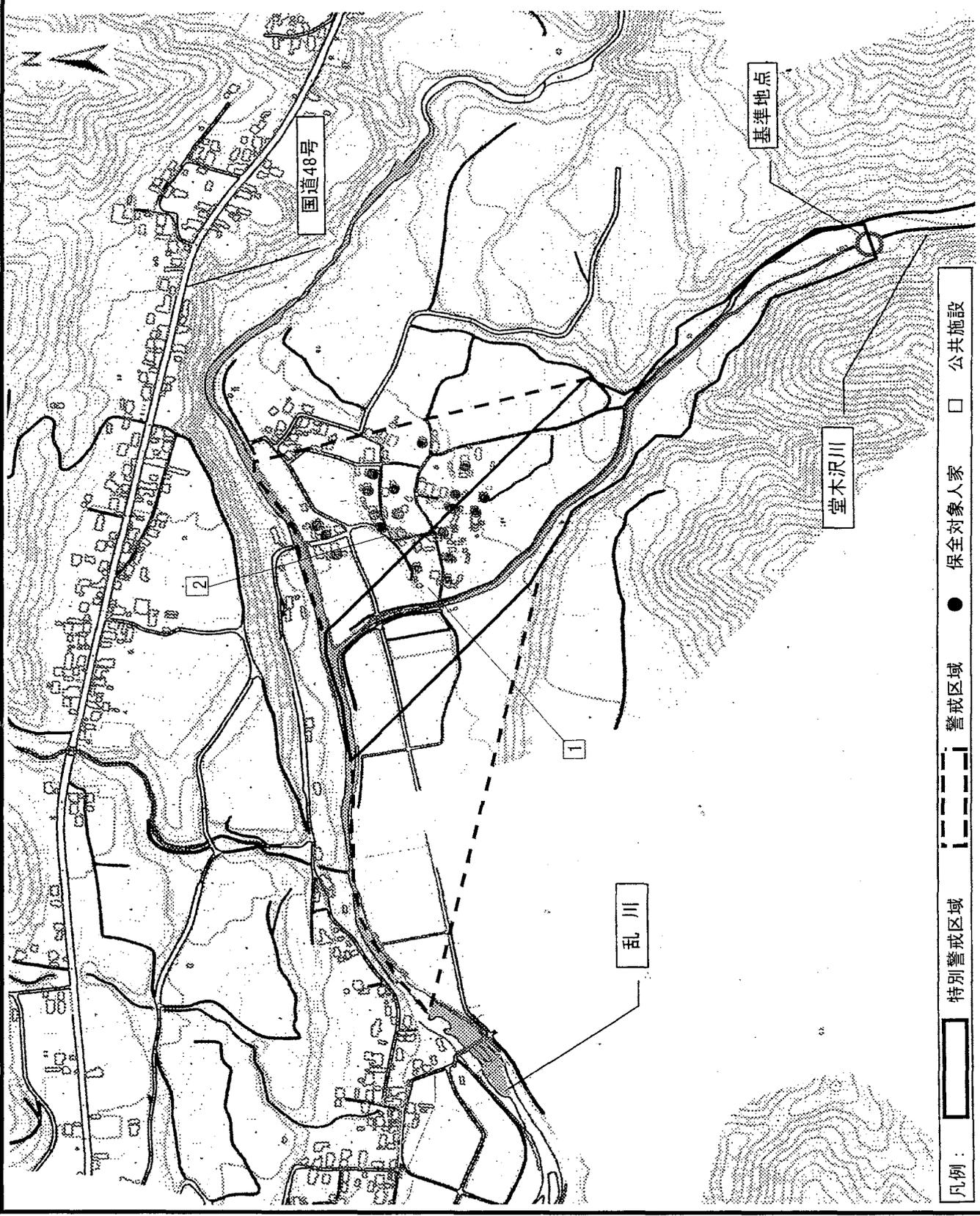
# 土石流危険地区

一連番号	15	危険箇所の種類	1	危険箇所番号	20-21	地区名	関山(片平)
危険箇所名	養泉寺沢			所在地	東根市関山字片平		
保全対象人家戸数	17 (特別警戒×0 ・警戒×17 ) (公民館×1含む)			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



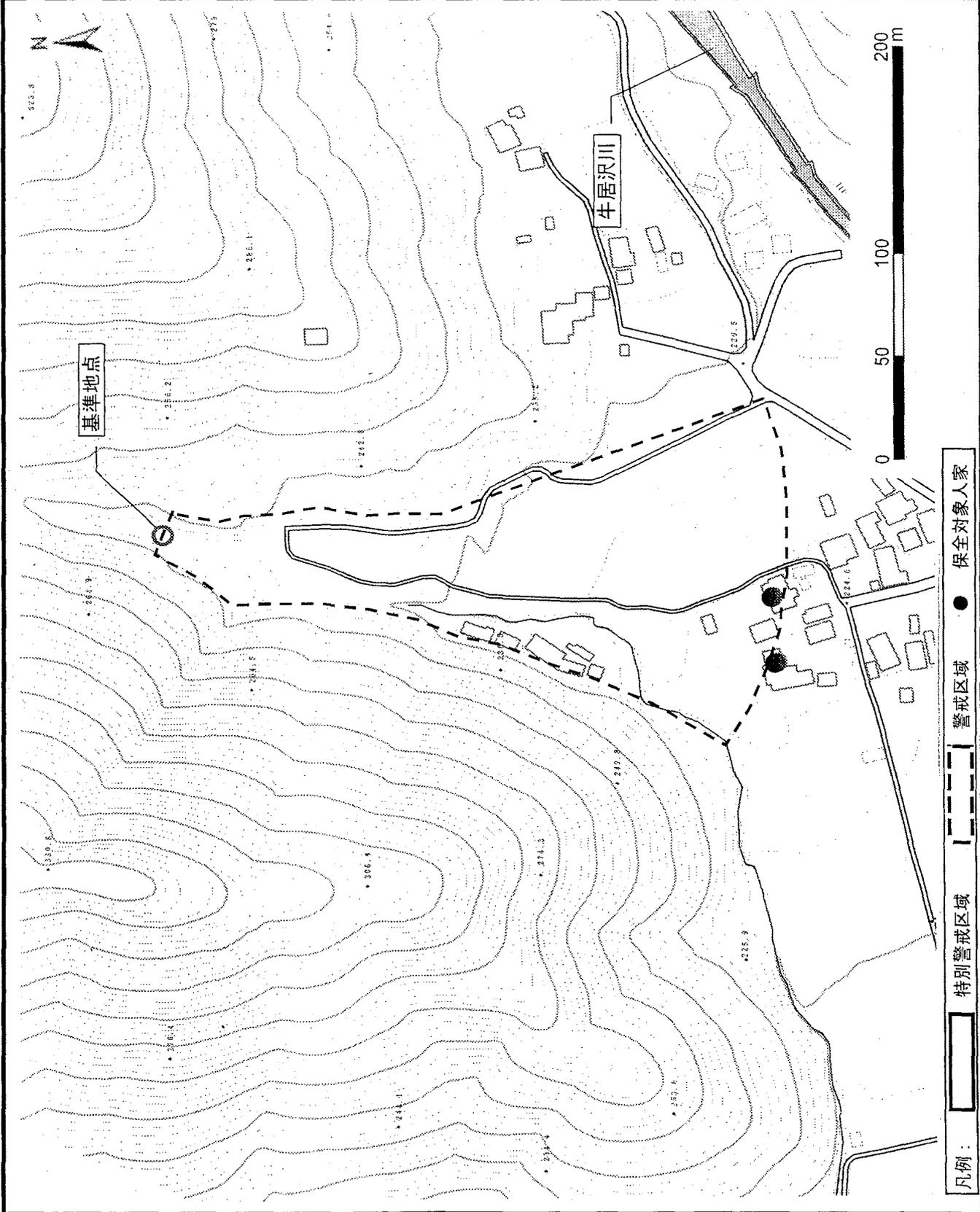
# 土石流危険地区

一連番号	16	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-22	地区名	悪戸(上悪戸)
危険箇所名	堂木沢	所在地	東根市関山字上悪戸				
保全対象人家等戸数	20 (特別警戒×8 ・警戒×12 ) (公民館・消防ポンプ車庫含む)			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



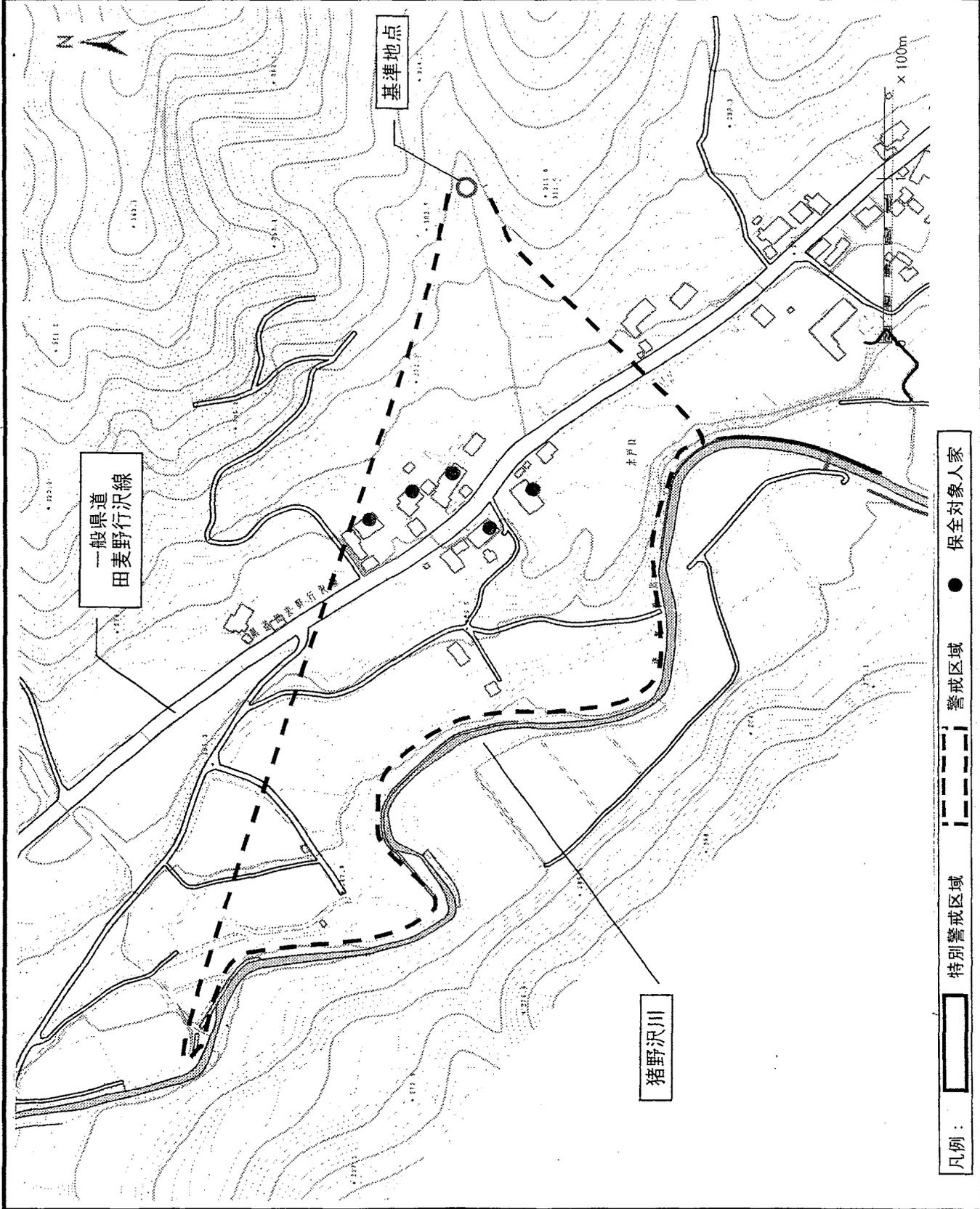
# 土石流危険地区

一連番号	17	危険箇所の種類	I	危険箇所番号	20-24	地区名	泉郷(上野台)
危険箇所名	牛居沢			所在地	東根市泉郷字肥沢		
保全対象人家戸数	2(特別警戒×0 ・警戒×2)			危険区域 指定年月日	平成19年 2月23日		



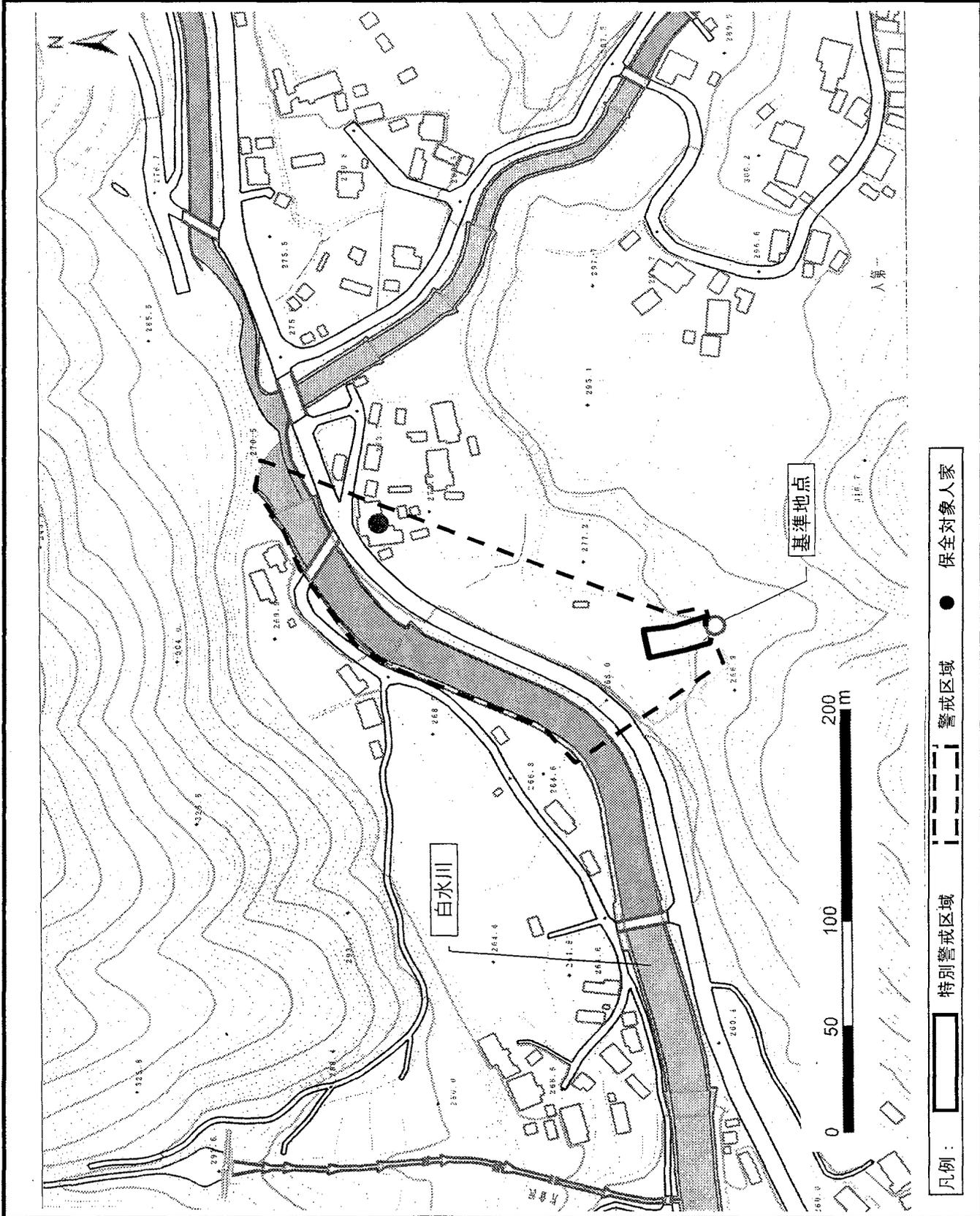
# 土石流危険地区

一連番号	18	危険箇所の種類	1	危険箇所番号	20-50	地区名	猪野沢(木戸口)
危険箇所名	水上沢2		所在地	東根市猪野沢字木戸口			
保全対象人家戸数	5 (特別警戒×0 ・警戒×5)			危険区域 指定年月日	平成19年 4月3日		



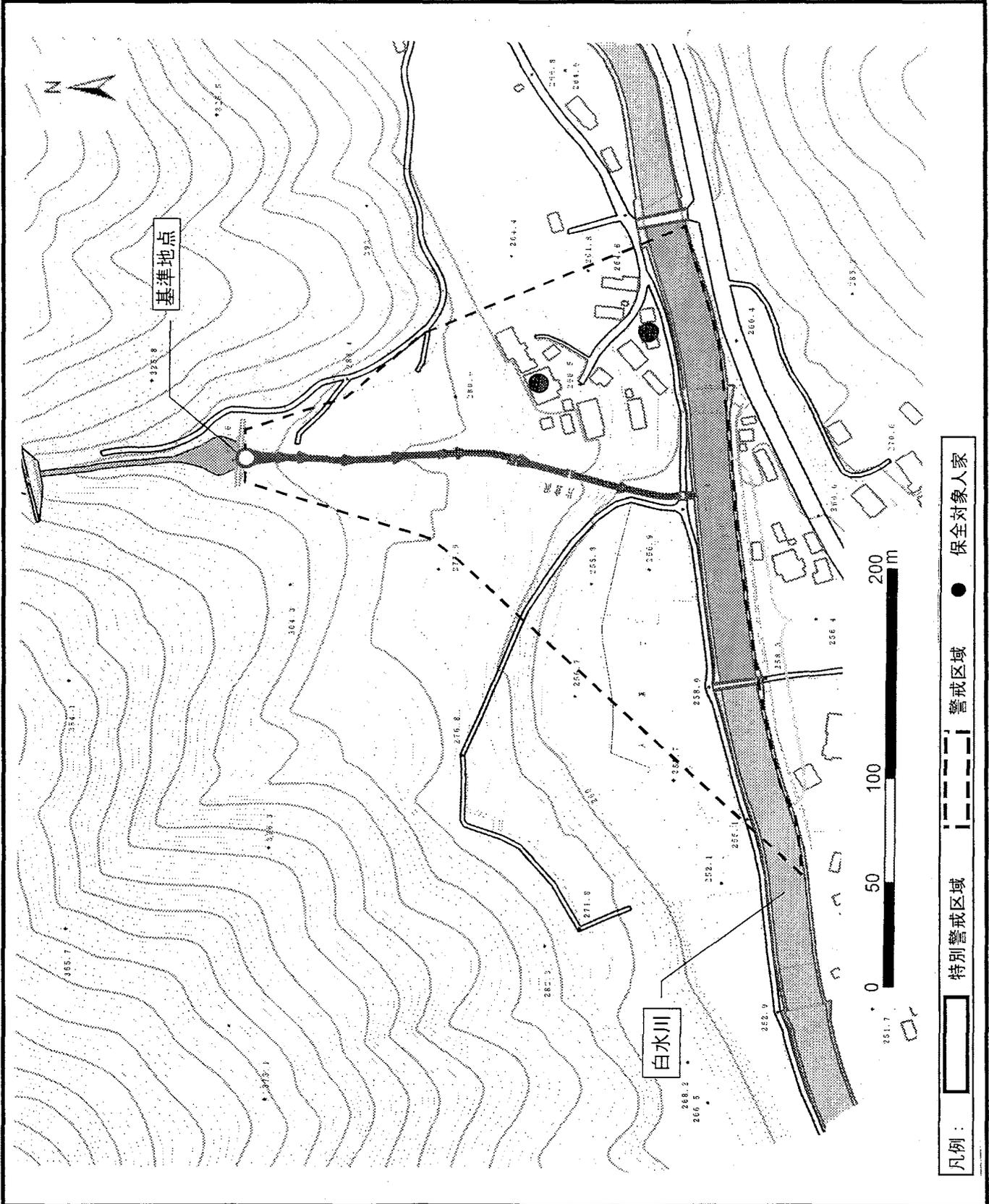
# 土石流危険地区

一連番号	19	危険箇所の種類	II	危険箇所番号	20-01	地区名	泉郷(入)
危険箇所名	入沢	所在地	東根市泉郷字高岩				
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1 )			危険区域 指定年月日	平成18年 3月7日		



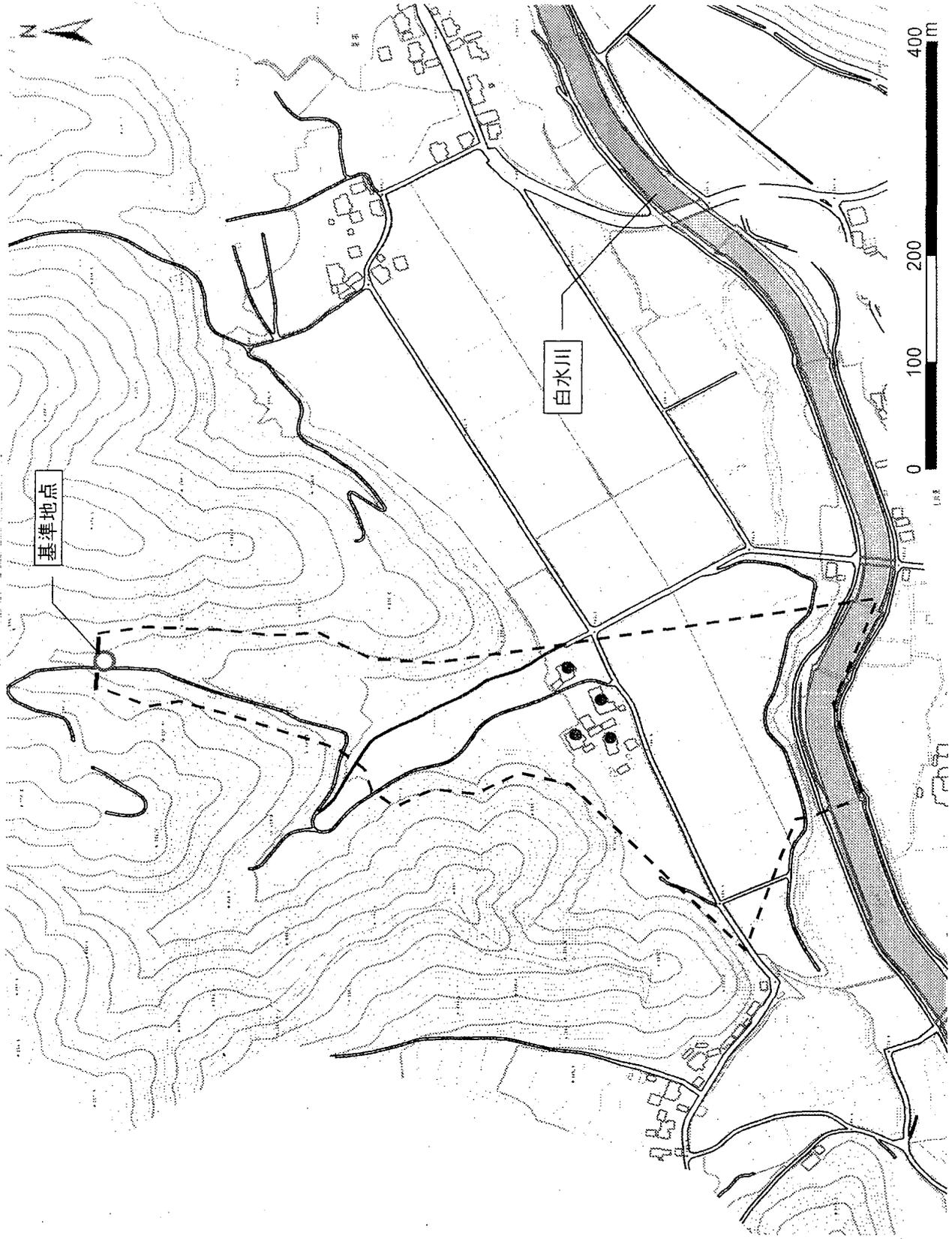
# 土石流危険地区

一連番号	20	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	20-03	地区名	泉郷(入)
危険箇所名	片倉沢			所在地	東根市泉郷字石名坂		
保全対象人家戸数	2(特別警戒×0 ・警戒×2)			危険区域 指定年月日	平成18年 3月7日		



# 土石流危険地区

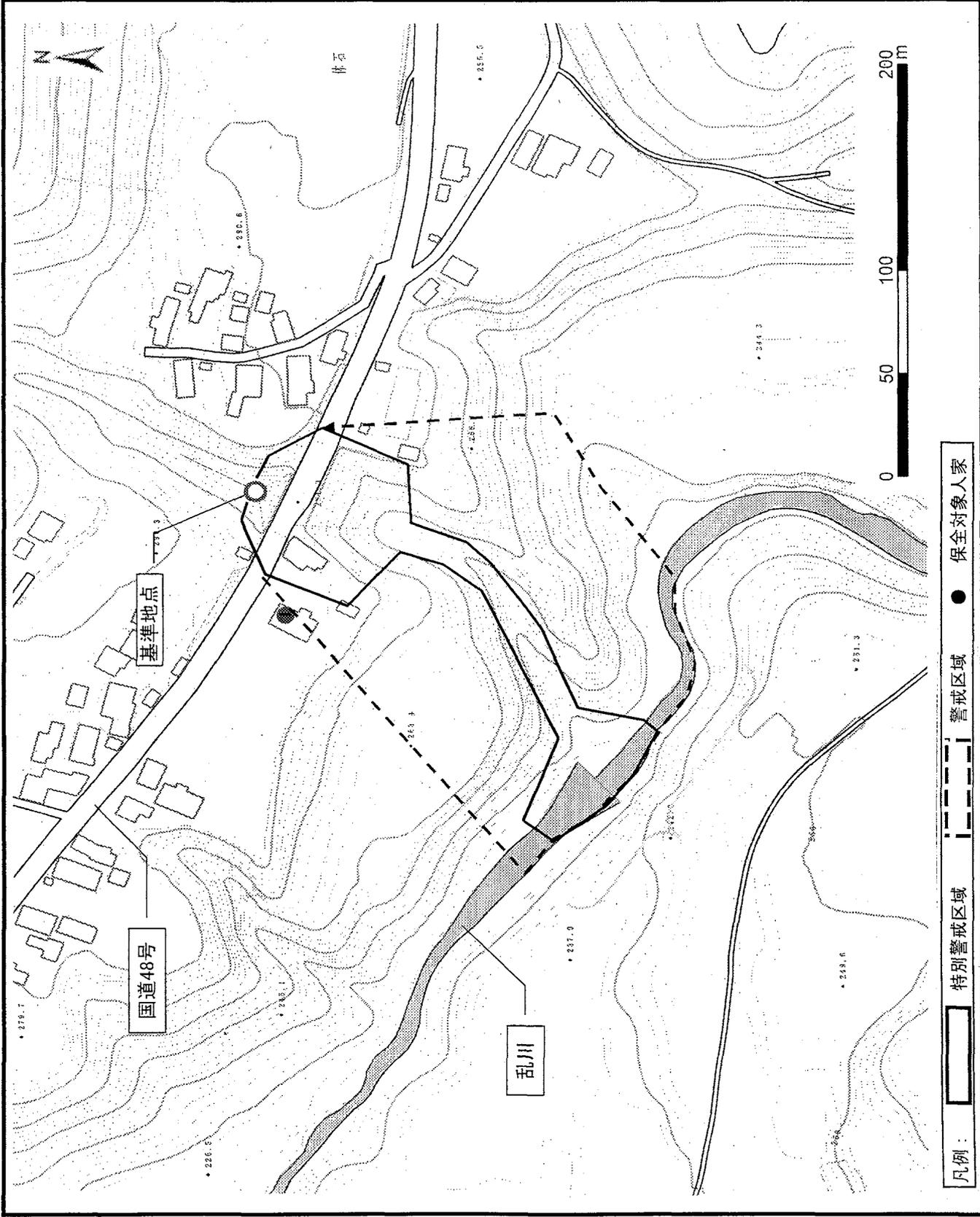
一連番号	21	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	20-04	地区名	泉郷(金黒沢)
危険箇所名	金黒沢1			所在地	東根市泉郷字金黒沢		
保全対象人家戸数	4 (特別警戒×0 ・警戒×4 )			危険区域 指定年月日	平成19年 2月23日		



- 凡例：
- 特別警戒区域
  - 警戒区域
  - 保全対象人家

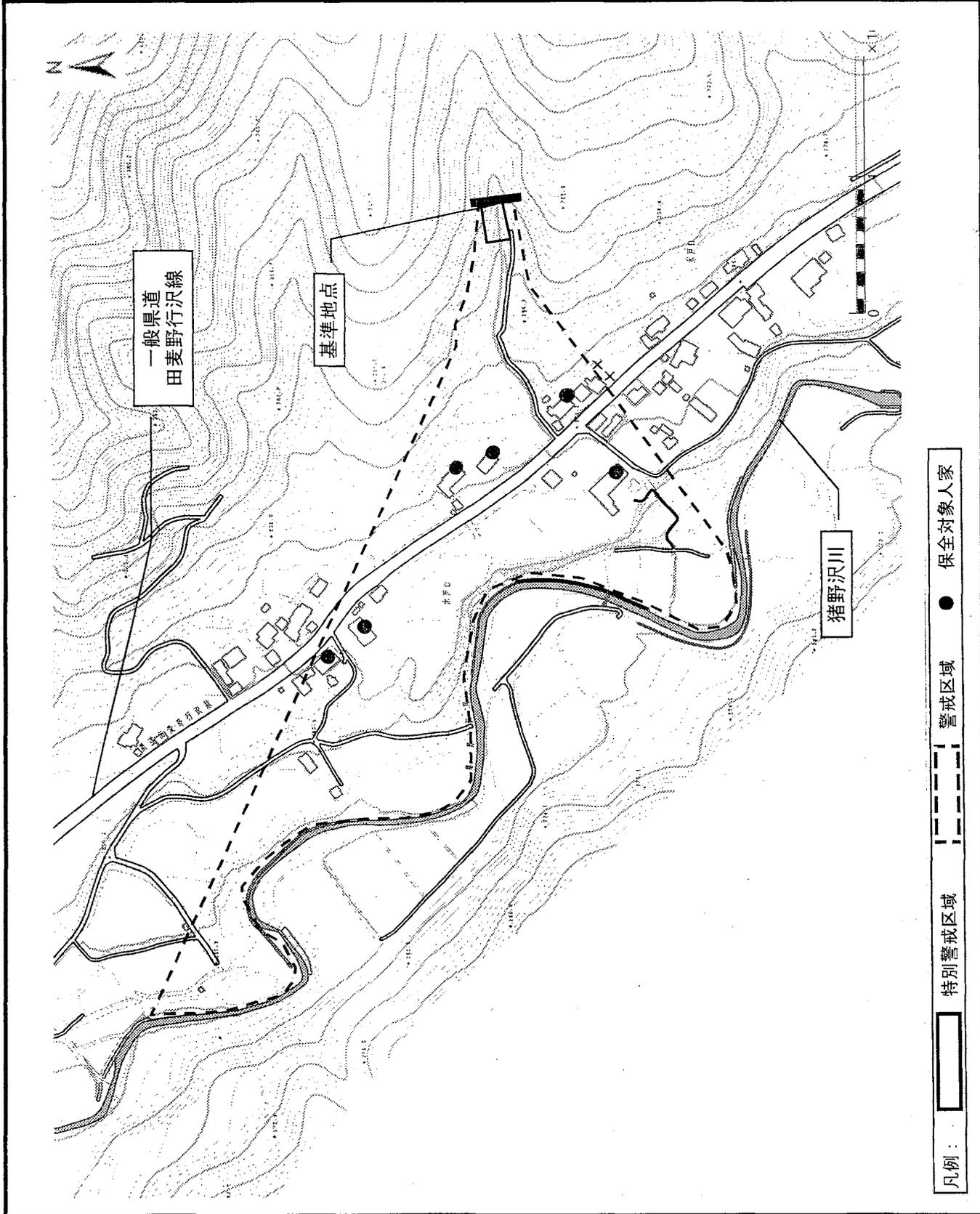
# 土石流危険地区

一連番号	22	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	20-09	地区名	関山(休石)
危険箇所名	深沢			所在地	東根市関山字休石		
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1 )			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



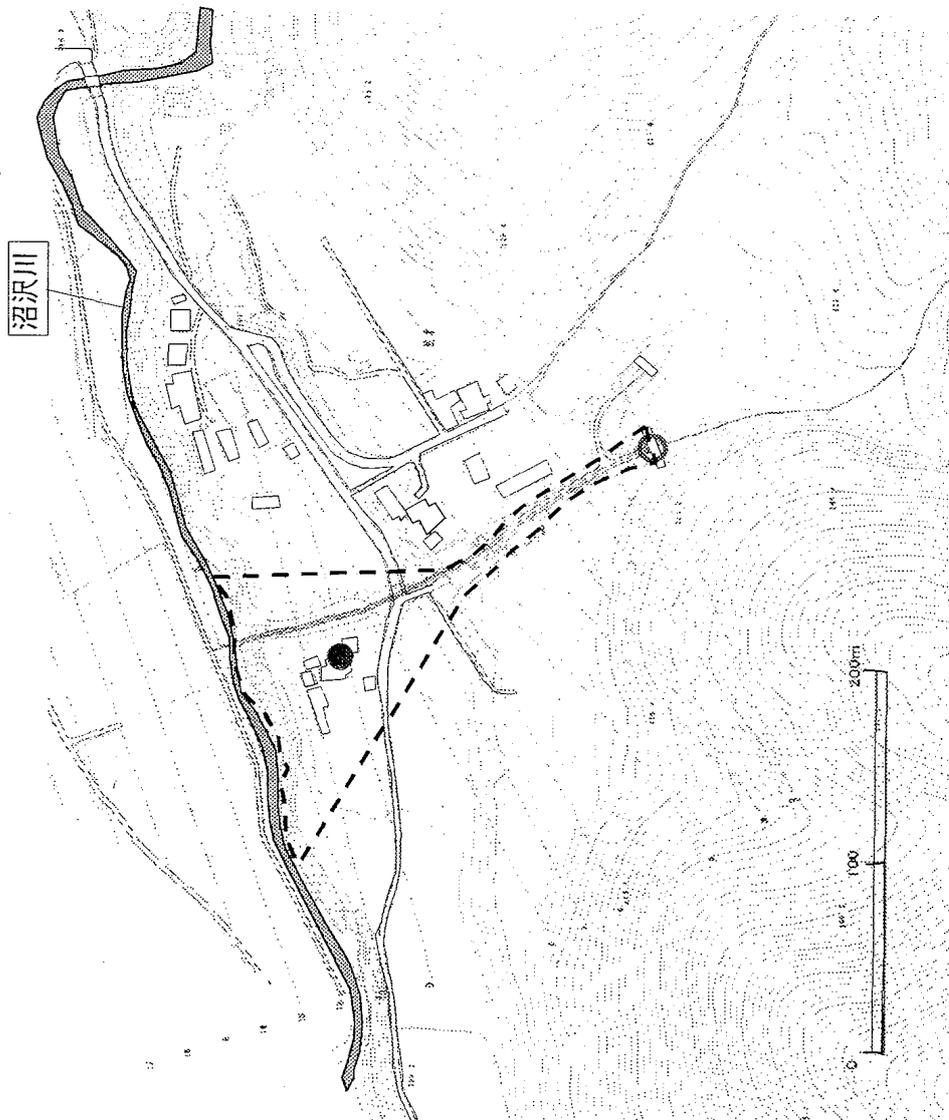
# 土石流危険地区

一連番号	23	危険箇所の種類	II	危険箇所番号	20-12	地区名	猪野沢(木戸口)
危険箇所名	水上沢1			所在地	東根市猪野沢字木戸口		
保全対象人家戸数	6 (特別警戒×0 ・警戒×6 )			危険区域 指定年月日	平成19年 4月3日		



# 土石流危険地区

一連番号	24	危険箇所の種類	II	危険箇所番号	20-14	地区名	沼沢(蛇木)
危険箇所名	立石沢			所在地	東根市沼沢蛇木		
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1 )			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		

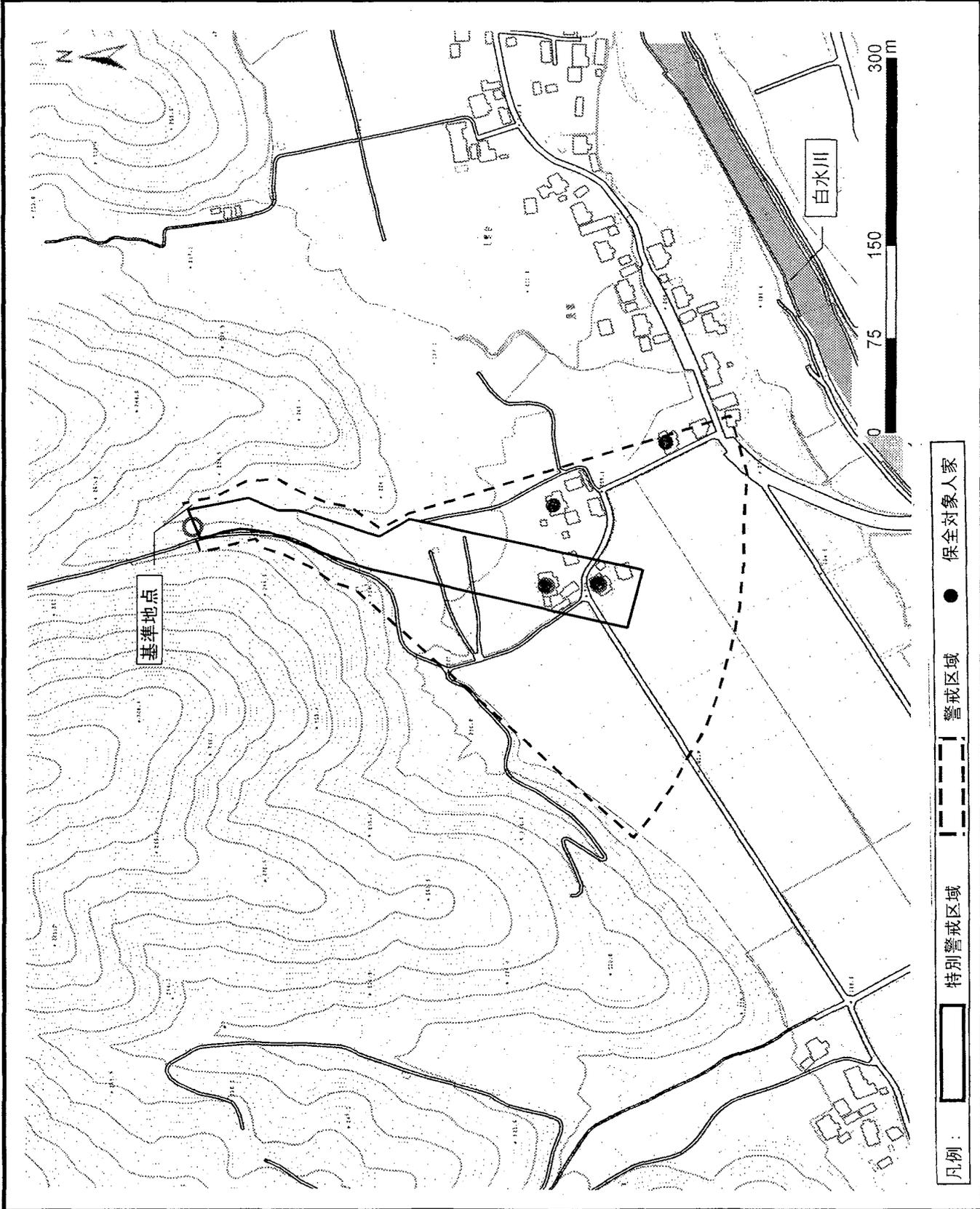


凡例：

		●
特別警戒区域	警戒区域	保全対象人家

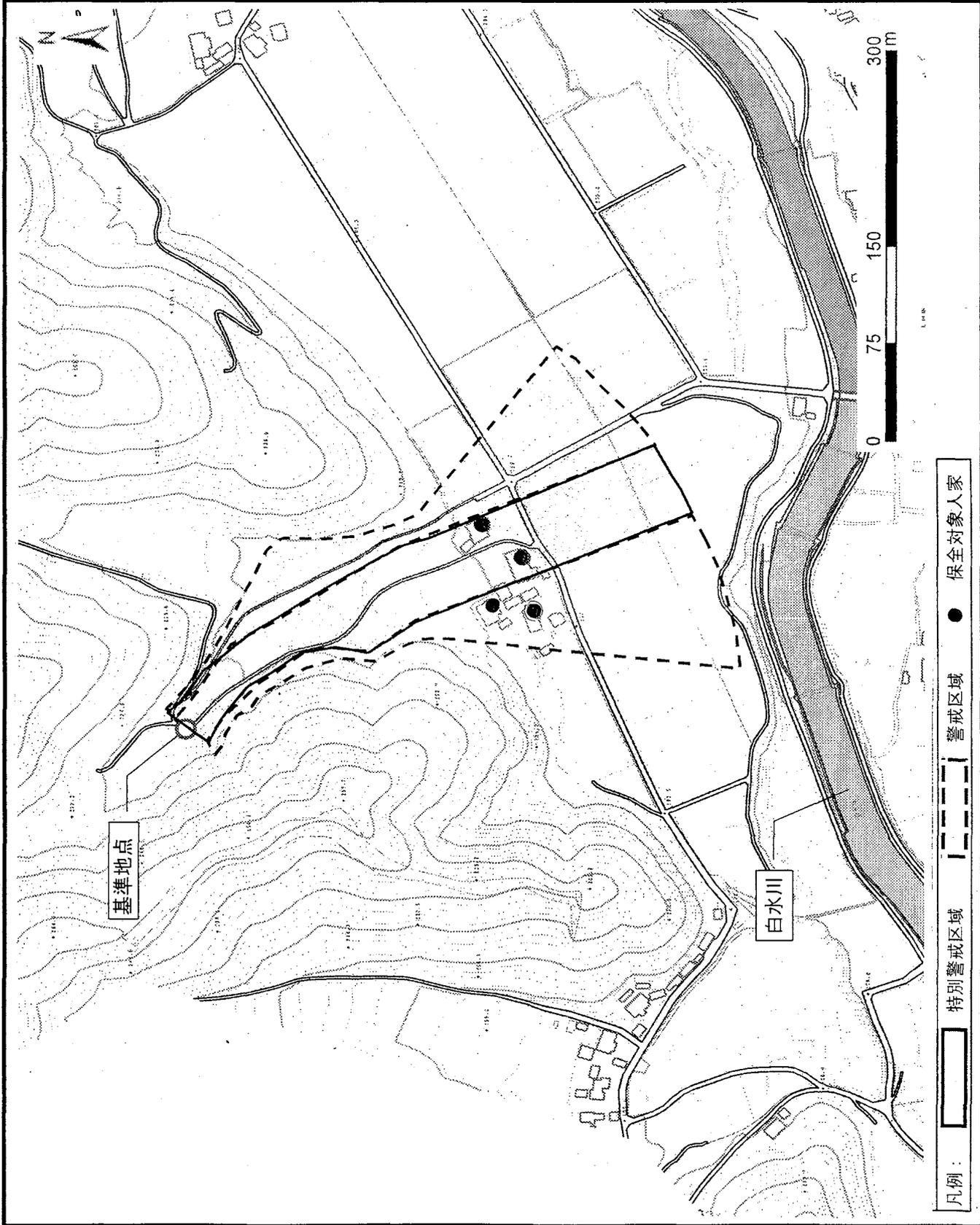
土石流危険地区

一連番号	25	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	20-17	地区名	泉郷(金黒沢)
危険箇所名	金黒沢2		所在地	東根市泉郷字田屋			
保全対象人家戸数	4 (特別警戒×2 ・警戒×2 )			危険区域 指定年月日	平成19年 2月23日		



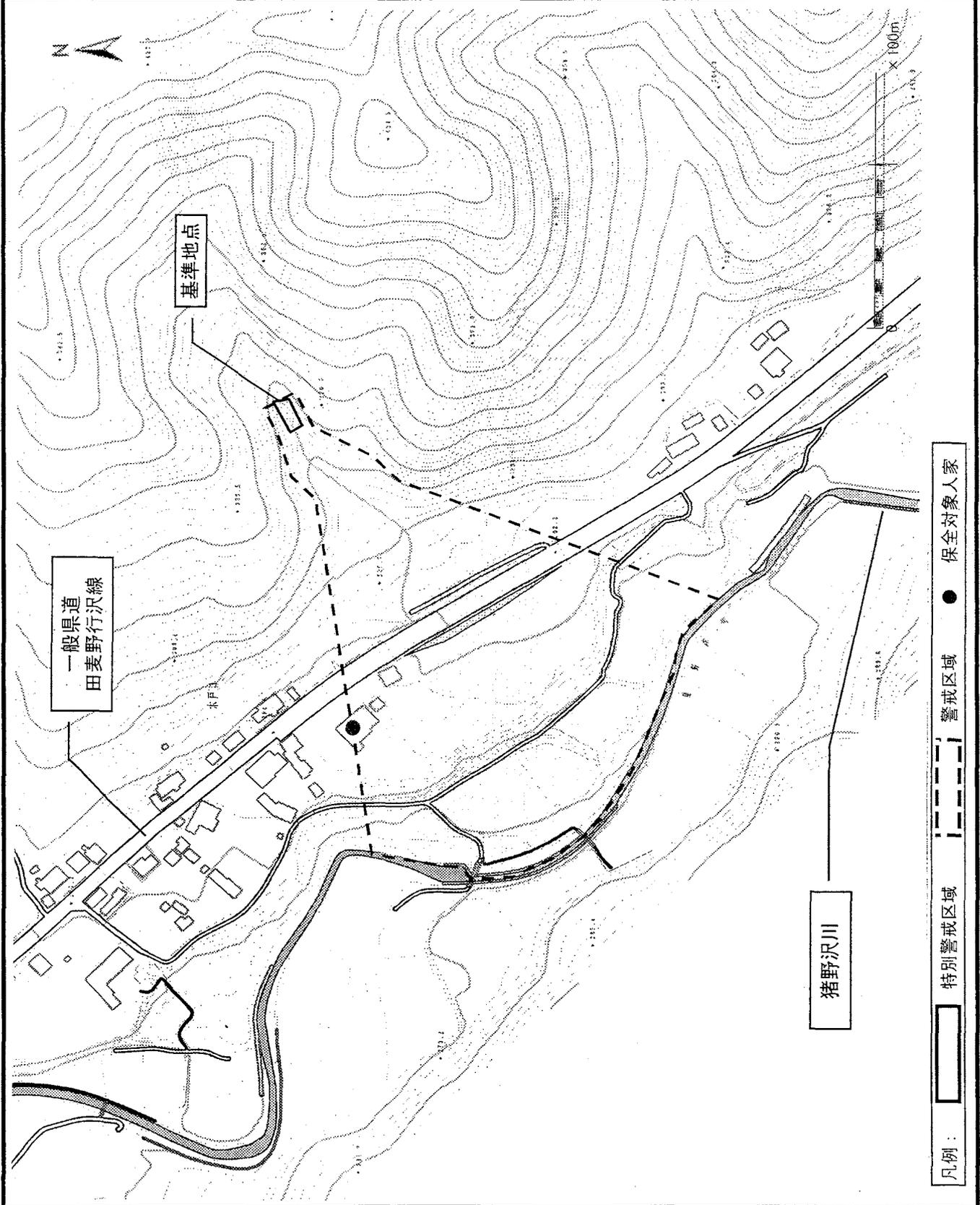
# 土石流危険地区

一連番号	26	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	20-23	地区名	泉郷(金黒沢)
危険箇所名	金黒沢-3			所在地	東根市泉郷字金黒沢		
保全対象人家戸数	4 (特別警戒×2 ・警戒×2 )				危険区域指定年月日	平成19年 2月23日	



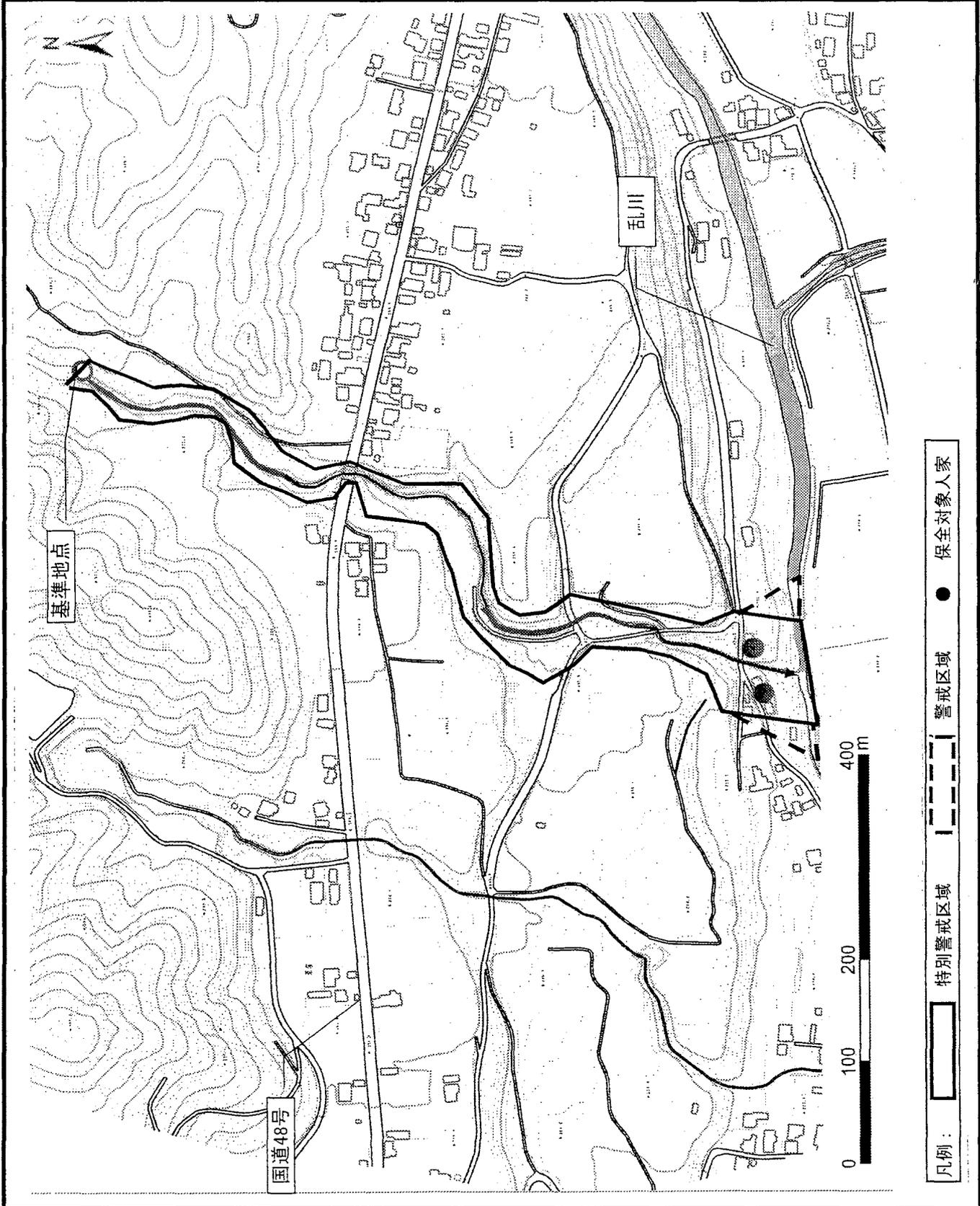
# 土石流危険地区

一連番号	27	危険箇所の種類	II	危険箇所番号	20-25	地区名	猪野沢(木戸口)
危険箇所名	猪野沢			所在地	東根市猪野沢字木戸口		
保全対象人家戸数	1 (特別警戒×0 ・警戒×1 )			危険区域 指定年月日	平成19年 4月3日		



# 土石流危険地区

一連番号	28	危険箇所の種類	Ⅱ	危険箇所番号	20-26	地区名	関山(西原)
危険箇所名	西原沢			所在地	東根市関山字西原		
保全対象人家戸数	2 (特別警戒×2 ・警戒×0 )			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



# 土石流危険地区

一連番号	29	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-27	地区名	東根甲
危険箇所名	滝沢			所在地	東根市大字東根字甲		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		

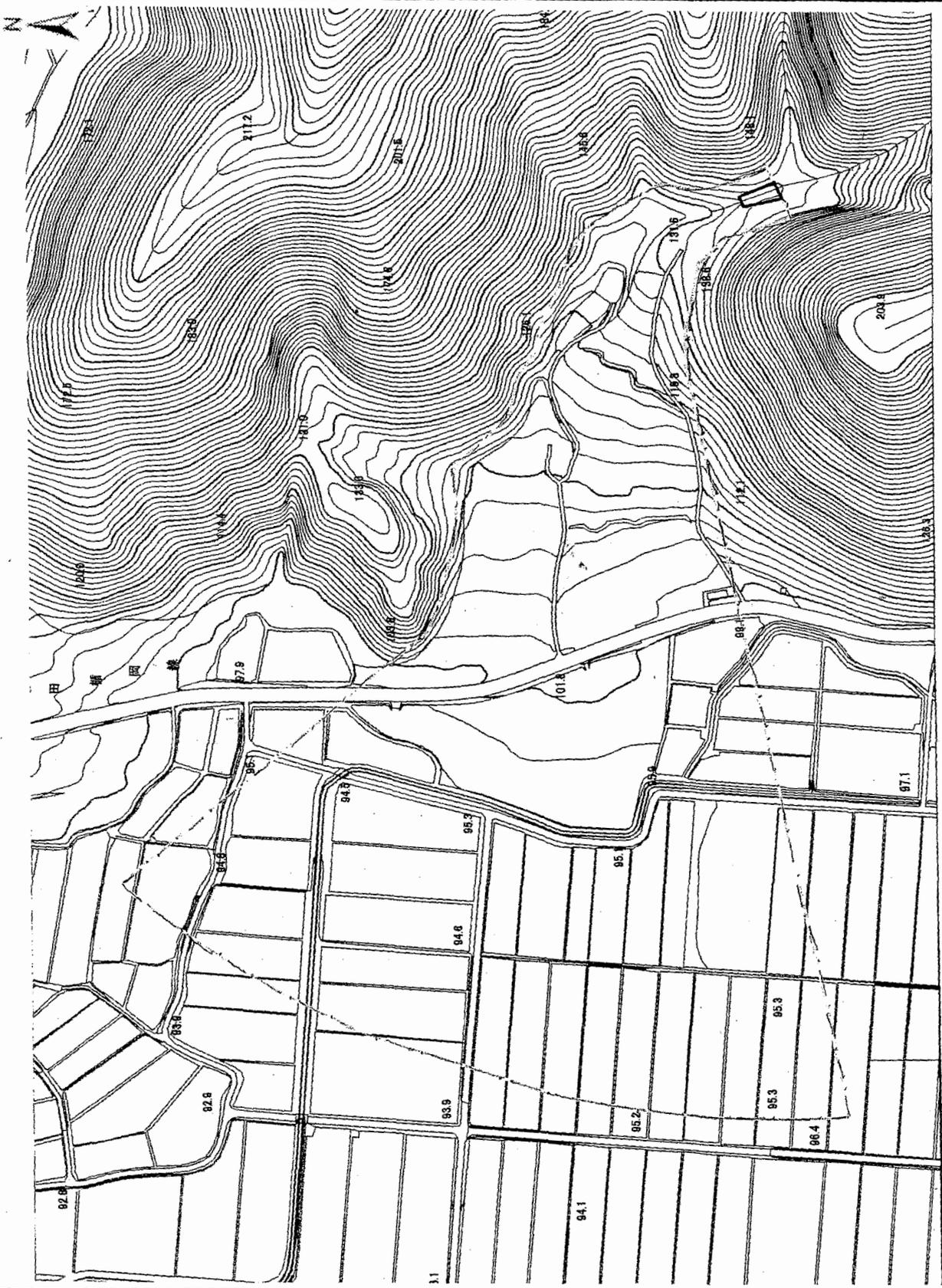


凡例：

- 特別警戒区域
- 警戒区域
- 保全対象人家

# 土石流危険地区

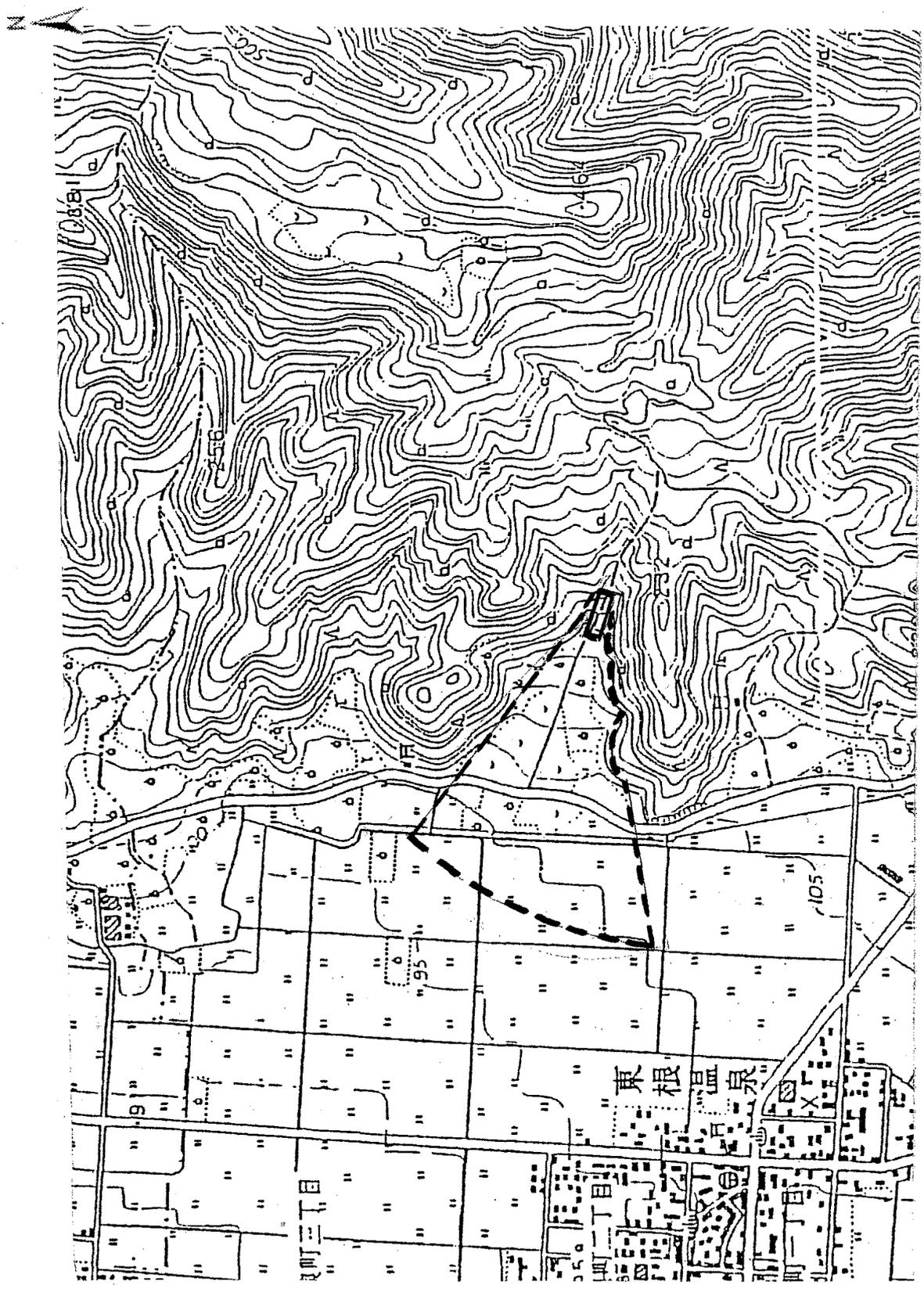
一連番号	30	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-28	地区名	東根甲
危険箇所名	床の入			所在地	東根市大字東根字甲		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )			危険区域 指定年月日	平成 年 月 日		



- 凡例:
- 特別警戒区域
  - 警戒区域
  - 保全対象人家

# 土石流危険地区

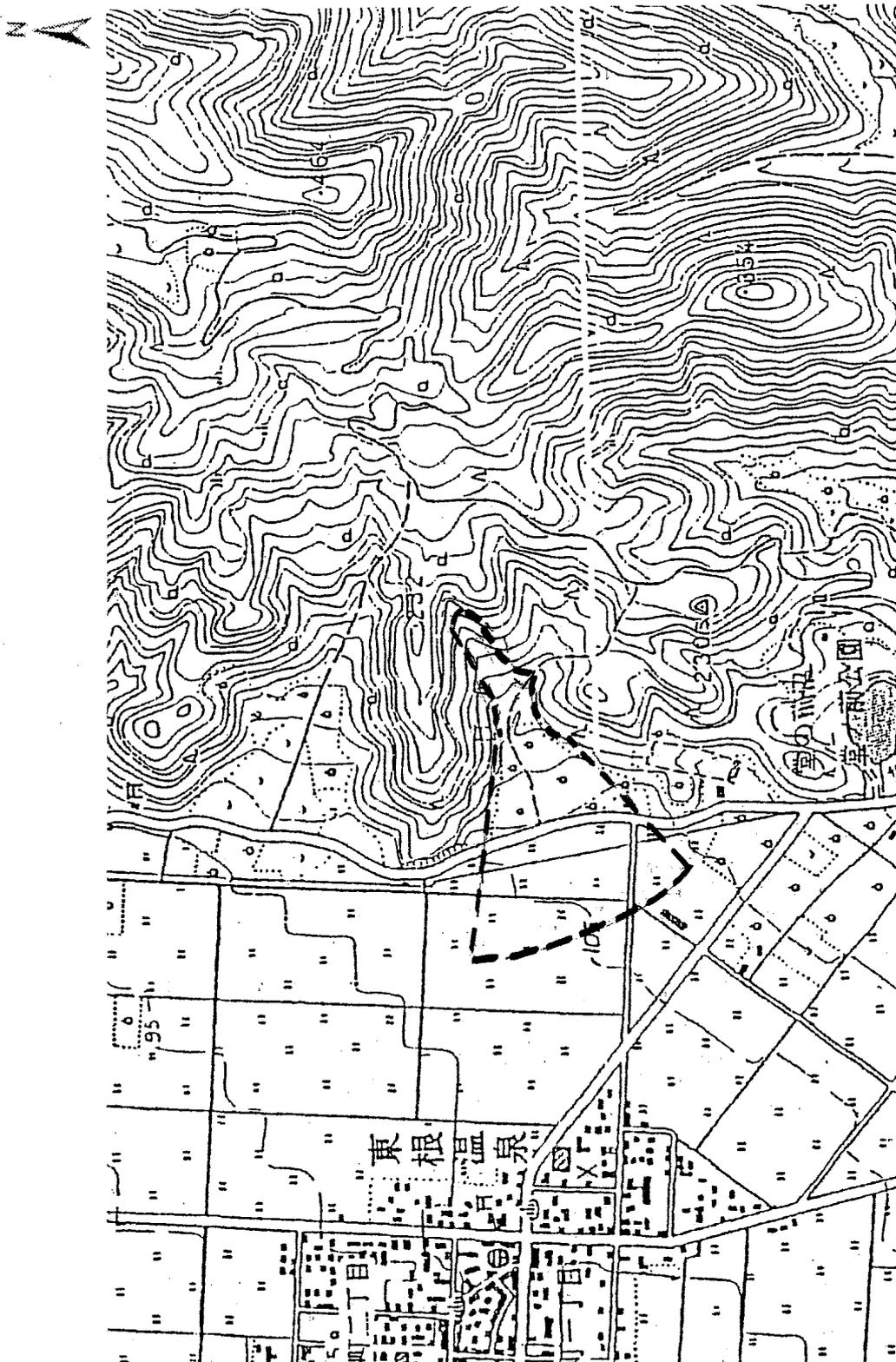
一連番号	31	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-29	地区名	東根甲
危険箇所名	滝の沢山			所在地	東根市大字東根字甲		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



凡例：  
 特別警戒区域  
 警戒区域  
 保全対象人家

# 土石流危険地区

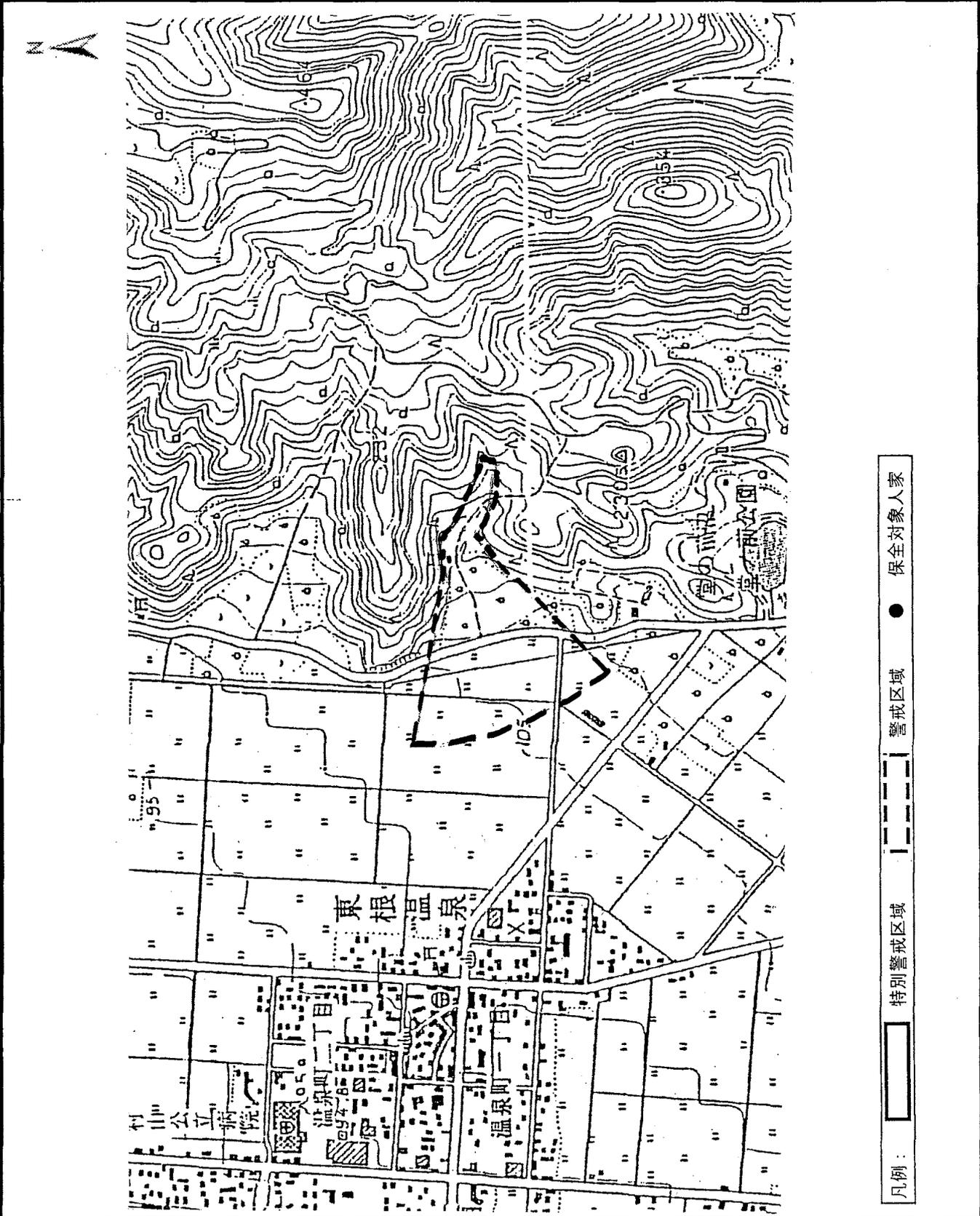
一連番号	32	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-30	地区名	東根甲
危険箇所名	和合山-1			所在地	東根市大字東根字甲		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )			危険区域 指定年月日	平成	年	月 日



凡例：  特別警戒区域  警戒区域  保全対象人家

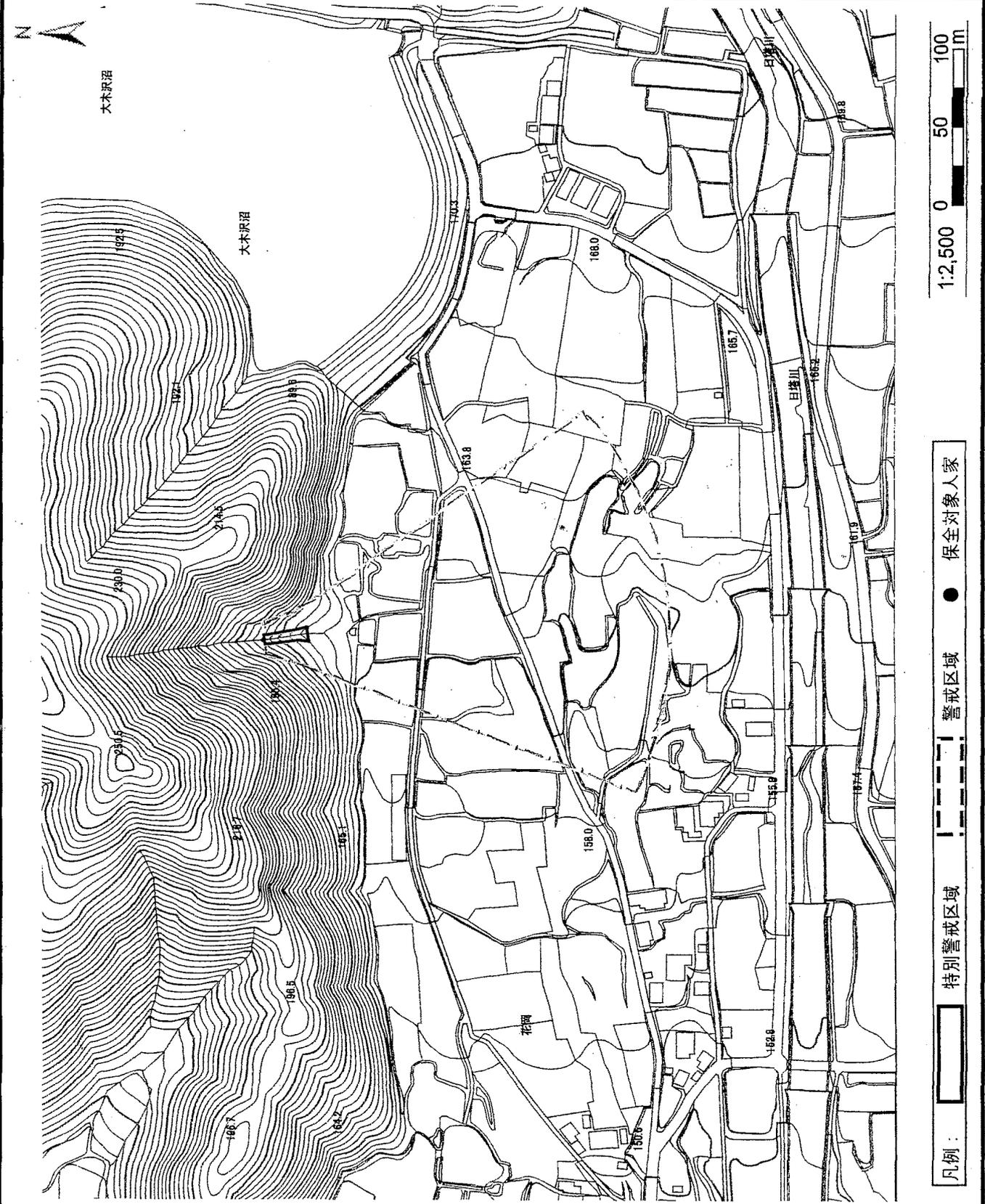
# 土石流危険地区

一連番号	33	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-31	地区名	東根甲
危険箇所名	和合山-2			所在地	東根市大字東根字甲		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



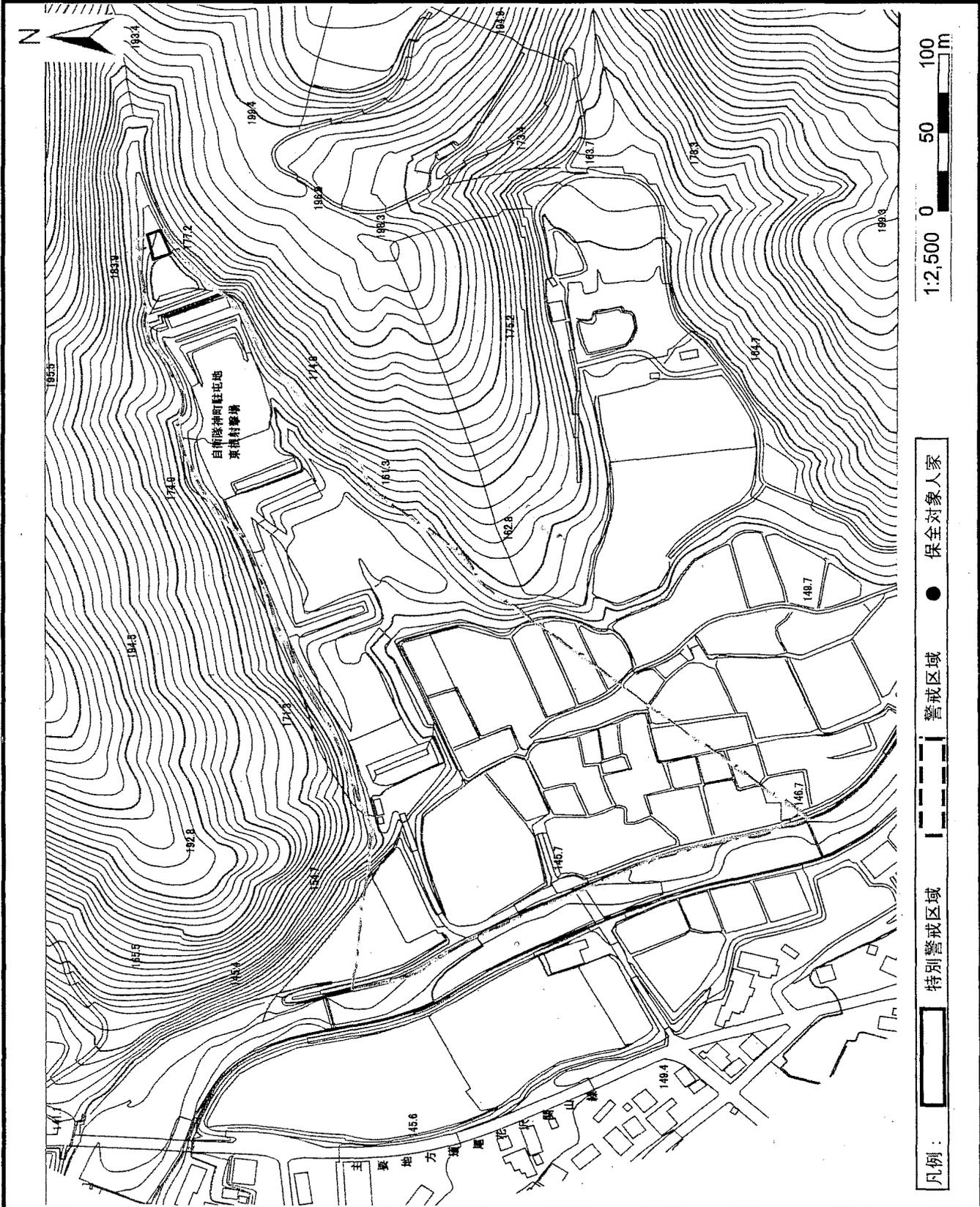
# 土石流危険地区

一連番号	40	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-38	地区名	大木沢
危険箇所名	大木沢山			所在地	東根市東根字大木沢		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )			危険区域 指定年月日	平成	年	月 日



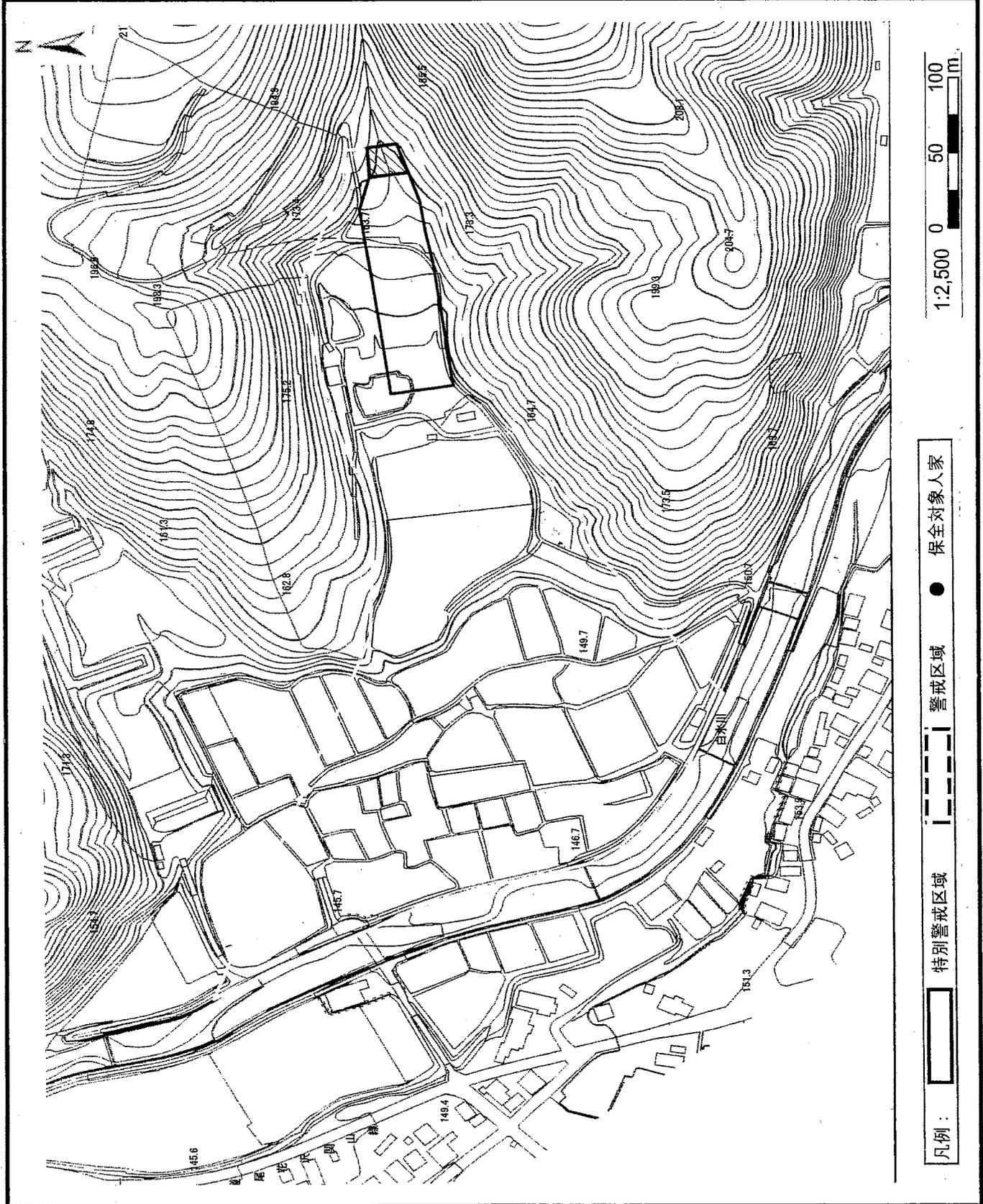
# 土石流危険地区

一連番号	47	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-45	地区名	中川原
危険箇所名	中川原沢1			所在地	東根市東根字中川原		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )			危険区域 指定年月日	平成	年	日



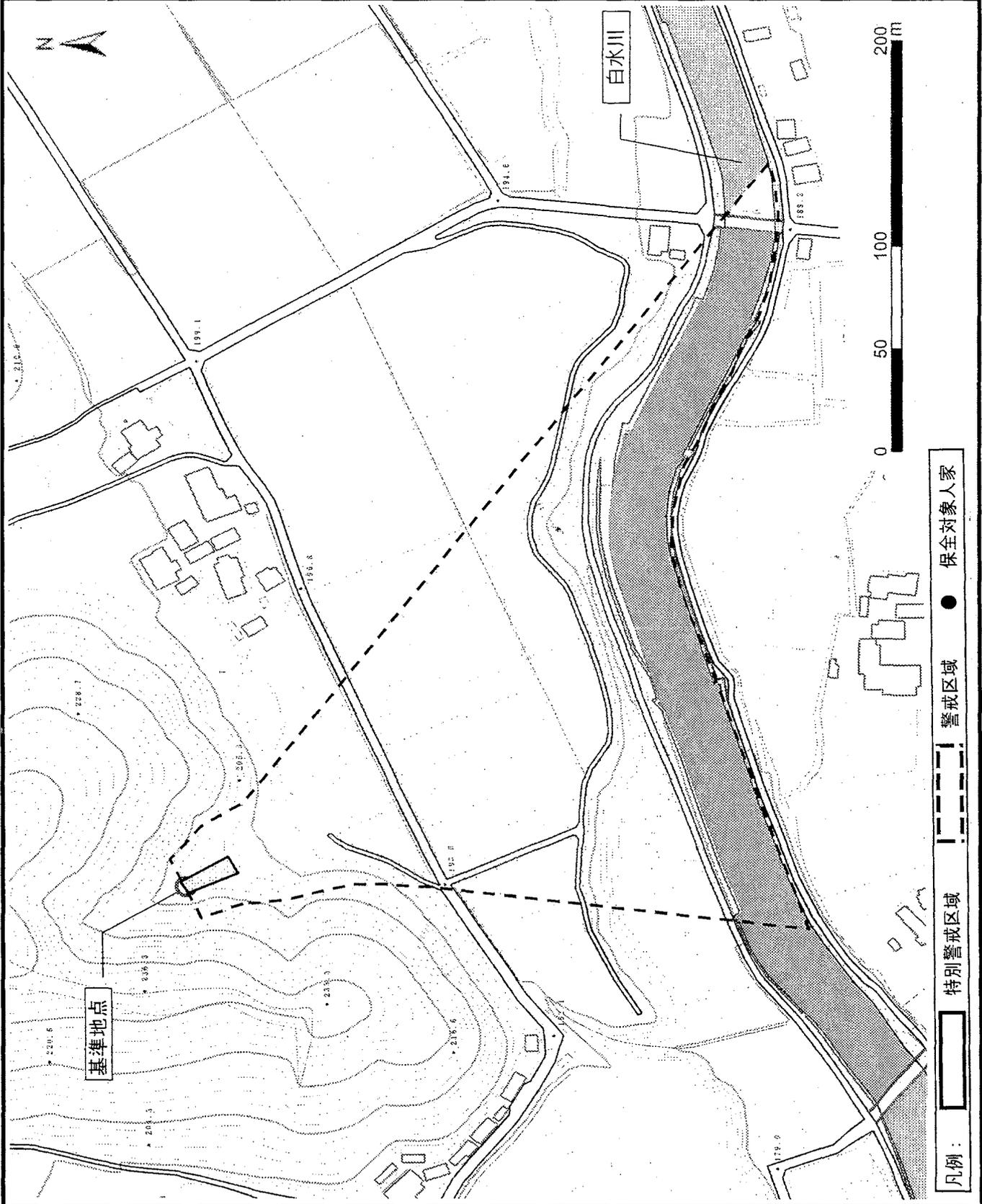
# 土石流危険地区

一連番号	48	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-46	地区名	中川原
危険箇所名	中川原沢2			所在地	東根市東根字中川原		
保全対象人家戸数	0 (特別警戒×0 ・警戒×0 )				危険区域 指定年月日	平成	年 月 日



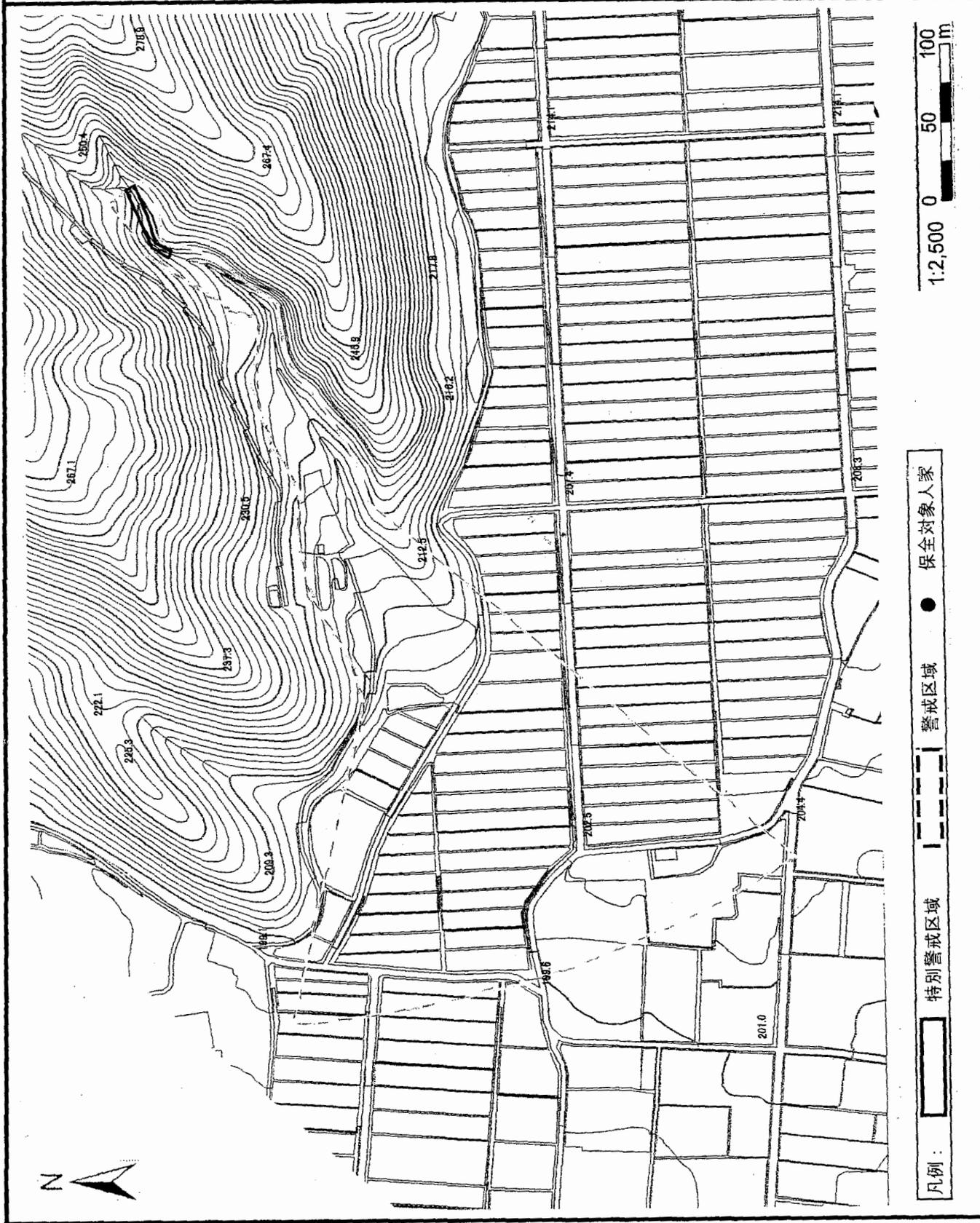
# 土石流危険地区

一連番号	49	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-47	地区名	泉郷（金黒沢）
危険箇所名	金黒沢			所在地	東根市泉郷字金黒沢		
保全対象人家戸数	0（特別警戒×0 ・警戒×0）			危険区域指定年月日	平成	年	月 日



# 土石流危険地区

一連番号	50	危険箇所の種類	Ⅲ	危険箇所番号	20-48	地区名	泉郷(山崎)
危険箇所名	山崎沢			所在地	東根市泉郷字山崎		
保全対象人家戸数	0(特別警戒×0・警戒×0)				危険区域 指定年月日	平成	年月日



東根市地域防災計画資料編

---

昭和 38 年度 策 定  
昭和 43 年度 一部修正  
昭和 57 年度 一部修正  
平成 3 年度 一部修正  
平成 8 年度 一部修正  
平成 14 年度 全面修正  
平成 17 年度 一部修正  
平成 21 年度 全面修正  
平成 25 年度 一部修正  
平成 28 年度 一部修正  
平成 30 年度 一部修正  
令和 4 年度 全面修正  
令和 7 年度 一部修正

---

東根市総務部危機管理室 〒 : 999-3795 山形県東根市中央一丁目 1 番 1 号

 : 0237-42-1111 内線 3320. 3321. 3322

 : 0237-43-2413

---

